

江戸時代前期の喧嘩口論事件の処理に関する

歴史社会学的考察

——盛岡藩と加賀藩の事例を中心に——

コルネーエヴァ スヴェトラーナ

博士（学術）

総合研究大学院大学  
文化科学研究科  
国際日本研究専攻

平成二十五年（2013）

## 目次

序章 本論の目的	4
第一節 本論の目的	5
第二節 問題の所在	6
第三節 本論の視座・方法と史料	10
第四節 論文の構成	12
第一章 中世期～近世期の刃傷事件処理法に関する主な学説の整理	14
第一節 喧嘩処置をめぐる歴史学の先行研究	16
第二節 喧嘩処置をめぐる法制史学の先行研究	26
第二章 盛岡藩と加賀藩の法制と職制の概要	32
第一節 盛岡藩の歴史、刑政、職制	33
第二節 事例分析に使用した盛岡藩の史料の紹介	42
第三節 加賀藩の職制	44
第三章 盛岡藩および加賀藩の刃傷事件の処理法	46
第一節 双方が生き残った場合の両成敗的な処置	48
第二節 一方が生き延びた場合の成敗的な処置	52
第三節 当事者のうち、片方のみが処罰されるケース	58
第四節 当事者双方の処罰が同一でないケース	62
第五節 刑の軽減・御免、内済といった処理	67
第四章 盛岡藩と加賀藩の喧嘩事件処理にみられる「乱心」認定	73
第一節 減刑事由としての乱心	74
第二節 減刑事由にならなかった乱心	85
第五章 盛岡藩と加賀藩の喧嘩、刃傷沙汰の処理の特徴	91
第一節 喧嘩両成敗的処置の適用について	92
第二節 刃傷事件における負担の度合を考慮した処罰	96
第三節 乱心認定の適用と不適用	97
終章 歴史社会学的考察	100
第一節 事件の認定について	101
第二節 処置法のタイプと割合	103
第三節 喧嘩両成敗の適用と身分制度の関係	106

第四節 今後の課題	107
注	109
主要参考文献	113
図表編	122
図 1 南部藩通別代官所在地を示す地図（藩法研究会編〔二〇〇六〕所収）	122
表 1 喧嘩口論刃傷事件のリスト（盛岡藩『刑罪』の記録をもとに筆者による整理）	123
表 2 喧嘩口論刃傷事件のリスト（『盛岡藩雑書』の記録をもとに筆者による整理）	127
表 3 喧嘩口論刃傷事件のリスト（『加賀藩史料』の記録をもとに筆者による整理）	130
表 4 処理法のタイプ別件数〔個〕	132
表 5 処理法のタイプ別割合〔％〕	132
資料編	

序章 本論の目的

## 第一節 本論の目的

本論は、江戸時代に起きた盛岡藩と加賀藩の喧嘩・刃傷事件の諸事例を題材に、それらの事件がいかなる方法によって処置されたか、そして、処罰の対象者および処罰の身分がいかなるものであったかを解明することを目的とする。具体的には、藩権力が喧嘩口論事件をどう処理したかについて分析と考察を行う。

それらの事例分析を通じ、江戸時代前期における盛岡藩と加賀藩の法慣習の特徴をいくつか提示すると同時に、個別の事例から見えてくる、喧嘩口論事件の処理法の実態の解明を目指す。

考察を進めるに当たり、本論では「喧嘩」と「刃傷」という語を以下のような意味で用いる。

まず、「喧嘩」について説明しておく。この語は「鬭争」や所領相論、水論、境界論などの「争（相）論」など集団間の抗争を指し示すこともあれば、個人対個人の衝突、例えば道中での騒ぎ、悪口を発端とした物理的な衝突など、少人数による小規模ないさかいを意味することもあり、幅広い現象を包含している。

そこで本論では「喧嘩」を後者の意味、主に二者間、多くとも数人の間に起きた衝突という狭い意味において取り扱う。つまり、考察の対象となるのは、当事者すべてを個人名まで特定できる、個人対個人で繰り広げられる衝突である。右の理由により、加害者の特定が不可能な辻斬りや闇討ちも分析の対象から外している。

二人の人間が何らかのトラブルをめぐって衝突をした結果、両者共に無傷で済むこともあれば、一方あるいは双方共に傷を負う、時には死傷にまで至ることがある。本論がとりわけ対象とするのは、片方もしくは双方共に生き延びたケースである。身分については、衝突した両者が同じ身分の場合、異なる身分の場合、いずれの事例も取りあげる。

なお、本論において「鬭争」や「争論」といった用語を用いる場合も、その意味は右に定義した狭義の喧嘩を意味している。

また、「喧嘩」は、鬭争事件を指す語として、実際に史料上に頻出する。論旨が曖昧になるのを避けるため、引用史料以外の部分においては、両成敗的な処置の対象とされた公的認定を受けた「喧嘩」と区別して、単に武力行使を含む鬭争事件を指す際は「刃傷」という中立的な用語を使用する。

「刃傷」とは、狭義には殿中で刃物をもって人を傷つけることを意味するが、広義では

殿中に限定されず刃物で人を傷つけることを意味する。本論でいう「刃傷」は後者の意味で用いられている。

本研究において筆者は三つの領域の方法論ないし観点を適宜援用することを心懸けた。第一に、江戸時代前期に起きた盛岡藩と加賀藩の刃傷事例を対象とし、史料分析を考察の基礎とするという「歴史学」的観点。第二に、刃傷事件の処理法を中心とする当時の法規定に目を向け、法制の整備という視点に立つという「法制史学」的観点。そして第三に、喧嘩両成敗や乱心扱いといった特定の処置法を当時の社会における一種の文化（注1）として捉える文化的な視点であって、特に第三の視点は処置法の分類を視野に入れている意味で「文化社会学」的観点といえるだろう。

以上、「歴史学」、「法制史学」、「文化社会学」の三つの観点から、刃傷事件の処理法の実態追究を試みたのが本論である。

## 第二節 問題の所在

次章において本論に関する主な先行研究についてやや詳しく整理するので、本節では、それらの先行研究を参照し「喧嘩」処置の歴史を概観しながら、これまでの研究の問題点を指摘するとともに本論の課題を述べることにしたい。

本論の定義する「喧嘩」、すなわち喧嘩両成敗法と結びつく「喧嘩」について、最初に本格的な分析を試みたのは三浦周行（注2）であり、その成果は『法制史の研究』（一九二〇）にまとめられている。三浦はこの現象の発端を武士という階級・身分の発生・発展と直接的な関係をもつものと理解した。

三浦の見解を紹介する前に、武士の台頭と武家政治の発展、並びに争いの扱いについて概説しておきたい。

平安時代中期以降、地方荘園の管理を任され、侵略から守るために常に武装せざるを得ない領主と、京都から国司として派遣される朝廷権力筋に近い軍事貴族が主従関係を結ぶことで、武士は組織化していった。これが、イエ（武家）を支配単位とする、いわゆる武士団であった。そして、各地の武士団を統べた源頼朝を長とし、文治元（一一八五）年に武家の政権が、鎌倉幕府という形で誕生するのである。

鎌倉幕府は当初、東国を中心に支配していたが、力の及ぶ範囲が徐々に広まっていき、

承久の乱を契機に全国支配に至った。その統治は荘園公領制に基づいていた。幕府は、御家人となった武士に地頭職を授け本領安堵を行う。これは、御恩と奉公をもって武士の利害を図った政権である。

その結果、荘園制はより複雑になり、境界争いが頻発した。それに加え、私戦、すなわち武士団対武士団、または武士対武士の私的な闘争も増加した。このような抗争・闘争の激化を受けて、幕府が争いの規制に乗り出すのである。

以上のことをふまえて、三浦の主張に目を向けよう。三浦によれば、中世武家政権による私戦の規制動向は、通時的・段階的に以下のように示すことができるという。

個人的な抗争のうち、言い争いや酔った勢いで生じた殺害の場合は死刑か流罪とし、かつ財産を没収することは、鎌倉時代中期に制定された『御成敗（貞永）式目』第一〇条、「殺害刃傷罪科事」に明文化された。『同』第十二条、「悪口咎事<sup>あっこう</sup>」には、争いの元となる悪口を禁止し、重大な悪口は流罪、軽い場合は入牢とすることが盛り込まれた。これにより、それ以来、物理的な衝突の発端となる悪口は犯罪として扱われることになった。

戦闘・抗争の抑制は、南北朝期、貞和二（一三四六）年二月に定められた「故戦防戦法」をもって、さらに進む。鎌倉時代以来、争いを意図的に仕掛ける行為を「故戦」、それに対する防衛は「防戦」と呼ばれていた。この法は、私的な実力行使に訴えた「故戦」者を、有理無理を問わず厳罰に処し、実力行使を抑えるために設けられた。故戦防戦法が制定された初期は、「防戦」者に関しては、非があるならば「故戦」者と同罪だが、理があっても処罰の対象とすべきだと記された。さらに、時代が下がるにつれて、防戦者の罰が重くなつていった。ただし、この故戦防戦法の適用範囲は、領地をめぐる紛争、いわゆる堺相論に限定されていた。

この故戦防戦法の思想は、室町・戦国期に制定された「喧嘩両成敗法（注3）」に受け継がれた。闘争に関わった双方の理非を糺明せず、両方平等に処罰することがこの法の条件である。

この背景には、争いが絶えないなかで、為政者側において喧嘩の事情を細かく吟味し最も公平な裁決をすることが困難で煩瑣であるという事情があった。喧嘩両成敗法の目的は、故戦防戦を問わず、喧嘩そのものを否認して、当事者双方を罰して闘争の消滅を図ることにあった。そうになると、防戦者にとって罰を逃れようと思えば、上位者に保護を求めることしか手段が残されていなかった。幕府は喧嘩両成敗を威嚇的に用いることで、闘争を未然に防ごうとしたのである。

以上のような中世期の展開をまとめると、鎌倉・室町期を通じ、私戦が依然として跡を絶たなかったのに対し、戦国期は、戦国大名が「喧嘩両成敗法」などをもって強力な統制・禁圧を加えたことが分かる（注4）。

ところが、江戸時代になると、赤穂事件の四十七士の吉良邸討ち入りなどの例外を除き、武士団対武士団の私戦はほとんど跡を絶ち、個人的な私闘の方が多くなった。徳川幕府は「喧嘩両成敗法」をもって、私的な闘争の解決に臨んでいたとされている。

しかし、藩ごと、地域ごとに処理法に差が生じ、全国的に一定していなかった。三浦も注目したように、これは喧嘩口論事件の処理における近世期の特徴となっている。

三浦が提示した、喧嘩両成敗法の歴史に、批判を加えた成果として重要なのは、勝俣鎮夫の『戦国法成立史論』（一九七九）である。勝俣は、喧嘩に関する法には「喧嘩（決闘）型の法」と「両成敗型の法」の二つが存在していたと論じた。

決闘型の法は、喧嘩を当事者本人の決闘によって処理し、領主権力が裁許に介入しないという法で、『毛利氏掟書』、『結城氏新法度』などに見られる。両成敗型の法は、勝手に闘争に及んだ双方を罰することで自力救済行為としての私的復讐を絶ち、復讐を大名権力の成敗に委ねることを目的としている。

喧嘩型の法はやがて両成敗法に転換していく。ただし、両成敗法が「天下の法度」として定着した後も、喧嘩型の法を維持している武家があった。例えば、『板倉氏新式目』、『吉川氏法度』にそれは認められる。また、伊達氏や結城氏は両成敗法への傾斜を見せながらも故戦者の罰を防戦者より重くする故戦防戦法を採用していた。しかし、それらは例外と理解すべきであり、全般として、喧嘩は禁止される傾向にあった。

両成敗法にのみ焦点を絞った三浦の研究に対し、それとは異なる処理法に着目したこのような勝俣の主張に、筆者も同意を示したい。

しかし、三浦・勝俣の議論によっては、近世における刃傷事件処理の実態を十分に説明することができないと、筆者は考える。

例えば、『法制史之研究』のなかで、三浦は、戦国期において喧嘩両成敗は「天下の大法」として規定されていたものの、三つほど除外例があったと指摘しているが、そのうちの一つは、町人百姓の喧嘩であって、この身分の者同士が喧嘩を起こした際、致死に至らなかった場合、両当事者は科料、すなわち罰金に処されるのみで、厳罰が科されなかった、と述べている。また、異なる階層の喧嘩について、江戸時代には武士と町人もしくは百姓との喧嘩については「斬捨御免」が適用され、前者が処罰されなかった、と論じている。し



かし、この例外の具体的な適用について、三浦は詳しく触れていない。

しかしながら、本論で明らかにされるように、江戸時代前期の盛岡藩では、百姓同士の喧嘩であっても双方に対する処分は罰金で処理されていたわけではなかったのである。また、盛岡藩の事例を見る限り、異なる身分の者が喧嘩をした際、武士が特段優遇されていたという事実も確認することはできなかった。よって、科料や「斬捨御免」の適用については再考が必要と思われる。

ところで、喧嘩両成敗法が唯一の手段ではなかったという勝俣の指摘は重要であるが、両成敗法以外の処理が決定される具体的な過程について十分に議論されているわけではない。この点については、本論の事例分析をもって幾分か補えるのではないかと考えている。

また、勝俣は、喧嘩両成敗の目的は、喧嘩口論を未然に防ぐための威嚇よりも、闘争を大名権力の成敗に任せるべきという原則に背いたための罰で、喧嘩の解決を支配者側の裁判権に吸収させることが第一の目的だったと述べている。つまり、自力救済に及んだがために両成敗という処分を受けた、という論理になるであろう。そうならば、故戦者のみを重く罰すれば、勝俣のいう支配者側の目的が十分達せられるのではないかと考えられるのではなからうか。ところが、勝俣の主張は、本論の事例分析から明らかになった、防戦しなかった側がある程度罰するという事実と相容れないのである。したがって、闘争処理法の目的については再検討が必要と考えられる。

なお、関連して、最近の成果として、清水克行の『喧嘩両成敗の誕生』（二〇〇六）にも言及しておきたい。清水は喧嘩両成敗のルーツは戦国時代以前から存在した「衡平感覚」に求められることと、両成敗法は中世社会において唯一絶対のものとして優先していたわけではなく、他の解決法が採用されにくい時の究極的な処理法だったと主張している。この指摘は本論にとって有益である。

ただし、喧嘩をした当事者の一方が落命した場合に、残る一方を死刑とする処置を「相殺主義」に基づいているといいながらも、それを「両成敗」と清水が呼んでいることに対しては、筆者はいささか疑問を持っている。

以上、本論の目的と関わりのある主要先行研究について個別に問題点を挙げたが、それらに共通して指摘できるのは、中世期の両成敗法を考察の主な対象とし、近世期に起こった喧嘩刃傷事件の処理、とりわけ両成敗法の適用を問題とする試みが少ないという点である。

従来の研究によってたつならば、明文化こそされてはいないが、喧嘩両成敗法は近世に

なってもなお、処理法として一般的だったと考えられる。この認識は自明のもののように定着してきたが、筆者はこれに対して疑義をもっている。喧嘩両成敗という処理は近世において、果たして一般的だったのだろうか。

また、もう一つ疑問に思う点がある。定説では、喧嘩両成敗は武士身分の者が適用され、多くの場合は死刑をもって責任を負わされたとされている。対して、町人百姓が喧嘩をした場合、双方が罰金で済んだとされていることである。これも果たして正しい捉え方といえるのだろうか。

右の問題意識に基づき、本論では以下の三点を具体的な課題とすることにした。

- ① 刃傷事件が「喧嘩」と見做されるにはいかような条件が必要だったのか。
- ② 江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩において、喧嘩刃傷事件の処理法は喧嘩両成敗だけだったのか。刃傷事件が「喧嘩」として見做されなかった場合の処理法にどのようなものがあったのか。
- ③ 喧嘩両成敗は武士身分の者のみに適用されたのか。

### 第三節 本論の視座・方法と史料

前節で挙げた課題を解明するために、筆者は、喧嘩刃傷事件の処置に当たって、制度レベルの「両成敗」原理は、現実レベルにおいては絶対的なものではない、すなわち刃傷事件の処理法は必ずしも「両成敗」のみではないと仮定し、具体的な事例の分析を通じてそれを検証することとしたい。その際、事例分析は、刃傷事件がどのように「認定」されるかという視点から行うことにした。

これまでの先行研究の多くは、刃傷事件を自明のごとく「喧嘩」と見做し、喧嘩両成敗が科されて当然だというアプローチをとってきた。これはすなわち、両成敗という結果に終わる事件のみ拾いあげるといふやり方である。これに対し、筆者はまず、事件の認定プロセスに注目し、事件の認定内容によって、両成敗以外の処理法が適用される場合の事件まで対象とする。とりわけ、「喧嘩」認定と「乱心」認定のそれぞれに注目し、先行研究が見落としてきた問題について考察する。

乱心（注5）とは一種の精神異常で、正常な判断ができない精神状態を指す。乱心者による殺害や重罪がどのように裁かれたかについては法制史などの分野で研究が集積してい

る。しかし、「乱心」認定を喧嘩両成敗の適用と関連させ、喧嘩両成敗を避ける方法として「乱心」認定があったことに着目した研究は、管見の限り、本論が最初である。

また、多くの先行研究は法規にあまりに目がいきすぎて、具体的なデータを精査して実証的に議論する試みはほとんどなされてこなかった。そこで、本論ではトラブルの質的な分析を試みることによって、喧嘩観および刃傷事件の処置法の解明に近づくことを目指した。

本論で焦点となっている、刃傷事件の処置をめぐる問題は、喧嘩の規制を前提とした広い意味での「暴力の規制」という枠組みに属する。

この問題はこれまでの研究において、公的な秩序の確立を目指す公権力ならびに法整備の観点から扱われ、為政者側の強権による紛争の制圧志向として主に解釈されてきた（注6）。

しかし、本論では視点をやや広げ、各藩の藩主や直接事件の裁定を手がける奉行職などの公権力の意向を汲む一方で、紛争に巻き込まれた当事者とその周りの認識のあり方も可能な限り考察していく。つまり「公」と「私」両方の立場の意図に注意を払うこととした。それによって刃傷事件の処理方法、特に近世前期に起きた事件の処置に関する理解が深化するはずである。

本論は、これまでの研究が見落としてきた問題に対し、多くの事例の分析をもって答えを探ろうとしている。具体的にいえば、両成敗に至るまでの過程と、両成敗にならない処理を明らかにするため、事例が語っているものから問題の糸口を拾いあげようとしている。その際、とりわけ為政者側が一つ一つのトラブルをどのように裁決したかに焦点を合わせ、処理の仕方を検討している。

事例の性質について説明しておこう。事例は盛岡藩と加賀藩の史料から拾い出したものである。いま少し具体的に、盛岡藩については、『刑罪』と『盛岡藩雑書』の膨大な記録から口論および武力行使に及んだ闘争事件を計七八件抽出した。なお、両書については第二章第二節で、その概要を紹介した。

加賀藩については、『加賀藩史料』からは計二〇件の該当事例を抽出した。盛岡藩の事例と合わせると、合計九八件が分析対象である。

両藩から抽出した事例の時期は、正保年間から宝暦年間（一六四四年～一七六四年）までである。分析は抽出事例の多い盛岡藩について重点的に進めた。加賀藩の事例は適宜、補助的に用い、可能な限り盛岡藩と比較するように心がけた。

なお、盛岡藩と加賀藩の事例に注目したのは、近世前期をカバーする刑罰関係の記録が豊富に、まとまった形で残っているからである。前述の三資料には刃傷事件の処理法の過程が記されている事例が多く、処理法の実態を読み取る良質な材料が揃っている。また、盛岡藩は江戸幕府から遠いという地勢的な特性があるため、そこで独自の法慣習が展開する可能性が極めて高いと予測できる。先行研究のなかに、盛岡藩を含め、事例を挙げて議論した研究（例えば、谷口〔二〇〇七〕）は見られるが、本論のように、まとまった事例を分析する試みはなされていなかったようである。したがって、本論のみるべき点の一つは、口論・刃傷事件を抽出し、一〇〇近くのケースを分析していることに求められるだろう。

#### 第四節 論文の構成

本章の最後に、本論文の構成を説明する。本論は七つの章に加え、図表編、主要参考文献、事例集となる資料編を付した。

まず、序章では本論で考察する主題について記す。第一節で本論の目的を明記し、第二節では刃傷事件の処置に関係する主な先行研究の紹介を交えながら、その成果と見落とされた点を挙げた。第三節は本論の視座と方法と史料について述べた。そのなか、事例研究を通して明らかにしようとする三つの課題を明記した。

第一章では、中世期から近世期までの刃傷事件の処理法に関する主な学説の整理を行った。

第二章は盛岡藩と加賀藩の裁判制度と職制、および事例を抽出した史料の性格を概観するものである。第一節では盛岡藩の歴史、刑政、職制を中心に藩の特徴を概略した後、第二節では『刑罪』と『盛岡藩雑書』を紹介した。第三節では、盛岡藩との比較に備えるため、加賀藩の主な職制と裁判の流れを取りあげた。

序章で挙げた具体的な課題に答えるため、第三章と第四章は事例分析に当たった。第三章では、事件の喧嘩認定の有無という視点から、盛岡加賀両藩の事例分析を通して、両成敗とそれ以外の処理とに注目し、刃傷事件の裁き方の実態を追究した。具体的に、第一節は両成敗的な処置、第二節は成敗的な処置、第三節は当事者のうち片方のみが処罰された例、第四節は当事者双方の処罰が同等ではない例、そして第五節は刑の軽減・御免・内済といった処置を分析対象とした。この章では合計二四件のケースを細かく扱った。

第四章では、乱心認定の有無が左右する事件決着のあり方を対象とした。第一節では両藩の事件七件を題材とし、減刑事由としての乱心適用に焦点を当てた。第二節では事例を三件取りあげ、乱心が減刑事由にならなかったケースを分析した。

第五章では、第三章と第四章の事例分析から明らかになった事実を受けて、盛岡藩と加賀藩の刃傷事件の処理の特徴についてまとめた。第一節では喧嘩両成敗の処置が適用される条件、とりわけ喧嘩認定について述べた。第二節では当事者双方の処罰が非同一となったケースを、当事者による喧嘩への関与の度合と情状酌量の観点から説明してみた。第三節では、乱心認定の条件を考察対象とした。

終章では、序章で設問した三つの課題に答えるべく、刃傷事件の処理をめぐって、江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩で確認できた傾向について歴史社会的な考察を行った。第一節では、刃傷事件の処理過程を左右する認定の仕方に注目し、喧嘩として認定される条件と喧嘩以外の認定について考えた。第二節では、喧嘩両成敗を始め、他の処理法の割合を定量的なデータで示し、江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩での刃傷事件処理の実態について解釈と推論を呈した。第三節では、喧嘩両成敗と身分制度の関係について注目すべき点を挙げ、第四節では今後の展望について述べた。

第一章 中世期～近世期の刃傷事件処理法に関する主な学説の整理

はじめに

日本での喧嘩の処罰といえば、理非を判断せずに双方を同等に罰するという「両成敗」がその典型処置であるように、一種の固定観念として一般的に受け止められてきた。この法は実に興味深い要素を多分に含んでいるので、これまでに多くの研究がそれを対象としてきた。

しかし、この処理法ばかりに注目が集まり、それを過大評価する傾向にあったということもできる。近年ではこの点に鑑み、両成敗の位置づけをめぐって、再検証の作業が歴史学や法制史などの分野においてなされている。

本章では、両成敗法および喧嘩それ自体の扱いに関する主要な先行研究をいくつか挙げたうえ、これまでの主な学説を整理し、本論の前提としたい。

喧嘩両成敗法に関する議論の整理はこれまでもなされている。

例えば、河野恵一は「自力救済とその規制——喧嘩両成敗法」『暴力——比較文明史的考察』(二〇〇五)において、自身の問題意識を『喧嘩両成敗法』に関する研究史を整理し、その到達点を明らかにした上で、今後の研究深化にあたって重要と思われる論点を提示する「ことにあるとしている(河野二〇〇五・一一四)。

河野による研究史の整理では、法制史の視点から初めて喧嘩両成敗をめぐる観念にアプローチした三浦周行の議論から出発し、次いで、それを現在通説とされている勝俣鎮夫の見解と比較し、さらに羽下徳彦、服藤弘司、辻本弘明、石井紫郎、畠山亮、石母田正等の成果と限界をまとめている。詳細な議論は河野(二〇〇五)を参照されたいが、ここでは重要な論点のみに触れておくことにしたい。

河野は、先行する研究において論点となっているのは、端的にいうと、「両成敗法」の定義と中身であると指摘している。三浦による定義と勝俣の説は、「喧嘩両成敗法」における「喧嘩」を直接的物理的暴力の行使を伴うものであるとし、またそのような意味での「喧嘩」を行った当事者に対して理由の如何にかかわらず制裁をなすことについては共通していると見ている。

双方における相違は、その制裁の内容の規定の仕方にある。三浦の考察は、その後の研究においてさらに深められ、両成敗法について新たな要件が付加されることになった。

河野は、三浦のものを仮に「広義の両成敗観念」、現在のものを「狭義の両成敗観念」としておくならば、「研究深化の過程において、『両成敗』観念は、理由の如何を問わず単に

両当事者を処罰する、という『広義の両成敗観念』から、理由の如何を問わず双方当事者に同一の処罰を科す、という『狭義の両成敗観念』へと、いわば概念として『純化』された」と見ている（同：一一七―一一九参照）。

それでは、最新の研究成果を含め、両成敗法をめぐる主要な議論をみ見みよう。第一節では歴史学者、第二節では法制史学者の議論を取り扱う。

### 第一節 喧嘩処置をめぐる歴史学の先行研究

#### (一) 三浦周行による喧嘩両成敗に関する考察

両成敗法に対し学術的な分析を最初に試みた三浦周行の見解は『法制史の研究』（一九二〇）において発表された。三浦が提示した議論の要点をまとめると、次の通りになるであろう。

三浦は喧嘩両成敗を「無法の裁決」、「不条理」としながらも、その研究は法の論理の問題の観点からしても重要であると述べた後、字義の説明から議論に入る（三浦 一九二〇：九四七―九四八参照）。「喧嘩両成敗」の「成敗」は元々広義には「政務」を意味し、狭義には「制裁」を意味したが、後者は一転してさらに最終最重の制裁である死刑という最狭義を生じさせた。いわゆる「両成敗」は狭義の、つまり双方共に理非の糾明をしないで制裁を加えることを指している（同：九四八―九四九）。

三浦は、「理非の糾明」を行わない点が両成敗の条件であると指摘しているが、この点は後世の研究においても受け継がれている。三浦は、鎌倉武士の闘争観、特に合戦と喧嘩の性質について、これを示す一例として『吾妻鏡』より毛利安左衛門の言葉を挙げている。すなわち、喧嘩は互いの怒りより勇気が出て、死を顧みないものであり、合戦は敵に対する私的な忿（ふん）を元に、ただ忠と義を楯にして争うことである（同：九四九―九五〇参照）。喧嘩は鎌倉時代からすでに抑止の対象になっていた。『御成敗（貞永）式目』（貞永元（一二三二）年制定）はまだ両成敗をもって威嚇する手段として甚だしいものに至らなかったが、喧嘩口論が治安に及ぼす大害を認めて、特にその処分を厳にして、両当事者の理非にかかわらず制裁を設けたことに武家時代の特色が發揮されている（同：九五五参照）。

しかし、貞永式目などをもって幕府の制裁を厳しくしたにもかかわらず、武士団相互の



間ではしばしば私戦が起きて、暴動はその跡を絶たなかった。それによって、鎌倉幕府は文永七（一二七〇）年八月には、御教書を発して禁遏に努めた。しかし、弊害が容易に矯正されることがなかったので、貞和二（一二四六）年二月、室町幕府はその追加において、まず戦を挑んだ者（故戦者）は理があっても罪があるとして、戦に応じた者（防戦者）は理あれば免じ、なければ故戦者と同罪に当てることとし、同年一二月には、これを法令として定めている。これがいわゆる「故戦防戦法」である。三浦は故戦防戦の規定を次のように解説している。すなわち、双方が同時に闘争した場合においては、まずその理非を糺決し、故戦と防戦とによって処分を異にすることとなった。ところが、その後、観応三（一三五二）年九月に幕府はさらに追加を發した。すなわち、故戦と防戦は同罪と見做し、共に理非を問わずに処分することとなったのである（同：九五六―九五八参照）。ただし、その条は土地に乱入した場合の処分についてのみに対象を限定していた。

両成敗法の法理について、三浦は次のように説いている。すなわち、理非を問わずに双方を処罰することは両成敗に他ならない。貞永式目の時代、制裁は確かに甚だ武断的なものだったとはいえ、理非の糾明を廢していなかった。しかしながら、双方の口実を聞き、喧嘩の事情を細かく見て最も公平な裁決を下すのは、普通の人にとっては難しい。一度処分を誤れば、ますます紛争が深まり、そうなったら失意者の怨恨を免れるのは容易なことではない。罪を双方に嫁して、感情の融和を図る必要もあつたに違いない。さらに、南北朝の紛争が続いていたなか、幕府はその統御に苦しみ、遂に両成敗の法を設け、それを断行するに至つたのであつた。その理由は、たとえ他人と争うことになつても、それを幕府に訴えてその裁決を仰ぐべきで、それにもかかわらず敢えてこの手続きを履まずにほしいままに暴力に訴え、敵を屈服させようとするのは不法の甚だしいものである、ということにあつた（同：九五九―九六〇参照）。

防戦者については、不正の行為によって自ら招いた結果なら仕方がないが、正当の防衛の場合はその罪を論じるべきものではない。幕府はこのことが分かっているととしても、もし武力行使を許せば、争訟が常に絶えないために、絶対的に喧嘩そのものを否認して、故戦か防戦かを問わず、共に当事者を罰して紛争の消滅を図ろうとしたのである。そうなる、防戦者にとつてはもし罪を免れようと思えば、迫害にあつても抵抗を避けて、上司の保護を仰ぐ手段しか残されない。

幕府はこの苛重な威嚇によって、故戦と防戦とを決めること以外の理非を推断するといつた労を省くことができるようになった。かつまた、両成敗を規定して一般に頒布すれば、

人々はその適用に慣れて、敢えて不服を唱えないに至るのみならず、同情を一方に寄せる者に対してもまた憎悪の情を緩和し、ひいては局面を一新する効果も狙えたのであった(同：九六〇参照)。

両成敗法が敷かれた背景は、右のようなものである。次に、戦国時代において両成敗法がいかに適用されたかに関する三浦の論考に移ろう。時勢の要望に応じ、幕府を始め、諸国の領主も大いに両成敗法を適用し、法律に、高札に、これを採用しないものは少なかつた。興味深いことに、両成敗法の除外例が存在した。主な除外例として、①双方の死傷者を調査したうえで負傷の多い方を「勝」とすることや、または当事者間で処理させ、公裁を一切煩わさないこと、②開港場における日本人と外国人の喧嘩(その理非が半分である場合に外国人の「勝」とした)、③町人百姓の喧嘩(これに関しては科料に処した)、が挙げられている。さらに、「帳消し」(双方とも死亡しているケース)も両成敗法の除外例として見做されている(三浦 一九二〇：九七一―九七二；「一九二五」一九七三：二八九参照)。

戦国時代における両成敗法の特徴について、三浦は次のように述べている。社会の大部分が戦争に巻き込まれているなか、一々その理非を糾決し難い事情があった。その結果、闘争に関しては全く干渉を避けようと、喧嘩はすべて当事者間の解決に任された。つまり、この態度は復讐を認め決闘を許すものだった。これは非制裁主義に当たる。しかし成敗主義になると、喧嘩の当事者を糺明しないで、均しく処罰しようとする。そういった意味で両成敗法は制裁主義に基づいているのである。刑の軽重を異にする例もなかったとはいえないが、多数はこれを無視して、両者を同罪とすることに傾き、しかもその多くは斬首に処そうとし、もしこれが赦されればそれは特別の恩恵と見做されたのである(三浦 一九二〇：九七四―九七五参照)。この記述から、三浦が両成敗的な処置として、両者に対する処罰の自身は必ずしも同一である必要がないという考えをもっていたことがわかる。この点で後世の、特に後述する勝俣の見解との違いが見られるのである。

両成敗を立法した者の意図は威嚇にあった。苛刑によって恐怖の念を社会公衆に与え、将来続出すべき同一の犯罪を断絶しようとするに努めたのである。闘争を仕掛けた人が「曲」、それに応じなかった方が「直」(「曲」の反対)と見做されたので、闘争に関しては仕掛けられた方は堪忍を強いられた。いかなる迫害に遭っても、それを忍ばざるをえなく、さもなければ正当の防衛も認められない。つまり、両成敗法の本質は喧嘩を防止することにあった(同：九七六、九七八参照)。

では、江戸時代において両成敗的な処置を確認することができるのか。三浦によると、

江戸時代となると、社会の状態が一変して、両成敗の必要が減った。初期における軍令法度は両成敗を採用していた。しかし、江戸幕府の法規を通じて観察すれば、この規定は少ししか見当たらない。御定書百箇条を初め歴代の高札などにおいて、その明文を見ることは極めて少ない（同：九七九―九八〇参照）。

江戸幕府は両成敗を明文化はしないものの、完全に廃しなかった。その背景には、復讐の念、怨をもつての敵視の存在があったからである。江戸時代は、当事者の処分を異にすることがあった時、仇を禁止する文言を刑罰の言い渡し文に盛り込んでいた。また、異なる階級の喧嘩については、三浦は、武士は町人百姓の「慮外者」に対して、「切捨御免」の特許を与えられていた点を挙げ、武士と町人もしくは百姓との喧嘩においては、多くの場合は前者の無制裁で決着がついたと述べている（同：九八一、九八三参照）。

以上、三浦の見解によると、喧嘩両成敗法は江戸時代になっても、なお隠然として社会・人心を支配した。両成敗法は社会の必要に応じて発達してきたもので、脅嚇主義の法律としては戦国時代においてほとんど終わりを告げたとしても、その趨勢は江戸幕府にも波及して、武断政治と共に運命を共にした（同：九八四、九八八参照）。

右をまとめると、三浦は喧嘩両成敗を「天下の大法」と見做し、その目的は威嚇であり、喧嘩の防止にあると見た。両成敗法の本質は、双方の理非を問わずに双方を同等に処罰することにありとされており、処罰の中身は多くの場合は斬首だが、そうとも限らない。江戸時代において、両成敗という処理は完全に廃されたわけではないが、採用が極端に減った。それが特別法として、殿中、城受け渡し、出兵などの非日常的な時に適用された。そして、両成敗法は中世期以後も、慣習法として残っているというのが三浦の見解である。

## （二） 勝俣鎮夫による議論

次に、『戦国法成立史論』（一九七九）において、勝俣鎮夫が展開した喧嘩両成敗法の成立とそれに関する諸問題についての議論を取りあげたい。勝俣はとりわけ、喧嘩両成敗法が「大法」化していくことに注目している。

中世期の人々の性質について、当時は現代人の感覚と異なっており、人々は自己に加えられた侮辱に対し過敏であったことを勝俣がまず挙げている。したがって、このような世界に生きる人々の喧嘩は、原因そのものは些細な事であっても、ただちに血で血をあらう私闘・

私戦へと展開する。喧嘩で蒙った被害に対しては、復讐をすることが彼らの最も強い倫理規範として存在した（勝俣 一九七九：二四七参照）。

右に関連して、当時の名誉意識について、勝俣は興味深いことを述べている。「その闘争は両者の理非にかかわりなく、両者がその報復感情を主観的に満足するまでつづいたのである。喧嘩はその意味で名誉のための闘争であった。また当時の喧嘩は、単に日常生活の場で偶発的に起こる『当座の喧嘩』だけが喧嘩であったのではない。訴訟の原型が私闘であったといわれる如く、紛争解決の手段としての喧嘩（私戦）もなお存在した」（同：二四七―二四八）。

勝俣は、笠谷和比古と同じように喧嘩を「名誉のための闘争」としており、その理由は「両者がその報復感情を主観的に満足する」ものであるという限定付きで捉えている（笠谷 二〇〇一：八五参照）。

また、中世期の喧嘩の大きな特徴は、個人対個人の争いで終息することはほとんどありえなかったとも指摘している。

中世期では相互の関係において、個人とその個人の属する集団は不可分であるという強い社会通念・社会構造が存在していた。仲間に対する攻撃を自己への攻撃として受け止める傾向が見られた。これは中世ヨーロッパのやり方と類似しているが、ヨーロッパの場合はこの集団が親族・系族などのいわゆる「血の紐帯」にある程度限定されていたとされるが、当時の日本では、このような集団の一種の運命共同体的性格は、親族団体のみではなく、武家・貴族・寺社・一揆・芸能、さらには郷村など、あらゆる社会集団の属性として拡大されていったのである（同：二四八―二四九参照）。

喧嘩の和解方式として、何種類かの「大法」と呼ばれる社会的慣習が成立していた。

①下手人（解死人・下死人とも書く。「下手人」の中世の読み方は「げしにん」）の引渡という方法。被害者側において、下手人を処刑する代わりに、下手人の「顔」を見ることによって済ませる、いわば復讐感情を昇華させて儀式的なものに段々転化させている傾向が見られる（同：二四九―二五〇参照）。

勝俣によると、下手人引渡は慣習法として高度に達成したと評価できるが、被害者側は復讐感情から下下手人を殺してしまうケース、下手人引渡を拒否するケースなど、極めて不安定だった。

②戦国期に慣習化された「大法の成敗」の要求で、被害者が属する集団が加害者の属する集団に、加害者の集団内部による処刑すなわち「大法の成敗」を要求し、その執行により

闘争を回避する方法。

この法を分国法に取り入れ、家中の血讐を否定していく方向を示したのが、文龜元（一五〇一）年の細川氏の式条である。喧嘩で親を討たれても、ただちに報復に及ばないで、加害者側に「大法の成敗」を申し入れて解決するように立法している。実質的には両成敗を実現しているが、大名権力の法に吸収され、家中に強制されているという意味では両成敗法の前段階の形態である（同：二五〇参照）。

次に、両成敗法の成立についての勝俣の解説をまとめておこう。諸先学の研究の見解では、両成敗法の本質は喧嘩を禁止し、威嚇によって喧嘩口論を未然に防止することにある。しかし、勝俣はこれを疑問視する。血讐が個人および集団の倫理規範とされている状況のなか、典型的な両成敗法の第一義的な目的は、「自力救済行為としての私的復讐を絶ち、大名裁判権のなかにこれを強制的に吸収することにあつたと思われる」と勝俣は指摘している。つまり、この法は喧嘩の解決を権力の裁判権に委ねることを強制するのが目的だという主張である（同：二五一―二五二参照）。

さらに、勝俣が提供した重要な洞察のなかに、喧嘩に関する法を「喧嘩（決闘）型の法」と「両成敗型の法」とがそれぞれ存在していたことを明記した点を挙げられる。決闘型の法の例として、喧嘩を当事者本人の決闘によつて処理することを定めた文龜三（一五〇三）年の『毛利氏掟書』、『結城氏新法度』などがあり、かなり一般化していたことが想定される。しかし、これもやがて毛利氏の場合のように、「天下の法度」としての両成敗法に転換していくのであるが、ただ「天下の法度」として両成敗法が定着した後も、この喧嘩型の法を保持しているものに『板倉氏新式目』および『吉川氏法度』がある（同：二五五参照）。

決闘型の欠陥として挙げられるのは、被害者側の報復感情が十分に満たされないということである。他方、両成敗型の欠陥は自力救済の觀念が無視される点にあると勝俣はいう。決闘型の法の流れをみると、喧嘩のあり方を限定することを通して禁止の方向をうちだしたものであつた。敵討の公認は同様の発想を元とし、すなわち親に対する敵討に限定し、最も強い復讐の倫理規範を生かすというかたちで公認された。

以上、勝俣の主張をまとめてみると、伊達氏の『塵芥集』、『結城氏新法度』、『六角氏式目』は、両成敗法への傾斜を見せながらも故戦者の罰を防戦者より重くする故戦防戦法を採用している。勝俣は、これらはいずれも防戦者へも罰を課す理由として、その復讐感情を顧慮しつつも、復讐を大名権力の成敗にゆだねるべきであるという原則にそむいたことが罪とされるからだと強調している（同：二五六参照）。

次に『喧嘩両成敗の誕生』(二〇〇六)を著した清水克行の見解に目を向けたい。

清水の議論は、喧嘩両成敗法の形成過程を探るのが目的であって、「特異な法觀念の歴史的な由来を考えるべく、日本の中世期(とくに室町・戦国時代)の社会で起きていたことを追跡する」としている(清水二〇〇六:四、八参照)。

清水は江戸時代における喧嘩両成敗の位置づけについて真っ向から議論していないが、本論における議論と関係する、両成敗法の成立過程と変容に関する重要な指摘が提起されているため、そういった観点から主要な指摘を取りあげることにした。

清水の喧嘩両成敗の定義は、「ケンカした両者に対して、その正否を論ぜず同等の処罰をあたえる」法として、勝侯の定説に立脚していると見ても間違いないであろう(同:四)。

興味深い点として、室町時代と江戸時代の人々の名誉意識の相違点が二点ほど挙げられている。中世期の人々については、「二つには(中略)名誉意識が侍身分に限定されず、僧侶や一般庶民にも共有されるものであったこと、そしてもう一つには、(中略)それがより安易に主君への叛逆にも転化する性格のものであった」と述べている(同:二八)。

後者について、清水は「復讐の正当性」の文脈で、室町期の大名たちは、常に被官の叛逆に恐々としながら生きていたと推測する。被官たちは主従の秩序よりも自身の誇りを最優先する心性をもっており、それに対し、近世大名当主の存在は「家中」という政治機構のなかに明確な職掌としての位置を与えられていた(同:三一参照)。

次に、清水は、復讐をめぐる法と法慣習の一つとして、失われた名誉や財産を公権力に頼らずに自分で回復する「自力救済」を挙げている。中世期において、公権力は「自力救済」を好ましいものと考えていたわけではないが、その行為を一般的慣習に従って黙認していた。そして公的裁判に訴え出るか、自力救済に走るか、その選択はまったく自由であり、復讐は「放任」されていたと見做している(同:四二参照)。

「喧嘩両成敗」については、そのルーツは戦国時代にあるのではなく、もっと前から人々もっている「衡平意識」に求められると強調している。そしてこれまでの研究において、「喧嘩両成敗法」は過大評価されてきたという(同:一〇五参照)。

清水はまた、中世期は当知行主義と文書主義など、多様な価値観が存在していたという。この二つは対立しているように見えるが、人々は時と場によって二つの論理を使い分けた。よって、正義も少なくとも二つ存在していた。訴訟の場でそれぞれ各自自分に都合の良い

方の論理を正当性の根拠として持ち出してくることで法廷は混乱するが、多様な価値が並存しつつも、結果として、全体として調和がとれてしまう。やがて、この二つの正義が拮抗するなか、人々はそれぞれの紛争に応じた対処法——清水のいう「ウルトラC」——を創出していくことになるわけである（同：一〇八—一一〇参照）。

清水は「同等」への強いこだわりをもっていった室町社会において、相容れない「二つの常識」が拮抗し多くの人々が当惑するなかで、「新しい常識」として喧嘩両成敗が次第に受けられていったと解釈している（同：一一六参照）。

中世社会は身分制社会であった。そこには二つの主張が併存していた。被害者の死は加害者一人の死で贖あがなわれるという主張と、被害者の身分が低い場合では、加害者はその地位を失うことでもって十分に罪は贖あがなわれている、という二つ目の主張が存在していた。ここには被害者の死に「相当する」ものを加害者側は失う必要があるという共通認識が窺える。等価への志向はつまり「相殺主義」である。「過手すぎて」、すなわち過剰攻撃は戒める風潮にあり、あくまで双方の主観に基づく「衡平」が求められたのである（同：一一八—一二〇、一二三参照）。

いま一つ、中世社会の人々が志向していたものに、「折中の法」とか「中分の法」と呼ばれる策があった。「折中」や「中分」は、必ずしも数学的な意味での厳密な「二分の一」だったわけではない。双方がとりあえず満足するような欺瞞的な操作を加えたうえの結果なのである（同：一二五参照）。清水は、笠松宏至ひろしの見解、すなわちいずれの側にもなんらかの正しさがあり、また同時に、なんらかの落ち度があるに違いないというのは中世の人々の共通認識であったことを挙げ、人々は双方の主張のあいだをとる「折中の義」を最善策と考えたのではないか、と述べる（同：一二九—一三〇参照）。

清水は、洋の東西を問わず「中世社会を生きる人々にとつては『真実』や『善悪』の究明などはどうでもよく、むしろ彼らは紛争によって失われてしまった社会秩序をもとの状態にもどすことに最大の価値を求めていたようなのである」と力説している（同：一三〇）。

なお、喧嘩両成敗法について、通説ではそれは問答無用に当事者双方に対して両成敗を行うもので、戦国大名が創出したきわめて武断的・専制的な法であるとされてきた。しかし、清水はこの見解に異議を唱えている。すなわち、喧嘩の当事者の一方が落命してしまった場合には、残る一方の者のみを「成敗」するというのが一般的なあり方だったので、この事実からもわかるように、喧嘩両成敗の主眼が決して威圧や威嚇にあったのではなく、むしろ両者の損害を衡平にすることに置かれていた。清水はこの処置を「両成敗」と呼ん

でいる。そして、喧嘩両成敗法は戦国時代に突然独創されたものではなく、中世社会の「折中の法」に由来する、いたって伝統的な法だったというのである(同：一三一―一三二参照)。

清水の議論において重要なのは、人々は何も最初から両成敗を唯一絶対のものとして優先していたわけではなく、それが適用されたのは、双方の主張が甲乙つけがたい場合に限る、という点にある(同：一四六参照)。

以上、清水が主張する点としてここで注目すべきは、中世期において両成敗は唯一絶対的な処置ではなく、他の処置が使えない時の最善策だったということと、喧嘩で片方が死亡した際、もう一方を死に処すことは今後の威圧・威嚇のためよりも「相殺主義」に基づく、という点である。

#### (四) 谷口眞子による議論

ここでは、谷口眞子による両成敗法の解釈を紹介したい。

『武士道考』(二〇〇七)において、谷口は、それまでの研究史に概ね立脚したかたちで、鎌倉時代に御成敗式目の中に明文化された喧嘩両成敗法は、暴力としての喧嘩口論を禁止しようとしたと強調したうえで、後の室町時代を通して、さらには戦国時代になっても集団内規律・軍隊規律としての喧嘩口論禁止の思想は(慣習法という形で)受け継がれていると述べている。さらに、喧嘩両成敗法は「当座の喧嘩」のような偶発的・突発的な争いに科される法であって、闇討ちや乱心者からの狼藉であることが判明した場合、応戦側には正当防衛が認められていたという主張がなされており、この点は興味深い(谷口二〇〇七：二〇参照)。

谷口はまた、悪口の内容によって、言われた側に求められる対応には違いがあったと指摘し、以下のように述べている。「人から悪口を言われた場合、もしその悪口が、自己の名誉にかかわるような、重大な種類のものであれば、何らかの対応をしなければならぬ。しかし、たわいもない言いがかりであれば、そのような言葉を発した者だけが、その責任を負う。しかし、喧嘩口論が厳しく禁止されている殿中の場合、どれほど名誉侵害に該当するような悪口であっても、その場では冷静に対応し、あとで決着をつけるのが望ましい」(同：五六―五七参照)。

谷口の議論の最大の特徴は、江戸時代の裁判では紛争の当事者を吟味することなく、理



のある実力行使であっても喧嘩として処罰の対象としたとするそれまでの通説に対し、相手が存命の場合は審理を行い、罪の軽重に応じて処罰を決定した、と通説と異なる説を提示したことがある。

谷口の説のもう一つの特徴は、喧嘩には二つのタイプ、すなわち、以前からの遺恨（宿意）があつて攻撃を仕掛けた場合、いわゆる悪口雑言と、その場で偶発的に起きた当座の喧嘩があると指摘している点である。これは本論との関係で重要な指摘である。しかしながら、それぞれのタイプの喧嘩に対する処置について、残念ながら、十分な考察がなされていない。

為政者から見て、人を巻き込んで大きな騒動に発展する恐れを秘めている喧嘩は疑いもなく社会の秩序を乱しているものであり、抑制の対象とするのは自然な流れであろう。喧嘩抑止に関する問題は、谷口の「近世前期における喧嘩両成敗法の歴史的位位置」（一九九六）という論文に取りあげられている。それによると、近世において、喧嘩禁止令と喧嘩両成敗法が適用されていたという前提に立ち、谷口は、「この法が、幕藩制という政治的枠組みの中で適用されたからこそ、大名もその家臣団も容易に実力行使することができない立場におかれ、結果的に平和維持が可能になったと考えられ」と述べている（谷口一九九六・六九）。江戸初期にはまだ、慶長五（一六〇〇）年、関ヶ原の陣にあたって出された行軍法令第一条のように、喧嘩を禁ずる文言に続いて、「不論理非、双方共可誅罰」と両成敗を敷いている形跡がある（同：六二参照）。

谷口によると、江戸時代に当座の喧嘩に対して厳罰が科されたのは、個人間の喧嘩が大きな騒動、集団間の喧嘩に発展するのを阻止するためである。谷口は、家中に対し同行中に意趣を堪忍するように大名が命じているのは、他家との喧嘩によって家の存続が危機にさらされないためである、と主張している。よって、幕府や藩は、紛争を平和的に裁判で解決するように命じ、力に訴えること自体を罪の対象とした。これはつまり、自力救済に及んだこと自体が罪であるという認識の現れであり、個人間の喧嘩が騒動に発展しないよう、人間関係が喧嘩への負担ではなく、争いを抑止する方向へ働くように誘導しようとしたのだという（同：七〇参照）。

谷口によれば、喧嘩した者を処罰するのは清水等が強調した「相殺主義」ではなく、喧嘩法度を犯したという認識に基づいている。とくに両成敗法は「当座の喧嘩」に対し科されたという谷口の主張は、本論の考察に重要な示唆を与えているが、その主張の根拠を今一度慎重に吟味する必要があると筆者は考えている。

## 第二節 喧嘩処置をめぐる法制史学の先行研究

### (一) 喧嘩両成敗法をめぐる石井紫郎の見解

石井紫郎は、「国制」という観点から、喧嘩両成敗法を手がかりにその前史（鎌倉・室町時代）に着目し、在地領主が分有していた正当な暴力行使権が中央公権力（幕府）のほうに徐々に集約していったプロセスを追っている。石井はさらに、権力⇨精神構造の変化を視野に入れ、喧嘩両成敗法の成立過程を再構成しようとしている（石井紫郎 一九七一・七二参照）。

まず、石井による喧嘩両成敗法の定義は、次のようになっていいる。「(前略) 喧嘩をした者は、両当事者共、その『理非』ないし『是非』を糺明することなく、同等の処罰（元来は原則として死刑）を受ける、というものである。しかもその場合の『喧嘩』とは、あくまでも物理的な闘争を意味し、従って喧嘩を仕掛けられてもそれに対して防戦をしない者は処罰されない。この点で喧嘩両成敗法は実力行使ないし自力救済の全き意味での禁止を目的とするものといえる。つまりそれは正当防衛のための——『理』のある——実力行使といえども、『喧嘩』として、攻撃行為——その限りで『非』である——と同じく処罰することによって、その理由如何を問わず——『理非』を問わず——とにかくあらゆる実力行使を禁じようというものなのである」。

右の定義から、石井は喧嘩両成敗法の適用を実力行使および自力救済に限定し考えていることがわかる。もう一つ、「理非」の内容であるが、当事者が闘争した争点の原因、たとえば、土地争いの場合には所有権の正当性という「理」と、それをもう一方が無理矢理犯すという意味での「非」のように解されることは多く、これは石井の定義の後半にも「理由如何を問わず——『理非』を問わず」（傍点筆者）という文章に現れている。

しかし、石井がそれ以外にも、「理非」のもう一つの次元を挙げていることを見逃せない。すなわち、「正当防衛（注7）のための——『理』のある——実力行使といえども、『喧嘩』として、攻撃行為——その限りで『非』である」という表現に見られるように、自己を守るための他者攻撃は、守ることは「理」であっても、攻撃それ自体は「非」である。このように、一つの行為は二重の側面を同時にもっていることにこの議論が気付かせてくれるのである。

石井はまた、喧嘩両成敗法が「天下の大法」となったのは豊臣・徳川両氏が天下を統一

した時であって、それまでは両成敗法に酷似した処理法がなされたとしてもそれが貫徹しておらず、典型的な喧嘩両成敗法とはいえないとも主張している（同：七五参照）。

さらに、喧嘩が起きた状況について、石井は源頼朝が宴を催した時に起きた喧嘩を例に出し、当事者が処罰を受けた理由として、その闘争が主君の「御前」に起きたことに起因していると述べている。すなわち、場所柄をわきまえず争ってしまったということである。

石井は、当時、喧嘩は後日にでも勝手に自分たちの間で存分にやればよいという考え方に基づき、喧嘩闘争それ自体は悪いことだと見做されなかった、と指摘している（同：七七参照）。

これに関連して、石井は、鎌倉時代に見られた、「他所」で喧嘩をすることは構わないが、「御前」を騒がせる喧嘩は許されないという考え方について、「御前」が社会一般にまで拡大したのが後世の喧嘩両成敗法であったという見解を示し、この時期に同法の萌芽が見られるとしている（同：八〇参照）。

また、喧嘩両成敗法の適用については、喧嘩したことそれ自体が処罰の対象になっっているわけではなく、相手が負傷・殺害されたことへの処罰である、と主張する。さらに、喧嘩口論によって闘争が復讐心を刺激し、私闘が繰り返されることを、防止する目論見があったことも明らかであるという（同：七八参照）。これは興味深い主張であり、処罰が向けられている対象をめぐっては、喧嘩をしたことそれ自体が処罰の対象になっていると見做す谷口の見解と異なっている点に留意したい。

鎌倉時代から喧嘩は「護国」という武士の職分に反し、「私の武威」を争う行為として「私宿意」による「不忠」と見做されるようになった。しかし、在所領主にとって、「私宿意」はもともとネガティブな意味をもっておらず、「私戦」は無法状態を創り出すものではなく、互いの権利のために力と力をぶつけ合う闘争を整理する一つの手続きとしての側面をもっていた。よって、「私戦」のルールを築き上げた鎌倉武士にとって、喧嘩両成敗法のように実力行使を防止しようとする規定は領主層の法意識への挑戦となった、と石井は指摘している。そのため、喧嘩は次第に、公権力によって設定された「場」の中で展開されるようになったのである（同：八〇、八七、九〇参照）。

以上、石井は、江戸時代において喧嘩両成敗法は「天下の御法度」という地位に定着したという見解に立脚し、喧嘩それ自体が処罰の対象だったのではなく、相手の損害の程度に沿って処罰がなされた」と主張している。また、その後、喧嘩を仕掛けられても防戦しなければ罰せられないという石井説が広まり、定説として今も定着しているのである。

(二) 喧嘩両成敗をめぐる平松義郎の議論

平松義郎は『江戸の罪と罰』(一九八八)二〇一〇)において近世の民衆法の特質を示す「差別と平等」についての節で、身分差による刑罰の軽重について、松代藩の「御仕置御規定」所収の出入に関する規定を取りあげて論じた後、裁判において理非互格(互角)の場合、武士を庶民より、上士を下士より有利に裁定すべきであるという観念は、松代藩に限らず、他藩でも吟味役人の判断を左右したと考えられると述べている(平松二〇一〇:七三―七四参照)。

また、社会的身分のうえには主従・親子等の倫理・身分秩序があるため、主人・奉公人、親・子、兄・弟、夫・妻等の対立が、裁判上問題となれば、原則的に目上の者に理があると考えられていたわけである。

では、身分を同じくし、かつ主従・親族の関係にない者同士の喧嘩や刃傷沙汰はどう裁かれていたのか。平松によると、その場合、幕府法では庶民には「下手人」が原則適用され、それには三つの条件が伴わないといけないとしている。すなわち、同社会的身分の者であること、一個の死に一人だけが下手人を科されること、利欲を動機とした計画的な犯罪ではないこと、の三つである(同:七四参照)。

興味深いことに、後者の犯罪性質の条件について、平松は「どくがい毒飼」「辻切」等特殊な態様や、利欲を動機とした計画的犯罪(「巧」たぐ)ではなく、典型的には、「喧嘩口論にて人を殺す」場合であると書いている。下手人の刑の内容は単に斬首するだけで、死罪のように「様斬」を行わないし、闕所も付加しない。つまり、死の結果を死で償うという同価値の原則が見られると指摘しており、この点では清水のいう「相殺主義」と重なっている。

幕府法では、庶民の喧嘩口論で双方が傷付くと、「互格之疵」と称して、いずれにも全く科刑しないのが常であった。一方が傷付いた場合は、療治代を支払わせるか、とくに重傷であれば追放か遠島に処したが、これは被害者の復讐感情を顧慮した処置であった、と平松は述べている。

私的な争いが出入筋の裁判になると、理非互格と見做す方向が支配的であり、史料には「喧嘩は互に五歩の持ち」(『心中ふたつ腹帯』)、「云分は大てい五分五分に理分有物なり」(『商人平生記』)といった喧嘩両成敗を意味する表現があり、当時の社会通念であった。また、次のように「謬に喧嘩両成敗と申し、互に少々宛之理分も有之ものに付其心得を以て取計可申事、一凶に訴訟方歟、相手方歟、良き悪きと申儀は無之事」(『公事

雑書』)と記したものもある。

平松の主張では、近世において、喧嘩は理非を論ぜず両成敗というのではなく、むしろ「理非互格」とされ、五分五分の線で裁定されるべきことになったという。つまり、結果における双方の積極的均衡が志向されたのである。

内済における当事者互譲は、まさにこの觀念に支えられたのではないかと平松はいう。人殺しに遭っても下手人に処せられる者が出なければ、被害者は「死損」「殺され損」「切られ損」であり、幸に下手人を免れえた加害者は「殺し徳」「切り徳」であった。「人を殺せば我身も死ぬる」(『五十年忌歌念仏』)、それで「算用が済む」と考えられ、それが「道理」、いわば良識的格率であったのである。

このように、近世において法的平等は同身分内の同輩・他人同士という限られた局面にのみ発現しえた。平松は、このような身分内平等の原則は、個人・団体の処分・自律主義の帰結でもあるが、互格の同輩・他人間を律するのは、実は法理・責任ではなく、結果の均衡・秩序の復元という道理であり、法はその実現のために機能するだけであったと指摘している(同:七四―七六参照)。

以上のように、平松によると、江戸期の庶民の喧嘩は、死者が出た場合は「死に死を」という同価値の原則を用いたが、負傷で終わった場合は、理非を論じず双方に重罪を科す「喧嘩両成敗」的な処置ではなく、どちらも一定の理を有することを前提に五分五分という、均衡のとれた処罰を科すのであった。

平松はおそらく、五分五分判定においては「理」の部分がある程度尊重されたことを強調するために喧嘩両成敗法を引き合いに出したと思われる。しかし、喧嘩両成敗的な処置の中身は死刑に限らないという点を考慮すると、双方の理非を論じずに裁許することも、筆者は、理非を論じずに喧嘩両成敗とする処理と、理非を論じて結果として五分五分の裁定になる場合とがあるので、概念上、喧嘩両成敗法と五分五分の道理をもって処理する法とを、分けて考えたほうがよいのではないかと思う。

もう一点、平松が示唆しているように、片方が死亡した場合に生き延びた側に死刑を下すという裁定は、厳密にいうと、「喧嘩両成敗」というよりも、言い渡し文に「天下の大法」と称してはいても「相殺主義」、すなわち「同害報復」に近いところがある。

平松は、喧嘩の処理においては、理非を糺明しないという「両成敗」ではなく、どちらもそれなりの理があると見ており、結果的に双方の損害の均衡が重視された「理非互格」をもって裁定していたとする点で、他の議論と異なる。

## 小結

以上、喧嘩両成敗法をめぐる主要な先行議論を、歴史学では三浦周行、勝俣鎮夫、清水克行、谷口眞子、法制史学からは石井紫郎と平松義郎のものを取りあげた。それぞれの議論の推移と特徴をまとめると次のようになるであろう。

喧嘩両成敗を初めて学問的に扱おうとしたのは三浦であり、双方の理非を吟味しないで処罰するのが両成敗たる原理であると論じた。

この指摘は後の研究においても支持された。それ以後は処罰の中身が争点となった。両当事者への処罰は死刑が一般的だが、必ずしも同一なものにする必要がないという三浦の主張に対し、双方への同一処罰こそ両成敗の特徴という勝俣の見解が後世では定説となった。筆者も勝俣の見解を支持している。その理由として、処罰が不均衡であるならば、それは究極のところ、当事者の理非、責任の軽重に応じて罰を異にすることを意味しているためである。それはつまり、両成敗の基本原則（理非を論じないこと）に反するものであるので、処罰の同一は重要な条件である。

両成敗法の目的についても議論が分かれる。喧嘩を未然に防ぐための威嚇効果を強調した三浦に対し、両成敗の主眼は両者の損害を衡平にすることに置かれていたと清水が主張している。清水はさらに、両成敗がこれまでの研究において過大評価を受けたことを批判し、両成敗は中世期では唯一絶対的な処理法ではなく、相容れない二つの常識に対する「新しい常識」だったと解釈している。さらに、石井紫郎は両成敗が適用される「場」に注目し、刃傷が禁止された主君の御前という場が徐々に社会全体にまで広がったと指摘している。

江戸時代について、平松は、同身分の人の間で起きた喧嘩で相手を殺した人は、試し斬りと闕所が付加されない下手人に処されることを挙げたうえ、それは死を死で償う道理に基づいた処置であり、致死に至らない場合でも庶民の間では「理非互角」の通念が支配的だったと指摘している。また、谷口も江戸時代における両成敗の絶対的な適用を疑問視し、両者が生存していれば死刑は免れていたなど、正当防衛が適用される余地があったと強調している。そして、両成敗は主に、その場で起きた当座の喧嘩に対し適用されたといっている。

江戸時代において、両成敗は非常事態を除いて明文化こそされなかったが、慣習法として残っていたという見解を多くの論者が共通に示している。しかし、その実態について

は詳細な分析はまだ十分に行われていない。そこで、本論は、史料と時間の制約のために、江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩の史料分析に限定されるが、それを通じてその実態に迫ってみようと試みるものである。

第二章 盛岡藩と加賀藩の法制と職制の概要



はじめに

本章では、次章以降の事例分析に先立ち、近世の盛岡藩と加賀藩の特徴を確認しておく。事例分析は盛岡藩の事例を主軸に据えているため、盛岡藩に関する記述が加賀藩のそれと比べて詳しくなっている。盛岡藩についてはその歴史、裁判制度と刑罰制度、職制と藩士の等級を取りあげ、加賀藩に関しては藩士の等級と裁判の流れを概説するに止める。

## 第一節 盛岡藩の歴史、刑政、職制

### (一) 盛岡藩の概要

盛岡藩主南部氏は奥州に展開した鎌倉以来の豪族である。『藩法史料集成』(一九八〇)に所収されている、文化五(一八〇八)年から翌年にかけて編纂制定された盛岡藩の刑法典「盛岡藩文化律」の解題記事(谷口昭が担当執筆)によると、盛岡藩は陸奥国糖部郡に領地を得た南部三郎光行の時代以来、鎌倉御家人の系譜をひく南部氏が、天正一八(一五九〇)年には豊臣秀吉から、慶長五(一六〇〇)年には徳川家康から本領を安堵されて、幕末に至るまで祖先伝来の旧領を保持していた外様大名(大広間詰、十万石、文化五年に北辺警固のため二十万石に格上)である(中沢編一九八〇:一六一―一七参照)。

藩の名称については、本論では藩法研究会に倣って「盛岡藩」を主要な呼び方とし、適宜、南部盛岡藩という呼び方も使用している。なお、文化一四(一八一七)年十一月、それまで用いられていた南部藩という名称が盛岡藩に改められたとする説がある(藩法研究会編一九七〇:序一〇)。

南部氏二七代目の当主にして南部藩の初代藩主利直は、関ヶ原の合戦によって天下が徳川氏に帰属するやいち早く徳川氏に与<sup>くみ</sup>し、大坂冬の陣・夏の陣両役には徳川方として出陣し、徳川政権確立に尽力した。寛永一(一六三四)年には徳川幕府から御判物が与えられ、信直の時代に豊臣氏によって安堵された十郡(和賀・稗貫<sup>ひえぬき</sup>・志和・岩手・閉伊・九戸・二戸・三戸・北・鹿角<sup>かづの</sup>)十万石の旧領がそのまま公認された。南部領の表高は十万石に過ぎない。ただし、近世初期すでに内高は二十数万石に及び、しかもなお開墾の余地を十分に残していた。南部氏が居城を盛岡(不來方<sup>こずかた</sup>)に定めようと決意したのは、文禄元(一五

九二)年、秀吉に築城許可を願い出た時であるといわれる。しかし城が完成したのは慶長三(一五九八)年で、藩主がそこに定住することになったのは寛永十(一六三三)年頃であったといわれる(同・序五)。

寛文四(一六六四)年、二八代藩主重直の死去の際、盛岡藩は二つに分かれ、新しく八戸藩が成立した。これは重直が失政を行ったうえ、嗣子を定めないまま没し、遺跡相続を巡って紛争が生じたためである。幕府の裁許により舎弟重信に八万石が与えられ本藩を相続し、その弟・直房に二万石が分地され八戸藩が創設された。

重信が寛文六(一六六六)年から領内の全面的な検地に着手し積極的に新田開墾を行ったため、天和三(一六八三)年には二万石の増加が認められ、元の十萬石に復帰した。さらに、三六代利敬の文化五(一八〇八)年には高直しが行われ、二十萬石に格上げされているが、これは実高の増加に伴うものというよりは、蝦夷地東部の警固(北地御用)と下北半島から釜石浦にいたる領内沿岸の警備を命じられ、それを遂行するためのいわば政治的配慮によるものであった。しかし、この格上げにより、従来の軍役の人員を増大せざるを得ず、これらの出費は藩財政に重大な影響を与える結果となった(同・序六参照)。

盛岡藩の人口は、元和三(一六一七)年十一月の戸口書上によれば、家数四万八六二〇軒、人口総数三〇万六〇三二人、内農村人口二四万七〇五三人で、これを蔵入地・給知(注8)別にみれば、前者が一五万四八七八人、後者が九万二一七五人であった。町人人口、武士関係人口が順調な伸びを示したのに対し、農村人口は延享年間をピークにその後は激減する。これは大飢饉によつて甚だしい餓死者が出たことが最大理由といわれる(同・序六一七参照)。

盛岡藩の行政組織は幕府・諸藩のそれと同様、軍役を中心に形成され、必要に応じ文治系統の職制を追加設置するという方針が採られた。太平の世が続く、しかも財政難より領内政治の重要性が痛感されるに伴い、しだいに番方系の武士より役方系の役人が重視される傾向を示した。

藩政を総攬する最高の役職は家老(老中)と呼ばれ、遠野南部家・中野家・北家の世襲三家を中心に五名程度が就任した。その下に庶務を担当した御用人、財政を掌った勘定奉行、治安の維持に当たった目付、寺社の職務と盛岡の町政を掌握した寺社奉行・町奉行などの職制が設けられていた。これらの職制は基本的に幕府の職制を模倣したもので別に目新しいものは見られない。

地方行政は、花巻、鹿角(花輪)に郡代(城代)が置かれ、特別な権限を与えられてい

た。それ以外の地域は代官によって支配され、重直（二八代藩主）の時代までは盛岡分九代官所、郡山分八代官所、花巻分十一代官所、閉伊奥郡鹿角一九代官所の合計四七代官所によって統治された（図表編の図1参照）。

八戸藩分立後は十郡を上田・厨川・雫石・向中野・沼宮内（岩手郡）、飯岡・長岡・日詰・見前・徳田・伝法寺（志和郡）、大迫・八幡・寺林・高木・萬丁目（稗貫郡）、沼内・黒澤尻・鬼柳・安俵・二子（和賀郡）、大槌・宮古・遠野（閉伊郡）、野田（九戸郡）、福岡（二戸郡）、三戸・五戸（三戸郡）、花輪・毛馬内（鹿角郡）、七戸・野邊地・田名部（北郡）の三三通りに分け、二五の代官所を設置し、各代官所に二名の代官を置き、年貢徴収をはじめ民政一般を担当させた。

在方の村は本百姓を中心に構成され、肝煎（肝入）を長に老名・組頭によって支配された。盛岡をはじめ郡山・花巻・三戸などの町方には、検断・宿老などの役職が設けられた。（同：七―八参照）。

家臣に対する俸禄は、知行（地方）、現米、金方、扶持方の四種に分れる。知行取は中世以来の譜代の家臣、地方の地頭などによって占められ、初期には一万石以上二人、五千石以上五人、一千石以上二十数名と高禄者がひしめき、一千石以上の知行合計が八万石近くを占めている。時代が経るに従い次第に零細化し、知行からの徴収は収入の三割となり、現米取などの数が増加した。現米は、はじめ高百石につき三十石が支給されたが、のちに増加され三七石（五十駄）となった。また、金方は高五石に一両の割合で、扶持高は一人扶持が米三駄（二石二斗二升）の割合で支給された（同：序八―九）。

盛岡藩の税制の特色の一つとして、金納の多さが挙げられる。これは金の産出が豊富だったことに起因している。金を中心とした豊かな役銭に支えられ、しかも公認石高（表高）の二倍半に当たる内高を有し、初期の藩財政は極めて豊かであった。

しかし、重信の時代にいたって、諸金山は相次いで減産となり、産金高が下落した。度重なる不作や蝦夷地警固などが相まって、藩財政の窮乏は近世後期には特に甚だしかった。藩当局者は危機打開のために武士からの借知、領内富有農商からの御用金借上げ、さらには臨時に百姓に高割に税を課すことで切り抜けようとしたが、立直りの兆は全く見られなかった。過重な税に反発する農民一揆はすでに享保一四（一七二九）年から見られ、特に天保七（一八三六）年以後は農民騒動が頻発した（同：序九―十）。その後も幕末に至るまで財政上のバランスが崩れ、盛岡藩は赤字財政に苦しんでいた。

幕末において、盛岡藩は佐幕派となり、新政府に敵対する立場をとった。明治元（一八

六八) 年十二月、明治新政府との抗争に敗れた盛岡藩は十三万石に減俸され、宮城県白石に転封を命じられた。盛岡藩は、減俸はやむを得ないとしても、転封を遺憾とし、種々陳情を続けた。新政府は盛岡藩の旧領復帰を認め、七十万両の賠償金献納を条件に明治二年に盛岡に再転封を命じ、藩主を盛岡藩知事(注9)に任命した。藩は領民に対し御用金を命じるとともに新政府に対して減免運動を起し、一割ほどの上納で免除された。

盛岡藩の特徴として、前出の『藩法史料集成』において谷口昭は次のように指摘している。盛岡藩はいわゆる旧族居付いっきの大名としての守旧的な性格が強く、加えて始終奥羽の北辺を領地としたという地理的条件からも、概して近世的な行政組織に移行するのに手間取っていた。したがって盛岡藩には、比較的閉鎖的な後進性が長く残っていたと見做しても無理がない。その象徴は、例えば儒教教育を骨子とした文治思想を藩の教育機関に採用したのが文化年間に入ってからであり、それまでは戦国時代以来の武断的な遺風が強かった事実にも表れている(中沢編一九八〇:一七参照)。

## (二) 盛岡藩の裁判制度

以下では、南部盛岡藩の法制について、大正十三造著の『南部盛岡藩史畧』(一九八三)に依拠しながら、本論にとって重要な点を整理しておきたい。

まず、三奉行の設立であるが、寺社奉行、町奉行が置かれたのは、城下町が整った寛永九(一六三二)年以後と推定されている。地方の取り締まりには代官が当たり、管轄は勘定奉行だったといわれる。この三奉行が取り扱ったのは一般庶民で、武士身分の諸士については大目付、目付、御側目付などが取り扱い、裁判は家老も含め、城内の評定所で行った。

寺社奉行、町奉行ははじめ自邸を役所にしていたが、盛岡馬場町に「会所場」が設けられてからは、日時を設けてここに三奉行が集まり、吟味(裁判)を行って仕置を決した。逆罪(主人・親に対して従者・子が反抗して殺傷に及んだもの)と火付は重罪で、量刑は死罪であり、これらの執行には幕府に伺い出て指図を仰ぐ必要があった。元禄期頃からは「自分仕置」で死罪を行うことができるようになった。

会所場には「御牢」が付属し、容疑者はここに収容されて奉行下役の下吟味を受けた後

に、いわゆる「白州」に引き出されて本吟味を受けた。会所場はその後穀町裏に移ったが、御牢はそのまま馬場町に置かれた。御牢は現在の「留置場」や「拘置所」にあたり、懲役監ではなかった。

一方、武士身分の者やその家族、家士の他、政治犯にあたる一揆主謀の百姓などは、赤川の「揚屋」に收容され、そこに目付が出て行って下吟味をした。後には「長町御牢」という御牢ができ、長期間未決の者を收容したが、「赤川御牢」という呼び名もあり、收容者の区別は必ずしも明らかではない。

量刑には、士分と卒以下の庶民では区別があった。士分の刑罰を重い方から見ると、死罪、切腹、永籠、流刑、追放、闕所、改易、逼塞、閉門、預、蟄居、慎、叱があった。

主な刑の中身は次の通りである。「死罪」は最も重く、牢前において打首にした。付加刑に闕所が伴った。「切腹」は、牢前の切腹が重く、次が他人屋敷、自分屋敷は軽かった。「永籠（牢）」は享保期以降になると切腹や遠流に回すようになり、長期に渡って牢舎しておくことはなくなってきた。御牢は監獄ではなく、その設備も人員もいなかったため、寺預けにする例が多かった。

「流刑」については、南部領内には大きな島がなかったために遠島はなかった。田名部牛滝が最も遠く、近くは遠野、野田、二戸、鹿角などに流刑され、知行主預けの禁錮の形になった。罪に応じて「遠流」、「近流」の別があり、闕所、改易の付加刑を伴うことが多かった。「追放」の場合、禁錮はされなかったが、家族を伴って他方に追放され、これも闕所、改易の付加刑を伴った。罪に応じて遠追放、重追放、近追放の差があり、追放された在地で生計を立てなければならなかった。

「闕所」の場合、単独刑では家族を含めて城下払いとなり、闕所扶持を支給されるにとどまった。死罪や切腹、追放などの付加刑となった場合はさらに悲惨だった。

「改易」に処せられると、家禄、家屋敷没収によって浪人の身になった。「逼塞」の場合、屋敷の門戸を閉ざして、外出を禁じられた。家禄は半知召上げ、三分の一召上げなどの減禄を伴い、多くは役目御免となった。

「預」には「他人預」と「親類預」があり、屋敷内に禁錮された。本処分までの間の預けと、懲罰のための預けがあり、懲罰の場合は半知没収などの付加刑も伴った。

次に、庶民の刑罰について述べると、磔、獄門、死罪、永籠、追放、御城下払、二十三町払、所払、闕所、過料、手錠、預、身体刑という種類があった。「磔」は主殺し、親殺し、火付などに適用され、必ず市中引回しの付加刑が伴った。盛岡では小鷹刑場（殺生場）で

行い、江戸幕府や仙台藩などのように「火罪」（焚刑）は行われなかった。「獄門」は磔と同じく市中引回しの上、小鷹刑場で斬首し、首は三日間獄門台に晒した。「死罪」の場合、牢前に土壇場を設けて斬首し、死骸は取捨てるか、試し斬りにされた。

「追放」は他藩の流刑に当たるもので、罪によって「遠追放」「重追放」「近追放」があった。遠追放は田名部牛滝、野辺地、野田、沢内、鹿角で、代官所配下の所肝入に預けられ、「奴」の形で労役に従事してかろうじて糊口をしのいだ。「御城下払」は、仙北町枡形（注10）、神子伝枡形、夕顔瀬枡形、上田枡形の外に追放するもので、労役を伴わず、移住も生計を立てることも自由だった。「二十三町払」は城下のうちの二十三町の木戸門を入ることが禁じられ、「所払」では盛岡なら自分の町内、在郷なら村に入ることを禁じられていた。

「闕所」は財産刑として最も重く、家財、家屋敷を没収された。商人などの経済犯に見られ、中には政治的に闕所にした例もある。「預」には町預、村預、親類預などがあつた。在所の町役、村役、親類などに預け、監視・監督させた。乱心者などを「預」すなわち、「座敷牢」に禁錮した（大正一九八三・二六〇―二六五参照）。

今度は事件決着の過程にも目を向きたい。町方で村人が起こした事件を例に、裁許の仕方を概略する。左は、享保九（一七二四）年四月に起こった刃傷である。

一、上田通御代官所上米内村喜平次・同村斎藤と申もの、去ル三日石町市場へ級（注：木材）商ニ参居候之処、喜平次儀酒狂之様子にて、並居候斎藤を切刃を以手を為負候付、町番之御足軽共取扱候得共、用不申候故、縄懸候得て御町奉行へ訴候付、御徒目付吉田宇兵衛遣、様子為相尋候所、喜平次・斎藤心易も無之、畢竟酒狂と相聞得候ニ付、御代官菊池平右衛門、御徒目付吉田宇兵衛立合遂詮議候様ニと、御目付久慈弥太夫を以申渡、斎藤申口ニ小三郎とよとと兩人ニ尋候ハ、出入之儀相知可申由、右之小三郎儀所之ものにも無之候得共、山中にて出入候所ニ、市へ同道可申由にて、廿八日に才（斎）藤家ニ泊り候て同道仕候、本所ハ奥筋之者之由、よとと申ものハ才藤女房之弟故、喧嘩と承立寄候得は姉聳に候之間、売残級を取集百三拾文ニ払候て、白米・味噌調候て姉所へ持参、喧嘩之様子為相知候由、右之通御代官・御徒目付申出候趣ニ付、評定仕候様ニ御役人共へ申渡、右之者共御片付之趣左之通申出、（後略）（盛岡

市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九八：八九二）

四月三日、石町の市場で上米内村の喜平次が酒に酔い、同村の斎藤に斬り掛け、傷を負わせた。まずは町番の足軽が対応にあたり、簡単な取り調べを行った。喜平次がはつきり答えなかったので、彼に縄を掛け、本件を町奉行に届けた。徒士目付吉田宇兵衛が取り調べのために派遣され、事情を伺った。その報告を受けた目付久慈弥太夫が、代官菊池平右衛門と徒士目付吉田宇兵衛に対し、共同で詮議を行うように命じた。その後、関係者の取り調べが行われた。代官と徒士目付より役人に対し裁判を行うように命じられた。最終的には喜平次と斎藤に対し判決が下され、喜平次は追放のうえ闕所、斎藤は無罪となった。以上が、町方で事件が起きた場合の、決着までの大まかな流れである。

なお、事件が在方で起こった場合、裁許のあり方はどうであったのか。これについては、例として、延宝四（一六七六）年に代官所で起きた自害事件に見てみよう。

一、野田御代官書之内、五日町兵部と申者、当月十七日之晩、同御代官所木売内村黒かた平作処にて、右之兵部氣違自害仕候付、様子相尋候口書壱通、御勘定方へ御代官口書指越候由、御勘定方今日披露、弥氣違自害仕候儀実正、親類共も申分無之候ハ、其通仕候様ニと、御代官へ可申越旨、兵左衛門・半助ニ治太夫申渡之、彼口書ハ公事箱へ入置、（盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：七九八）

右の文面から次のことがわかる。すなわち、代官が現場から報告を受け、勘定奉行に報告をする。奉行はさらに家老などへ報告を行う。なお、決着の仕方は奉行などを通じて代官へ通達される。

### （三）盛岡藩の職制

ここでは、前出の『南部盛岡藩史畧』（一九八三）に所収されている「南部盛岡藩古事用語」に依拠しながら、盛岡藩の職制について簡単にまとめてみたい。家禄から家臣の等級を見ると次のようになる。

盛岡藩では家禄のことを永代禄ともいい、原則として世襲が認められた。藩政初期までは軍役が中心で、当主が幼少などの時は半知や三分の一に削られる例が多かったが、寛文頃からは家督がいる限り世襲されるようになった。これは雇人身分の扶持方が一代限りだ

ったのと違う点で、その代わり、その代償として軍役の義務を伴った。扶持方も家督がいれば改めて雇われたので、実際上は世襲になったが、軍役の義務はなく、戦場に出るのは雇兵としての勤めだった。家禄は家老連署による遣証文によって与えられた。盛岡藩では初期には軍役によって諸士の格付を行い、概ね次のように区別した。

高知 Ⅱ 一千石以上  
高知格 Ⅱ 四百石以上  
平士 Ⅱ 四百石以下五十石まで  
三百石 Ⅱ 二百石〜四百石  
百石 Ⅱ 百石台  
五十石 Ⅱ 五十石以上

高知格以上は大番頭、番頭に任じた。平士のうち三百石を目安にしたのは物頭に任じることができ、また百石は騎士、五十石は槍一筋の徒歩立かちだちで出勤した習慣によるものだった（大正一九八三・三八八頁参照）。

平時になると、軍役による基準は崩れ、禄高にも変動があつて、高知が必ずしも一千石以上とは限らず、家格や功勞による区別になった。なお、前田蓮山の『原敬伝』によれば、幕末に藩士は次の九段階に分かれていた。これは番方による編成であるが、一つの目安になる。徒、中使は与力格として扱ったと考えられる。

- 第一 高知 三百石乃至一万二千石
- 第二 高知家格（又は新番組） 五十石乃至四百五十石
- 第三 本番組 百石乃至四百五十石 平士
- 第四 加番組 五十石乃至九十九石 平士
- 第五 新番組 三十石乃至四十九石 平士
- 第六 医師 十二石乃至二百石
- 第七 給人（城代または代官に附属した地方土着の士分） 五石乃至二百五十石
- 第八 与力（準士） 十二人扶持乃至七十石
- 第九 組付（足軽小者等） 二人扶持乃至七人扶持



平士を百石以上、五十石以上、三十石以上の三段階に分けているのは古い伝統によるもので、他藩でも概ね百石以上は一騎、五十石以上は槍一筋、それ以下は徒士と考えられていた例が多い。なお、盛岡藩士の主な等級・身分は左の通りである(同・四二七参照)。

「給人」は広い意味では俸禄を給された者であるが、盛岡藩では切米(注11)方を支給された諸士を呼んだ。天和二(一六八二)年の盛岡藩には切米方(御給人)が千六百九十九人、総量は一万三千五百三十一駄片馬になっていた。平均すれば約八駄、多めに見積もって十六石相当になる。後には地方在住の諸士を給人と呼び、盛岡支配と代官所支配では格式に違いがあった。

「徒」<sup>かち</sup>とは、徒頭に預けられた下級の準士である。与力の下、中使の上にあった。戦場でかちの徒侍から転じて、藩主の伴回りを主な任務とした。盛岡藩では二十人が一組で、六駄二人扶持、二十四石相当で、ここまですが苗字帯刀の身分だった。

「中使」<sup>なかつかい</sup>は徒に次ぐ準士身分の者で、給人格中使、与力格中使などとみえ、広い分野で活躍した。

「同心」は盛岡藩では足軽の別称である。盛岡藩が足軽を同心と呼ぶようになったのは寛保二(一七四二)年以降のことで、足軽という言葉の響きがよくなかったためだった。従来の御足軽は御同心と呼ばれることになったが、その後の藩の記録などに足軽の表現が見えているため、二つは併用されていた。身分的には準士である与力の下の卒身分のなかでも最下級に属し、身帯帳にさえ名が載らなかった。しかし、戦時でも平時でも、常に働いた。同心は雇人で一代限りだったが、家督がいれば引き続き雇われたので世襲と変わらなかった。

「長柄の者」は盛岡藩では同心に準じ、三間の長柄槍を扱った。同心などの二、三男から採用され、長柄頭に属した最下級の卒だったが、小者とは違い世襲が普通で、二両一人扶持の扶持方だった。

軍事を担当する番方かたの頭取とうとりに当たるのが大番頭おしらで、これに準ずるのが番頭である。盛岡藩では大番頭は高知、番頭は準高知から任命され、いずれも平時は他の役職を兼ねていた。

「組付」<sup>くみつき</sup>とは組に付いた卒身分の者である。盛岡藩では同心、およびこれと同等の者を呼んだ。御徒歩は組とは呼ばなかったが、野村嘉司馬預り、安村省三預りなどといって五人組の物頭(者頭)に属し、俸禄も六駄二人扶持十二石相当と、同心と同じだった。同心は御鉄炮組、御弓組のように、文字通り組に属していた。

## 第二節 事例分析に使用した盛岡藩の史料の紹介

### (一) 盛岡藩『刑罪』の性格

本論の考察のための史料となった『刑罪』は全四九冊からなり、現在は盛岡市中央公民館に所蔵されている。

この史料は盛岡藩庁が編集した、寛永期から天保年間に及ぶ盛岡藩の最も基本的な刑事判例集で、収録された罪と罰の記録は一万件に近い。この分野において、近世期の大半を網羅する好個かつ大部の法制史料に位置づけられている(藩法研究会編二〇〇六：v参照)。藩法研究会は平成七年から史料の翻訳・入力・分析に取りかかり、二〇〇六年に書籍と同時に翻刻全文と全面像のデジタル版を公開するに至った。

なお、一九九九年に藩法研究会が岩手県立図書館を調査した際に『公事抄』、『公事鈔 天』、『諸刑罪』、『公事書抜』、『罪科御片付抜書』を含めた六種の史料が新たに確認された(同：一六〇一—一六〇五参照)。これらは寛文九(一六六九)年から嘉永六(一八五三)年までの期間に及ぶ記事を収録しているので、本論の考察対象である江戸時代前期からやや外れるため、ここでは割愛する。

『刑罪』の各冊子は概ね縦二六cm、横一九cmで表・裏表紙を付した和綴じ冊子本である。ほぼ全冊の初丁右上には三七mm正方の角印「南部家図書」が押されているものの、編成の時点および方針は明らかではない。

江戸時代の初期から幕末近くまでの長期間にわたるためか、年代的には必ずしも整序された構成をとっていない。中には、士分・寺社・庶民というように階層別に編成された冊子も混在する(同：vii参照)。

『近世刑罪史料集1 盛岡藩』の編集を代表した谷口昭は、『刑罪』に所収されている判例からみる犯罪と刑罰の特徴を、次のように見出している。

- ① 過失の責めとして科された「成敗」に際し、同役中一人をくじによって死罪とする「死し鬺くじ」の制があった。
- ② 衆道に極刑を科した。
- ③ 当時、通常は使われなかった「死刑」という語を用いている。
- ④ 磔に紙旗・札を建てて罪文を書き留めた事例がある。
- ⑤ 家臣の知行所における「為見みせしめ」に対して、「手前仕置」が行われた。

以上の諸要素は盛岡藩における刑罪ないし刑政の一断面を表している(同、x参照)。

なお、『刑罪』以外に、裁判に関わっていた役人によって書き留められたと思われる判決記録がいくつか残っている。『近世刑罪史料集1 盛岡藩』の附編においてこれらの史料について解説した守屋浩光によると、藩庁が作成したものでない判例集の全貌を把握することは容易ではなく、現在も岩手県立図書館を中心として新たに関連史料が集積されているという。

## (二)『盛岡藩雑書』の性格

『盛岡藩雑書』の原本は、『刑罪』と同じく、現在盛岡市中央公民館の所蔵である。表題に『雑書』と書かれているところから一般に『南部家雑書』とか、『盛岡藩家老席日誌』などと呼称されているが、史料の性格は端的に、家老の執務日誌といふべきものであろうと『雑書』の編集に当たった盛岡市中央公民館の編集代表が述べている(『盛岡藩雑書』各巻への序文による)。

この史料は、盛岡藩領内における農林業・漁業・鉱業をはじめとして、法制・宗教・民俗等、諸事万般にわたる社会事象を、日記形式で記録している。江戸初期から後期にかけての領内の万般の事象を公式に記録したこの史料の歴史資料としての価値は大きい。

収録の年代は、正保元(一六四四)年から天保十一(一八四〇)年にわたる百九十七年間分を、百八十九冊に収めている。ただし、明暦元(一六五五)、同三(一六五七)年、万治二(一六五九)年、同三(一六六〇)年、寛文四(一六六四)年、同六(一六六六)年、貞享三(一六八六)年、元禄元(一六八八)年、享保十一(一七二六)年、宝暦四年(一七五四)年、文政三(一八二〇)年、同四(一八二二)年、同五(一八二二)年、同六(一八二三)年、天保元(一八三〇)年の計十五年分が欠落している。また、正保元年、承応二(一六五三)年、寛文元(一六六一)年、元禄二(一六八九)年の四年分については、一部の日録が脱落している。

形態は、美濃大判で、初期のものを除き、概ね良好な保存状態にあるが、例外的な体裁も若干ある。

### 第三節 加賀藩の職制

以下では、盛岡藩の史料との対照をするために利用する、加賀藩の史料を理解する上で必要となるその職制について、武士の階級を中心に概説しておく。加賀藩には、一万石以上の禄高を有し、叙爵（従五位下にあたる）し、土佐守など国守号を称する大名並みの重臣が八家あった。この八家から藩の執政役である年寄が任命されたので年寄衆八家（加賀八家）と呼ばれた。八家は、本多家・長家・横山家・前田土佐守家（直之系）・前田対馬家（長種系）・奥村家（嫡流）・奥村家（支流）・村井家の八氏であり、執政がこの八つの家に固定されたのは元禄期のことである。行政面（役方）での諸職は産物方御用主付、学校方惣奉行、勝手方御用主付、月番・加判、公儀御用を務める。軍事（組方）面では、金沢城代、小松城代、人持組（六組）頭の役職に就く。

八家に次ぐ身分が「人持」であり、兵士までが御目見以上の士分であった。六〇人から百人程度が存在した。石高は最低一千石から最高一万四千石の家があった。人持組から家老、若年寄が任命される。定火消役、近習御用、奏者番、算用場奉行、公事場奉行、寺社奉行を務める。

「兵士」は中士身分に相当し、他藩でいう「給人」に匹敵する。八〇石から二千四百石を俸高とする一〇〇〇人から一四〇〇人程度が存在した。軍事面での役職の等級は組頭・番頭、物頭、三品の士という順であった。兵士の所属は小将組、馬廻組（百五十石以上の者たちで、一二組編成）、定番馬廻組（百五十石以下が所属、八組編成）、組外が中心であった。行政面では学校方御用、宗門奉行、近習御用、算用場奉行、公事場奉行、町奉行、会所奉行、割場奉行（注12）、作事奉行、郡奉行、普請奉行、喧嘩追掛物役などを担当した。

なお、御医者、御霊者、御徒小頭、御料理頭、御細工所頭、御坊主頭などが「兵士並」とされ、御目見ができた。

御目見以下の士分に属するのは「与力」、「御徒」、「御徒並」であり、彼らは藩主にお目通りできない身分であった。与力は三百人程おり、禄高は六十石から三百五十石までだった。実務では奉行を助けて仕事をする。組方では、鉄砲入用裁許・城方御用に所属していた。

御徒も三百人程いて、藩主の行列の警護、鷹方御用、産物方御用など、雑用を務めた。御徒並が三百人から四百人までで、「算用者」として家老方執筆、若年寄執筆、御次執筆などを担当した。その外、御祐筆・御大工・穴生・料理人・細工人も御徒並に属していた。

その下に軽輩として、「足軽」、「中間」<sup>ちゅうげん</sup>・「小者」<sup>こもの</sup>がいた（石川県教育委員会事務局文化財課  
金沢城研究調査室編 「二〇〇六」二〇一二・七八―七九、金沢市役所編 一九七三・一四  
―一七参照）。

最後に加賀藩の裁判のあり方について少し述べておく。裁判は公事場で行われた。公事場では前口書の送付―呼出―吟味―落着聞届―言上書提出―年寄から藩主へ伺い―藩主決裁―付札―落着申渡という裁判手続きをとった。

科人が裁判の内容を承伏することで藩の威光を維持する手続きに年寄が出座するという点が、加賀藩公事場における裁判手続きの特徴である（原 二〇〇五 六六―七一、七九参照）。

第三章 盛岡藩および加賀藩の刃傷事件の処理法

はじめに

本章では、江戸時代前期に盛岡藩と加賀藩で起きた口論・刃傷事件が、実際にどのように処理されたかを、具体例を検討しながら考察したい。とりわけ「両成敗」的処置（双方に同一の処分を与える）とそうでない処置、例えば「御免」などが採用される場合とを比較し、その適用条件を明らかにしていく。

それに際して、「喧嘩両成敗」の本質は、喧嘩に関わった当事者の理非を論じずに、双方共に同一の処罰（一般的に死刑）を科すという定説を念頭に置き、この定説を吟味しながら事例を分析する。

分析に先立ち、第三章・第四章で使用する事例について説明しておく。対象とする三史料、すなわち盛岡藩の『刑罪』『盛岡藩雑書』と加賀藩の『加賀藩史料』より、筆者が任意に「喧嘩」、「口論」、「出入」、「刃傷」、「乱心」、「乱気」といったキーワードで合計九八件の事例を抽出した。その内訳は、『刑罪』より二九件、『盛岡藩雑書』から四九件、『加賀藩史料』から二〇件である（図表編の表1・2・3、および資料編参照）。なお、他人同士間の事件のみならず、親族間の争いも抽出している。

分析対象とした期間は寛永二一（一六四四）年から宝暦一四（一七六四）年までである。事例のなかに当事者が両方共に死亡しているケース、片方が生き延びたケース、双方共に生き延びたケースがあり、多様である。現存する記事には判決が途中までしか記されていないもの、もしくは結末が明らかにされていないものは、分析の対象から外した。

事例番号の表記は次の通り定めた。

本論内で引用する事例を整理するため、それぞれに通し番号を付けた。第三章の事例番号は、事例三一―【雑書44】のように記載し、三は第三章、一は事例の個別番号、【】の内は資料編での事例番号を示した。第四章の事例も同様に、事例四一―【〇〇】と表記している。

事例本文の引用にあたって、句読点や仮名などの表記は筆者が任意に変更し、使用した史料の刊本とは必ずしも一致していない。

以下、次のような順番で事例分析を行う。

1. 刃傷事件における典型的な両成敗的処置が適用された例
2. 片方が死亡し、生存者に対して成敗的処置が施された例
3. 当事者の片方のみが処罰を受けた例

4. 当事者双方共に処罰を受けたが、その内容が同一ではない例
5. 御免・刑の軽減・内済などの例

このように分類し、それぞれについて、盛岡藩と加賀藩の処理法を比較しながら考察していく。

#### 第一節 双方が生き残った場合の両成敗的な処置

本節では、喧嘩の当事者に対して文字通りの両成敗的な処置（主に死刑）が科された事例を扱う。このタイプに該当するものとして、盛岡藩の紛争例計七八件から七件、加賀藩の計二〇件からは二件抽出した。以上、計九件のうち、本節で六件を取りあげることにした。

事例三―一は典型的な例として、事例三―二は刑罰のバリエーションとして紹介する。

事例三―三と三―四は付加刑が関連しており、事例三―五は酒席での事件である。この五件は盛岡藩の事例であるが、最後に事例三―六として加賀藩の例を挙げる。

では、事例三―一について。これは、宝永七（一七一〇）年六月五日、百姓同士で起こしたトラブルである。

#### 事例三―一【雑書44】

一、福岡御代官所之内沢里十兵衛領百姓（姓カ）、先達て喧嘩仕ニ付、うし・さると申者兩人御成敗被仰付、為検使縦（ママ）御歩行目付栃内与兵衛預御歩行一条勘太夫遣ス、

右の記事では次のことが語られている。福岡御代官所の管轄内にある沢里十兵衛領の百姓が先日喧嘩をしたので、「うし」と「さる」の二人に成敗を仰せ付けた。その検使のために御歩行目付栃内与兵衛の配下御歩行一条勘太夫を遣わした。

「両成敗」ではなく、「成敗」という語が見えるが、意味としては「喧嘩をした罰として両方ともに死刑を与える」という解釈でよいであろう。

この「喧嘩」と認定された事例において、喧嘩の当事者、ここではいずれも百姓身分の者が共に死刑になるという処置を確認できる。

右の事例よりも前、慶安元（一六四八）年に起きた次の例も、喧嘩の当事者全員が死刑



に処された。ただし、右の例と異なり、「梟首」、すなわち晒し首もなされている。

### 事例三―二【雑書8】

一、於八戸廿八日町、喧嘩仕野田内匠同心之五郎兵衛、此助仕吉右衛門・勘十郎・作助・与吉・久左衛門、右六人今日於盛岡殺生場梟首札立、検者茂市三太夫・望月長兵衛被遣、五郎兵衛相手之弥二郎と五郎兵衛子之久作は於八戸可致討謬（戮力）之由、野田内匠・工藤主善・鷹巢太郎左衛門・豊川宮内申付候、

八戸廿八日町において喧嘩をした野田内匠の同心五郎兵衛、彼に加勢した吉右衛門・勘十郎・作助・与吉・久左衛門、以上の六人は今日、盛岡の殺生場において梟首し、札を立てた。検使のために茂市三太夫・望月長兵衛が遣わされた。五郎兵衛の喧嘩の相手であった弥二郎と五郎兵衛の子久作は八戸において打ち殺した旨を、野田内匠・工藤主善・鷹巢太郎左衛門・豊川宮内に知らせた。

処分の中身を確認しておく、喧嘩の当事者の一方、五郎兵衛とその関係者は成敗を科された。主犯は五郎兵衛で、あとの五人は彼の助っ人であり、事件への加担度合が異なっているにもかかわらず、六人は同じ処分に遭っている。なお、喧嘩のもう一方の当事者である弥二郎および五郎兵衛の息子の久作も処刑された。本件の処理について、五郎兵衛の主人野田内匠他、数名の関係者に伝達されたとある。

次に、付加刑のある事例をいくつか取りあげる。まず、慶安二（一六四九）年四月二十一日付けの記事を見てみよう。

### 事例三―三【雑書10】

一、三月十三日、町婦二道中にて喧嘩仕ル見前村源助・左京・甚右衛門、此三人今日成敗、検者田代治兵衛、三人之家闕所仕罷上ル様ニと御代官衆へ被仰付候、

三月十三日、見前村の源助・左京・甚右衛門が市の帰りに喧嘩したので、今日成敗した。検使は田代治兵衛であった。三人の家は闕所処分とするようにと代官衆へ通達があった。

この事例では、喧嘩の当事者全員が死刑を言い渡されたうえ、全員が闕所、すなわち家が没収される処分を受けている。

この付加刑が「喧嘩」認定と関わりがあるかどうかという問題については、闕所が科さ

れた他の事例を参考に、注意して考えていきたい。

次に、慶安元（一六四八）年七月の事例を見てみよう。

### 事例三一四【雑書9】

一、鹿角花輪にて去ル廿日ニ喧嘩仕相果谷地田町四五右衛門・玉内村与七郎、此二人家財闕所之日記四通、今日勘解由左衛門状を添上ル、人馬ハ御台所御馬方衆へ渡ル、

鹿角（花輪）で喧嘩の末、死亡した谷地田町の四五右衛門と玉内村与七郎の二人の家財の闕所に関する記録が四通、今日、勘解由左衛門の状を添えて届けられた。なお、彼らが所有していた人馬は、御台所の馬方衆へ渡された。

この事件では当事者は両方共に喧嘩によって死亡している。死亡者に対し、家財と人馬の没収を科している。

次に、喧嘩が酒席で起きた事例を取りあげる。延宝二（一六七四）年に起きた喧嘩である。

### 事例三一五【刑罪5】

一、十月十一日

一、成田 左近

一、川口与右衛門

去月十八日三戸ニ而喧嘩仕候付、藤田多左衛門罷上申上候は、酒ニ給酔（ママ）右之通御座候由申上ル、則 若殿様江遂披露候処、酒ニ酔候とても御仕置之為ニ候間、双方切腹可申付由被 仰出、右金田一太郎兵衛検者被 仰付候間、切腹可申付旨今日三戸江以書状申遣之、

先月十八日、三戸で起こった喧嘩について、現場に同席していた藤田多左衛門が登城し、例の喧嘩は酒を賜り酔ったことが原因である、と申し上げた。それについて若殿様へ報告をしたところ、酒に酔っていたといっても仕置は必要である、喧嘩の当事者双方に切腹を申し付けよ、と仰り、金田一太郎兵衛が検使を命じられた。よって、切腹の旨が、今日、

三戸へ書状をもって遣わされた。すなわち、「両成敗」（双方共に死刑）されたのであった。『盛岡藩雑書』にもこの事件に関する記事が載っており、当事者は三戸の「給人」、すなわち武士身分の格だとわかる。本件の処置に当たって、酒狂が刑の軽減事由として採用されなかった点、そこには藩主の子息の意向が反映されている点を確認できる。

最後に加賀藩の事例を紹介する。該当する二つの事例、天和元（一六八一）年に起きた【加賀6】と享保一四（一七二九）年の【加賀19】のうち、前者を取りあげる。

### 事例三一六【加賀6】

\*五月廿六日、曩に御長柄小者庄左衛門・茂左衛門二人争鬪せしを以て扶持を召放たる、

〔袖裏雑記〕

御長柄小者茂左衛門・庄左衛門当座口論仕、茂左衛門脇指をも指不申罷在候所を、庄左衛門二ヶ所切申候。前々ヶ様之者落著の例覚無御座候故、割場御奉行江申渡承届候處、先年足輕之内喧嘩仕候趣落著覚書出候付上之申候。兩人共御國へ被遣、茂左衛門は被放御扶持、庄左衛門義は耳敷鼻をそぎ、御國追放可被仰付哉、但御國追放迄可被仰付哉と五月廿六日伺之處、耳鼻之事聞江不申候。茂左衛門は無夫（不）甲斐、庄左衛門に手付不申候條、一向兩人共に殺害歟、又は兩人共に追放可然候。兩様之内にては、其方存寄之通追放可然候。併足輕さへ放扶持申迄とみえ候條、兩人共に放扶持にても苦間敷候。とかく兩人輕重は有之間敷事かと存候と御加筆に付、乍恐御尤奉存候。右兩人久々籠舎申付置候間、旁放御扶持候様可申渡哉と伺、一段尤候、右之通可被申渡候と御加筆、

この事例では、喧嘩の当事者は、双方共、長柄担当の小者、すなわち輕輩と呼ばれる身分の低い奉公人である。その茂左衛門と庄左衛門が口論し、脇指さえ携帯していなかった茂左衛門に、庄左衛門が二ヶ所切りつけた。このようなトラブルを扱った先例がないため、割場奉行へ相談したところ、先年、足輕同士が喧嘩をした時の処置について覚書があるのでそれを参考にせよと言われた。そこで、兩人を国元へ遣わし、茂左衛門は扶持を没収、庄左衛門は耳か鼻をそいだうえ、国からの追放を科すのはどうか、ただし、国から追放までするべきではないか、このように、五月二十六日に伺いを立てた。

それに対して、以下のような返事があった。耳鼻そぎのことについては先例がない。茂左衛門は喧嘩の当時何も持っていなかったので庄左衛門に抵抗しなかったのだから、兩人共に死刑にする、あるいは兩人共に追放に処するか、この二つの一方を取るならば、その方も分かっている通り、追放に処すべきである。しかも足軽さえ扶持没収止まりなので、本件の兩人共に扶持没収だけであっても問題ない。とにかく、兩人の刑に差があってはならない。このように書かれていたので、仰せの旨はごもつともと思ひ、兩人に長期入牢を科し、そのうえ扶持を取りあげるべきか伺いを立てた。それに対して、適切な判断だからその通りにせよ、との返事があった。

この事例において重要なのは、喧嘩に対する負担度合の相違によって、刑の軽重を変える案が一旦提示されながら、それが否定され、当事者双方に同一の刑を科すという選択に改められた点である。また、当事者の身分が軽いため、死刑が重すぎるという見解が権力者から出され、その意向通りとなった。

この一件を盛岡藩の類似例、例えば前掲の事例三一や三一三と比較すると、盛岡藩では喧嘩の末に生き延びた当事者全員を成敗（死刑）に処する習わしがあるのに対し、加賀藩では死刑を避けたと考えられる。盛岡藩に処罰を嚴重にする傾向が強いことは、酒席の場で発生したケースであっても、刑罰の軽減がなされなかった事例三一五【刑罪5】からも推測できる。

この点を盛岡と加賀両藩の処理法における明確な違いとして挙げられる。

## 第二節 一方が生き延びた場合の成敗的な処置

本節では、刃傷の末に片方が殺害された、もしくは自害した場合、残った側が「成敗」の処分を受けるケースを考察する。このタイプに該当するものとして、盛岡藩の計七八件から三八件、加賀藩の二〇件からは四件を抽出した。該当する四二件のうち、七件を詳しく分析していきたい。典型的な例から見えていき、最後は典型例の型に収まらない例を取りあげる。

盛岡藩で寛永二一（一六四四）年に起きた事例は百姓同士の刃傷で、次のような処分が下された。

### 事例三一七【雑書1】

一、大萱生長左衛門百姓砂子沢村彦市・同村孫市、郡山市帰二喧嘩、彦市於孫市歟伐殺候由、長左衛門内孫十郎儀俄弥五左衛門を以て披露、則喧嘩羽(双カ)方ニ申付、

大萱生長左衛門領の百姓で砂子沢村に住んでいる彦市と孫市が郡山市の帰りに喧嘩をし、孫市が彦市を伐殺した。長左衛門の内の孫十郎が儀俄(我) 弥五左衛門をもって報告し、喧嘩両成敗に則って孫市に死刑が言い渡された。

孫市の処分は「喧嘩双方」、すなわち「喧嘩両成敗」に従って行われた。処分の具体的な内容は明記されていないが、【刑罪27】(資料編三八頁参照)の事例において、酩酊状態で相手を殺した加害者の責任を「喧嘩同然」としたうえ、「御大法の通り、籠(牢)前に置いて討首」に加害者を処したことを参照するならば、おそらく「打首」であったと推測できる。

次に、事例三一七と類似する、正保三(一六四六)年三月二十日の記事を挙げる。

### 事例三一八【雑書5】

一、四戸甚尉百姓きび助、民部、於高家村今月十六日ニ喧嘩仕、きび助を民部が切殺申ニ付て、今日小向四郎兵衛以安田五兵衛披露之、双方御法度候間、民部をも成敗仕様にと申渡候処ニ、明廿一日ニ民部も切腹仕由、重て四郎兵衛以五兵衛披露之、

四戸甚尉の百姓できび助と民部という者が、高家村において今月十六日に刃傷に及び、きび助を民部が切り殺した。このことについて、今日、小向四郎兵衛が安田五兵衛をもって報告させた。喧嘩は「双方御法度」であるので、民部をも成敗に処するようにと申し渡したところ、明二十一日に民部も切腹を仕った旨を、重ねて四郎兵衛が五兵衛をもって報告した。

この事件も事例三一七と同様、喧嘩の当事者がいずれも百姓であったが、「双方御法度」に従って生存者も成敗とすべきと記されている。ただし、処罰を申し渡された民部は刑の執行前に勝手に切腹をして自殺をした。結末はともあれ、裁許側が加害者を死刑にするつもりだったことが確認できる。

本件の「双方御法度」と、先に見た事例三十七の「喧嘩双方」という文言は同一の法度を指しているとは理解できる。事件が「喧嘩」として見做されたため、片方が死亡したので、生き延びた方も「喧嘩双方」の法度にのっとり、厳しく「成敗」させる。このやり方の根底に喧嘩を御法度とする社会的意識が存在している。

本章の第一節で扱った、盛岡藩で双方共に生き延びた場合と同様に、片方のみが生存した場合も、生き延びた方を死刑に処している。これは盛岡藩の典型的な処置だといえるのである。

では、視点を換え、加賀藩の事例に目を向けたい。

寛文四（一六六四）年に起きた、飲酒のうえ、馬廻組所属の武士の息子が浪人を殺害した事件を挙げる。正式に「喧嘩」と認定されていないが、飲酒のうえの刃傷の場合に課される処分を知るうえで重要な事例である。

### 事例三十九【加賀2】

\*是歳、定番馬廻組吉田又右衛門の子勘右衛門、浪士服部入也を斬りて切腹を命ぜらる、

〔袖裏雑記〕

一、定番馬廻組吉田又右衛門せがれ勘右衛門、牢人服部入也申分有之、吟味之処、勘右衛門申分、今月四日之夜、野町大蓮寺方に医者養設・猿屋六右衛門三人咄有之、亥の刻過に酒を給、事之外酔罷帰候処、黒坂吉左衛門屋敷之邊二而、入也に行逢申候。給酔候故にて候哉、入也とがめ申に付、一刀きり候而はづし候。其後之義は前後少も不覚由。此段最前熊谷久右衛門・富田内蔵允吟味之節は、きり申段不覚由候、相違仕候。入也同道仕候本多安房家来坂津久七申分は、其夜又右衛門方二而勘右衛門に逢申所に、勘右衛門申には、今夜之道尾酒に給酔、始終十方無之候間、如何様其頼候由申候。其以後又右衛門も右之趣頼候。久七義右兩人共終に知人二而無之、其夜始而逢候由申候。此段久右衛門等へ、又右衛門申聞候と相違故、又右衛門へ尋候処に、久七口上之通相違無之事。大蓮寺等召寄、勘右衛門酒に給酔候躰尋候処、常に被下程たべ申候、少は酔申躰に候へども、無正躰様には無御座由、何も書付出申候。勘右衛門申分前後難承分、其趣言上之処、勘右衛門義青山将監に御預、畢竟切腹被仰付候、

吉田又右衛門の息子勘右衛門が、大蓮寺で数人が集まって飲酒した後の帰り道に、服部入也という浪人に逢った。入也に酩酊状態を咎められた勘右衛門が入也を斬った。取り調べに対し、勘右衛門は「覚えていない」と答えたが、関係者の証言から、それは嘘だと判明した。勘右衛門は御預になった後、切腹を言い渡された。

この事例によって確認しておきたい点は二つある。一つは、前掲の盛岡藩の類似事例と同様の処罰（死刑）が与えられている点である。もう一つは、深い恨みがなく、酔った勢いで相手を斬ったという理由は、刑罰の大幅な軽減につながらない、という点である。

次は成敗処分を科したうえで、さらに別の刑を加えるなどした事例を、盛岡藩を中心に紹介したい。

左の事件は、享保八（一七二三）年に起きた、博奕の場での口論に端を発する。

### 事例三一〇【雑書48】

安俵駒板村

一、 藤九郎

当八月六日之夜、一日市町嘉人と申者を安俵之内槻木村にて博奕之上にて口論仕、嘉人を殺害仕候段、僉儀之上相知重科者二付、花巻御町引さらし打首ノ申付、三日獄門被 仰付右之通被 仰付、御郡代へ以書状申遣、委細公事雑書二記、

一日市町に住む喜人と駒板村の藤九郎が博奕の席で口論になり、藤九郎が喜人を殺した。この罪は「重科」と判定され、藤九郎は花巻町を引き回した後に打首にされ、首を三日間獄門にかけるという判決を受けた。

事例三一七および三一八に見たように、単なる喧嘩による殺人の場合は獄門のような刑が通常は科されない。ところが、博奕の席で喧嘩をしたことが刑を重くし、単独の死刑だけで済まず、さらに恥辱的な身体刑を付加することにつながったといえる。

また、第一節で触れた闕所は、このタイプの事例の処置においても見られる。

以下は元禄六（一六九三）年に起きた、百姓同士の事件である。

### 事例三一―一【雑書37】

一、三戸御給人一戸五右衛門百姓久太郎・太郎左衛門同道にて、十一月廿七（ママ）日五戸市帰、浅水村於山中喧嘩仕、久太郎儀、太郎左衛門ニ被打殺候由、太郎左衛門籠舎申付置候旨、御代官工藤長助・四戸治左衛門廿一日付にて申越、喧嘩之儀ニ候故、太郎左衛門御精進日を除、成敗仕候様ニと申遣、但喧嘩故妻子・家財ニハ御構無之由申越ス、

三戸の給人一戸五右衛門の百姓である久太郎と太郎左衛門が、一緒に出かけた五戸市からの帰り道に、浅水村の山で喧嘩をした。太郎左衛門が久太郎を打ち殺したこと、太郎左衛門を牢屋に入れたことを、代官の工藤長助と四戸治左衛門が報告した。喧嘩であるため、太郎左衛門は精進日以外の日に、成敗するようにと言ひ渡された。ただし喧嘩であるゆえ、妻子・家財には処置を加えないことになった。

なお、引用史料では、当事者の二人が喧嘩をした日を「十一月廿七日」、喧嘩後の処理について報告があった日を「廿一日」と記しているが、これは前者「廿七日」が「廿日」の書き誤りと推測できる。

「喧嘩の儀」であるため、生存した一方も成敗するという処置は、基本的に事例三一七・三一八と同じである。

この件について、注目しておきたいのは、妻子・家財は御構いなし、とされた点である。これは、前節で見た事例三一四【雑書9】と対照的である。慶安元（一六四八）年に起きた事例三一四では喧嘩をした両者に闕所すなわち家財・人馬の没収を行っていたのに対して、元禄年間、十七世紀末の本件では「喧嘩であるため」にあえて闕所を行っていないのである。付加刑の適用に違いが見られることについて、この二つの事件の間に、何らかの方向転換が行われたと考えるのが自然であろう。その理由について、元禄期は処置が特段緩かったと、ここでは仮に考えておきたい。

次に、先に刃傷を仕掛けた側が返り討ちに遭って死亡しているケースについて考えたい。寛文一二（一六七二）年二月二十日の記事を見てみよう。

### 事例三一―二【雑書16】

一、於八戸、去ル十九日之晩、竹林治兵衛所へ夜斬ニ平山小兵衛・奥谷弥五左衛門・



安達源五兵衛参候処、口論仕、治兵衛・弥五左衛門・源五兵衛二小兵衛深手負七、則弥五左衛門・源五兵衛相果、小兵衛も手を負、其夜自害仕候、治兵衛ハ翌日切腹仕候旨、今日八戸御留守居より申来ル、

八戸において、十九日の晩、竹林治兵衛の所へ夜伽のため、平山小兵衛・奥谷弥五左衛門・安達源五兵衛が訪れたところ、口論となった。小兵衛が治兵衛・弥五左衛門・源五兵衛に深い傷を負わせ、弥五左衛門・源五兵衛が即死し、小兵衛の方も傷を負い、その夜に自殺した。治兵衛は翌日に切腹した旨を今日、八戸の留守居より伝えられた。

この事件では、傷を負わせたのが小兵衛であると記されているので、傷を負った治兵衛は被害者の立場にあったと考えられる。にもかかわらず、治兵衛は切腹をしている。

このことから、加害・被害の別による責任の有無は重要ではなく、刃傷に巻き込まれただけでも、いずれかの側に死傷者が出た以上、例え被害者の立場にあっても、生き延びた側も死を選ばねばならないという考え方が、彼らの間に根付いていたことがうかがえる。

事件を起こした張本人の小兵衛は自害し、彼から傷を負わされながら唯一生き延びた治兵衛も自ら切腹をしたので、関係者は全て命を失うことになったのである。

これらの事例を見ると、盛岡藩で裁許を下す側にとって、刃傷の末に死傷者が出た以上、生き残った方が状況的に被害者であっても、一律に重い処分を下す傾向にあることがわかる。記事は事件の性質を「口論」と描写していることから、当時の人々の目にこの事件は「喧嘩」として映っていたと推測できる。

右のような認識があったことは他の事例によって裏付けられている。例えば、延宝七（一六七九）年に起きた、次の事件が挙げられる。

### 事例三一三【刑罪7】

一、四月廿日

北閉伊津軽石村

一、

安養院

理助

右式人、当二月廿九日喧嘩仕候、其節理助兄三郎兵衛さい（裁カ）人ニ懸り候処ニ、三郎兵衛を安養院切殺候付、御代官中村治右衛門・八木橋茂左衛門詮議、口書差上候、

三郎兵衛相果候上ハ、安養院・理助共ニ於閉伊成敗申付候様ニ御代官江申渡、

北閉伊郡の津軽石村に住む理助と安養院が争いをしているところに、理助の兄・三郎兵衛が二人の仲裁に入った。そこで安養院が三郎兵衛を斬り殺した。代官が取り調べをして口書を奉行所に提出したところ、三郎兵衛が死亡している以上は安養院と理助を成敗（死刑）に処するべき、という判決が下された。

この一件は、喧嘩後の生存者は成敗され、当事者は全員命を失う結果に終わっている。

興味深いことに、「三郎兵衛相果候上」と同様の意味の言い回し、すなわち「当事者が死亡しているので生存した方に成敗を科すべく」という文句は、加賀藩の事例でも確認できる。【加賀4】（資料編六一頁参照）に「相手小川太郎三郎が相果てたことに付き、九十郎を切腹に仰せ付けられる」とある。このことは、事例三十四【刑罪9】のような、相手が自殺によって先に死んでいる場合も同様である。

そこで疑問に思うのは、これらの記事において、「相手が死亡しているので」という点がどうしてこれだけ強調されているのか、ということである。「双方」を同じように罰しようとしているのは、「喧嘩」であるがためなのか、あるいは「死には死を」という同害報復の考えが根づいているからなのか、それともそのどちらも当てはまるのか。また、相手が死亡していなければ処分が軽くなるのだろうか、もしくは当事者が赦免されるのだろうか。

右に述べた事例は、刃傷事件の末に生き延びた両者に科された「喧嘩両成敗」が、生き延びた片方の側にも科される「喧嘩成敗」という形で、適用範囲が広がったとも考えられる興味深い現象である。次節以降では、これらの問題を念頭に分析を続けていきたい。

### 第三節 当事者のうち、片方のみが処罰されるケース

本節では、対象とする盛岡藩と加賀藩の全事例を見渡し、両成敗的な処置が徹底していたかどうかについて検証するため、成敗以外の処分がどれぐらいなされたのか探ってみた。

この作業の一環として口論・刃傷事件の関係者のうち、片方だけが罰せられるケースに注目したい。

このタイプに該当するのは、盛岡藩と加賀藩の記録から抽出した全九八件のうち五件で、

そのうち盛岡藩は四件、加賀藩では一件が該当する。五件のうち、本節では三件を詳しく取りあげる。

まず盛岡藩で起きた次の事例から見ている。これは万治二（一六五九）年の事件である。

### 事例三―四【刑罪1】

一、十一月廿七日

三戸御給人

一、原 半三郎

弟 同 孫十郎

去ル十九日於三戸御鹿狩被 仰付候処、同十八日之晩御横目塩川八右衛門御勢子下知仕廻候処ニ、半三郎下知不随、右八右衛門面を一太刀切かくれ候付、翌日双方相尋候得共、埒不明候付而、半三郎盛岡江召寄、同廿五日於 御城双方相尋候処、半三郎申分不分明、殊御鹿狩勢子預ながら勢子を除小屋を懸居、其上狼藉仕候付、半三郎・同弟孫十郎、此二人今日切腹被 仰付、検使牧田四郎右衛門・大萱生長左衛門、御横目大須賀九朗右衛門、

一、八右衛門儀、脇差をおとし半三郎弟二とられ候儀、不足之様ニ被召置候得共、其外首尾好被聞召届候付、如例御奉公候様ニと被 仰渡之、

去る十九日、三戸で藩主などの鹿狩が予定されていたので、同十八日の晩、横目の塩川八右衛門が勢子の下知のために回っていたところ、半三郎が下知に従わず、八右衛門の面を一太刀切り、逃げ隠れた。翌日になり双方に事情を尋ねたが、埒が明かない。そこで半三郎を盛岡へ召し寄せ、同二十五日、城において双方を事情聴取したところ、半三郎の言分が明快でなく、不審を覚えざるをえなかった。殊に鹿狩勢子預でありながら、勢子の仕事を避けて小屋におり、そのうえ狼藉まで行ったのは実に不届きなので、半三郎とその弟の孫十郎の二人が切腹を命じられた。検使は牧田四郎右衛門・大萱生長左衛門、横目は大須賀九朗右衛門であった。

八右衛門に関しては、脇差を落として半三郎の弟にそれを取られたことは、不覚であるけれども、その他は首尾がよかったので、今まで通り奉公するように言い渡された。

この一件は、横目と勢子という、一種の上司と部下との間のトラブルに当たる。部下の

勢子は命令を拒否したことと、上司の横目に対して狼藉をしたことを理由に切腹を言い渡された。他方の横目は、脇指を落としてそれを奪われたことが不覚であると指摘されながらも、御構いなし、つまり処分は一切加えないこととなった。

片方が免罪、相手が切腹という始末をなぜ迎えたのか。記録にあるように、この事件は「喧嘩」ではなく、半三郎とその弟の「一方的な任務放棄と狼藉」として見做された。そのことが判決に影響しているのである。

この事例で強調しておきたいのは、事件が「喧嘩」として認定されなかったことが、関係者の処分を決めるに当たって重要であったことである。喧嘩ではないため、処分を決める際に「両成敗」と異なる原理が働いたのである。

もう一つ、元禄六（一六九三）年に起きた事件を取りあげたい。

### 事例三一―五【刑罪11】

一、二月五日

一、花巻御給人次郎右衛門子

伊藤与左衛門

旧臘四日内用二而黒沢尻江参帰候節、同所御与力奈須川茂左衛門二男助惣、馬乗花巻より鬼柳江参候、十二ヶ村二而行逢候之処、与左衛門歩行二而通候二、右助惣乗候馬与左衛門肩江障候由二而、刀をぬき助惣を討おとし候節、つむりを被切候故、同所御役人とも出合、色々中策仕候得共、茂左衛門承引不仕、御僉議之上、御了簡次第被仰付被下度と書付相出候付、花巻御役人野々村宇右衛門・三ヶ尻弥兵衛申付、僉議仕候得共不分明候付、双方口上書江戸江為差登遂披露候処、縦雑人成共折檻可仕と之与左衛門存念、始終無調法之仕方被 思召候付、双方出入御構不被成、自今以後為令見与左衛門成敗申付候様ニと被 仰付、三ヶ尻弥兵衛申付、去ル五日成敗申付、  
一、助惣儀若輩者之儀ニ付、何之御構無之間、親茂左衛江被下旨被 仰出、宇右衛門・弥兵衛を以茂左衛門江申渡、

十二月四日、与左衛門が用あつて黒沢尻へ帰ったおり、馬に乗って花巻から鬼柳へ向かっていた同所の与力・奈須川茂左衛門の次男である助惣に、十二ヶ村で行き逢った。与左衛門が歩いて通った際、助惣が馬に乗ったまま与左衛門の肩へ触れたので、与左衛門が刀

を抜いて助惣を討ち落とした際、助惣が頭を切られてしまった。同所の役人が立ち合いのうえ、色々検討したが、助惣の父である茂左衛門が承知しないので、ご調査のうえ了簡通りの判決をお願いしたいと、書付をもって願ひ出た。

それに対して、花巻の役人野々村宇右衛門・三ヶ尻弥兵衛に申し付け、調査は行つたけれども不審が残つたので、双方の口上書を江戸へ差し出し報告した。その結果、たとえ相手が雑人であっても折檻すべきと考えた与左衛門のやり方が始終無調法であつたと判断され、双方のトラブルが「出入」すなわち喧嘩として見なされず、今後の見せしめのために与左衛門を成敗に申し付けるようにと仰せ付けられた。

よつて三ヶ尻弥兵衛が指示し、去る五日に成敗を申し付けた。助惣は若輩なので、全く御構いなしとなり、その親・茂左衛門に対しこの旨が伝えられた。それを伝えたのは宇右衛門・弥兵衛であつた。

本件は道中で歩行者と馬上者が衝突した事件である。裁許の結果、馬上者助惣の振る舞いを無礼として斬りつけた与左衛門の対応が「始終無調法」であつたと見做され、彼が見せしめのために成敗に処された。馬が肩に触れたぐらいで、斬りつけるというのは過剰反応であり、行き過ぎた行為として批判されたことがわかる。

この処置は、事件時に双方が振る舞つた様を吟味し、それぞれの罪の重さに即した処置で、当時ならではの正義の思想の表れと見做すことができるであらう。

類似の事例に、元禄二二(一六九九)年の【雑書41】(資料編五八頁参照)が挙げられる。知り合いである百姓同士のトラブルで、市の帰りに片方が酒によつて口論となり、脇指で相手を傷つけた。加害者は入牢、被害者は療養という、片方のみが処罰される次第となつた。

興味深いことに、加害者は死刑ではなく、入牢を言い渡された。記事に「兼て之意趣も無之、酒ニ給酔候」からだと説明されている。

時代が進むにつれ、遺恨のない突発的な出来事であつたこと、または、一方的な狼藉であつたことが、事実として確認された際は、少し前までは「喧嘩」と認定されるような事件であっても「喧嘩」として認定せず、正当防衛が認められるケースが珍しくなくなつていったと考えられる。

最後に、加賀藩の事例に目を向けよう。これは天和元(一六八一)年に起きた事件である。

### 事例三一六【加賀7】

\*七月、酒狂によりて傍輩を伐りたる御長柄小者久五郎を追放に處す、

〔袖裏雜記〕

京都御屋敷に相詰候御長柄小者久五郎義、酒給酔、傍輩久右衛門を切候故、久右衛門久五郎脇指をもぎ取申候。酒狂之義に候へば、遺恨無御座旨久右衛門申由に御座候。

無十方仕形に候間、久五郎義御國追放可被仰付哉、但可被放御扶持哉と七月日伺。不輕義候間、追放可然候と御加筆、

京都屋敷に詰めている長柄の小者である久五郎が酒に酔い、傍輩の久右衛門に切り掛かったので、久右衛門が久五郎の脇指をもぎ取った。酒狂のうえのことであるので、遺恨はないと久右衛門が言った。秩序を乱す行為なので久五郎は国から追放に処すべきだろう、ただし扶持を取りあげるに留めるべきだろうか、と七月に伺いが立てられた。罪は軽くないので、追放にすべきだと決定された。

この事件では、双方共に負傷しなかったと推測できる。加害者の久五郎は飲酒状態だったといえどもその罪が軽くないため、扶持の没収止めにならず、それより重い処分である追放に処された。久右衛門の方は、処分について記載がないことから御構いなしになったと考えられる。

この事件も「喧嘩」として見做されていないことに留意すべきである。

#### 第四節 当事者双方の処罰が同一でないケース

本節においては、喧嘩をした当事者が両方とも処罰を受けたものの、その罰は同一ではなく、軽重に差があるケースを取りあげる。

このタイプに当てはまるのは、抽出した盛岡藩の七八件のうち四件で、加賀藩では二〇件のうち一件がある。この五件のうち、四件を詳しく取りあげる。

筆者は二つの観点から非同一の処分を決定させる要因を探りたい。一つは事件への加担の度合であり、今一つは階級・職級の優劣、といった観点である。

まずは盛岡藩で慶安四（一六五二）年に起きた事件から見ていこう。

### 事例三一七【雑書13】

一、紺屋町門番之市十郎と舟越与七郎同心孫四郎口論ニ付て、同町十兵衛・善太郎・宗助、此三人過代金壱両宛出候様ニと、田代治兵衛ニ申渡候、孫四郎八百日の籠舎申付御扶持放候事、市十郎八百日之籠舎ニて免候事、

同心の孫四郎が町の門番の市十郎と口論になった。その結果、前者は百日の入牢と扶持の没収という処分を受けたのに対し、後者は百日の入牢のみで済んだ。二人の刑が非同一であるのは明白である。この事件は口論に止まり、刃傷にまでは及んでいなかったらしい。

また、現場にいた他の三人は金一両（米価から試算すると、江戸初期で現代の通貨で約一〇万円前後）ずつの罰金を命じられた。騒ぎになったら、周りの人がそれを止めなければいけないことが求められていた当時、制止の義務を怠ったがために課金の形で罰せられたのである。

当事者の付加刑が平等でない時、この場合は同心のみに闕所が科されたのはどうしてだろうか。同心と門番という職級の優劣が関係するとも考えられる。もし、そうであるならば、盛岡藩で足輕の別称である同心と、門番の身分の差が問題となる。門番は足輕が勤めることが多いが、番非人の可能性もある。前者は扶持持ち、後者はそもそも扶持を支給されていらない身分である。もし非人が門番を勤めたならば、剥奪する扶持が存在しないので、付加刑の偏差は身分差によるといえる。この点について盛岡藩の門番の実態を調べたうえで、機会を改めて考察したい。

口論を仕掛けた側を重く罰することも考えられるが、本件では仕掛けた側がどちらであったかについて言及がなされていない。よって、身分差によって付加刑の適用が左右されることがあったと仮定しよう。

では、他の事例の分析を通して、処分が非同一である理由をもう少し探ってみよう。延宝五（一六七七）年の例を挙げたい。

### 事例三一八【雑書25】

一、旧冬花巻追鳥被仰付候節、四戸金左衛門同心壱人と、桜庭四郎左衛門百姓三七と申者口論仕候付、御詮議之上同心ハ御扶持被召上、右三七ハ御成敗被仰付候、右之通四戸金左衛門ニ申渡ス、委ハ公事帳ニ書留、

旧冬、花巻で追鳥を仰せ付けられた節、四戸金左衛門の同心一人と、桜庭四郎左衛門領の百姓・三七という者が口論になった。詮議の結果、同心は扶持没収、三七は成敗（死刑）を言い渡された。この旨が金左衛門に通達された。

同心が扶持の没収、百姓は成敗というアンバランスな処分を受けたことがわかる。しかも、片方の懲戒免職に対し、他方は死刑に処された。この事例は、罪の重さを考えると「刃傷沙汰」であったと推測されるが、「成敗」することを避けるために、「喧嘩」という語を用いることを避けているかに見える。

詳細が記されていないので推測する以外ないが、ここでも階級の差か、どちらが攻撃を仕掛けたのか、のいずれかが、両者の刑を異にしたと考えられる。

階級を見ると、身分が高い同心の方が、相手より軽い処分を受けている。つまり、身分の高い者を優遇する思惑が働くと考えられる。扶持没収は、事例三一七について推定したように、同心は扶持を支給されているので、剥奪することが可能である。相手の百姓は扶持がないので、対象外である。

付加刑の適用は身分差で説明できるが、両者に対する主刑の違いはどう説明できようか。身分による一定の優遇策は、江戸幕府が一八世紀になって、斬捨御免を百箇条の一部に定めるまではまだ全国で普及していなかった。従って、階級優遇説は現段階では支持しにくいと筆者は考える。そうになると、相手を先に攻撃した方が重く罰せられると考えざるを得ない。

以上、右の理由から、盛岡藩では、身分差によって付加刑の適用を異にしたと見做せよう。他方、主刑の相違は、攻撃者をより厳しく罰したことに起因していると考えられる。事例三一八では、口論の場に居合わせた人がいたかどうかは記載がないが、「喧嘩双方」ではなく、それぞれ異なる処分が科された背景には、取り調べの担当役人からすれば、それぞれの理非が明白だったからではなからうか。そして、それぞれに相応した処分が与えられたと説明できよう。

担当役人が事件を「喧嘩」と認定しなかったからこそ、このような処置が下されたのだと、筆者は主張したい。「喧嘩」として見做されなかった理由として、一方的な不意打ちのようなトラブルという性質の問題以外に、双方の身分が互いに異なるといふ点が考えられる。事例三一八では同心と百姓という異なる身分の者が衝突をした。このように、身分が異なる事実が事件の認定方法をどの程度左右していることについてデータを蓄積し追



究する必要がある（注13）。

次に見る、享保七（一七二二）年二月二三日付けで記録された事件では、飲酒のうえの争いが問題となっている。

### 事例三一九【刑罪19】

一、同日

一、同日 滝沢利右衛門

右は去年九月三浦兵之丞と出入二付、御僉議之上頭大矢利兵衛江御預被成候処、左之通被 仰付、其方儀、去年九月及夜更三浦兵之丞所江参、手を負候始末僉議候処、大酒仕参候故、手を負候儀も前後不覚旨申上候、旁奉公人ニ不似不埒、急度可申付候得共、酒狂之儀容赦を加、他領追放申付候、立帰候ハ、打放可申付者也、右之通被 仰付、頭大矢利兵衛呼上、被 仰付書付相渡之、

一、同日

一、同日 三浦 喜兵衛

同 兵之丞

大矢利兵衛預御徒滝沢利右衛門儀、去年九月之夜、案内なく何者共不知与風其方宅江入候付、世悴兵之丞ぬきかけ手を為負、名をも聞届候歟、無左は組留可申儀、打留も不仕切かけ二仕取逃候儀、不始末成致方 思召候、依之嫡子ニは御立不被成候之間、左様相心得可申者也、

滝沢利右衛門は去年九月、三浦兵之丞と紛争になった。調査が行われ、組頭である大矢利兵衛の所へ預けられたところ、次のように仰せ付けられた。すなわち、滝沢利右衛門は去年九月、夜遅く、三浦兵之丞の所へ参り、傷を負った経緯を捜査したところ、酒を大量に飲んできたため、傷を負った時の前後を覚えていないと証言している。奉公人に似合わない不埒な行動だったために、厳しい処分を与えるべきだが、酒狂により容赦を加わえ、他領へ追放し、勝手に戻って来たら処刑すると言い渡した。組頭大矢利兵衛を呼び上げ、書付を渡したうえで仰せ付けられた。

一方、三浦側の処分について次のように決められた。滝沢利右衛門が去年九月の夜、断りもせずと三浦喜兵衛の宅へ侵入した際、喜兵衛の悴である兵之丞は脇指を抜きかけ、

利右衛門に傷を負わせた。兵之丞は、侵入者の名前を聞いて確かめるか、または組み留めにしておくかしなければならぬところ、打ち留めもせず切りかけ、取り逃がしたことが不始末と判断され、これにより嫡子に立てさせないこととした。

飲酒のうえ、面識のなかつた三浦喜兵衛の家に乱入した滝沢利右衛門は最終的に「追放」となった。本来ならば厳罰に処すべきだが、酒狂していたので、死刑が容赦され、それより軽い追放を科されたと記されている。

他方、相手の兵之丞に対しては、「廢嫡」という、利右衛門と異なるが、やはり重い処罰が与えられた。その理由として、乱入者への対応が不適切だったと説明されている。暴れ者の身柄を拘束し奉行などへ引き渡すことが求められていた当時、利右衛門に傷を負わせたうえ、彼を取り逃した兵之丞の行為が「不始末」として咎められたことがわかる。

この事件は「出入」、すなわち喧嘩の類とされている。しかしながら、ここでも双方の間に遺恨は全くなく、片方の飲酒が原因で起きたトラブルであり、まっとうな「喧嘩」として見做されていないことが強調されている。「出入り」という語はここで単に「刃傷」を意味しているように、担当役人は、理非を問わず「両成敗」することを避けているのである。

争いがまっとうな喧嘩ではないため、この事件に関わった者はそれぞれ異なる、しかも死刑ではない処罰となった。本件のように、加害者が「酒狂」のうえに民家に乱入したことは、加害者にそもそも「喧嘩」を起こす意図も恨みもなく、あくまで「酒狂」が原因で事件になった点が判決を大きく左右したと見ても間違いではなからう。そして双方の責任の軽重に応じて、刑が決まったのである。この処置も「両成敗」ではないのである。

最後に、加賀藩の事例を取りあげたい。宝永六（一七〇九）年に起きた事件である。

### 事例三一〇【加賀16】

\*三月七日、江戸駒込邸に於いて足軽と長柄小者と相争闘す、

〔前田家雑録〕

一、同年三月七日駒込御屋敷御廣式足軽南部藤人と御長柄小者武右衛門喧嘩、御中屋敷馬場の角二而の事也。双方数ヶ所手負、御吟味之處に、藤人に遺恨ある故、泊番より帰るを、武右衛門途中に待請て切合也。双方御小屋之傍輩共に御預け、致養生處、兩人共に疵半癒。其後爾御吟味、遺恨は公儀江少掛りたる事有故、武右衛門は御追放、

南部は被放御扶持也、

足軽の藤人と長柄小者の武右衛門が喧嘩をしたところ、双方とも傷を負った。取り調べでは、武右衛門が藤人に対し遺恨があることが判明した。預け処分になって、療養していた二人の傷の状態も良くなったので、裁判を行ったところ、武右衛門の遺恨は藩権力に対しても向けられていたことが明らかになったので彼を追放に処し、藤人は扶持取り上げとなった。

公儀への遺恨という動機が、片方の処分を重くしたのは間違いないが、いずれにせよ、刃傷を仕掛けた方が重く罰せられる結果となった。

なお、記録に「喧嘩」という用語がみられるが、この場合、正式な「喧嘩認定」を意味しておらず、ただ単に事件の中身を表したに過ぎないと考えられる。いいかえれば、加賀藩では「喧嘩」は即「両成敗」（死刑）を意味するのではなく、その意味内容が変化し始めていたことを物語っているようである。つまり、喧嘩は双方に理があり非もあり、それを勘案して判決を下すようになってきていたのである。現代の日本人は、「喧嘩両成敗」を「極刑」（死刑）ではなく、喧嘩をした双方は、共に相応の「罰」を受ける、という認識をもっているが、それに近い意味内容に変化しているのである。

#### 第五節 刑の軽減・御免、内済といった処理

ここでは、喧嘩事件の関係者を厳罰ではなく、かなりの減刑もしくは完全に赦免、いわゆる御構いなしにするケースを中心に論じる。また、これに関連して、関係者同士の内済も取りあげたい。

このタイプに該当する事例は、減刑・赦免を合わせると、盛岡藩の『刑罪』より抽出した二九件のうち一件【**刑罪13**】、御免）である。『盛岡藩雑書』の四九件からは四件、そのうち刑罰なし・御免が適用されたのは二件、【**雑書30**】と【**雑書33**】がこれに該当する。なお、加賀藩の事例からは一件【**加賀9**】、御免）だけ抽出できた。該当する六件のうち、四件を詳しく分析したい。

まず、喧嘩を行った者が両者ともに処罰を免れたケースとして、慶安三（一六五〇）年

の事例を取りあげたい。

### 事例三―二【雑書12】

一、朝尾数馬方より御馬買衆へ使者之由にて下候土屋仁兵衛・弥左衛門、新馬町宿左平次所にて口論仕出、双方手負候由、田代治兵衛披露之、則時松本伯専為養生遣ス、仁兵衛手ハ浅手、弥左衛門深手ニて仕て、弥養生可仕由申渡、

盛岡の馬買い衆への使者として派遣されていた、朝尾数馬の家臣である土屋仁兵衛と弥左衛門が宿で口論になり、それぞれ傷を負った。二人に対し、養生するように、と言い渡された。

「養生するよう」とは赦免を意味していると解せる。この処置が最終判決ではなく、途中のものである可能性も否めない。ただし、同史料において、本件についてその後は記載が見受けられないことから察するに、「養生」が最終処分である可能性が高い。

当事者が傷を負っているので口論の末に刃傷に及んだと思われるが、「口論」とだけ記し、「喧嘩」と正式に認定しないことも注目される。

厳格な処分ではなく、「養生」という、御免と同等の処理がどうしてなされたのか。抽出事例のうち、喧嘩両成敗および成敗的な処分が過半数（終章第二節参照）を占める盛岡藩において、この処理は例外的なものなのか、あるいは許容範囲に入るのか。二人の当事者の間柄が鍵を握っているのではないかと筆者は考える。

口論を起こした二人が同じ名字を持っている点に注目したい。その間柄については言及がなされていないが、親子か兄弟、つまり親族である可能性が高い。もしそうであれば、このケースは「他人」ではなく、「身内」同士の間のトラブルということになる。そのため事件を喧嘩として認定せず、よって喧嘩に科されるはずの成敗ではなく、赦免という特別な処理を生んだと見做すことができよう。親族であることが喧嘩認定を適用しにくい要因であるといえる。

もう一つ、支配筋の違いによる原因が考えられる。すなわち、二人は盛岡藩の直参の家臣ではないと考えられるので、裁くに当たって最終的にその主君に任せる、といった事情を想定できる。

次は延宝四（一六七六）年に、歩行（徒士）同士の間起きた口論に目を転じたい。

### 事例三一―三二【雑書24】

一、伯州様奥様へ被御付置候御歩行松岡七郎左衛門・工藤勘允口論仕候由、七郎左衛門儀今日御下シ被成、則時御切米御扶持取上可申由申參候付、其段上田半左衛門二申添、尤盛岡廻花巻筋二置間敷由申渡之、

伯州様の奥様に付けられた徒士身分の松岡七郎左衛門・工藤勘允が口論を行ったとのことで、七郎左衛門は今日判決を言い渡され、すぐに切米の扶持を取り上げるべきと命じられた。この命令は上田半左衛門に伝えられた。さらに盛岡周りの花巻筋に住まわせてはいけなないと申し渡された。

本件の場合、当事者の一方、七郎左衛門に対し「扶持放ち」という厳罰が課されたことがわかる。相手の勘允については言及がなされていないために不明であるが、喧嘩の末に生き伸びたと見てよいだろう。なぜなら、勘允が死亡していたら、七郎左衛門が扶持放ちだけでは済まず、「喧嘩双方」にそって死刑になるのが盛岡藩の通常的なやり方だからである。なお、当事者は双方共に同じ徒士身分である。

片方のみの処罰が記されている理由としては、七郎左衛門の方が悪質で、口論の発端者であるという証拠が揃っているからだと推測できる。また、口論が本格的な闘争に発展せず、軽い段階にとどまったことも、片方だけが処分を受けた理由として考えられる。刃傷沙汰にまで及ばない喧嘩は、「両成敗」の対象となる「喧嘩」とは見做さず、双方の理非を調べて、相応の処罰をするようになっていたのである。

次に、相手が死亡しているのに、生き残った側を死刑より軽い処分とする事例を探ってみたい。加賀藩で貞享元（一六八四）年に、浪人と馬廻役の間起きた傷害事件がそれに当てはまる。

### 事件三一―三三【加賀9】

\*七月十七日、定番御馬廻組河北次郎八浪人藤本伝七と争ひ共に死す、

〔参議公年表〕

七月十七日河北次郎八三の一四十石、定馬廻組、実小左衛門子、伯父彌左衛門養子となる、実兄十郎兵衛と二處居住与、牢人藤本伝七喧嘩、伝七は当座に死す。次郎八深手を負、御僉議の上、伝

七仕形不届に付、次郎八義無御構、養生可仕旨有命と云へども、翌日死す、

七月十七日、河北次郎八と浪人・藤本伝七が喧嘩し、伝七はその場で死亡した。次郎八は深い傷を負い、調査の結果、伝七の方が「仕形不届」だったために次郎八は御構いなく、養生するようにと命じられた。ただし、彼も翌日死亡した。

この事例は、加賀藩では事件の中身が喧嘩であっても、貞享元（一六八四）年の時点で「喧嘩両成敗」的処置を徹底させるのではなく、双方の責任に応じて刑を異にしていることがうかがえる。本件では、先に死亡した伝七の方が、責任が重いと見做されたことに留意したい。

最後に「内済」という処理がとられたケースを取りあげておこう。盛岡藩の『刑罪』および『雑書』、ならびに加賀藩の『加賀藩史料』から抽出した合計九八件のうち、内済についてははっきりと記録されているのは、次の一例のみである。これは延宝八（一六八〇）年に起きた争いである。

### 事例三―二四【雑書31】

一、二ヶ村甚右衛門百姓（姓カ）北鬼柳村清九郎、仙台領相去足軽半三郎と申者、七月九日黒沢尻市日、同町新助所にて喧嘩仕候旨趣、兩人共ところてん草調、新助所二託（托カ）置候、銘々之を取違口論仕、半三郎を清九郎打擲、半三郎脇指ぬき候を折合候者共扱相済候処、半三郎帰候道ニ清九郎待請、半三郎を四ヶ所切候ニ付、又所之者共見合押分ヶ候得ハ、其後相去より足軽三人参打果シ可申由申ニ付、御代官松尾又左衛門・志賀小左衛門・野々村宇右衛門へ申聞候ニ付、宇右衛門申付候ハ、此方之者手も不負候得ハ、何とそ御代官も不存分、内々にてわひ仕相済可申候ハ、侘仕様ニと致指図候得ハ、清九郎祖父助九郎と申者わひニ仕、同村主水・長助・同町源左衛門・茂右衛門、右四人使ニて、助九郎より樽仕色々侘候得ハ、無相違堪忍足軽とも戻候由、宇右衛門披露仕候事、

二ヶ村甚右衛門の百姓で北鬼柳村に住む清九郎と、仙台領相去の足軽・半三郎が、七月九日の黒沢尻の市の日、同町の新助の所で喧嘩となった。兩人共に天草を買って、新助の所に預けたところ、それを取り違えたことから口論になり、清九郎が半三郎を打擲し、半

三郎が脇指を抜いたところ、居合わせた者が取り静めた。その後、帰り道についた半三郎を、清九郎が待ち伏せし、四ヶ所切りつけた。そこにいた人々が取り静め、二人を押し分けてその場を収めた。ところが、その後、足軽三人が清九郎のところにやって来て、清九郎を殺すと脅した。

代官の松尾又左衛門・志賀小左衛門・野々村宇右衛門へ村から報告したところ、宇右衛門から次のような指示があった。半三郎の側の者たちも傷を負っていないことであるから、何とぞ代官も知らない事として、内々にて詫びて決着するのが良いから、清九郎方に詫びを入れよ。そこで、清九郎の祖父助九郎が詫びを入れることになった。すなわち、北鬼柳村の主水である長助、黒沢尻町の源左衛門・茂右衛門の四人を使いとして、助九郎より酒樽を差し出し色々と詫びたので、足軽共がこれを聞き入れて決着した、と宇右衛門が報告した。

この事例により、元々見知らぬ者同士で、なおかつ身分と住む場所が異なる人の間の喧嘩において、暴力を振るった側、本件では百姓清九郎の方から詫びを入れることを通じ、内済にこぎつけられることが確認できる。

この事例のように、示談による和解は「内々」に行われる傾向にあったため、記録に残りにくく、どの程度行われたかの実態を正確に把握することは難しい。おそらく、実際には、損害の規模がさほど大きくない時は、まずこのような平和的な方法が模索されたと推測できる。

以上、本節で扱った事例から判断すると、損害の軽重の度合などトラブルの性質と当事者の間柄が、処罰の中身を左右していると見做すことができよう。

なお、それ以外の事例で、刑が軽くなった、もしくは免じられた理由としては、徳川家綱の死没により御免された場合（盛岡藩の【雑書30】）と、助命願の提出が認められた場合（【雑書33】）を確認できる。後者は夫婦喧嘩で妻を死なせた大工に対し、舅が助命を願い出て認められたものである。

あと一つ、このカテゴリーに該当する【刑罪13】がある。これは召使いとトラブルを巡った関係者間の事件であり、まっとうな喧嘩ではない点では、前出した【雑書30】と【雑書33】の事例と共通している。これらのケースに見られる処理法、とりわけ助命願が出せる点は、本論で対象にしている他人同士の喧嘩とは若干異なる性質をもっているため、今回は議論から外した。

## 小結

以上、本章では、「喧嘩」として認定されるかどうかによって、口論・刃傷事件の処置に違いがあることを明らかにした。

「喧嘩」認定を受けるケース、すなわち第一節と第二節では、当事者の双方が均しく同じ刑（主に死刑）に処せられる。一方が喧嘩の末に死去している場合、生存した者は、責任の如何を問わず、死刑を申し付けられた。つまり、「喧嘩」と見做された以上、「両成敗」を免れることは不可能だったのである。

一方、両成敗の対象としての「喧嘩」と公的に認定をされなかった場合では、当事者同士の間で、刑に軽重の差があることが明らかになった。この場合、身分の高低や、先に刃傷を仕掛けたのはどちらか、が刑の内容を定める要因となった。

では、他にも「喧嘩」認定を回避できる方法はあったのだろうか。

その一つと考えられるのが、「乱心」である。次章ではこの問題を検討することにした。



第四章 盛岡藩と加賀藩の喧嘩事件処理にみられる「乱心」認定

はじめに

本章では、刃傷事件を決着させるに当たって、その処理法の一つとして存在した「乱心」認定に着目し、江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩の事例の分析を通して、その適用の諸条件と効果を明らかにしたい。すなわち、当事者の「乱心」が処罰にどのように影響しているかを探るのが本章の目的である。

### 第一節 減刑事由としての乱心

本節では、乱心が刑罰の軽減もしくは免除の事由になったケースを中心に取りあげる。このタイプに該当するのは、盛岡藩の『刑罪』より抽出した事例のうち【刑罪15】と【刑罪26】の二件、『盛岡藩雑書』から【雑書34】、【雑書35】、【雑書36】の三件で、加賀藩の史料から【加賀5】、【加賀8】、【加賀10】、【加賀11】の四件で、合計九件である。このうち、五件を本節で詳しく扱いたい。

まず、事件の当事者が実際に乱心していると判断されたケースから見ていく。

本論で使用了史料を見渡す限り、盛岡藩で乱心が何らかの特別な扱いを受けたのは、貞享四（一六八七）年四月二十三日の次の事例が最初である。

#### 事例四―【雑書34】

\*福岡ノ市ニテ刃傷

一、法明院領石切所村、観音別当惣右衛門と申者、去十九日福岡市へ参候所、御与力小笠原善九郎も市へ罷出居候ヲ、何之意趣も無之候を、別当惣右衛門脇指拔、善九郎左ノうてを少切申候付、則時抜合惣右衛門を切可申と仕所へ、五日町孫四郎と申者参懸、其者惣て気違ものニ御座候と申ニ付、切不申扣申候所ニ、相内三郎助参、右之惣右衛門ニ繩懸、検断預置申候由、御代官へ為知候付、惣右衛門五人組、尤法明院知行肝煎ニ様子相尋候所ニ、十ヶ年己来乱気ものニ罷成候故、何方へも出し不申処ニ、与風宿をしのひ出、ヶ様之不調法仕候由申段承届、御代官佐々木三郎兵衛書状を以申上之、因茲右之惣右衛門気違相究候者之義ニ候へハ、成敗被成儀無之候、以来何方へも出し不申預置候様、惣右衛門五人組ニ手形為仕預置候様ニと、一昨日福岡へ、御目付

高橋四郎左衛門より申遣之、

法明院領の石切所村に住む観音別当惣右衛門という者が、四月十九日に福岡（二戸郡）の市へ行ったところ、与力・小笠原善九郎も市へ出かけていた。相手に対して意趣が全くないにもかかわらず、別当惣右衛門が脇指を抜き、善九郎の左腕を少し切った。善九郎が即時に刀を抜き、惣右衛門を切るぞと言ったところへ、五日町の孫四郎という者が駆け付け、その者は完全に気が狂っていると言ったので、切らずに控えていたところに、相内三郎助がやって来て、惣右衛門に縄を懸け、その者の身柄を大庄屋に預け置くことにし、本件を福岡の代官所へ知らせるとともに、惣右衛門が帰属する五人組の肝煎に彼の様子を尋ねたところ、十年以上前から乱心しているため、どこへも出さなかったのに、不意に宿をこっそり抜け出て、このような不調法を行ったと答えた。そこで、この旨を、代官佐々木三郎兵衛がこの旨を書状で以って上役に申告したところ、目付・高橋四郎左衛門から福岡の代官に、惣右衛門は気違いであるから、成敗にせず、以後はどこも出さずに預けて置くようにとの裁決が伝えられた。そこで、惣右衛門の五人組に手形（誓約書）を提出させた。

惣右衛門に対する判決は、「氣違相究候者之義二候へハ、成敗被成儀無之候」とあるように、乱心を理由に死刑に処さず、永久に監禁するというものだった。裏を返せば、もし乱心していなかったら成敗、すなわち死刑になっていたであろう。つまり、「乱心」が減刑の事由として採用されたことがわかる。この場合、以前から乱心していたという客観的な証拠と、相手の善九郎が死亡していない、そのうえ事件の性質は「喧嘩」ではないという三点に留意したい。

続けて、同じく盛岡藩の『雑書』に所収されている事件のうち、【雑書35】と【雑書36】に目を向けた。この二件に共通しているのは、被害者側から加害者の助命願が提出されていることである。前者は他人同士の間起きた事件で、後者は縁者間のトラブルである。まず、元禄三（一六九〇）年九月九日に記録されている次の事例を見ておこう。

#### 事例四―二【雑書35】

\*花巻ノ肝入、仙台ノ者ニ疵ヲ負ワセル一件

一、仙台領日理つるし村甚右衛門子久三郎、田名部へ通候由にて、七月九日之晩花巻一日市肝煎弥蔵所宿取候処、弥蔵乱心ニ成、久三郎寝り（ママ）候処、三、四所疵為

負候付、弥蔵并子弥介籠舎、妻子ハ五人与（組）ニ預置、久三郎事ハ外科江刺ケ通悦遣し、内菓ハ花巻町医辺見友悦療治申付候処、疵段々平愈仕候間、右父子籠舎御免被下度と、病中口上書相出候、今度すきと平愈仕ニ付田名部へ成とも、本所へ成共勝手次第可参由申付、右父子ハ弥蔵乱心之上御座候へハ、不及是非候間籠舎相免、弥蔵其子弥助（ママ）御預被成候、

右久三郎事先年より、田名部佐井浦谷地次郎右衛門手代ニ成罷有候て、四年以前いせ（伊勢）へぬけ参ニ罷出候処ニ、つるし村忠右衛門所へより候へハ、被留候て延引、去年伊勢参仕候由、当七月田名部へ心さし罷通候処、右之仕合由候也、

宿主である弥蔵が、宿に泊まっていた仙台領の久三郎が寝ているところを突然襲い、三、四ヶ所の傷を負わせた。記事では弥蔵の様子を「乱心ニ成」って攻撃したと表現している。弥蔵とその息子が入牢、妻が五人組へ「預」処分となったが、被害者の傷が治ったので、被害者から弥蔵の宥免願が提出された。願の通り、「父子ハ弥蔵乱心之上御座候へハ、不及是非候間籠舎相免」となり、弥蔵は入牢を免じられ、息子のところへ預けられることになった。

加害者の「乱心」が確認されたこと、他人である被害者が加害者の罪を軽くするよう願い出したことが揃って、はじめて加害者とその親族が入牢など重い処分が解かれ、「預」処分となったのである。そして、事例四―一と同様、被害者は一切の咎めを受けていないことも特徴的である。すなわち、この事件は「喧嘩」ではなく、片方の側の「乱心」によつて生じたものとして処理されたのである。

次に、【雑書36】（資料編五六頁参照）について簡単に述べておく。この事例は、助命願が提出された点で右の事例四―二【雑書35】と似ているが、提出者は被害者自身ではなく、被害者の親類などという点で異なっている。

日頃から「氣之そろい不申者」、すなわち精神が不安定な者とされている喜蔵が、従弟の長五郎に殺害された。喜蔵の度重なるわがままに堪忍袋が切れたのが原因である。

長五郎は人殺しをしたので、死刑になるはずだったが、村の全百姓四三人と、喜蔵の親類十一人が連判で訴状を出し、喜蔵は普段から不埒な者であったため、その親類縁者が加害者の身代わりになっても良いとのことで、長五郎の助命を願い出た。訴状が認められ、長五郎の処分は嚴重注意で留まった。

本件におけるポイントは、殺された喜蔵が元々不行跡の者で周りに対しわがままの行動で迷惑をかけていたと村のだれもが認めている点と、そのことを踏まえて喜蔵の親類などが総勢で加害者の長五郎の助命を願い出た点である。この二つの条件が満たされてはじめて加害者が助命されたのである。この条件は事例四―二【雑書35】と同様である。

次に、正徳二（一七一二）年に起きた新六による代官への傷害事件に注目したい。

このケースは『盛岡藩雑書』と『刑罪』の双方に記載がある。前者の史料の方は記述が簡潔なので、ここでは前者を挙げる。九月十日の記事である。

#### 事例四―三【刑罪15】

\*宮古デ役人同志ノ刃傷

一、宮古御代官衣笠権左衛門、同所へ為御検見西野平吉・石川新六被遣候所、去ル八日之晩新六、権左衛門ヲ切候処、権左衛門抜合、兩人共二三ヶ所宛負候由、平吉も三ヶ所手負候所下代共取押置、非番之御代官一方井九郎右衛門へ申遣候付、九郎右衛門登 城委細御目付所へ訴之、因是御目付小本与惣兵衛・勝又喜右衛門兩人へ御代官九郎右衛門指添罷越候様可申渡旨、尤御医者、本道・外科兩人可申付旨御目付へ申渡、依之御代官・御歩行目付・御医者今晩相立遣ス、

宮古へ検見（注14）に遣わされた石川新六と西野平吉のうち、新六が代官に斬り掛け、代官も応戦して双方負傷した。また平吉も傷を負った。

判決の言い渡し文ではこの攻撃は「新六儀乱心、権左衛門江切懸」と新六の乱心による一方的な斬り掛けだと説明されている。関係者への処分は、代官が「容赦」、新六と平吉は「追放」であった。攻撃を仕掛けた側が「死刑」にならなかったことが注目される。このような緩い処分になったのは、本件は「喧嘩」として処理されず、片方の「乱心」による勝手な斬り掛け、一方的な暴挙として見做されたためだと考えられる。

当時の法慣習に照らすならば、本人より明らかに地位の高い者への斬り掛け―本件では平武士が代官を襲っている―は裏に政治的な企みがある、いわゆる「徒党」と受け取られることもあり、厳しく罰せられるはずだが、事例四―三の加害者は死刑に処されなかった。「乱心」状態の認定は、攻撃者に対する刑罰の減輕事由を提供するのみならず、被害者を含めた関係者の咎めを免じる要因にもなっているといえる。

第三章第三節において既述した事例三一―四【**刑罪1**】も似たような状況、すなわち上位者に対し傷害を与えた事件であるが、その事例では部下が意識的に上司の命令に従わず上司を傷つけたと解され、乱心認定の可能性すら浮上しなかった。認定が異なっているため、処分が明らかに異なったのである。

このような命令違背のうえの暴挙を「乱心」と片付ける意識はあまり見受けられないことも、盛岡藩の特徴といえる。

次の【**刑罪26**】（資料編三七頁照）の事例は、宝暦一一（一七六一）年に起きた神職同士のトラブルである。

稲田教馬は神祭の際に川村上総に対して強い敵意を抱き、祭が終わった後に別当の所に向向き、酒を飲み、他の神職二人に傷を負わせた。本心に戻った加害者が被害者への遺恨を否定し、なおかつ被害者も恨みを買った心覚えがないと主張したため、負傷者の傷が平癒してから加害者は入牢を免じられ、教馬は「乱心」を理由に子の所へ預けられ、今後行動を慎むようにと注意を受けた。被害者側三人については、皆「無構」とされ、全く処罰を受けなかった。

この騒動が加害者の「預」のみで決着したのは、事件発生時に加害者が乱心していたためと考えられる。

また、被害者側が「何之出入かましき儀無之旨」と主張し、これは「喧嘩」ではないと訴えたのを盛岡藩の役人がそのまま採用している。両者の間に意趣がないことについて、加害者と被害者の証言が一致したことも、この件が「喧嘩」として処理されなかった理由であろう。

この事件の処理過程を辿っていくと、攻撃者の「乱心」を認めることによって、喧嘩口論の種である意趣の存在が否定され、「喧嘩」として認定する余地がなくなり、それによって片方の暴挙、あるいは正常な判断を失したための過失として処理されるに至ったことがわかる。

既述した事例四―一―三以外に、盛岡藩で「乱心」を理由に死刑の方法が軽くなった例として、殺人罪に対する蔽罰の一つである死罪が打首になった【**雑書49**】（資料編六〇頁に全文掲載）も挙げられる。

享保一三（一七二八）年、百姓の習養子である九人が乱心して舅を殺害した。取り調べ

で挙がった関係者の証言をもとに、九八は本気で殺したのではなく、乱心して殺害に及んだ旨が代官より藩へ届けられた。藩の判決文は、「舅三八を殺害仕候事、畢竟乱心之上殺害仕候、重罪たりといへとも、御用捨を以打首被仰付者也」となった。

親に当たる舅を殺害したことは重罪であるけれども、乱心したことに間違いないので、死罪が容赦され打首となったのである。死刑の執行方法が軽くなった背景には、加害者が間違はなく乱心であったという認定があった点が大きい。幕府法では親・舅の殺害は「引廻之上獄門」と定められていた。これを踏まえると、本件にみられる、死罪を打首に変えるという「用捨（容赦）」は、明らかに乱心判定に基づくと判断できる。

次の事例は、「乱心」認定による刑罰軽減の定着の影響を受けていると考えられる。これは元禄三（一六九〇）年九月に起きた武士と大工間の事件である。

#### 事例四―四〔刑罪10〕

一、 庄右衛門子

美松 庄五郎

大工

喜平治

於江戸御下屋敷九月十七日昼喧嘩仕、双方手を負、喜平治儀、同十八日之朝相果候付、

庄五郎儀、於清水屋敷御仕置被 仰付、

一、 美松庄右衛門

庄五郎・喜平治喧嘩之節、何も出合、其上遠山伝左衛門并御下屋敷御留守居服部半兵衛、双方様子承届披露之処、庄右衛門御横目中迄書付を以申上候ハ、喜平治狼藉成儀仕候、庄五郎事乱心者ニ出合申候、喧嘩之さたニも可罷成かと存候、今一度両方御聞被下度候と申出候付、伝左衛門・半兵衛聞届、尤其節何も出合喧嘩相究候上、庄右衛門申上様不届ニ被 思召、庄五郎同罪可被 仰付と思召候得とも、祖父より被召仕候者之末故御免、身代被召放候由、

美松庄右衛門江申渡之事、

其方儀、久々病氣ニ付、名代悴庄五郎勤させ候処、喜平治と喧嘩仕、日中御屋敷長屋前ニ而互手を負、何も出合、其上遠山伝左衛門・服部半兵衛双方承届披露之処、追而其方儀目付共迄書付差出、若喧嘩之沙汰ニも可罷成哉、乱気者ニ出合、右之通と申上

候段重々不届被 思召候、其方儀も庄五郎同然可被 仰付と思召候得共、親祖父より被召仕候末ニ而在之候付、其儀は御免、只今被下置候身代被召上候、自今御屋敷近所 江不参候之様可仕事、(後略)

美松庄右衛門の子庄五郎と大工喜平次が刃傷の末に双方ともに傷を負い、大工が数日後に死亡した。二人のトラブルは目撃者の証言をもとに、正式に「喧嘩」として処理されたため、武士の庄五郎に対して死刑が言い渡されていた。事件を伝える盛岡藩の資料には「喜平治が果てたので、清水の屋敷で仕置に処されるべき」とあるので、相手が死亡したため、生き延びた側に対し喧嘩両成敗的な処置が適用されたのである。

興味深いのは、本件の捜査過程において、死亡した側を「乱心者」に仕立てようという動きが出ていたことである。取り調べの段階において、生き延びた庄五郎の父・庄右衛門が、死亡した大工・喜平治が実は「狼藉成儀仕候、庄五郎事乱心者ニ出合申候」、すなわち乱暴な振る舞いを行った乱心者だと横目に対し書付をもって訴えたのである。そこには「喧嘩」の沙汰を取り下げ、息子への処罰を軽くしてもらおうという思惑が潜んでいるに違いない。しかし、父の訴えが事実無根であることが目撃者の証言から裏付けられ、庄右衛門は財産を取りあげられた。

この一連の過程から、死亡者を乱心者に仕立て上げ、その乱心のために生じた事件だとすることで、事件の「喧嘩」認定を免れることが可能であるという認識が浸透していたことがわかる。また、本件の場合、訴えが偽りだったと明らかになったため成功しなかったが、争いを起こした罪を死者に着せることによって生き延びた側の罰を軽減させたいという心情が当時の人々にあったのである。

またその一方、盛岡藩の裁許筋は関係者の証言による事実の確認と、それに基づく公正かつ適切な処分を志向していたことも確認できるだろう。

今度は加賀藩のケースに目を転じたい。盛岡藩で被害者側から助命願が出されている事例がいくつか見つかったのに対し、加賀藩の史料から抽出した四件にはこのような例を確認できない。

では、加賀藩の事例にはどのような特徴があるだろうか。

まずは加害者が「追放」処分となった次の例を取りあげたい。延宝八(一六八〇)年に起きた傷害事件である。



#### 事例四―五【加賀5】

\*八月、後藤理兵衛の若党武田金左衛門、江戸及び京より追放を命ぜらる、

〔袖裏雑記〕

一、後藤理兵衛若党武田金左衛門、町人長兵衛に切懸手負せ、傍輩木村源右衛門へも切懸為手負、小者三右衛門へも為手負、乱氣之躰故縮いたし、右手負候者疵平癒に付、請人為致手形、金左衛門義江戸・京追払可申旨申渡有之趣、八月七日・閏八月十一日理兵衛紙面之留中に有之、

後藤理兵衛の若党・武田金左衛門が、町人・長兵衛、傍輩の木村源右衛門、小者・三右衛門に斬り掛かり傷を負わせた。乱気の状態であるので監禁し、傷を負った者が治ったので、請人に手形を出させ、金左衛門は江戸・京都から追放するよう言い渡した。八月七日・閏八月十一日付けの理兵衛の紙面にこの件が記録されている。

本件では「追放」という処分からわかるように、加害者金左衛門の乱心状態が一時的なもので、監禁し続けるほど危険ではないと見做されたと考えられる。細川亀市によれば、「乱心」状態は事件が起きる以前から、あるいは一定の期間続くことが必須条件ではないという認識が流布していたという。究極な言い方をすれば、事件の発生時に乱心していたということが認められればよかつたのである。乱心者が事件当時に乱心していても、後に本心に戻ったという記述を目にするのはそのためである（細川 一九四三：三参照）。

追放処分は、当事者双方を互いに空間的に離すことによつて、被害者からの復讐欲を絶ち、事件を完全に決着するための方法として、江戸時代以前から適用されていた。右の事例処分も、加害者を罰すると同時に、復讐を不可能にするという思惑に基づいていると考えられよう。

なお、被害者が咎めを受けていないことからわかるように、この事件はいうまでもなく「喧嘩」ではなく、片方の「乱心」による事件と見做されて処理されたのである。

この他、【加賀8】、【加賀10】と【加賀11】（資料編六三―六五頁参照）では加害者が「預」処分にされている。天和三（一六八三）年の次の事件を代表例として紹介しよう。

#### 事例四―六【加賀8】

\*九月十七日、岡島六丞乱心して人を傷け次いで永御預に處せらる、

〔袖裏雑記〕

一、岡嶋六丞乱心いたし、齋藤左太郎江切懸け、六丞者乱心故死刑一等御免、御知行被召放、左太郎は無御食着、不慮之あやまちに付養生油断不仕様被仰出之趣共、此帳面に委敷候得共、其首尾全くは不相見、

〔袖裏雑記〕

岡嶋六丞内作事奉行二而、九月十七日御上屋敷におゐて、同役定番御馬廻組齋藤左太郎を切らんとする時、左太郎義六丞頃日乱心之躰を聞及、不拔合組候而脇指を奪取候。其節左太郎面に疵付候處へ、御歩青山甚六郎出合、六丞之脇指を奪取候也。六丞は二百石也。一門松平治部・岡嶋兵右衛門に永く御預也。六丞は岡嶋五兵衛次男也、

江戸の加賀藩上屋敷で、定番馬廻組の岡嶋六丞が同役の齋藤左太郎を斬ろうとしたところを、左太郎が抜刀せず六丞を取り抑え、刀を奪った。そうしたのは、六丞がこの頃乱心気味であることが左太郎の耳に入っていたからである。六丞は「乱心故死刑一等御免」、すなわち乱心しているので死刑は免じられ、「知行の没収と親類への永久預」という処分になった。被害者の左太郎は養生するようにと命じられ、「御構いなし」となった。

加賀藩の場合、乱心者に対して、預け処分と知行の没収を科すケースは、本件を嚆矢とする。乱心が確認されている【加賀10】、【加賀11】、【加賀15】のすべてにおいて、この付加刑が科された。

加賀藩で、乱心者による自殺と刃傷行為が知行没収の対象となることは、享保一一（一七二六）年頃に明文化されたと考えられる。

『加賀藩史料』享保一一（一七二六）年八月二一日付の「本多氏古文書」の「覚」として次のように記載されている（前田育徳会編 一九三三 一九八〇：五六三）。

一、家中之諸士、乱氣に而自害いたし損じ存命之者、又は乱心に而家来等致刃傷候者、向後知行取上、軽き扶持其人之様子次第に遣可申候。此一條は松雲院殿御存命之時分、毎度御直談被仰聞趣に候、

五代目加賀藩主松雲院前田綱紀がその生存時にこの処置を指示していたことが伝わる。知行没収は、天和から慣習的に行われ、享保期には成文化されたようである。

前掲の事例四―五【加賀8】と同様、【加賀11】の記述には、加害者の乱心が事件を起こ

したというような書き方がなされている。これと異なるのは【加賀10】の記述である。貞享三（一六八六）年に起こった事件である。

#### 事例四一七【加賀10】

\*二月十二日。江戸本郷邸に於いて改田助左衛門、同僚神子田孫七郎を傷つく、

〔参議公年表〕

二月十二日江戸於御上屋敷、改田助左衛門平左衛門喜勝子新番与神子田孫七郎寛鏡五兵衛政次子新番喧嘩。此謂は去極月比より互に存違有之、意趣の様にて両人不和の處、仲間中致挨拶、互に成誓戒令和睦の處、当四日御番割の義に付、寛鏡過言も有之様に助左衛門聞請、存念難晴存罷在。然今夜仲間中山宗朴御茶堂方へ咄に参に付、罷越申間敷哉と、神子田方より改田方へ使を以て申遣す處、依氣滞参間敷旨及返答。依之乍見廻、孫七郎義助左衛門方へ罷越、気分如何有之哉と相尋るの處、挨拶もなく当四日の意越覚申哉と脇差抜申處を、寛鏡意趣は不覺と脇差を押申候へば、助左衛門家来も兎角の義不存、一處に脇指を押申處に、側に有之刀を左の手にて抜放し、逆手に寛鏡を突候へば、寛鏡片腹を雖突、深手にて無之、其内小屋向一色伴六郎定政瀬兵衛長定二男新番方へ、助左衛門家来為告知、定政も駄付助左衛門刀を操取、其刻手之内少疵付候、神子田と改田小屋向故、互の縮も大橋長兵衛直成大小将横目・小泉勘十郎御持弓足輕頭御横目兼之江申談、三輪六佐宗共割場奉行方へ申遣、足輕二・三人づゝ両小屋前に夜中差置、小屋出入の者吟味之、

\*二月十四日。改田助左衛門自害し、十九日に至りて絶命す、

〔参議公年表〕

二月十四日未明改田助左衛門白害す。指添有之加藤源右衛門眠申内自害仕に付、其儘抱留、家来に脇指為取申由。御横目中罷越声を掛候へ共、正気儘に難相見言語不相調、田中友松疵療治仕、難治の由申。即刻達御聴、大橋長兵衛直成・塩川安左衛門安貞各御大小将横目被遣見届、書置等無之哉と、諸道具已下相改候へ共無之、父平左衛門喜勝方への一封有之。津田伊織盛昭新番頭請取之、

〔政隣記〕

二月十九日、於江戸新番御歩改田助左衛門改田平左衛門喜勝子乱心。去る十二日助左衛門方江同組神子田孫七寛鏡神子田五兵衛正次子見廻候處、助左衛門脇刺二而孫七を切懸、孫七曾而意趣を就不覺、乱心かと辞を懸て押候所、又刀を抜て孫七之臍下を突、又押候處同

組一色伴六罷越刀を奪取。右之首尾に付、与力加藤儀左衛門助左衛門に指添有之。十四日儀左衛門少眠候内、助左衛門致自殺候所押之、十六日助左衛門儀一門共江御預、御扶持被召放。孫七・儀左衛門は無御構、助左衛門今十九日死す。且十六日被仰出之趣、

改田助左衛門及其節自害仕候儀、乱心無紛に付、段々無十方仕形候得共、被成御容免、一門共江御預、御切米・御扶持方破召放候。神子田孫七儀、助左衛門乱心之上は御構無之候間、如元可相勤候、

江戸上屋敷で二月十二日、改田助左衛門が同僚の神子田孫七郎寛鏡に斬り掛けた。一説によれば、二人は一ヶ月前から不和であったが、仲間の仲裁により一旦和解した。その発端は、二月四日、番の役割分担を決めるにあたって、寛鏡が無礼な言葉を発したように助左衛門が受け止めたことにある。それを気に掛けた寛鏡が助左衛門を訪ねたところ、助左衛門が突然「四日の意越覚申哉」と刀を抜き、寛鏡の腹部を浅く突いた。助左衛門の家来が向かい小屋に住む同番の者に知らせ、関係者が現場に駆けつけた。

助左衛門は、事件が起きた二日目の十四日に自害した。それを受け、寛鏡は助左衛門の恨みを買った覚えがない、助左衛門が乱心していたと主張した。裁許の結果、助左衛門の乱心で事件が決着し、寛鏡は無罪となった。

本件は二つの史料、すなわち「参議公年表」と「政隣記」にも記載されているが、それぞれの記述の仕方が微妙に異なっている。「参議公年表」は記事の冒頭から本件を「喧嘩」と位置づけ、加害者が遺恨をもって斬り掛かったと強調している。これに対して、興味深いことに、「政隣記」の方は「二月十九日、於江戸新番御歩改田助左衛門（中略）乱心。」と書き出している。乱心を決定事項として先にもってくるか、あるいは喧嘩の要素を強調するかによって、事件について知る側が受ける印象が大分違ってくる。

この二つの記述の間の相違が示しているのは、一七世紀末の加賀藩では、事件の発端は「喧嘩」であっても、片方を「乱心者」として捉え直すことによって、「両成敗」を回避し、被害者を無罪にしようとする方策がなされていたことを見てとれるだろう。「神子田孫七儀、助左衛門乱心之上は御構無之」とあるように、加害者の助左衛門が乱心したので被害者の孫七は無罪と決まった。片方を乱心者と見做すことで被害者をかばう意図が鮮明に出ているといえる。加害者は知行の没収・親類預となったが、数日後に自殺している。それでも被害者はお咎めを免れているのである。盛岡藩なら、片方が死亡している以上は生き残っ

た方を死刑にするやり方と比べると、加賀藩の処置が穏便である。ここに加賀藩の「乱心」扱いの特徴が出ている。

このような加賀藩の積極的な乱心認定利用に対して、盛岡藩でも採用できたと思われるのだが、盛岡藩では乱心の適用には終始、慎重であった。

なお、このタイプの事件に対し、乱心を当事者の減刑・宥免として採用し始めた時期は、加賀藩では延宝八（一六八〇）年、盛岡藩では貞享四（一六八七）年であり、概ね同じだが、積極的な適用への温度差が甚だしい。加賀藩が積極的な適用に向かったのに対して、盛岡藩では、乱心が本当か否かが重視され、穏便な決着を導くために乱心認定を積極的に利用しなかったからであろう。

また、盛岡藩において乱心か否かを判断する際には、その刃傷が突発的なもので、遺恨などを原因としていないことが重視された。例えば、【雑書32】で、気が違った加害者が「分もなき口論」に及んだと表現されているように、刃傷のきっかけに明確な理由がないことが強調されている。

確固たる動機がないことが、盛岡藩では乱心認定の決定的な要因となったのである。

## 第二節 減刑事由にならなかった乱心

乱心認定が加害者・被害者の減刑・無罪をもたらすケースを中心に見てきた前節に対し、本節では、視点を変え、「乱心」状態が減刑につながらない、あるいは逆に刑を一層重くする事例を取りあげる。

このタイプに該当するのは、盛岡藩の『刑罪』より抽出した七件、『雑書』の二件、および『加賀藩史料』から二件、合計十一件である。なお、乱心が正式に確定しておらず、噂されている程度のものも含んでいる。

まず、親族内に起きた事件で、盛岡藩での認識を示す例を取りあげておきたい。寛文九（一六六九）年に夫が妻を殺した致死事件である。

### 事例四十八【刑罪3】

一、 閏十月廿一日

花巻御給人

一、

川村茂兵衛

去ル十五日之朝乱心仕候哉、女房を切殺候付、御町奉行を以相尋候所、意趣も無之風と切殺申候、片時も早く切腹仕度と申候由花巻御城代より申来、切腹可為仕由 御城代江申遣候之処、今朝切腹為仕候由 御城代より申来、

武士茂兵衛は十五日の朝に乱心して、女房を斬り殺した。町奉行が調査したところ、意趣はなく、「ふと」「つまり咄嗟の衝動で斬り殺したと答えた。加害者が一刻も早く切腹したいと言っていると、花巻の城代が知らせてきたので、それを認めた。

これは「乱心」でありながら、加害者本人の希望により処刑（ここでは切腹）が認められた事例に当たるとは。

加害者が自ら死を乞うたのは、犯した罪の重さを自覚していると同時に、被害者を攻撃するのに深い理由もなく、一瞬の乱心が償いを免れる要素ではないという認識が根底にあったからであろう。

なお、当時の盛岡藩においては、事情を問わず、人殺しが重罪と見做されていたことは、第三章で挙げた事例によっても確認できる。

次に、享保一九（一七三四）年に薬種屋の女房が医者を殺し、死罪になった事件を取りあげたい。

### 事例四一九【刑罪21】

一、六月十四日

薬種屋

女房

右之者、別紙口書相見得申通、乱心仕候而友泉を切申手二付、友泉相果候義御座候得は、乱心とハ乍申、人を切殺申義御座候得は本心ニ罷成候内、又七江御預被差置、快氣之節死罪可被 仰付哉、

一、

古木 友泉

右友泉義は、又七女房死罪被 仰付候義御座候ハ、友泉身帯御取上、友泉母妻二一生之内御助扶持可被 下置候故、

右之通御役人共相同、窺之通被 仰付、御役人共江申渡之、

古木友泉親類共江申渡

友泉儀、四月廿四日赤川薬種屋又七女房二被切疵二而相果候、不慮之乍事由断成致方有之候、依之身帯御取上被成候、併手廻不便思召、妻一生之内忒人扶持被下之、

右の記事は、乱心して医者古木友泉を殺害した薬種屋の女房について、乱心といっても、人を殺している以上は、精神状態が回復したら「死罪」に処されるべきであろう、という判決を伝えている。

このことから、「乱心」という加害者の特殊な状況よりも人殺しという客観的な結果が重視されていることがまず確認できる。通常の殺人ならば打首にするのが一般的だが、本件で加害者が一等重い死罪となった。このことから、乱心状態が刑を軽減する要因として一切採用されなかったことがわかる。また、「快気之節」という言い方があるように、乱心は一時的なものであり、回復する見込みがあると見做されていたことも確認できる。本件の場合、殺害に至った動機が不鮮明なので、「乱心」認定がなされたと考えられる。

被害者の医者については、「不慮」つまり予期せず襲われはしたものの、油断していたことをもって、「財産没収」の付加刑が科された。ただし、それとの引き換えに医者妻の「二人扶持」が認められている。このように、被害者が自己防衛できなかったことが咎められているのも、興味深い事実である。自分の身は自分で守る努力が求められており、油断は罪とも見做されていたのである。

また、被害者の損害の大きさと重大さに加えて、乱心によって罰を通常のものより重くする例も確認できる。

【刑罪16】(資料編一四頁参照)は、正徳四(一七一四)年に、武士身分の津嶋弥九郎が伯母など数人の親類を殺害した事件である。記事の冒頭に「昨夜七時弥九郎乱心仕」たとと弥九郎の動機を乱心で説明している。弥九郎への判決は、「伯母其外大勢切散、乱心之仕方をして切腹不被仰付、依之御仕置被仰付者也」とあるように、乱心して大勢を殺害したので、「切腹」ではなく、「仕置」(打首)に処すとされた。

目上の存在である伯母などを襲った罪の重大さに、逸脱した気の狂い様を加味され、通常の殺人ならば武士は「切腹」を言い渡されるところ、「仕置」すなわち「打首」という、一等重い死刑になった。この事例は、前掲の事例四―九【刑罪21】と同様、乱心が刑罰を

重くする要因となったケースといえよう。

ただし、右のような二つの事件が比較的に少ない。通常、盛岡藩では、加害者が乱心と見做され、被害者が死亡している場合、死刑は避けられないが、通常より厳しい処置が執られることが珍しい。というのも、乱心の有無と関係なく本来科すべき死刑方法が採用されるか、もしくは通常より一等軽い死刑を行うか、いずれかのケースが集計の大半を占めている。

例えば、宝暦一四（一七六四）年に盛岡藩の福岡代官所で起きた【刑罪28】では、役人二人に斬り掛かってそのうち被害者一人が死亡した罪に問われた鴨沢与右衛門に対し、「乱心之致方二付、切腹被仰付」たうえ、「財産・家屋敷の没収」が命じられた。「乱心之致方二付、切腹被仰付」という文句をどう解釈したら良いのか、難しいところである。

これまで見てきたケースで似たような表現がとられたのは、右に述べた【刑罪16】で、そこには「乱心之仕方を以」て重い刑に処していた。福岡代官所での事件も同様に考えるならば、「乱心之致方二付、切腹被仰付」は、乱心によって刑が軽くないという意味に解釈できなくもない。しかし、盛岡藩の厳しい法慣習に鑑みると、公的な場である代官所で役人が殺害された場合、切腹ではなく打首になっても不思議ではないが、本件では切腹に処しているのである。鴨沢与右衛門への処分は、従来のやり方と比べると、やや寛大なものと判断できる。

この事件は一八世紀の半ばのものであり、盛岡藩でも刑罰がやや緩和された時期であったからとも見做すことができよう。

以上、乱心認定の条件と効果に注目し、盛岡藩と加賀藩の典型例を見てきた。次に特殊な例として、寛文元（一六六一）年に起きた、盛岡と仙台の者が関係した殺人事件を紹介したい。

#### 事例四―一〇【刑罪2】

一、六月廿四日、江戸より飛脚二下候中里半兵衛・本同心孫次郎・作右衛門二人之内、孫次郎気違、仙台領高清水町之者之悴切殺候由ニ而捕、孫次郎口書并身二付道具之書付、高清水之者共口書共二三通、仙台老中奥山大学・富塚内蔵丞・古内主善より去ル十六日付之状を添、使者細目善左衛門召連参候付、則受取、今日籠舎、右孫次郎同七月四日於小高成敗申付、作右衛門は気違者を捨置候付、御扶持可被召上候得共、此度



御免被成、

江戸の藩邸から飛脚として派遣された中里半兵衛とその本同心孫次郎および右衛門の以上三人のうち、同心の孫次郎が「気違」、すなわち乱心して仙台領の者を殺害した。孫次郎は逮捕され、彼と被害者側の双方の口書が作成され、孫次郎に対し成敗が言い渡された。

加害者は「気違」と見做されているながらも、そのことが罰を軽くすることにはならず、殺人罪に適用される成敗に処された。この事件は、盛岡藩の者が仙台藩の者を殺害したもので、現代の言葉を使えば国際問題に当たる事件であるので、その処置は特殊だといえる。

最後に、このタイプに該当する加賀藩の事例に目を向けたい。

抽出した二件のうち、【加賀18】では、乱心している疑いが浮上したのみで、当事者の刑を決定する際に考慮されなかった。加害者が厳しい処分を受けたのみならず、被害者側も跡目相続を絶たれている。双方の罰は異なっているが、両者共に罰せられている点に留意したい。これは当事者間のトラブルの中身がある程度明らかになっているためであって、被害者の方にも非があると見做されたに違いない。加害者の乱心状態が囁かれたが、最終的には採用されなかったのである。

【加賀15】は、宝永六（一七〇八）年に江戸の寛永寺で徳川綱吉の葬儀が行われた際に起きた事件である。大聖寺藩は加賀藩の支藩であるが、その大聖寺藩の支藩であった新田藩の初代領主・前田利昌采女が大和国柳本領主の織田監物に斬り掛かり、殺害するという事件があった（資料編六九―七二頁参照）。「利昌公織田監物御殺害之始終雜記」によると、采女について幕府は「雖以狂、監物相果候に付切腹被仰付」、すなわち采女は乱心しているといえども、相手の監物が死亡したので、采女を切腹に処するという判決を下した。相手が死亡している以上は、乱心が疑われるとしても刑を軽くする要因に採用できないという判断である。

このような判決が下ったのは、既述した事例四―九【刑罪2】と同様に、他領同士の者が関わっているために注目された事件であったことも理由の一つであったと考えられる。

幕府は、被害者側の復讐の念を絶たせるためにも「両成敗」的な処置が最善だと考えたに違いない。被害者側に不満が残らないようにすることが、加害者の乱心が判決において考慮されなかった最大の理由だといえる。

## 小結

本章では、喧嘩・口論の原因を「乱心」に求めることで両成敗的処理にされることを避ける事例だけではなく、乱心がそれ以外の殺害事件の刑にどのように影響するかを、乱心が考慮される場合とされない場合に分けて、その条件を探ってみた。

その結果、事件の当事者が親族同士か他人同士か、また損害の大きさによって乱心を適用できる条件が異なることが指摘できた。

また、盛岡藩では乱心を刑の軽減事項として適用することに終始慎重な姿勢を公権力側が見せたのに対し、加賀藩では乱心認定を積極的に行うことで、関係者の処罰を軽減しようとしていたことがうかがえた。この点で、両藩には明確な相違が認められる。

## 第五章

盛岡藩と加賀藩の喧嘩、  
刃傷沙汰の処理の特徴

はじめに

以下では、これまでの総括として、盛岡藩および加賀藩の事例分析から見えてきたことについてまとめるとともに、考察を深めることにしたい。

本論の目的は江戸時代前期の刃傷事件、個人対個人の争いに対する藩権力の処理を追究することにあり、そういった視点から盛岡藩と加賀藩の事例を対象に考察してきた。そのなかで、「両成敗」の適用を決定する諸条件と、それ以外の処理法、とりわけ「乱心」と認定される場合の諸条件を分析対象とした。第三章と第四章において行った分析の結果、明らかになったことは、次のようになる。

### 第一節 喧嘩両成敗的処置の適用について

まず、刃傷事件の処理の仕方であるが、江戸時代の前期における盛岡藩と加賀藩の事例を合わせて、最終処置が明白であるケースだけを集計してみると、処理がはっきりしている八〇件のうち五一件において「両成敗」または「成敗」のいずれの処置が適用されたことがわかる（表4を参照）。これはつまり、両成敗もしくは成敗的な処置が全体の大半を占めているという結果になる。

そのなか、「喧嘩両成敗」（主に死刑）が適用されるのは、口論・刃傷に関係した主な当事者が生存している場合である。これは盛岡藩でも加賀藩でも同じである。

事件が「喧嘩」と判定された場合、盛岡藩では原則的に双方共に死刑が科された。これは「幕府の大法」としての「喧嘩両成敗法」に合致している。ただし、これは武士階級内のことであって、平松義郎によれば、幕府法では、庶民の喧嘩口論で双方が傷付くと、「互格之疵」と称して、いずれにも全く科刑しないのが常であった。一方が傷付いた場合は、療治代を支払わせるか、とくに重傷であれば追放か遠島に処したが、これは被害者の復讐感情を顧慮した処置であった。ところが、盛岡藩では、百姓同士の喧嘩・刃傷沙汰にも、「両成敗」が適用されているのである。

これに対して、加賀藩では「喧嘩・刃傷沙汰」であっても、基本的に「追放」の刑に処し、場合によっては追放を免除し扶持の没収のみを科した。また、加賀藩では双方の刑が同じものになるように極力配慮するという特徴、すなわち「五分五分の法」の適用が認め

られた。

刑の中身や適用範囲については、加賀藩と比べ、死刑を科す盛岡藩の姿勢は厳罰主義であるといえる。どちらかといえば、加賀藩の方が、平松の指摘に対応した幕府法に従った処置をしていたといえるのではなからうか。

「両成敗」的な処置は、「喧嘩」と認定された事件に適用された。したがって、「喧嘩」であるか否かが裁判の焦点となった。当時は、当事者全員が同等に近い度合いで口論や騒ぎに荷担していること、すなわち喧嘩を売る側がいれば喧嘩を買う側がいるという要因が揃わないと、喧嘩とは認められないという認識が支配していた。つまり、寝ている間に突然襲われるとか、不意打ちされるようなケースはまっとうな喧嘩の範疇に入らない。

また、喧嘩と認めうる範囲は、その場での突発的な言い争いから、以前からの根深い恨みの存在によって物理的な攻撃を生む場合とまでを含んでいる。いわゆる旧怨・意趣・遺恨・宿意などは相手を攻撃する動機となりうる。それは突発的な衝突と区別されたが、どちらも喧嘩の範疇に入れられ、ともに平和を乱すものとして為政者から規制されていた。

突発的な刃傷は理性・忍耐に欠けた、秩序を脅かす行為を意味しているので、盛岡藩では死刑、加賀藩では追放をもって罰せられた。意趣による刃傷は、「私闘」「私刑」として公権力を無視した行動と捉えられ、これも今後の戒めを目的に厳しく罰せられた。

盛岡藩での慣行を見る限り、刃傷事件の性質（「喧嘩」なのか、一方的な斬りかかりなのか）を決める大きな鍵となっていたのが、刃傷の場に居合わせた人、および当事者の証言であった。片方による突然の攻撃でない場合、必ず攻撃に先立つプロセス——双方の間で言い争ったり挑発したりする形跡——が確認され、攻撃の「訳」、つまり理由が追及される。事件の取り調べ段階において、この理由の有無が必ず捜査の対象となる。

捜査の一環として、攻撃者が意趣をもっているかどうか焦点となった。この点に関し、第三者の証言がとれない場合、加害者と被害者との、意趣有無についての証言が一致していないと「喧嘩」として認められなかった。加害者が両成敗の処分に賭けて意趣を訴える恐れがあるので、加害者の主張だけでは不十分なのである。

両成敗処置に際して、盛岡藩では死刑に加え、基本的に「闕所」を付加刑として実施していた。「両成敗」に加えた形としての家財・家の没収は加賀藩では一貫して見受けられなかった。この点に盛岡藩と加賀藩の違いが見られる。

両成敗に当たる刑罰として、加賀藩では単独の「扶持没収」、すなわち懲戒免職に処していたが、これは付加刑ではなく、主刑であった。盛岡藩に見られたように、極刑である死

罪に付加刑を科すのは、幕府法に照らしても独特であるといえる。興味深いことに、盛岡藩では死罪以外の死刑、例えば切腹の場合も付加刑を科すやり方がとられていた。

次に、片方のみが死亡している場合の処置についてまとめると、盛岡藩では、「喧嘩双方」あるいは「双方御法度」に沿って生き残った方を死刑に処していた。この場合も、留意すべきことに、武士階級のみではなく、百姓同士の喧嘩にも適用されているのである。死刑の中身は、武士は切腹、それ以外の身分は打首が基本であった。これは加賀藩のやり方と同じで、この点では両藩は共通している。この一致の根底に、「相手が死亡している以上は生き延びた側も死ぬべきだ」という、互いの損害が相殺される考え（相殺主義）が流れていると解釈できる。

重要なことは、生き延びた側がたとえ攻撃を受け、それを打ち返した「被害者」だとしても、片方が死亡していれば、仕掛けられた方も死刑になることである。正当防衛であったとしても、刃傷の結果として相手を殺してしまうことは行き過ぎた行為と見做され、同一の罰、すなわち死をもって償わされた。これも「相殺主義」に基づくと見做せる。つまり、「喧嘩」をしたから罰せられるというよりも、「死には死を」という思想が根底にあると、筆者は考える。

争いの末、当事者の片方が生き延びて、罰を受けなかったと仮定しよう。そこで、生存者が罰せられないことに対し、死亡した側の親族等が納得せず、復讐に駆られることになりかねない。それは、死亡した側が先に攻撃をした場合でも、結果として殺されたという事実が重く受け止められているためである。したがって、衝突の末に生き延びた側を死刑にすることで、威嚇と復讐心の満足という二つの目的が達成されるのである。

盛岡藩においていま一つ注目すべきは、他人同士の刃傷・喧嘩において、片方が死亡した場合、被害者親族・主人から加害者の宥免願とそれによる容赦、ならびに支配者側から遺族・主人に対し宥免願を出すように催促するといった事例が確認されていない点である。

他方、死に至らず傷にとどまったケース【[刑罪15](#)】、【[刑罪26](#)】、【[雑書34](#)】など）や親族内で起きた殺傷の際、加害者の宥免を願い出るケース【[雑書36](#)】など、乱心が幾分か考慮された例は確認できる。しかし、親族でない他人を死傷させた場合に乱心が減刑要因もしくは免罪の事由になった例は、今回の分析対象とした近世前期においては見当たらなかった。この点も盛岡藩の法慣習の特徴として挙げておきたい。

闘争を起こした当事者が両方共に死なずに生き延びた場合、喧嘩として認められた例に限って、盛岡藩では死刑による「両成敗」が採用される。対して、片方が死亡した時、生

き延びた方の処罰は「成敗」と称されている。

「成敗」という語を用いていることから考えると、「喧嘩成敗」が「喧嘩両成敗」の一形態として派生したと見ることが出来る。右に挙げたのは、「喧嘩」であると明確に認定できる事件である。この場合、当事者が生き延びたケースにおいては両方、片方が死亡した場合は生き延びた方には、「両成敗」と同じ考え方に従って処罰を与えているのである。

当時の盛岡藩と加賀藩での刑政上の言葉遣いは、双方を処分する際は「両成敗」という言葉が使用されることはなく、「御大法に沿って」と記す傾向にあった。他方、「喧嘩成敗」に当たる処罰は、「喧嘩双方」「喧嘩御法度」に従って「成敗」という表現が頻出する。盛岡藩と加賀藩の刑の中身の違いを例に取っても、「喧嘩両成敗」に基づく思想は「喧嘩成敗」まで応用範囲を広めたことが今回の分析から明らかになったと思われる。

片方のみが生き延びたタイプの事件における付加刑の適用については、盛岡藩では基本方針に沿って付加刑を科していたことを確認できた。しかし、闕所は時代によって適用されない時期があり、刑罰が全般的に緩和した元禄期には、「喧嘩だから」という理由で双方の遺族が闕所等の付加刑を免除された例を見い出せる。

次に、両藩で喧嘩の当事者が双方共に死亡した場合は「喧嘩双方」という表現をもって事件が決着したと見做されたことは盛岡藩も加賀藩と似ているが、盛岡藩ではさらに双方に付加刑として闕所を科した。付加刑を科す目的は、喧嘩予防にあったと考えられるが、盛岡藩では付加刑は喧嘩に限らず、自害して死亡した者や失踪者に対しても適用された（注15）ので、厳罰主義を徹底させていた盛岡藩の法の性格の著しい表れとして捉えうる。

最後に、喧嘩両成敗が適用された際の処罰の具体的な中身について、両藩でのやり方を挙げておきたい。事件が喧嘩と認定された場合、盛岡藩では生き延びた方を死刑、具体的に打首や切腹、たまに獄門に処していた。それに対し、加賀藩では喧嘩と認め両成敗処置を命じた場合でも、死刑にはせず、追放を科すのが基本であり、しかも当事者双方に対し同一の処罰を与えるこだわりが見られた。この点において、第一章で取り上げた諸説を応用するならば、盛岡藩の場合は三浦説、すなわち処罰（死刑）が一般的とする説が当てはまるのに対し、加賀藩のやり方については双方への同一処罰こそが両成敗であると主張した平松と勝侯の説が当てはまるといえる。

## 第二節 刃傷事件における荷担の度合を考慮した処罰

本節では、「両成敗」あるいは「喧嘩成敗」にならなかったケースについて、どのような特徴があるのかまとめておきたい。

結論からいうと、筆者が検討した事例から判断する限りでは、盛岡藩の場合、両方の罰が異なる、もしくは片方だけが処罰・免罪されるといった処置は、事件が正式に「喧嘩」と認識されていないものに限られていたと思われる。すなわち、たとえ「喧嘩」と認定できるような事件であったとしても、当事者のうちの片方の行動を「不始末」「不調法」とすることで、その人の×を重くし、もう一方の罰を軽くすることができたのである。つまり、裁く側が、事件をどう認定するかが極めて重要だったのである。

盛岡藩では、両者共に生き延びた場合、時代が進むに連れて、以前では「喧嘩」と認定されて、「両成敗」とされたと思われる事件でも、「喧嘩」とは認定せずに、紛争を仕掛けた側と仕掛けられた側とを区別し、仕掛けた方の罰を重くする傾向が、しだいに強くなっていった。しかしながら、そこには身分や階級を優遇する動きが見られず、単純に当事者の「暴力性」の強弱がその判断の焦点となった。

当事者双方の死刑を回避し、なおかつ各々の罪の軽重を計るためには、事件を、当事者双方の関与が対等な「喧嘩」ではなく、片方の勝手な「暴挙」などと捉える必要があったのである。

盛岡藩では、酒席で刃傷に及んだ者に対し、仕掛けた人を入牢させ、もう一方は無罪としたケースが元禄期に見受けられる。この事件では、「意趣」がないことが「喧嘩」認定を回避するための重要な理由であった。酒の勢いや短気が引き起こしたものであって、意趣を残さない衝突と見做したのである。それによって、復讐などの悲劇の連鎖が生まれることの危険性が極めて低くなり、当事者双方を死刑に処しなくてもよくなると考えたのである。しかも、刃傷を仕掛けた人を重く罰することで、見せしめの効果も十分に計られる。

また盛岡藩では、紛争の生存者を厳罰に処するように、当事者に必要以上の償いをさせている。これは復讐の予防と闘争の予防のための「威嚇」と見られる。

例えば、事例三一―一五【**刑罪11**】に見たように、相手の馬が肩にぶつかったことに腹を立て、斬りつけてきた加害者の行動を、藩は「行き過ぎ」と判断し、「喧嘩」とは認定せず、重い処罰を与え、被害者の方は無罪としている。この他に【**刑罪14**】、【**雑書30**】の事例を参照すると、盛岡藩では、相手から受けた態度への過剰な報復や反応を咎める傾向が見ら



れる。これはまた争いの裁定において、双方の損害の程度をはじめとして、言動における節度ないし慎みを重視する姿勢の表れとも見られる。

同時に他方では、罪の軽重に依じて衡平に裁こうとする姿勢もうかがえる。一見矛盾した二つの流れ、すなわち節度重視と厳罰主義は常に「飴と鞭」を組み合わせた形で、盛岡藩の法慣習を厳格なものとして維持させながらも、必要に応じて柔軟で公平な処置を展開させることを可能としたのである。

これに対して、加賀藩では厳格な「喧嘩両成敗」の適用を避けようとする傾向が認められ、審理の末に、片方だけを「不届」と見做して、その者の罰を重くしたが、それ以外にも、例外的なケースなのかもしれないが、生存者ではなく死亡した側を「不届」とするというやり方で事件の「喧嘩」認定を避けようとすることもあった。

第三章第五節に取りあげた事例三―二三【加賀9】がその典型的な事例で、先に死亡した側に罪を完全に着せて、生き延びた方を無罪としているのである。興味深いことに、このケースでは、仕掛け人と仕掛けられた人の区別がはっきりしておらず、それぞれの責任の程度が不明瞭である。にもかかわらず、死亡者を一方的に「不届」と見做し、事件を喧嘩と認定しないことで生存者への処分を回避させたのである。

死亡者実際に責任がある場合もあるだろうが、生存者を庇う代わりに死亡者に罪を着せたこともあったと推測できる。「死人に口なし」の諺通り、死んだ人が何の言い訳もできないという弱みが利用されているといえる。

### 第三節 乱心認定の適用と不適用

先行研究には、喧嘩・刃傷事件と思われる事件の処理過程において「乱心」認定の役割に注目する議論は見受けられない。しかし、筆者はこの問題を重要と考え、「喧嘩」認定と「乱心」認定は互いに相容れない、つまり同時に成立することが不可能だと主張している。以下、「乱心」について、盛岡藩と加賀藩の処分方法を比較しながら特徴をまとめておきたい。

盛岡藩では、「乱心」をもって紛争を処理すべしという慣行はかなり遅れて始まっている。盛岡藩における「乱心」の語の初見は、寛文元（一六六一）年に起きた殺人事件で、【**刑罪2**】である。ただし、この事例では乱心が加害者の刑を軽くする要因として作用していな

い。

負傷者が出た刃傷などのケースにおいて、盛岡藩の権力側がその裁定に当たり、当事者の「乱心」を意識しはじめたのは、早くも天和四（一六八四）年の【雑書32】であり、その際は片方が「乱心」していることを理由に、「追放」ではなく「死刑」に処せられている。興味深いことに、その事例では、乱心は刑を軽くするどころか、重くする要因になっているのである。盛岡藩において刃傷・衝突の処理に乱心を適用し始めたのは、加害者が小さい切り傷を被害者に与え、乱心を理由に成敗にならなかった、貞享四（一六八七）年の【雑書34】を待たなければならない。

加賀藩や他の藩に見られるような、実際は乱心していないかもしれないが「乱心」と見做し、乱心していない側の刑を軽くするといった発想は盛岡藩では、なかなか定着しなかったようである。ここに盛岡藩の法慣習の特徴の一つが表れている。その根底には、事件の本質——喧嘩であるか否か——を解明し、それに沿って裁くことへのこだわりがあるように思われる。そのために、盛岡藩では、事件当時に本当は乱心していないのに、相手や自分の乱心を偽ることがまかり通る余地がなくなっている。いくら主張しても、乱心が嘘だと判明したら、無理に乱心者に仕立て上げることとはなかった。

この傾向は、前章に触れた事例四—八【刑罪10】に顕著に現れている。死亡した大工を乱心者に仕立てようとし、生き残った武士の父が偽りの訴えをしたことに対し、事件の本質は乱心ではなく喧嘩であるという第三者の証言が採用され、乱心説が却下されたのである。死亡した側に罪を着せることで生存者の処分を穏便に済ませようという、加賀藩で見られたやり方は、盛岡藩の事例に見出せない。

盛岡藩で「乱心」が幾分か考慮された事例は、事件が起きる以前から乱心が確認されているか、「喧嘩」ではないことが関係者の証言などによって決定されている場合に限られる。また、「喧嘩」認定がなされなかった場合、必ずしも「乱心」によって裁定の決着がつくわけではない。

事件が片方の「乱心」で決着を迎えた時の処置であるが、乱心ではない側が基本的に「無罪」、すなわち御構いなしとなるのは、盛岡藩と加賀藩で共通している。一方の乱心者に対する処分は、加賀藩で「乱心」の認定だけで死刑より軽くする方針に対し、盛岡藩では被害者から助命願が提出されてはじめて乱心者の刑が考慮される、という違いが見られる。

また、加賀藩の場合、「追放」がしだいに「親類への預け」処分に変わる傾向が見られた。これに対して、盛岡藩では、「入牢」か「親類預け」にする方が主流であった。ただし、乱

心状態が周囲や社会に甚だしい損害をもたらすと判断された場合、盛岡藩では「死刑」が採用された（【雑書32】、【雑書49】）。加賀藩の場合は重くても刑罰は追放どまりであった。

続いて、乱心者への付加刑について述べておきたい。盛岡藩では殺人など重い罪の場合、主刑に加え「闕所」が終始科されていた。ちなみに、正常者であっても乱心者であっても自殺についても、付加刑が科されている。

その代わり、残された妻子などには生計が辛うじて立てられるように藩が援助を加えた。分析した事例のなかに、故意による殺人ではなく、喧嘩だから闕所を科さない事例（元禄六年の【雑書37】）が見受けられるのは事実だが、江戸時代の前期にしていえば、このケースはどちらかというと例外的であるといえる。

これに対し、加賀藩では乱心者を対象に「知行取上」すなわち「没収」を実質上科すようになったのは、天和期、すなわち加賀藩五代目藩主・前田綱紀の時代であり、初見は事例四―五【加賀8】といえる。そして正式に知行没収が導入されたのは、享保一一（一七二六）年辺りである。対象は乱心者による自殺と刃傷行為である。盛岡藩では闕所、加賀藩では知行没収というように、それぞれ独自の方法が取られた。

終章 歴史社会学的考察

はじめに

本章では、これまでの考察をふまえて、本論が設定した三つの課題、すなわち①刃傷事件が「喧嘩」と見做されるにはいかような条件が必要だったのか。②江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩において、喧嘩刃傷事件の処理法は喧嘩両成敗だけだったのか。刃傷事件が「喧嘩」として見做されなかった場合の処理法にどのようなものがあったのか。③喧嘩両成敗は武士身分の者のみに適用されたのか、という課題についての答えを述べることにしたい。

### 第一節 事件の認定について

本論において筆者は近世日本の武士および庶民の喧嘩・刃傷事件処理の実態を明らかにすることを目指し、その足がかりとして、盛岡藩と加賀藩の事例分析を行ってきた。

事件が処理されるに当たって、先に確認されるのは、それが「喧嘩」かどうかという点である。

盛岡藩の場合、事件が喧嘩と見做されると、当事者の一方だけが死亡している場合、生き残った方を成敗、すなわち死刑にするのが基本的な処理であった。「喧嘩」と認定される事件は、口論だけでなく、刃傷に及んでいるかどうかが大きな決め手であった。刀などを用いて、互いに傷つけ合い殺し合う事態にまで及んでいる場合に「喧嘩」と認定されたようである。とくに「飲酒」によつての刃傷沙汰が「喧嘩」と認定されている傾向がある。

なお、喧嘩認定の際に従来重要視されていた防戦者の抜刀の事実、すなわち抜刀しなかったら喧嘩として見做されないという石井紫郎の説に対し、抜刀しているのに喧嘩として認定されなかった例（事例四―【雑書34】など）をいくつか確認することができた。

死亡したのが紛争を仕掛けた側、いわゆる加害者であり、仕掛けられた側が生き残った場合も同様である。このような処置をとることにより、結果として喧嘩両成敗の原則が貫徹される。これは双方の損害を均等にし、さらなる復讐を絶たせるためになされたと考えられる。

他方、争いの末に仕掛けた側、仕掛けられた側の両者共に生き延びた場合、必ずしも死刑のような両成敗的な処置がとられたわけではなかった。事件が「口論」程度の軽いものだった場合、両者を同じ刑に処することもあれば、仕掛け人の罰を重く、防戦者の罰を軽

くすることもあり、多様な処置がとられた。おそらく、裁定者が正式の「喧嘩」とは判定せず、それ以前の段階の争いと見做して処理したのであろう。なお、両者に同じ刑を科す場合、加賀藩では追放が一般的であった。

事件が喧嘩として見做されなかった場合、「乱心」などの可能性が吟味されると筆者は理解している。

乱心認定がなされた状況を概観すると、両者ともに死亡している事例において、片方の乱心が認められたケースは一例だけであり、極めて少ない。この点は留意すべきである。

片方が死亡した場合、攻撃した方を乱心者と見做し死刑にするのが一般的であった。双方ともに生き延びた場合、盛岡藩も加賀藩も、乱心者とされた方をそうでない方より重く罰した。

そこに乱心認定のメリットがあつたといえる。喧嘩両成敗は、事件の当事者双方を平等に扱うものではあるが、それには同時に、無用の死者を増やす側面もあつた。これに対し、当事者の一方を「乱心」とするやり方は、恣意的な時もあつた点は否めないが、責任のないう者の命を奪うまいという、ある意味で合理的な配慮に基づいていた。そこに乱心認定のメリットが見出せるのである。

乱心認定と喧嘩認定は相容れるものではなかった。喧嘩と認定された事件においては当事者の乱心を取り沙汰されることはなく、喧嘩でないと見做された場合、乱心か否かが問題となった。これは、事件処理に果たした乱心という要素の看過すべからざる性格である。喧嘩とも乱心とも認められなかった事件の場合、原因は攻撃者の「不屈」や「慮外」、「徒」や「狼藉」にあると見做された。また、遺恨などに基づく、明白な殺意により引き起こされたものもあつた。こうした事件において、刃傷の後も加害者が生き延びた場合、ほとんどは重罰に処された。

盛岡藩でも、加賀藩でも、刃傷事件において当事者が片方のみ死亡した場合、生き残った者を原則として死刑に処した。この処置は「同害報復」ないし「相殺主義」と見ることができ、威嚇と復讐根絶の効果が大きいと目論まれている。

なお、片方が死亡した際に生存者に死刑を科すという「相殺主義」は威嚇を目的としていないという清水克行の見解に対し、盛岡藩において付加刑が適用されたという事実を鑑みると、戒め・威嚇が視野にあつたと筆者は主張したい。

盛岡藩において、当事者の片方を乱心者として認定することに終始慎重な姿勢を見せていたのに対し、加賀藩では乱心の事実が完全に特定できない場合でも、死亡した方を乱心

者と見做すことで生き残った側を無罪にしようといったやり方を進んでとっていた。

御定書百箇条が幕府の刑法として定着してから、死亡事件の場合、被害者側の親類・主人に加害者の「宥免願」を出させることが恒例化したという高柳真三の定説に対し、盛岡藩では願を出させるところか、提出それ自体はさほど一般化していなかったことが判明した。

なお、当事者が双方共に生き延びた場合、両者を死刑に処す厳罰が適用されることもあった。これは「同害報復」と違った、典型的な「喧嘩両成敗」であり、強烈な威嚇と復讐の予防に主眼が置かれていると見做すことができる。

江戸時代前期の両藩での刃傷事件の処理法を見てきた結果、加賀藩と比べ、盛岡藩では争論の当事者や乱心者に対し、厳罰主義の姿勢が著しいといえる。その理由として、本論では、盛岡藩の地勢的な位置を挙げておきたい。第二章において概説したように、盛岡藩は始終、本州の北辺で行き詰まりともいえる領域を占めたため、江戸時代になってからも徳川幕府・西国の法慣習の伝播が遅く、その影響も極力制限されていた状態が続いていた。

戦国時代の動乱を経験していない東北の僻地で、北辺の警備に当たってきた辺境という性格のため、法慣習に関しては厳格主義が根強く残っており、ユニークな慣行が根づいたのである。この点は、すでに引用した谷口昭の指摘、すなわち「守旧的な性格が強く」、「戦国時代以来の武断的な遺風が強かった」ことと軌を一にしている。

本論において、紛争事件の主な処理法として喧嘩認定と乱心認定を挙げてきたが、最後にこの二つの関係について述べておきたい。対象とした正保年間から宝暦年間という期間をとって処理法の推移を考えた際、大まかに見て初期に当たる時期の盛岡藩では、刃傷沙汰に対し躊躇なく喧嘩認定を行い、厳罰を科していた傾向が著しかったことを確認した。しかしながら、時代が進むにつれ、喧嘩両成敗以外の方法を模索し始める動きが徐々に出てくる。そのなか、片方を乱心と認定することで関係者の処分を軽減するやり方が、加賀藩と比べると積極的ではないにせよ、選択肢の一つとして裁く側の前に現れたのである。

## 第二節 処置法のタイプと割合

次に、序章で設問した課題のうち、二番目の、江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩において、喧嘩刃傷事件の処理法は喧嘩両成敗だけだったのか、さらに、刃傷事件が「喧嘩」として

見做されなかった場合の処理法にどのようなものがあったのかについて見解を述べたい。

本論での分析を通して、江戸時代前期においても、刃傷事件の処理法は喧嘩両成敗だけではなかったことが明らかになった。本節では、盛岡藩と加賀藩の史料から抽出した合計九八件に関して、主な処理法のタイプとその割合を示すこととしたい。

まず、処理法のタイプについて。本論の分析から、主な処理法を次のように確定することができる。ここでA～Eまでの五つのタイプを設け、処理法の類型を左のように提案したい。

Aタイプ 喧嘩両成敗（双方共に生存している場合）

Bタイプ 成敗（当事者の一方が死亡、生き延びた側を死刑にする）

Cタイプ 乱心認定による関係者の罪の軽減もしくは免罪

Dタイプ 当事者の理非を問う（それぞれの処分に差がある）

Eタイプ その他

Aタイプは純粹な喧嘩両成敗であり、当事者に同じ刑を科すものである。ここで同タイプに分類したのは、双方共に生き延びている場合に限っている。

Bタイプに、争論の相手が先に死亡した場合、生き残った側を成敗する処理を当てはめた。刃傷で被害者もしくは加害者が死亡した場合、「死には死を」をもって生存者を処刑する例も、これに含まれる。乱心して人殺しを犯した人に成敗を科すのも、同タイプとしてまとめている。事件の原因がどのようなものであっても、人を殺した以上、成敗にすべきという「相殺主義」に該当する事例すべてをこのタイプに分類している。

Cタイプは、当事者の片方を乱心者と見なし、乱心認定を行ったことにより、被害者を無罪にする、あるいは加害者の刑を軽くする処理法である。乱心を認めるのがポイントである。

Dタイプに、当事者それぞれがどの程度争論に関与しているかを計り、双方に異なる処分を与えるケースを分類した。このタイプに分類した事例のほとんどは、争い事が口論程度で済んだケースである。

Eタイプは、以上の四つのタイプに該当しないものを「その他」として括っている。双方共に無罪もしくは加害者の減刑、「斬捨御免」に当たる被害者の慮外・狼藉・無礼といった不届きとそれによる加害者（結果的に不届者を殺害した側）の減刑、被害者側からの宥



免願い提出による加害者の減刑、以前からの「不調法」による重刑、などをこのタイプに分類した。

右のタイプに当てはまる事例件数は表4（図表編参照）のようにまとめられる。数量的な議論をするに当たって、事件処理の過程で当事者が双方共に死亡し、何らかの刑罰が科されなかったケースと、処理法が不明なケースを計算から除外した。処理法がはっきりしている事例のみを数量分析の対象とすることで、より精確な測定が可能になると考えたためである。

本論で用いた三つの史料、『刑罪』『盛岡藩雑書』『加賀藩史料』より抽出した計九八件のうち、除外事例は盛岡藩では『刑罪』と『盛岡藩雑書』を合わせて一三件ある。この数字を盛岡藩の合計件数である七八件から差し引いて、計六五件を盛岡藩の母集団とした。加賀藩の場合、除外件数は計五件であり、合計二〇件から引くと母集団が一五件である。なお、測定対象とした盛岡藩と加賀藩の合計件数は計八〇件である。

表4のタイプ別件数のそれぞれの割合を出すと、表5のようになる。数字はそれぞれ、盛岡藩で処理法が占める割合、加賀藩での割合、盛岡藩と加賀藩を合わせた割合を%で示している。

表5の数字から次の傾向がうかがえる。

① Bタイプの成敗は、他の処理法と比べ、盛岡藩では五四%、加賀藩では四七%という、両藩共に半数近い割合を占めており、特出している。対して、純粋な喧嘩両成敗のAタイプは、各藩の割合を見ると、一割程度で収まっている。

この事実は、近世では刃傷事件が起きた場合、基本的に喧嘩両成敗が適用されたという一般認識の誤謬を突いている。当事者が双方共に生き延びた場合の処置として、Aタイプの喧嘩両成敗とほぼ同等の割合でCタイプなど、他の処理法が採用されたことがこれを証明している。

次項に述べるCタイプを除き、残りの四タイプの割合において、盛岡藩と加賀藩との間に大きな差が見られない点は興味深い。刃傷事件の処理は、両成敗及び成敗に貫徹しては、情状酌量に応じた処理がとられていた。

② Cタイプの、乱心認定による罰の軽減という処理の割合は、盛岡藩と比べ、加賀藩の方が多。ここに、乱心認定に対する姿勢の違いが現れている。

このように、本論では事例数がまだ少ないために予想的な見解にすぎないが、今後事例数を増やすことで、定量的な分析をすることができるとも考えられる。

なお、A～Eタイプの類型はこれからの研究における指針・見通しであり、今後はこれに一層の改良を加え、事例分析・理論構築に応用したいと考えている。

以上の事例分析の結果を先行研究に照らし合わせ、筆者は次のように総括したい。

まず、盛岡藩と加賀藩では、喧嘩・刃傷事件の処置は「喧嘩両成敗」と「成敗」で完全に一貫していたわけではないが、この処置が全体の大半を占めている。時代が進むに連れて、それと異なる処置の適用が模索され、事情に応じた裁き方を採用する傾向が、両藩においてしだいに顕著になっていった。

実際の裁定において、「喧嘩両成敗」は、争論が「喧嘩」と認定された場合のみに適用された。それ以外は、乱心認定やその他の処置、例えば二者の是非を糺明して軽重の異なる処罰をそれぞれに科す、あるいは処罰そのものを付与しない、また、処罰を猶予する、といった処置がとられていたことが分かった。

筆者は、江戸時代後期になると、盛岡藩で乱心認定を適用するケースが増えると予測している。しかしながら、これは現時点では推論にすぎないので、今後、江戸時代後期の事例を収集し、その処理法の実態を追究することを課題の一つとしたい。以上が、処理法のタイプについての考察である。

### 第三節 喧嘩両成敗の適用と身分制度の関係

次に、喧嘩両成敗の適用と身分制度の関係、すなわち、序章で設定した三番目の「喧嘩両成敗は武士身分の者のみに適用されたのか」という設問について考察結果を述べる。

従来の喧嘩両成敗法に関する議論の多くは、武士身分の紛争事件を対象とした議論がほとんどであった。また、第一章で触れたように、平松義郎によれば、庶民の喧嘩口論で双方が傷付くと、「互格之疵」と称して、いずれにも全く科刑しないのが常であった。一方が傷付いた場合は、療治代を支払わせるか、とくに重傷であれば追放か遠島に処したが、これは被害者の復讐感情を顧慮した処置であった、とも述べていた。

しかしながら、本論で考察した盛岡藩の事例は、興味深いことに、百姓同士の喧嘩であっても、その争いが裁定者によって「喧嘩」と公的に認定されたならば、「両成敗法」が適用されたことを物語っている。例えば、百姓同士が起こした争いの末、片方が死亡した場合、その相手を「喧嘩双方」にそって成敗としていた（【雑書1】、【雑書5】）。また、死亡

に至らなかった場合でも、【雑書10】のように、庶民同士の争いを「喧嘩」と見做し、当事者全員を成敗していた例もある。これらの事例は、盛岡藩では百姓や庶民の争いを「喧嘩」と見做し、その結果、両成敗もしくは成敗を適用していたことを確認できる。この点を定説と照らした時、定説と違うけれども、これは盛岡藩だけに見られる特殊な例なのか、他藩、例えば東北にある隣接の藩でも似たような傾向があるのか、その可能性を今後検証する必要があると筆者は考える。

加賀藩では、右のような、百姓や町人同士の争いを喧嘩認定の対象とする事例を見出しえなかったので、盛岡藩の場合にのみ特徴的なことなのかもしれないが、注目すべき点である。喧嘩認定の対象を武士身分のみならず、百姓や町人まで広げていた盛岡藩のやり方は特殊なものなのか、あるいは一般的なものなのか、これについては今後、盛岡藩と他藩の事例を補充し、綿密な検討を加えるべきであろう。

#### 第四節 今後の課題

最後に今後の目標と展望について述べる。

本論は、盛岡藩と加賀藩の江戸時代前期の史料を事例にそくして考察したものである。今後は、中期的には、盛岡藩のデータを一層補充し、そのうえ、隣接の津軽藩を始めとした他の藩、および徳川幕府が実施した刃傷事件処理法の実態について、比較分析を中心に検証する必要がある。東国に所在する藩の実態解明に加え、西国の事例を調べ、日本の東西南北の喧嘩口論事件における慣習の比較を試みたい。筆者は、時代が下るにつれて、厳罰（死刑）をもって成敗するという傾向は減少し、乱心その他の方法で死刑を回避する傾向が高まると予想しているのであるが、この点をきちんと実証してみたい。

また、分析の時間的範囲を江戸時代全体の約二六〇年間にまで広げ、喧嘩・刃傷事件に対する扱いの変容を追求するために、研究を進めたいと考えている。その際、法レベルで実際の処理と、社会通念としての人々の感覚といった二つの次元の存在に注意しながら、問題に迫りたいと考えている。

本論での分析を通じて、喧嘩認定された刃傷事件の決着方法は、復讐観や生命観、当事者の名誉ならびに自立心などといった、ある時代、ある地域の人々の精神的な問題と、密接に絡んでいることが明らかになった。今後はそういった事柄を念頭に、日本を超えた、

刃傷沙汰・果たし合いの慣行に注目し、その諸相について国際的な比較を試みたいと考えている。

具体的には西欧、とりわけロシア、フランス、イギリス、ドイツの慣習との国際比較を予定している。これは右の中期的目標に対し、長期的な課題としたい。

ロシア人というバックグラウンドをもっているため、筆者は江戸時代の刃傷事件の処理法に注目した。ロシアでは一八世紀後半から一九世紀にかけて、貴族、主にエリート軍人からなる上流階級の間で申し込みによる決闘が盛んに行われた。近年、ロシアの学会、とりわけ歴史社会学の分野においては、この現象を、皇帝の独裁権から自立した独自の権利証明の一環と見なし、分析が進められている。これらの決闘は皇帝の目には、独裁権力への脅威として映っており、常に抑制の対象であったが、決闘慣行を権力側の力だけで完全に消滅させることが不可能であった。

ロシアにおいて決闘が政治的に利用されがちだったのに対し、日本では私戦を治安への脅威として規制する傾向にあり、両者には違いがみられる。一方、日本では乱心認定が政治的に利用されることがあったが、ロシアではそのような傾向は見いだせない。

興味深いことに、ロシアの決闘はフランスなどからの輸入品ではあるが、独自の意味を付され、外国の単なる模倣ではなかった。また、日本の果たし合いにあたる申し込みによる後日決闘だけではなく、日本で喧嘩認定の対象となるような、その場で突発的に生じる衝突も数多く行われた。

ロシアの事例については、申し込みによる決闘の方に目が行きがちであるが、突発的な決闘の研究も重要だと筆者は考える。臣下の自立と絶対的な奉公・忠誠とのバランス、儀礼の意義といったテーマは東西の文化に共通しているので、将来的にはこれらについて深く追求していきたい。本論はそれに向かつてのささやかな一歩である。

1. 本研究でいう「文化」とは、社会学者の大野道邦の指摘しているように、経済・政治・社会的な現象などによって規定され説明されるだけでなく、私たちに最も身近な感覚的な世界からはじまり、思考の枠をなす認知的・観念的世界、芸術の世界、行為の目的や志向を回路づける道徳・規範の世界、最も遠い超越的な世界（神・仏・靈魂・妖怪など）にいたるまで、これらの世界に入り込み内側からこれを構成する要因、すなわち、経済・政治・社会・人間・行動・心理的な現象を内的に規定し説明しうる要因でもあるという両側面を備えもったものとして捉える（大野 二〇一一：ii、一〇―一七参照）。また、文化の研究方法については、民俗学者の小松和彦が強調しているように、文化の研究方法はエティック（phonetic の「etic」で、観察と統計を中心とした研究方法）にとどまらず、エミック（phonemic の「emic」で、研究対象の側からの説明・意義づけのこと）的な観点（小松 二〇一二：三七―三九参照）を意識し、筆者としては、喧嘩に焦点を当てた人間の研究において、行為の主体側からの情報をもとに文化の特性や傾向を見出したいと心懸けている。

2. 三浦周行（一八七二―一九三二）は明治から昭和初期に活躍した歴史家で、日本法制史・日本中世史を専門とした。明治四（一八七二）年旧松江藩士族三浦正祐の長男として鳥取県に生まれた。鳥取県立尋常中学校修了後、私立東京英和学校を経て、明治二三（一八九〇）年に東京帝国大学国史科に第一期生として入学した。国史科では御雇い外人ルードヴィヒ・リースなどの指導のもと、日本の史学は清朝の考証学から脱皮して、西欧の実証主義の学風が立てられることになった（今谷 一九九七：二五五参照）。周行は明治二六（一八九三）年に卒業し、大学院に進んで重野安繹やすつぐらの指導を受けるが、同二八（一八九五）年には内閣修史局から東大に移管していた史料編纂掛に採用され、所員となる。

周行の最初の業績としては三上参次・田中義成らと共に『大日本史料』の刊行を軌道に乗せたことが挙げられている。三浦が担当した第四編は一〇年という異例のスピードで完成した。

明治三四（一九〇一）年、東京帝大法科大学より法制類聚編纂を嘱託されたのを機に史料の収集を嘱託された。周行は専任講師となり、同四二（一九〇九）年教授に任ぜられたが、同僚たちと一緒に史料蒐集に力を注いだ（同：二五六―二五七参照）。さらに、

京大国史（現日本史）学科の基礎を作り、自由な学風を維持したことも周行の業績として挙げられている。

なお、周行の法政史は中田薫らの「法科的」と顕著な差異を示した「文科的」法制史と指摘されている（同：二六〇参照）。なお、三浦の学問的なスタンス及び活躍の詳細については今谷明の論文（一九九七）を参照されたい。

3. 『日本史大事典』の石井紫郎の解説をまとめると、喧嘩両成敗法を次のように説明できる。この法の本来のかたちは、喧嘩をした者は双方とも「理非」つまり喧嘩の原因を問うことなく、同等の処罰を受ける（相手の被害と同じ害を罰として受ける）というもので、この場合の喧嘩とは物理的闘争のみを指す。したがって喧嘩を仕掛けられても応戦しない者は処罰されない。例えば、AがBを怒らす原因（侮辱、横領、債務不履行等々）を作り、Bが実力行使に及んだ場合（B || 理、A || 非）でも、Aが応戦しない限り、Bのみが処罰される。逆にそうした原因がないのにBが喧嘩を仕掛けた場合（A || 理、B || 非）、Aが応戦すればAも罰せられる（Bがその際殺されれば、Aは死罪）。

このような内容の両成敗法は戦国大名の法令に広くみられる。そこには、自己主張を実現するために暴力を使うことを一切認めないことによって秩序を維持しよう、また、紛争の解決は公の場の裁定によるべし、という思想がある。

江戸時代には軍令として用いられたほかは、両成敗法が一般法として布令されることはなかったが、慣習法として「天下の大法」の位置を保った。近代に入っても、喧嘩の当事者が正当防衛を主張してもこの法は生き続けた（下中編 一九九三：一二五二—一二五三参照）。

4. 例えば、一四二九〜三八年の「大和永享の乱」（今谷 一九九二：九九—一〇三参照）。
5. 『国史大辞典』は「乱心」を次のように解説している。「江戸時代の刑事責任能力を判断し裁量する用語。乱気・狂気とも記す。『狐つき』も同様に扱う場合がある。（後略）」（国史大辞典編集委員会編 一九九三：五〇一）。

6. 自力救済に関する研究の動向については例えば、河野（二〇〇五）を参照されたい。
7. 高柳真三によると、江戸時代の法制においては、防衛的行為を正当化する法律概念が確立していたことを認めるのは困難である。しかし、正当防衛的行為は人間の自己擁護本能の発露であり、その適法性が法律の本質であると考えたら、正当防衛的制度を構成する素材的事例が存在しなかったとはいえない。高柳は、正当防衛的行為を支えた思想を推測するために幕府の御定書の規定と判例を考察の主な資源とした。

御定書百箇条の第七一条には正当防衛に関する一条がある。それは、不法な侵害に遭い、防衛のために反逆を加えた結果、侵害者を殺した被侵害者を遠島にすると規定している。普通の殺人犯が下手人に処せられるのに比べて、一段階刑の減刑を受けているのを見ると、単に殺人に対する刑の減輕事由となるにすぎないことがいえる（高柳 一九八八・三三―三三三参照）。防衛者に遠島を科す意図について、侵害者の行為が急迫不正であっても防衛者の行為は結果責任的に見てやはり可罰性を免れないということが影響しているが高柳は解釈している。ただし、刑が軽減されている点に防衛行為の正当性を認めようとする意図も看取することができる（同：三六―三七参照）。

また、高柳によれば、斬捨御免（無礼討）が無条件に許されたのではなく、一定の手續をとることが必要であったのである。正当防衛の客体であるが、世界共通に見て生命と身体に限る所が多いが、日本はそれに名譽に対する正当防衛（無礼討制度のように）を認めている点の特徴的である（同：四五参照）。

高柳はいう。「江戸時代に帯刀者が法外の雑言に対してすら百姓町人を切殺すことを認めていたのは、武士の名譽・威厳を著しく高く評価していたことを語るものであり、しかもその名譽・威厳は支配階級に属するものとして、一方的にのみ保護されていたのである」（同：四六参照）。乱心して自分より身分の軽い者を殺傷した場合も同様（御定書第七八条）である。

8. 大名の領地は、大名が直接支配し年貢を収納する蔵入地と、家臣に与える給地（給知ともいう）とに大別される。

9. 藩知事は他藩に率先して藩籍を奉還し、いわゆる廃藩置県の先駆をなし、ここに盛岡県の設置となった。その後は数郡の合併により明治九年に現在の岩手県が設立され、盛岡がその県庁所在地に決定された（盛岡市 一九七八・二五、三四―三五盛岡市史編纂委員会 一九六九・三五五―三六九参照）。

10. 枅形とは、街道から町への入り口に土手を築いてつくられた、城下町特有の道路。クランク状に屈曲しているため枅形と呼ばれた。

11. 切米（夏と秋に支給）は駄数で呼ばれた。駄は二俵・七斗四升で、一駄二俵は多めに見積もって二石相当で、また三駄六俵で一人扶持に相当した。給人身分に「三駄二人扶持」（十八石相当）のように、年二回の切米と毎月の扶持が併用されることがあった。

12. 割場奉行は加賀藩では足軽と小者を管轄する奉行のことをいう。

13. 本議論に関連する考察として、谷口（一九九七）を参照されたい。

14・検見は毛見ともいう。田畑の作物の収穫前に一步刈（坪刈）または経験的な目測によって収穫高を判定し、年貢（物成）の基礎にした制度である。検見は勘定所の郡方と代官所役人によって行われ、実収高調査だけではなく、農地の管理や百姓の生活状況まで見回る重要な行政事務だった（大正一九八三参照）。

15・盛岡藩では、自害に対しては、乱心して自殺した場合を含め、病氣、逃走した者とその家族に対してと同じく、付加刑として身代（財産）と家屋の没収を行っていたことを『盛岡藩雜書』の記録から確認できる。例えば、宝永四（一七〇七）年六月廿四日付けの記事には次のように書かれている（盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九五・一〇五）。

\*自害ノ士家族処遇

一、岡本九郎兵衛於白川自害仕候付身帯家屋敷共御取上、養父孫左衛門井老母、右両人へ存生之内為御助扶持五人御扶持方被下置候、手廻何方ニ成とも可罷有候由被仰出、九郎兵衛親類松井与一左衛門・近内長左衛門孫長之丞へ苦米地源左衛門宅へ招之、御役人右同断源左衛門申渡ス、右之内近内長左衛門病氣ニ付て、長之丞へ申渡ス、

右には、自害した藩士に対し、財産と家屋敷を取りあげると記されている。正徳元年に乱心して自殺した者の処分について、身代だけではなく扶持も没収されると明記される事件もある。いづれにせよ、自殺と財産没収の間に因果関係が存在していることは左の文言から明らかである。正徳二（一七一二）年に水谷利右衛門という者が自害した際の処分は「（前略）乱心自害仕不便ニは被 思召候得共、自害人故身帯御取上被遊旨、八左衛門、利右衛門従弟ニて忌懸候故、（後略）」というものであり、自害をしたのは不愆だが自害のために付加刑に処されるとはつきり書かれている。



## 主要参考文献

\* 記載法は日本社会学会の『社会学評論』スタイルガイド（アルファベット順）に倣っている

赤穂市史編さん専門委員編、一九八三、『赤穂市史』第二巻、赤穂市。  
赤穂市総務部市史編さん室編、一九八七—一九八九、『忠臣蔵 第三巻』『忠臣蔵 第一巻』赤穂市。

Bälz, Erwin O.F., [1904] 1936, *Über die Todesverachtung der Japaner*. (＝一九四二、道本清一郎 訳『武士道の真髓』天理時報社。)

千葉徳爾、一九九一、『たたかひの原像——民俗としての武士道——』平凡社。

——、『一九九四(a)、『負けいくさの構造——日本人の戦争観——』平凡社。

——、『一九九四(b)、『日本人はなぜ切腹するのか』東京堂出版。

中央義士会編、一九三二、『赤穂義士史料』雄山閣。

Delcroix, Sylvie, 1999, *Suicide et culture au Japon, Ann Psychiatr*, 14 (2): 94-98.

Duchac, René, 1964, *Suicide au Japon, suicide à la japonaise, Revue française de Sociologie*, tome V: 四〇—四一五。

Durkheim, Émile, [1893] 1986, *De la division du travail social*, 2e éd., Paris: PUF. (＝一九七一、田原音和訳『社会分業論』青木書店。)

——、『1901[1969], 'Deux lois de l'évolution pénale', *Journal sociologique*, Introduction et Notes de Jean Duvignaud, Paris: PUF. (＝一九九〇、内藤莞爾編訳「刑罰進化の二法則」『デュルケーム法社会学論集』恒星社厚生閣。)

藤井讓治、一九九九、『江戸時代の官僚制』青木書店。

藤井 勝、一九九七、『家と同族の歴史社会学』刀水書房。

藤井嘉雄、一九八七、『御定書百箇條と刑罰手続』高文堂。

藤野幸雄、二〇〇六、『決闘の話』勉誠出版。

福地重孝、一九五六、『士族と士族意識——近代日本を興せるもの・亡ぼすもの』春秋社。

布施弥平次、一九八三、『修訂 日本死刑史』巖南堂書店。

二木謙一、二〇〇七、『合戦の文化史』講談社。

羽下徳彦、一九七七、『故戦防戦をめぐる——中世的法秩序に関する一素描——』『論集

中世の窓』所収、吉川弘文館。

原 彩加、二〇〇五、『加賀藩における裁判制度の展開——公事場を中心に——』『北陸史

学』五四・六五―八六。

- 原 昭午、一九八一、『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』東京大学出版会。
- 原 胤昭・尾佐竹猛解題、一九八二、『江戸時代 犯罪・刑罰事例集』柏書房。
- 服藤弘司、一九八〇、『幕府法と藩法』創文社。
- 藩法研究会編、一九七〇、『藩法集9 盛岡藩(上)』創文社。
- ――、二〇〇六、『近世刑事史料集1 盛岡藩』創文社。
- ――、二〇〇七、『大名権力の法と裁判』創文社。
- 藩法史料叢書刊行会編、二〇〇一、『藩法史料叢書2 金沢藩』創文社。
- 平松義郎、(一九六〇)一九八八、『近世刑事訴訟法の研究』創文社。
- ――、(一九八八)二〇一〇、『江戸の罪と罰』平凡社。
- 昼田源四郎、一九七八、『近世日本における民衆の狂気観について――『日本精神医学思想史』序説――』『社会精神医学』第1巻第1号(七七―九二)、別冊、星和書店。
- 本多 晋、一九一六、『屠腹ニ関スル事実』『史談会速記録』原書房。
- 細川亀市、一九四三、『徳川刑法に於ける乱心者と幼年者』『林志学法』(54): 一―二二。
- Hopton, Richard, 2008, *Pistols at Dawn: A History of Dueling*, Piatkus Books.
- 池田正一郎、一九九一、『古文書用語事典 コンパクト版』新人物往来社。
- Ikegami, Eiko, 1995, *The Taming of the Samurai: Honorigic Individualism and the Making of Modern Japan*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press. (= 11000' 森本醇訳『名誉と順応――サムライ精神の歴史社会学』NIT出版。)
- 池見澄隆、一九八五、『中世の精神世界――死と救済』人文書院。
- 今谷 明、一九九二、『日本国王と土民』集英社。
- ――、一九九七、『三浦周行――『大日本史料』の刊行』樺山紘一ほか編『20世紀の歴史家たち(1) 日本編(上)』刀水書房。
- 稲垣史生編、一九六五、『三田村鳶魚 江戸武家事典』青蛙房。
- 井上哲治郎監修、(一九四二)一九九八、『武士道全書』国書刊行会。
- 石井良助、一九五二、『刑罰の歴史(日本)』(『法律学大系第二部』) 日本評論社。
- ――、一九六四、『江戸の刑罰』中央公論社。
- ――、一九九〇、『第四江戸時代漫筆 人殺・密通』明石書店。
- 石井良助編、(一九六〇)一九八一(a)、『徳川禁令考 後集 Ⅲ』創文社。
- ――、(一九六〇)一九八一(b)、『徳川禁令考 後集 Ⅳ』創文社。

- 、(一九六一)一九八一、『徳川禁令考 別巻』創文社。
- 、一九七一、『御仕置例類集 (第三冊) 古類集三』平文社。
- 、一九七一、『御仕置例類集 (第四冊) 古類集四』平文社。
- 石井紫郎、一九七一、「前近代日本の法と国制に関する覚書(1)——喧嘩両成敗法を手がかりとして——」『法学協会雑誌』第88巻(5・6号)…六五—一〇三。
- 校注(a)、一九七四、「解説 近世の国制における『武家』と『武士』『近世武家思想』岩波書店。
- 校注(b)、一九七四、『近世武家思想 日本思想体系27』岩波書店。
- 、一九八六、『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会。
- 石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編、「二〇〇六」二〇一一、『よみがえる金沢城1—450年の歴史を歩む—』
- 石尾芳久、一九七三、「喧嘩両成敗法について」『関西大学法学論集』第28巻(3号)…一—一五。
- 、一九七五、『日本近世法の研究』木鐸社。
- 石塚英夫、一九七六、「徳川幕府刑法における刑事責任能力——乱心者を中心として——」『石井良助先生還暦祝賀 法制史論集』創文社。
- 伊藤 信、一九四三、『宝暦治水と薩摩藩士』鶴書房。
- 伊藤孝夫、二〇〇八、「死刑の社会史——近世・近代日本と欧米——」、富谷 至編『東アジアの死刑』所収、京都大学学術出版会。
- 伊藤孝幸、一九九一、「内藤十左衛門切腹一件の処理における公的文書の性格」『名古屋大学古川総合研究資料館年報』七：二二—二三四。
- 岩崎大輔・新福尚隆、二〇〇九、「江戸期における精神障害者の法的処置に関する研究」『精神医学史研究』一三(二)：九六—一〇六。
- 加賀藩編纂、一九八一、『加賀藩御定書』前編、石川県図書館協会。
- 神子侃編、一九六四、『葉隠』徳間書店。
- 金沢市役所編、一九七三、『金沢市史』風俗編第一、名著出版。
- 笠松宏至、一九八四、『法と言葉の中世史』平凡社。
- 笠谷和比古、二〇〇一、『武士道 その名誉の掟』教育出版。
- 、二〇〇五、『武士道と日本型能力主義』新潮社。
- 、二〇〇六、『主君「押込」の構造——近世大名と家臣団』講談社。

- 、二〇〇七、「武士道概念の史的展開」『日本研究』三五：二二二—二七四。
- 片岡寛光、二〇〇〇、『責任の思想』早稲田大学出版。
- 加藤恵司、二〇〇九、「同害報復の法思想」『聖学院大学論叢』二二（二）：一—一八。
- 加藤周一・M. ライシュ・R.J. リフトン、一九七七、『日本人の死生観』岩波新書。
- 勝俣鎮夫、一九七九、『戦国法成立史論』東京大学出版会。
- 河野恵一、二〇〇五、「自力救済とその規制——喧嘩両成敗法」、山内 進・加藤 博・新田一郎編『暴力——比較文明的考察』所収、東京大学出版会。
- 菊池勇夫、一九九三、「盛岡藩「所給人」制の展開と特質」、藤野保編『論集幕藩体制史 第六卷 藩体制の形成』雄山閣。
- 国史大辞典編集委員会編、一九九三、『国史大辞典』第十四卷、吉川弘文館。
- 小松和彦、二〇一二、『妖怪文化入門』角川学芸出版。
- 『古事類苑』法律部二、一九二八、神宮司廳編、吉川弘文間。
- コルネーエヴァ・スヴェトラナ (Колесова, Svetlana A.)、二〇〇四、「研究ノート『切腹』への社会的アプローチ——行為の意味と形式をめぐって——」『奈良女子大 学社会学論集』一二：一六九—一七六。
- 、二〇〇五、「儀礼としての切腹——身体、刑罰、シンボルを中心として」大野道邦・油井清光・竹中 克久編『身体の社会学』世界思想社、三二七—三三二。
- 、二〇一一、「18世紀〜19世紀のロシアで行われた貴族の決闘と名誉」『帝京大学文学部紀要』日本文化学科、四二：二二—二四四。
- 神坂次郎、一九八四、『元禄御畳奉行の日記——尾張藩士の見た浮世』中央公論新社。
- Логман, Юрий М., 1994, *Введение о русской культуре: Быт и традиции русского дворянства (18-начало 19 века)*, Санкт-Петербург: «Искусство - СПб». (1997年, 桑野隆・望月哲男・渡辺雅司訳『ロシア貴族』筑摩書房。)
- 前田育徳会編、〔一九三一〕一九八〇、『加賀藩史料』第四編、清文堂。
- 、〔一九三二〕一九八〇、『加賀藩史料』第五編、清文堂。
- 、〔一九三三〕一九八〇、『加賀藩史料』第六編、清文堂。
- 、〔一九三四〕一九八〇、『加賀藩史料』第七編、清文堂。
- 三浦周行、〔一九一九〕一九二〇、『法制史之研究』岩波書店。
- 、〔一九二五〕一九七三、『続 法制史の研究』岩波書店。

明治大学刑事博物館編、二〇〇二、『明治大学刑事博物館資料第一六集 「刑事博物図録」上巻』明治大学刑事博物館。

——、二〇〇三、『明治大学刑事博物館資料第一七集 古代く近世法制史料』明治大学刑事博物館。

三戸 公、一九九一、『家の論理1 日本の経営論序説』文眞堂。

三宅正彦、一九七二、『幕藩主従制の思想的原理——公私分離の発展——』『日本史研究』一二七：一一三〇。

水林 彪、一九八七、『日本通史Ⅱ近世』封建制の再編と日本の社会の確立』山川出版社。

森 義一編、一九五二、『宝暦治水と薩摩義士』岐阜文藝社。

森川哲朗、〔一九七〇〕一九七四、『日本死刑史——生理め・火あぶり・磔・獄門・絞首刑……』日本文芸社。

——、二〇〇一、『日本残酷死刑史——生理め・火あぶり・磔・獄門・絞首刑』日本文芸社。

盛岡市、一九七八、『盛岡市史』第一巻（復刻版）、トリヨール・コム。

——、一九七九、『盛岡市史』第二巻（復刻版）、トリヨール・コム。

——、一九八二、『盛岡市史』第八巻（復刻版）、トリヨール・コム。

盛岡市史編纂委員会編、一九六九、『盛岡市通史』熊谷印刷。

盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編、一九八六、『盛岡藩雑書 第一巻』熊谷印刷。

——、一九八七、『盛岡藩雑書 第二巻』熊谷印刷。

——、一九八九、『盛岡藩雑書 第三巻』熊谷印刷。

——、一九九〇、『盛岡藩雑書 第四巻』熊谷印刷。

——、一九九一、『盛岡藩雑書 第五巻』熊谷印刷。

——、一九九二、『盛岡藩雑書 第六巻』熊谷印刷。

——、一九九三、『盛岡藩雑書 第七巻』熊谷印刷。

——、一九九四、『盛岡藩雑書 第八巻』熊谷印刷。

——、一九九五、『盛岡藩雑書 第九巻』熊谷印刷。

——、一九九六、『盛岡藩雑書 第十巻』熊谷印刷。

——、一九九七、『盛岡藩雑書 第十一巻』熊谷印刷。

——、一九九八、『盛岡藩雑書 第十二巻』熊谷印刷。

——、一九九九、『盛岡藩雑書 第十三巻』熊谷印刷。

- 、二〇〇〇、『盛岡藩雜書 第十四卷』熊谷印刷。  
、二〇〇一、『盛岡藩雜書 第十五卷』熊谷印刷。  
村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎、一九七九、『文明としてのイエ社会』中央公論社。  
名古屋市教育委員会編、一九六五、『鸚鵡籠中記（一）』、『名古屋叢書統編』所収、名古屋市教育委員会。  
、一九六六、『鸚鵡籠中記（二）』、『名古屋叢書統編』所収、名古屋市教育委員会。  
内藤素行、一九二一、『大正五年十月十五日内藤素行君の舊松山藩に於ける切腹の事例に関する談話』、『史談会速記録』三二二―八七―九五。  
中野達哉、二〇一〇、『嘉永元年江戸山王祭における武家と町人の喧嘩』、『駒沢史学』七五・一―三五。  
中田 薫、〔一九四三〕一九七一、『法政史論集 第三卷上』岩波書店。  
中沢巷一編、一九八〇、『藩法史料集成』創文社。  
奈良本辰也編、一九六九、『日本の名著17 葉隠』中央公論社。  
奈良本辰也、一九七五、『武士道の系譜』中央文庫。  
西山松之助・郡司正勝・南 博ほか編、一九八四、『江戸学事典』弘文堂。  
Niobe Inazo, [1899] 1913, *Bushido: The Soul of Japan*, Tokyo: Teibi Publishing Company. (= [一九三八〕二〇〇一、『武士道』矢内原忠雄訳、岩波書店。)  
人間文化研究機構国文学研究資料館編、二〇〇七、『史料叢書9 近世の裁判記録』平文社。  
岡田靖雄、二〇一一、『広前藩『御国日記』にみる乱心および自害』、『日本医史学雑誌』第五七号第三号：三四三―三五〇。  
大平祐一、二〇〇五、『内済と裁判』『近世法の再検討——歴史学と法史学の対話』、藤田 覚編、山川出版社。  
大石 学・小澤 弘・山本博文編、二〇〇二、『江戸時代館』小学館。  
大久保治男・茂野隆晴編、一九九八、『日本法制史史料60選——史資料へのいざない』芦書房。  
大隈三好、一九七三、『切腹の歴史』雄山閣。  
大野道邦、二〇〇五、『名誉の社会学——現代における名誉の可能性——』、『奈良女子大学社会学論集』（奈良女子大学社会学研究会）二二・一一―一二。  
、二〇一一、『可能性としての文化社会学——カルチュラル・ターンとデイシプリ

- ン』世界思想社。
- 小野武雄編、一九九八、『江戸の刑罰風俗誌』展望社。
- 大澤真幸、二〇〇二、「〈公共性〉の条件(中)」『思想』一二(九四四)：二七―四九。
- 太田敬太郎、一九四二、『加賀藩初期の侍帳』石川県図書館協会。
- Pinget, Maurice, 1984, *La mort volontaire au Japon*, Éditions Gallimard. (＝1986、竹内信夫訳『自死の日本史』筑摩書房。)
- 歴史群像シリーズ特別編、二〇一一、『決定版』図説 侍入門』学研パブリッシング。
- 利光三津夫、一九六一、『律の研究』明治書院。
- 佐伯真一、二〇〇四、『戦場の精神史——武士道という幻影』日本放送出版協会。
- 相良 亨、一九六八、『武士道』塙書房。
- 、一九八四、『日本人の死生観』ペリカン社。
- 、一九九三、『武士の倫理——近世から近代へ』ペリカン社。
- 、〔一九八四〕二〇〇四、『武士の思想』ペリカン社。
- 齋木一馬・岡山泰四・相良校注、一九七四、『三河物語 葉隠』岩波書店。
- 坂ノ上言夫、一九三二、「切腹——切腹刑」『犯罪科学』二：一八―二七。
- 佐久間長敬、一九六七、『江戸町奉行事蹟問答』南 和男校注、東洋書院。
- 桜井庄太郎、一九七一、『名誉と恥辱——日本の封建社会意識』法政大学出版局。
- 笹間良彦、一九八〇、『図説 江戸の司法警察事典』柏書房。
- Schmidt, Petra, 2002, *Capital Punishment in Japan*, Leiden: Brill.
- Seward, Jack, 1968, *Hara-Kiri: Japanese Ritual Suicide*, Rutland, Vermont and Tokyo: Tuttle Publishing.
- Siegmund, Georg, 1970, *Sein oder Nichtsein: die Frage des Selbstmordes* (＝一九七五、中村友太郎訳『生か死か——自殺の問題』エンデルレ書店。)
- 清水克行、二〇〇六、『喧嘩両成敗の誕生』講談社。
- 下中 弘編、一九九三、『日本史大事典』第二卷、平凡社。
- 進士慶幹編、一九七六、『江戸時代 武士の生活』雄山閣。
- 陶山宗幸、一九九一、「江戸幕府の刑事内済——傷害罪の検討を中心として——」『法制史研究』四一：一〇一―一二七。
- 田原嗣郎、一九七八、『赤穂四十六士論——幕藩制の精神構造』吉川弘文館。
- 、一九八八(a)、「日本の『公・私』(上)」『文学』九：一〇三―一一三。

- 、一九八八(b)、「日本の『公・私』(下)」『文学』一〇：八五—九七。  
 大正十三藏、一九八三、『南部盛岡藩史畧』杜陵印刷。  
 高橋清明、二〇〇八、『南部史考』盛岡歴史研究書。  
 高柳真三、一九四二、『徳川時代刑法の外観』(司法資料 別冊第九号) 司法省調査部。  
 ——、一九八八、『江戸時代の罪と刑罰抄説』有斐閣。  
 田中 勇、二〇〇七、『細川高国の切腹と大物・富松・京都』『地域史研究』三七(一)：六  
 七—六九。  
 田中喜男、一九七七、『加賀藩における町奉行成立期の考察』『金沢経済大学論集』一—  
 (二)：六四—六一。  
 谷口眞子、一九九六、『近世前期における喧嘩両成敗法の歴史的位置』『早稲田大学大学院  
 文学研究科紀要』(四二号)：六一—七一。  
 ——、一九九七、『近世の実力行使と喧嘩両成敗—近世の法と理—』『日本史研究』(四  
 一九号)：二〇—四二。  
 ——、二〇〇五、『近世社会と法規範—名誉・身分・実力行使』吉川弘文館。  
 ——、二〇〇七、『武士道考：喧嘩・敵討・無礼討ち』角川学芸出版。  
 竹内 誠、一九八五、『江戸における法と民衆—『祭』と『喧嘩』—』『史潮』(二七)：  
 六二—八五。  
 谷田左一、一九三四、『敵討と切腹』秋分堂書店。  
 辻本弘明、一九六八、『両成敗法の起源について』『法制史研究』(二八号)：一〇二—一二  
 〇。  
 塚田 孝、二〇一〇、『近世身分社会の捉え方—出川出版社高校日本史教科書を通して  
 ——』部落問題研究所。  
 植松 正、一九六五、『赤穂浪士と喧嘩両成敗(上下)—忠臣蔵ブームにちなんで—』  
 『時の法令』五二七：二三—二七；五二八：二八。  
 氏家幹人、『二九九九』二〇〇九、『大江戸死体考—人斬り浅右衛門の時代』平凡社。  
 ——、二〇〇七、『かたき討ち—復讐の作法』中央公論新社。  
 梅原 猛、一九七〇、『日本人の美意識—死の美学—』『国文学 解釈と教材の研究』一  
 五巻八号：八—一六。  
 和田克徳、一九四三、『切腹』青葉書房。  
 八切止夫、一九七〇、『切腹論考』中央公論社。



- 、一九七一、『切腹の美学』秋田書店。
- 山本博文、一九九四、『殉死の構造』弘文堂。
- 、二〇〇〇、「門前での喧嘩、あるいは行き倒れがあった時」『歴史と旅』二七（二三）：一五〇—一五三。
- 、二〇〇一、『葉隠』の武士道——誤解された「死狂ひ」の思想』PHP新書。
- 、二〇〇三（a）、『切腹——日本人の責任の取り方』光文社。
- 、二〇〇三（b）、『武士と世間——なぜ死に急ぐのか』中公新書。
- 、二〇〇六、『日本人の心 武士道 入門』中経出版。
- 安竹貴彦、一九九一、「近世幕府法における『策略』の意義と機能（1・2）」『大阪市立大学学術雑誌』第三七卷（四）…二八—六三、第三八卷（一）…九九—一二八。
- 吉田 孝、一九八八、『大系 日本の歴史3 古代国家の歩み』小学館。

図1 南部藩通別代官所在地を示す地図（藩法研究会編「二〇〇六」所収）



表1 喧嘩口論刃傷事件のリスト(盛岡藩『刑罪』の記録をもとに筆者による整理)

○付数字は閏月

事例番号	記事の年月日	対象者	罪状	処罰	乱心判定の有無	備考
刑罪1	万治02・11・27	原半三郎・孫十郎	鹿狩下知不随	切腹	×	
刑罪2	寛文01・06・24	孫次郎(中里半兵衛同心)	乱心殺人	成敗	○	「気違」と表記
刑罪3	寛文09・⑩・21	川村茂兵衛(花巻給人)	乱心、女房殺害	切腹	○	切腹は本人希望でもあった
刑罪4	寛文10・07・19	水谷百助	慮外者殺害	閉門	×	武士と百姓の出入;道中
刑罪5	延宝02・10・11	成田左近・川口与右衛門	酒酔の上、喧嘩	双方切腹	乱心× 酒狂○	「酒ニ酔候とても御仕置之為ニ候間」
刑罪6	延宝02・10・21	大光寺山三郎・長尾左五右衛門	喧嘩傷害	双方切腹	×	左五左衛門の発言を咎めた山三郎が先に脇指を抜いた;左五左衛門も抜き合った
刑罪7	延宝07・04・20	安養院・理助(北閉伊津軽石村)	喧嘩・傷害	成敗(「三郎兵衛相果候上ハ」)	×	庶民同士 理助の兄が先に斬り掛かったが、安養院に殺された
刑罪8	貞享02・10・13	上関作右衛門	弥太郎取扱不首尾	扶持召上	×	
		弥太郎(嶋川十兵衛預同心)	作右衛門と出入	切腹	△	弥太郎は「正気ニ而無之」と見られた
刑罪9	元禄03・06・04	中嶋勘右衛門	刃傷和談、心躰不屈	切腹	×	勘右衛門が悪口をいったということで儀右衛門が一度斬り掛かったが取り押さえられて(勘右衛門は手疵を負った)和談となったが、同日の夜に儀右衛門が自害した 「縦引切疵ニ而も手を負候上ハ、一分立間敷処、任壽策候儀、侍ニ不合心躰」
刑罪10	元禄03・10・12	美松庄五郎(庄右衛門子)	大工と喧嘩、相手が死亡	御仕置	△	双方手負、大工が数日後に死亡
		庄右衛門	偽りの書付(大工を乱心者に)			「喜平治狼藉成儀仕候、庄五郎事乱心者ニ出合申候、喧嘩之さたニも可罷成かと存候、今一度両方御聞被下度候と申出」
刑罪11	元禄06・02・05	伊藤与左衛門	存念無調法、出入	成敗	×	相手の助惣が御構なし(助惣が馬上、与左衛門が歩行の時、馬が与左衛門の肩に触ったので、与左衛門が刀を抜いて助惣を討とうとした)
刑罪12	元禄10・②・04	左門八(衣笠軍兵衛子)	乱心で召使いの女を殺害	父親が仕留めた	○	

刑罪13	宝永05・10・26	勘之丞（七戸儀右衛門子）	出入（召使いの暇をめぐって、請人の上田堤守・孫七に傷を負わせた）	逼塞	×	「若氣之至不届 思召候」 孫七が悪口を言っていた；数日後傷により死亡
	宝永06・04・14	勘之丞		逼塞御免		召使いは儀右衛門へ預
刑罪14	宝永07・06・20	村治（藤寺佐助召使）	狼藉者を殺害	成敗		「致方過」 狼藉者は酒狂しており、同道の者が再三村治に詫びたが、聞き入れられなかった；佐助は遠慮御免
刑罪15	正徳02・09・10	石川新六・西野平吉	乱心傷害	追放（「上を無恐無法之仕方不届千万被 思召候、急度可被 仰付候得共、御用捨被遊追放被 仰付」）	○	新六が代官・衣笠権左衛門に斬り掛かったところ代官が抜刀し2人に斬り掛かって、3人共傷を負った；代官は容赦された
刑罪16	正徳04・04・29	津嶋弥九郎（津嶋弥五兵衛子）	乱心、数人傷害	検使派遣	○	
	08・25	小笠原治助	両親傷害被害、武孝不覚悟	追放、城下等住居構		享保14・12・09御免
		戸来半助	弥九郎捕縛	仕方神妙報奨		
		津嶋弥九郎	乱心、大勢殺害	仕置	○	「伯母其外大勢切殺、乱心之仕方を以切腹不被 仰付」
刑罪17	享保04・02・30	松岡庄八	父親が殺害された時の仕方無調法	奥筋へ追放（若年のため）	×	
		今瀧清右衛門	松本庄九郎を打殺、詮議不届	切腹		
刑罪18	享保07・02・22	簡五右衛門	同役定七と喧嘩（相手自害）	切腹	×	相役（同心）同士；代官によって一旦引き分けられた；「致方不届ニ思召候、依之喧嘩双方御大法を以切腹」
		村角安右衛門	五右衛門喧嘩取り扱ひ不念	預		享保08・12・17御免
		（毛馬内）蔵番三人	定七自害、油断無調法	他領へ追放		
刑罪19	享保07・02・22	三浦喜兵衛・同兵之丞	事件時不始末	嫡子不可		
		滝沢利右衛門（徒士）	酒狂での出入、三浦兵之丞から傷害を受ける	他領へ追放		「酒狂之儀容赦を加」
刑罪20	享保07・06・25	船越村右衛門（後に仕留められて死亡）	微山・不計2人を殺害	身帯取上		母妻無構；微山の屋敷取上
		角弥（村右衛門子）		遠慮（幼少のため）		
		源七（微山召仕）	主人殺害時の働き不全	籠舎		
		沖弥一右衛門	従弟奥川不計を無届扶助	遠慮		10・17御免

刑罪21	享保19・06・14	薬種屋又七 女房	乱心、医者の友泉を殺害	快気後死罪	○	「乱心とハ乍申、人を切殺申義御座候得は」
		古木友泉	油断			母妻へ一生助扶持
刑罪22	享保20・06・02	帷子忠右衛門（寺番人）	沢田一郎左衛門を傷害	預	×	
	06・03	安村文太夫（徒頭）、他3名	詰之間居合不始末	遠慮		
		沢田一郎左衛門	落命	検使見届		
		一郎左衛門・忠右衛門		身帯・家屋敷取上		
	07・23	帷子忠右衛門	乱心、傷害致死	切腹	○	
		帷子定七・喜七郎（忠右衛門親類）	致方無調法	隠居		
		（一郎左衛門）嫡子・親類	一郎左衛門始末無調法	身帯・家屋敷取上		
		岩井三次郎（一郎左衛門相番）	相番油断無調法	半地取上		
		氏家善八・沢里十兵衛	相番油断無調法	半地取上		
		安村文太夫	傷害同席、不取押無調法	役儀・身帯内50石召上		
		切田覚兵衛（徒頭）	傷害同席、不取押無調法	役儀・身帯内50石召上		
	沢田宇右衛門	父一郎左衛門落命	地方200石、家屋敷給与		「祖父市郎左衛門勤功有之候ニ付」	
刑罪23	享保20・12・11	黒川伴蔵（三戸代官）	乱心、定番小右衛門切殺	身帯取上、家財は妻子	○	道中福岡で首縊死亡
		一戸金助（三戸与力）、他3名	伴蔵盛岡道中附参	預		
		十郎左衛門・平七・金助	道中油断無調法	身帯半地取上		
		本堂安右衛門	同上	身帯取上		
		中嶋惣右衛門（代官下役人）、他1名	傷害同席、不取押無調法	身帯半地取上、隠居		
		志村善六（三戸給人子、牛馬役）	同上	嫡子不可		
		作右衛門（三戸足軽）	傷害同席、不取押逃隠	身帯召放、田名部へ追放		
		盛岡・三戸足軽	道中附参	科料銭		
	滝沢八左衛門・桐田覚兵衛（目付）	伴蔵首縊見届なし、不念	向後慎、役儀出精			
刑罪24	元文02・⑪・21	鈴木半右衛門（鷹匠）	長町権三郎と出入、兼ねてから不行跡	打首	×	身帯取上、籠舎→そのうえ打首

刑罪25	元文05・09・12	弥平治・勘右衛門（中山平兵衛組足軽）	藪相撲場口論、臆病仕方不届	あほう払・牛瀧追放		
		七郎左衛門・長三郎（同組）、他3名	同上、雑人の打擲取鎮ず、遁走	身帯大小取上、城下追放		
		伊之助（間之者太田治兵衛借屋）	棧敷銭につき弥平治等へ口論狼藉	打首		
		安右衛門（水主）	雑人の狼藉指図、無調法の仕方	身帯召放、城下追放		
		惣次郎（左官棟梁）	奉公人へ理不尽の仕方不届	身帯召放、野田へ追放		
		覚兵衛（大宮村）	雑人取鎮ず、狼藉無調法	持地家屋敷取上、城下追放		
		万平（仙北町）	弥平治・勘右衛門打擲	城下構・追放		
		長兵衛（八幡丁）、他4名	騒動取鎮ず、狼藉助長無調法	以無構、向後慎むべきこと		
	助三郎（寺町）	弥平治・勘右衛門脇指預り不届	同上			
刑罪26	宝暦11・12・12	稲田数馬（花巻新町住居神職）	菅原長門・金田一掃部傷害	籠舎→「憐愍を以籠舎御免」（相手の傷が平癒したため）、子へ預。向後慎	○	神祭での神職同士の騒動 本心に戻り、川上上総への遺恨を否定
		菅原長門・金田一掃部・川上上総		職分無構		出入を否定
刑罪27	宝暦14・04・07	喜太郎（沼宮内浅右衛門組）	借屋太郎助へ傷害	打首	乱心×酒酔○	芝居場警固に当たった際、酒狂で腹痛になり、丁へ立ち寄った際に太郎助が過言をした；相手が死亡 「理不尽に打擲」「喧嘩同然之致方」「御大法之通籠前打首」
刑罪28	宝暦14・06・07	鴨沢与右衛門	駒嶺忠蔵・下役一条新左衛門を切付（忠蔵は死亡）	預	○	福岡代官所で起こった事件
				→06・27切腹		「乱心之致方ニ付、切腹被 仰付」；身帯・家屋敷取上死骸は親類が受取可
刑罪29	宝暦14・07・16	安左衛門（中山平九郎組同心）	乱心、小頭勘次郎へ切懸かった	沙汰まで籠舎	○意趣あり	江戸下屋敷詰勤番という所柄；勘次郎が間もなく死亡 安左衛門に対し「組法ニ成敗仕度候」
		小頭勘次郎	取押「奇特」	子・弟を組に召抱		
	10・27	安左衛門	酒狂の上乱心、勘次郎傷害致死	打首		「御大法之通於籠前打首」

表2 喧嘩口論刃傷事件のリスト(『盛岡藩雑書』の記録をもとに筆者による整理)

番号	記事の年月日	対象者	罪状	処罰	乱心の有無	備考
雑書1	寛永21・04・27	孫市(百姓)	彦市を殺害	成敗(「喧嘩羽[双]方ニ申付」)	なし	百姓同士の喧嘩
雑書2	正保02・01・13	縫・助九郎(ともに違う肝煎の子)	助九郎が縫を切った後、自分も腹を切った		なし	双方死亡;「言葉論仕」
雑書3	正保02・05	上関口小十郎(伝法寺村)	女房を殺害	成敗	なし	
雑書4	正保02・09	喜八(名久井村)	喧嘩	成敗	なし	相手について言及なし;「喧嘩仕」
雑書5	正保03・03・20	民部(百姓)	喧嘩、相手・きび助を殺害	成敗を言い渡したところ、加害者が勝手に切腹した;「双方御法度候間」)	なし	百姓の喧嘩;百姓が切腹をした
雑書6	正保04・10・02	八兵衛(同心)	妻を殺害(あやまり)	切腹	なし	夫婦いさかい;「申分も無之」
雑書7	慶安01・04・04	太田惣次郎・一戸重右衛門	喧嘩(鷹部屋餌作小屋で)	切腹	なし	少之言分;双方手負;お寺で切腹
雑書8	慶安01・07・17	五郎兵衛(同心)を含め6人	喧嘩	梟首	なし	
雑書9	慶安01・07・28	谷地田町四五右衛門・玉内村与七郎	喧嘩;双方死亡	家財闕所	なし	死亡した後の付加刑
雑書10	慶安02・04・21	源助・左京・甚右衛門(見前村)	喧嘩	成敗	なし	同道での喧嘩;三人とも成敗の上、家を闕所
雑書11	慶安03・05・10	与十郎(あら町)	口論になって風呂屋嘉兵衛を殺害	籠舎;穿鑿	なし	町人同士;斉宮で口論した後、被害者の家で殺害
雑書12	慶安03・11・16	土屋仁兵衛・弥左衛門	「新馬町宿左平次所にて口論仕」、双方手負	双方養生	なし	家臣口論;馬買衆へ使者として遣わされた
雑書13	慶安04・07・09	市十郎(紺屋町門番)と孫四郎(同心)	口論	孫四郎は百日の籠舎の上、扶持召上;市十郎百日籠舎	なし	同所にいた目撃者三人が過代金1両宛出される
雑書14	慶安04・10・23	一条覚丞(小組)	江戸で口論	切腹(お寺で)	なし	相手について言及はないが、相手も切腹したと思われる記述の仕方がなされている
雑書15	寛文11・06・29	悪津平太夫・根子市兵衛(藩士)	江戸で抜刀、平太夫が呉服屋長兵衛を斬ろうとして欠落;長兵衛が公儀へ訴状	二人とその親・子が預;二人の中間・若党計6人が籠舎	なし	相手が町人;公儀から藩主へ穿鑿願がいった寛文13・06・20に根子の子等4人が預御免となった
	寛文11・07・25	平太夫・市兵衛の若党2人・小者4人		御免		
雑書16	寛文12・02・22	竹林治兵衛	口論;小兵衛が治兵衛を初め数人に疵を負わせ自害した;治兵衛だけ生き残った	切腹	なし	治兵衛の所に平山小兵衛・奥谷弥五左衛門・安達源五兵衛が夜伽に訪れた
雑書17	寛文12・06・11	助五郎(別当弟)・日沢八郎兵衛(別当家来)	八幡御宮番所にて4人で双六のうえ喧嘩口論;助五郎が左近(神主)と坂本(衆徒)を斬り、左近が死亡	助五郎と八郎兵衛は欠落した;二人の妻子は預	なし	
	寛文12・06・16	助五郎		搜索;見つかったら成敗(「喧嘩双方」)		助五郎の親は追放赦免;別当は赦免;左近の子は跡目を許された
雑書18	寛文12・08・07	弥平次(同心)	江戸で口論	扶持召上	なし	相手については言及なし

雑書19	寛文13・04・23	進六	口論（進六の子が助太刀して百性喜右衛門とその弟助十郎を殺害）	成敗	なし	被害者二人が進六の所に押し込み、返り討たれた；進六の子は構無
雑書20	延宝03・04・22	中村之助五郎	双方酒酔、扇子田之左衛門五郎を同道で殺害	則時切腹して死亡	なし	「喧嘩双方之儀ニ候間、不及是非旨申渡」「以来之為として双方五人組より書付を取」
雑書21	延宝03・05	清三郎（鶏冠井勘右衛門預御小者）	与五郎が清三郎に斬り掛かったが長八に取り押さえられあやまって長八を斬った後腹を切って即時死亡	成敗（「喧嘩双方」）	なし	小者同士の飲酒のうへの喧嘩 籠舎→成敗（神事のためすぐには成敗しなかった）
雑書22	延宝03・08・04	晴山安左衛門（毛馬内九平次方家頼）	煩い、浅石六平を見舞いに来させ殺害した後に自害し死亡	双方死亡	○気違	江戸で発生；「兩人相果申上ハ、重て御尋可被成様も無之候」
雑書23	延宝03・09・19	達曾部茂右衛門	喧嘩で相手を斬り死亡させた	切腹、家屋敷召上	なし	江戸での喧嘩；死亡した相手への付加刑については記載なし
雑書24	延宝04・05・22	松岡七郎左衛門（徒士）	工藤勘允と口論	切米・扶持の召上	なし	徒士同士の口論；相手については言及なし
雑書25	延宝05・01・17	同心	百姓三七と口論	同心は扶持召上、百姓は成敗	なし	「旧冬花巻追鳥被仰付候節」に起きた事件
雑書26	延宝05・12・04	棟梁・長五郎	寄合の席で数人が刃傷；長五郎が絵描きの庄次郎を脇指で斬った	庄次郎死亡、長五郎は成敗、居合わせた者3人が閉門	なし	町宿で寄合；喧嘩口論について言及なし
雑書27	延宝06・08・24	金堀善四郎とその父親	傷害	両者共成敗 加害者の親が助太刀したため、一旦預御免になったが、兼ねてから不屈きの者であるうえ「向後のため」に成敗に	なし	加害者が被害者の所へ行つて、斬りつけ、自分も疵附いた「僉議之上喧嘩二究」 闕所について言及なし
雑書28	延宝07・12・28	才三郎（川口村）	助六の子・助五郎と口論の上、助六を割木で打って死なせた	才三郎が成敗、助六死骸は為取仕廻、宿主が五人組へ預	なし	「喧嘩之儀ニ候」ので、加害者を成敗に
雑書29	延宝08・04・24	津軽新蔵	助二郎（猿沢坂本村）と喧嘩して殺害した	加害者を成敗に	なし	甲乙は同じ宿にいた、晩に喧嘩
雑書30	延宝08・06・26	守久三郎・長二郎（舟渡役）	肝煎・勘十郎が早く船を用意してもらえず、口論になり、長二郎が櫂をもって打ったのに対し脇指で長二郎を斬りつけた	勘十郎： 成敗→御免、科金 守久三郎： 成敗→御免、追放 長二郎： 無構	なし	「勘十郎御成敗可被仰付候得共、公方様御世界、法皇様崩御被遊時節ニ候へハ、命御免被成候て、科金五両為出、籠舎御免之段」
雑書31	延宝08・07・18	清九郎（百姓）	足軽半三郎と市で喧嘩（商品の取違）、清九郎が半三郎を待ち伏せて傷つけた	内濟（百姓・代官側から詫び）	なし	内濟； 足軽が脇指を抜こうとしたが、居合わせた者が取り押さえたが、帰り道に清九郎が斬り掛かった；足軽の中間が村にやってきて脅した
雑書32	天和04・02・17	四郎左衛門（町人）	三之尉と口論し、殺すと脅した	居合わせた者が加害者に縄をかけた；所追放→徒（いたずら）者のため成敗、妻に金子を与えた	○気違	「三之尉と分もなき口論仕」 「気違同前」
雑書33	貞享02・12・05	久七（大工）	夫婦喧嘩、脅しに小刀を夜中に妻の顔についたら咽に当たって死なせた	久七は自害を希望→宥免→出家	なし	舅による助命願



雑書34	貞享04・04・23	惣右衛門（別当）	小笠原善九郎（与力）に福岡の市で突然斬りつけ、善九郎も即時に抜刀したが、抑えられた	縄懸→五人組預（前から乱心、押し込められていた）	○	「惣右衛門気違相究候者之義ニ候へハ、成敗被成儀無之候」 乙が抜刀したが喧嘩として認定されていない
雑書35	元禄03・09・09	弥蔵（花巻の肝煎）	久三郎（仙台の者）が加害者の宿で寝ているところを加害者に攻撃され、傷を負った	弥蔵とその子は籠舎、妻子は五人組預→乙の疵が平癒したため籠舎御免→御預	○	「弥蔵乱心ニ成、久三郎寝り候処」 被害者から宥免願
雑書36	元禄06・02・18	長五郎（喜蔵の従弟、小十郎の召）	喜蔵（小十郎の名子）を殺害	御免	○（乙）	喜蔵は日頃からわがままで不届き者 喜蔵親類から宥免願
雑書37	元禄06・12・23	太郎左衛門（百姓）	久太郎（百姓）に打ち殺された	籠舎→成敗、妻子・家財は無構	なし	同道での喧嘩 「喧嘩之儀ニ候故、太郎左衛門御精進日を除、成敗仕候様ニと申遣、但喧嘩故妻子・家財ニハ御構無之由」
雑書38	元禄07・12・10	久作（舟守）・勘右衛門（大巻村）	喜平次（佐比内村）と喧嘩し、打殺した	久作： 成敗（「喧嘩之本人たる間」獄門、闕所 勘右衛門： 成敗用捨、科金五両	なし	船中で喧嘩 久作は櫂をもって喜平次を「初手ニ打候由候得は、喧嘩之本人と相聞候」、勘右衛門はその後櫂で喜平次を打って死亡させた
雑書39	元禄11・12・05	長之助	同町の藤兵衛と口論し、殺害した	成敗	なし	金子出入；「喧嘩双方ニ可申付旨」
雑書40	元禄11・12・10	与助（郡山南日詰）	助五郎（甲と同村・喜右衛門の召仕）を殺害した	成敗；妻子は無構、身代を与える	なし	刃傷；喧嘩について言及無し
雑書41	元禄12・05・09	孫次郎（百姓）	市の帰り、兵五郎（百姓）と口論し、脇指で傷つけた	攻撃者： 不届者のため籠舎 被害者： 療養	なし	酒に酔い口論；「兼て之意趣も無之」
雑書42	元禄15・04・16	彦助（百姓）	右京助（百姓）と口論、小刀で傷つけて、死亡させた	甲： 縄懸→（相手死亡）成敗	なし	「不図」口論に及んだ 「人をあやまり候者故」成敗に
雑書43	宝永04・07・19	与十郎・弥七郎（百姓同士）	喧嘩の末、双方切腹（自害）	死骸は勝手次第	なし	「酒酔喧嘩」
雑書44	宝永07・06・05	うし・さる（百姓同士）	喧嘩	双方を成敗	なし	「兩人御成敗被仰付」
雑書45	宝永07・11・17	弥助（白木村）	酒乱のうえ、六兵衛を突殺した	攻撃者を成敗	なし	細内藤左衛門宅で屋移りの酒宴中の事件 口論については言及なし 「双方御仕置被 仰付候哉と」
雑書46	正徳04・02・11	左衛門次郎	孫惣と喧嘩し、孫惣に斬り掛かったが、孫惣が返り打って左衛門次郎の小舅・九郎兵衛を突殺した	孫惣： 成敗・打首（喧嘩のうえ、九郎兵衛殺害のため） 左衛門次郎： 他領追放	なし	正月元日に喧嘩；攻撃者の小舅が助太刀した
雑書47	享保05・02・25	助市（大迫町）	小山田村万十郎と口論し、万十郎が助市に疵を負わせたために万十郎が自害した	斬罪	なし	「御大法を以斬罪被 仰付」
雑書48	享保08・10	藤九郎（町人）	嘉八（町人）と口論し、殺害した	町引さらし打首、三日獄門	なし	博奕のうえ喧嘩；「重科」
雑書49	享保13・04	九八（百姓三八の躰養子）	舅を殺害した	用捨して打首に	○	山に出かけたが、「与風」立ち帰って、舅の頭を打った 「一切本気無之乱心と相見得候」 代官より訴出：「畢竟乱心」

表3 喧嘩口論刃傷事件のリスト(『加賀藩史料』の記録をもとに筆者による整理)

事例番号	記事の記載年	事件の性質	加害者(甲)の身分	被害者(乙)の身分	疵の状態	加害者(甲)の処分	被害者(乙)の処分	乱心	意趣の有無	備考
加賀1	寛文4(1664)	喧嘩	馬廻組(士)	馬廻組	乙が殺害された	自殺(切腹)	加害者に斬り殺された			双方死亡
加賀2	寛文4	乙が甲の飲酒を咎めた	定番馬廻組の悴	浪人	乙が殺害された	切腹	一刀斬りにされた			道中で「行逢」；酒酔は死刑の宥免につながらなかった
加賀3	延宝5(1677)	甲が銀屋長右衛門を殺害(衆道絡み)	馬廻	不明	乙が殺害された	悴(主犯)が刎首、父(加担者)が切腹	殺害された			甲の父親宅で起きた事件
加賀4	延宝5	辻喧嘩	津田内記家来	多羅尾左内の悴	乙が殺害された	籠屋→刎首	殺害された		なし	「辻喧嘩同事之躰候間、早速殺害尤存候」
加賀5	延宝8	傷害	若党	町人	乙が手疵	追放	疵が平癒	○		
加賀6	天和元(1681)	当座口論	小者	小者	乙が刀を差して居らず、疵を負わされた	扶持召上、長期入牢	扶持召上、長期入牢			処罰について議論；前年の足軽の喧嘩が引合に出された；双方の罰が同等になるようにこだわった
加賀7	天和元	酒酔の上の刃傷	小者	傍輩	切られた	追放	記載なし		なし	扶持取上か追放かと伺いを立てたが、追放となった 「酒狂之義に候へば、意恨無御座旨」
加賀8	天和3	乱心して傷害	定番御馬廻	同役	乙が甲の刀を奪い取った	知行召上、永預	無構	○		江戸の上屋敷での事件「六丞者乱心故死刑一等御免」
加賀9	貞享元(1684)	喧嘩	浪人	定番御馬廻	甲が当座に死亡、乙が深い傷	死亡	詮議→乙は無構→疵で死亡			甲が「仕形不届」のため乙が無構先に襲ったのはだれであるかは不透明
加賀10	貞享3	傷害事件	新番	同僚	乙が軽い傷	切米・扶持の召上、親類へ預→自害	無構	○	加害者は意趣があると訴えたが、被害者は否定した	江戸の上屋敷での喧嘩 「助左衛門乱心之上は御構無之候」
加賀11	元禄4(1691)	傷害事件(剃刀をもって斬りつけた)	番人馬廻組	同役	乙が疵で済んだ(周囲が甲を押さえた)	知行召上、親類へ預	無構	○		長屋番所で起きた事件
加賀12	元禄4	傷害事件	馬大豆焼小者	徒士の下人	甲が自害、乙は疵6ヶ所	死亡	籠舎(吟味が続くため)		なし	徒士の貸小屋で起きた事件
加賀13	元禄12(1699)	闘争(喧嘩)	定番馬廻	甲の舅	甲が疵2ヶ所、乙は11ヶ所	死亡	死亡			乙は妻と妻の父の不義を疑った
加賀14	宝永5(1708)	口論(囲碁の助言をきっかけの致死事件)	徒士の悴(16歳)	火矢方細工人の悴(13歳)	乙が殺害された	預→切腹	死亡			乙が助言したことに甲が切れた；切腹の詳細がわかる(大石主税について言及も) 「相手小川太郎三郎相果候に付、九十郎切腹被仰付由」
加賀15	宝永6	致死事件	前田利昌采女(元禄五年、加賀藩の支藩である大聖寺藩から分地され、大聖寺新田藩の初代藩主となった)	大和国柳本領主織田監物	乙が殺害された	切腹、領地が大聖寺藩に還付された	死亡	○		東叡山寛永寺で行われた徳川綱吉の法会(葬儀)で起きた事件；「乱心といへ共監物相果候に付、切腹被仰付者」

加賀16	宝永6	喧嘩	長柄小者	足輕	双方数ヶ所の疵	追放	扶持召上		○甲が持っていた	江戸駒込中屋舗馬場で起きた事件
加賀17	享保13(1728)	喧嘩	江守角右衛門(定番御馬廻番頭)	多田善太夫(組外)	翌日死亡	自害し損じて、翌々日死亡				甲が「先祖ニ而用事有之」から乙を呼び出し、斬りつけた 付加刑について言及なし
加賀18	享保13	殺害	多和田彌四郎(乙の同役の子)	黒田次郎左衛門(家士)	死亡	甲は預→切腹、扶持召上；甲の父は預→一生禁錮	跡目断絶	乱心か	なし	詰席で甲が乙を奥に呼びつけ、挨拶がなかったことを咎め、脇指で斬りつけた。乙も抜刀したが、甲の父が助太刀した「御法之通被仰付可被下」
加賀19	享保14(1729)	縁者の出入	堀彌三左衛門(馬廻、300石、監物の小舅)	三田村監物(人持組、4000石)	乙が三ヶ所の疵	知行の一部召上、弟へ預息子の後任が決まった	知行の一部召上、逼塞息子の後任が決まった	△	甲の旧怨、乙が否定	縁者同士の口論；彌三左衛門は討ち果たし状を持参「世上風説には喧嘩之沙汰に不及、彌三左衛門乱心之体に申憤」すことにしようとしたが、乱心していないので喧嘩として処理した
加賀20	寛延2(1749)	喧嘩	水嶋伴七(用人・水嶋太郎左衛門の養子)	野口助太夫(給人)	太郎左衛門と助太夫が喧嘩したところに太郎左衛門が伴七を呼んだ	殺害(死刑)	死亡	主君より助命願が出されたが、却下		主人が小松城に在城だった時に起きた事件で、具体的な現場は不明 伴七が助太夫を殺した；養父に頼まれてその介錯を仕った

	盛岡藩での 処理の割合	加賀藩での 処理の割合	盛岡藩と加賀藩を合 わせた処理の割合
A: 喧嘩両成敗	11	13	11
B: 成敗	54	47	53
C: 乱心認定に よる罪の軽減	9	27	13
D: 理非を問う	11	7	10
E: その他	15	7	14
AからEの合計	100	100	100

表5 処理法のタイプ別割合〔%〕

タイプ	盛岡藩		加賀藩	盛岡藩と加賀 藩の合計
	刑罪	雑書	加賀史料	
A: 喧嘩両成敗	2	5	2	9
B: 成敗	14	21	7	42
C: 乱心認定による 罪の軽減	3	3	4	10
D: 理非を問う	3	4	1	8
E: その他	4	6	1	11
AからEの合計	26	39	15	80
	65			

表4 処理法のタイプ別件数〔個〕

# 資料編

資料編 盛岡藩『刑罪』・『盛岡藩雑書』・『加賀藩史料』より抽出した事例群

目次

凡例	3
刑罪 1	4
刑罪 2	4
刑罪 3	4
刑罪 4	5
刑罪 5	5
刑罪 6	5
刑罪 7	6
刑罪 8	7
刑罪 9	7
刑罪 10	9
刑罪 11	10
刑罪 12	11
刑罪 13	11
刑罪 14	12
刑罪 15	12
刑罪 16	14
刑罪 17	15
刑罪 18	16
刑罪 19	18
刑罪 20	18
刑罪 21	20
刑罪 22	22
刑罪 23	29
刑罪 24	33
刑罪 25	33
刑罪 26	37
刑罪 27	38
刑罪 28	39
刑罪 29	43
雑書 1	45
雑書 2	45
雑書 3	45



加賀 20	.....	77
加賀 19	.....	75
加賀 18	.....	73
加賀 17	.....	72
加賀 16	.....	72
加賀 15	.....	69
加賀 14	.....	66
加賀 13	.....	65
加賀 12	.....	65
加賀 11	.....	64
加賀 10	.....	63
加賀 9	.....	63
加賀 8	.....	63
加賀 7	.....	62
加賀 6	.....	62
加賀 5	.....	62
加賀 4	.....	61
加賀 3	.....	61
加賀 2	.....	61
加賀 1	.....	61
雑書 49	.....	60
雑書 48	.....	60
雑書 47	.....	60
雑書 46	.....	59
雑書 45	.....	59
雑書 44	.....	59
雑書 43	.....	58
雑書 42	.....	58
雑書 41	.....	58
雑書 40	.....	58

凡例

- 一 それぞれの事例群は時系列順になっている。
- 一 本文表記はできるだけ史料〔『刑罪』、『雑書』、『加賀藩史料』〕の刊本に近い形で載せるようにした。ただし、「与」を「と」、「百生」を「百姓」と表記するように、旧字や記号は適宜現代の用法に改めた。



刑罪 1

万治二（一六五九）年 （藩法研究会編 二〇〇六：一〇）

一 十一月廿七日

三戸御給人

一

原 半三郎

弟 同 孫十郎

去ル十九日於三戸御鹿狩被 仰付候処、同十八日之晚御横目塩川八右衛門御勢子下知仕廻候処ニ、半三郎下知不随、右八右衛門面を一太刀切かくれ候付、翌日双方相尋候得共、埒不明候付而、半三郎盛岡江召寄、同廿五日於 御城双方相尋候処、半三郎申分不分明、殊御鹿狩勢子預ながら勢子を除小屋を懸居、其上狼藉仕候付、半三郎・同弟孫十郎、此二人今日切腹被 仰付、檢使牧田四郎右衛門・大萱生長左衛門、御横目大須賀九朗右衛門、一八右衛門儀、脇差をおとし半三郎弟にとられ候儀、不足之様ニ被召置候得共、其外首尾好被聞召届候付、如例御奉公候様ニと被 仰渡之、

刑罪 2

寛文元辛丑（一六六一）年 （藩法研究会編 二〇〇六：一一）

一 六月廿四日、江戸より飛脚ニ下候中里半兵衛・本同心孫次郎・作右衛門二人之内、孫次郎口書并身ニ付道具之書付、高之悴切殺候由ニ而捕、孫次郎口書并身ニ付道具之書付、高清水之者共口書共ニ三通、仙台老中奥山大学・富塚内蔵丞・古内主善より去ル十六日付之状を添、使者細目善左衛門召連参候付、則受取、今日籠舎、右孫次郎同七月四日於小高成敗申付、作右衛門は氣違者を捨置候付、御扶持可被召上候得共、此度御免被成、

刑罪 3

寛文九（一六六九）年 （藩法研究会編 二〇〇六：一四）

一 閏十月廿一日

花卷御給人

一

川村茂兵衛

去ル十五日之朝乱心仕候哉、女房を切殺候付、御町奉行を以相尋候所、意趣も無之風と切殺申候、片時も早ク切腹仕

度と申候由花巻御城代より申来、切腹可為仕由 御城代江  
申遣候之処、今朝切腹為仕候由 御城代より申来、

刑罪 4

寛文十庚戌年 (藩法研究会編 二〇〇六：一四)

一 七月十九日

一 水谷 百助

右於八戸姉死去ニ付、吊ニ参罷帰候刻、かけの山ニ而市帰  
之者、百助ニ慮外仕候付切殺、口上書差上候、依之 若殿  
様江申上候得は、不寄何方百姓共士ニ慮外仕間敷由兼而申  
付候、乍去打殺候事、尤とも又悪敷共不 思召、江戸江年  
寄共より可申上由被 仰出候付、 公儀江之仕置之為、閉  
門可仕由、高屋四郎左衛門宿江百助呼寄、瀧沢三郎右衛  
門・四郎左衛門申渡、

刑罪 5

延宝二(一六七四)年 (藩法研究会編 二〇〇六：一九)

一 十月十一日

一 成田 左近

一 川口与右衛門

去月十八日三戸ニ而喧嘩仕候付、藤田多左衛門罷上申上候  
は、酒ニ給酔右之通御座候由申上ル、則 若殿様江遂披露  
候処、酒ニ酔候とても御仕置之為ニ候間、双方切腹可申付  
由被 仰出、右金田一太郎兵衛検者被 仰付候間、切腹可  
申付旨今日三戸江以書状申遣之、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

延宝二年九月廿二日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：五一六)

\*三戸給人口論ニテ双方手負ノコト

一 三戸御給人成田左近・川口与右衛間、去ル十八日之八つ時分口論仕、双方手負候由御代官藤田太左  
衛門・金田一太郎兵衛書状を以申上候付て、返事ニ申越候ハ、委細口論之様子又手所之委細可申越候、  
具ニ承可遂披露候旨返事ニ申遣之

刑罪 6

延宝二(一六七四)年 (藩法研究会編 二〇〇六：一九)

一 十月廿一日、岩間百助気色悪候由ニ而居候処江、大光寺山三

朗・栗谷川小次郎・長尾左五右衛門見廻ニ参、寝ころひ咄居候処ニ山三郎申候は、ひたい口ぬき可申と申候を、左五右衛門申候ハ、其ひたいぬき候ハ、馬之面のことく可有と申候由、山三郎夫を気にかげとかめ候而、脇差ニ而左五右衛門を切申候、小次郎もとりさへ可申と仕候を、是も山三郎ニ二ヶ所きられ申候、左様ニ仕内、左五右衛門もぬき合、山三郎を二ヶ所切申候、左五右衛門四ヶ所手負申候、桂源五左衛門・美濃部甚四郎、長屋近所ニ候故かけ付候得共、もはや右之通ニ候故、双方之脇差押取申候、源五左衛門・横浜左五左衛門、御横目之者共越申候而様子相尋申候得は、右ニ相替事無之候故遂披露候得は、左五右衛門・山三郎兩人之儀は早々申付候様ニと 御意ニ付、御横目檢使ニ遣し兩人共ニ切腹申付候由、右同日付檜山七左衛門より申来、一 十二月四日付ニ而、長尾儀左衛門知行所倅左五右衛門ニ相渡申候、儀左衛門儀、御奉公無油断仕者ニ候間、返し被遣、其段儀左衛門ニ此方ニ而申渡候由、檜山七左衛門より申来、

刑罪 7

延宝七己未年 (藩法研究会編 二〇〇六： 一三—二四)

一 四月廿日

北閉伊津軽石村

一

安養院

理 助

右式人、当二月廿九日喧嘩仕候、其節理助兄三郎兵衛さい人ニ懸り候処ニ、三郎兵衛を安養院切殺候付、御代官中村治右衛門・八木橋茂左衛門詮議、口書差上候、三郎兵衛相果候上ハ、安養院・理助共ニ於閉伊成敗申付候様ニ御代官江申渡、

『盛岡藩雜書』に同事例は次のように記されている

延宝七年四月九日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇： 三〇六)

\*喧嘩両成敗

一 北閉伊津軽石村ニ居候安養院・理助、当二月廿九日喧嘩仕候、其節理助兄三郎兵衛と申者さい人ニ懸り候所、三郎兵衛ヲ安養院切殺候ニ付て、委細御代官中村治右衛門・八木橋茂左衛門、右之者共様子相尋、口書指上候ニ付、何も僉議、三郎兵衛相果候上ハ、喧嘩仕候安養院・理助兩人、於閉伊成敗申付候様ニと御代官へ申渡ス、委細ハ公事帳ニ留書之

刑罪 8

貞享二（一六八五）年（藩法研究会編 二〇〇六：三八）

一 十月十三日

上関作右衛門二被 仰渡、

其方儀、当夏御持弓之弥太郎正氣二而無之と乍申、其節之様子無首尾二 思召、御扶持被召上旨、作右衛門親類柄内源蔵并奥津茂右衛門江、野村嘉左衛門を以申渡、茂右衛門儀親類二無之候得共、右之節出会取持候二付而也、作右衛門家屋敷、御屋敷奉行江渡候様二申渡、

一 鳴川十兵衛預同心

弥太郎

右作右衛門と出入二付、切腹被 仰付、檢使猿橋野右衛門・栗谷川市朗右衛門被遣之、

刑罪 9

元禄三庚午（一六九〇）年（藩法研究会編 二〇〇六：四五―四六）

六月四日

一 中嶋勘右衛門

高橋儀右衛門

当四月十三日、花巻御給人坂水又兵衛養子嶋沢善右衛門申合候付而、善右衛門儀、右儀右衛門同道二而花巻江越、花巻之内岩崎村又兵衛家江、右兩人其外花巻より右勘右衛門同道二而参、祝言相調帰候節も、勘右衛門・儀右衛門同道二而花巻迄帰候之処、岩崎二而又兵衛所二逗留中、勘右衛門儀、儀右衛門を悪口仕由之意趣二而、勘右衛門宿江四月廿日二儀右衛門参、打果可申と刀を抜申所二、居合申者共取放、其後儀右衛門親類共も走付、儀右衛門を連帰、就夫花巻御給人拾二三人立合、親類仲間之者と申、差而遺恨も無之、且又勘右衛門事手負候得共、切疵二も無之由二候間、双方和談仕可然と、右之策謀人共相詰取持二而、双方実父儀右衛門・勘右衛門二申なだめ、和談仕候処、とかく右之意趣残り候由二而、同廿一日之夜儀右衛門自害仕候由、花巻御役人三ヶ尻弥兵衛より以書状を申上、依之儀右衛門死骸之檢視、并勘右衛門其外策謀人刀を抜候節、其座二居合候者共為穿鑿、御横目玉井

清兵衛を遣、尤弥兵衛・宇右衛門ニも立合候様ニと申遣、  
穿鑿之上、右之惣人数口上書共ニ清兵衛持参○此趣江戸  
江申上候処、勘右衛門儀切腹被 仰付、

中嶋勘右衛門江申渡候覚

今度高橋儀右衛門儀ニ付、其方疵を負候之由、然処傍輩  
中籌策之上致和談候儀、兼々儀右衛門と出入有之とハ相  
聞得候、左候得は縦引切疵ニ而も手を負候上ハ、一分立  
間敷処、任籌策候儀、侍ニ不合心躰と 思召候、依之  
切腹被 仰付、

右之通江戸より被仰越候付、為検使御目付大槻八郎兵衛并  
御徒目付高橋治右衛門遣し、花巻ニ而於弥兵衛宅、六月三  
日八郎兵衛・野々村宇右衛門・弥兵衛立合、御意之趣申  
渡、則切腹、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

元禄三年六月四日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九一…七九一)

\*花巻御給人意趣有り、自害ソノタメ関係者切腹

一四月十三日、花巻御給人坂水又兵衛養子ニ嶋沢善右衛門申合候付て、善右衛門儀高橋儀右衛門同道ニ  
て、花巻へ越、花巻之内岩崎村又兵衛家へ右兩人、其外花巻より中嶋勘右衛門同道ニて参、祝言相調  
帰候節も、勘右衛門・儀右衛門同道ニて花巻迄帰候処、岩崎ニて又兵衛所処ニ逗留中勘右衛門儀、儀  
右衛門を悪口仕由之意趣にて勘右衛門宿へ、四月廿日ニ儀右衛門参、打果可申と刀ヲ貫申所ニ、居合  
申者共取放、其後儀右衛門親類共も走付儀右衛門を連帰、就夫花巻御給人十二、三人立合、親類中間  
之事と申、差て遺恨も無之、且又勘右衛門事手負候へ共、切疵にも無之由に候間、双方和談仕可然と、  
右之策謀人共相談取持候て、双方実父儀右衛門・勘右衛門ニ申なため和談仕候処、とかく右之意趣残  
り候之由にて、同廿一日之夜儀右衛門自害仕候由、花巻御役人三ヶ尻弥兵衛より書状を以申上、依之  
儀右衛門死骸之検使并勘右衛門其外策謀人刀ヲ貫候節、其座ニ居合候者共為穿鑿、御横目玉井清兵衛  
を遣、尤弥兵衛・宇右衛門ニも、立合候様ニと申遣、穿鑿之上右之惣人数口上書共清兵衛持参、委細  
之儀ハ右之口上書共有、此趣江戸へ申上候処ニ、勘右衛門儀切腹被 仰出之書付

中嶋勘右衛門江申渡候覚

今度高橋儀右衛門儀ニ付、其方疵ヲ負候之由、然所に傍輩中籌策之上致和談候儀、兼々儀右衛門と  
出入有之とハ相聞得候、左候へは縦引切疵にても、手を負候上ハ一分立間布処、任籌策候儀、侍に  
不似合心底と 思召候、依之切腹被 仰付候

右之通江戸より被 仰越候付、為検使御目付大槻八郎兵衛并御徒目付高橋治右衛門遣、花巻ニて弥兵  
衛宅おみて六月三日八郎兵衛・宇右衛門・弥兵衛立合、右 御意之趣申渡、則切腹

一 十月十二日

一 庄右衛門子

美松 庄五郎

大工

喜平治

於江戸御下屋敷九月十七日昼喧嘩仕、双方手を負、喜平治儀、同十八日之朝相果候付、庄五郎儀、於清水屋敷御仕置被 仰付、

一 美松庄右衛門

庄五郎・喜平治喧嘩之節、何も出合、其上遠山伝左衛門并御下屋敷御留守居服部半兵衛、双方様子承届披露之处、庄右衛門御横目中迄書付を以申上候ハ、喜平治狼藉成儀仕候、庄五郎事乱心者ニ出合申候、喧嘩之さたニも可罷成かと存候、今一度両方御聞被下度候と申出候付、伝左衛門・半兵衛聞届、尤其節何も出合喧嘩相究候上、庄右衛門申上様不届ニ被 思召、庄五郎同罪可被 仰付と思召候得とも、祖父より被召仕候者之末故御免、身代被召放候由、

美松庄右衛門江申渡之事、

一 其方儀、久々病氣ニ付、名代悴庄五郎勤させ候処、喜平治と喧嘩仕、日中御屋敷長屋前ニ而互手を負、何も出合、其上遠山伝左衛門・服部半兵衛双方承届披露之处、追而其方儀目付共迄書付差出、若喧嘩之沙汰ニも可罷成哉、乱気者ニ出合、右之通と申上候段重々不届被 思召候、其方儀も庄五郎同然可被 仰付と思召候得共、親祖父より被召仕候末ニ而在之候付、其儀は御免、只今被下置候身代被召上候、自今御屋敷近所江不参候之様可仕事、

一 庄五郎儀は相手喜平治相果て申候ニ付、於清水屋敷御仕置被 仰付事、

一 草履取之儀は其方手前江引取可申事、

庄五郎江申渡候事、

其方儀、喜平治と喧嘩仕、喜平治相果候付、清水屋敷ニ而御仕置被 仰付候事、

喜平治妻子江申渡候事、

喜平治相手庄五郎儀、今晚仕置被 仰付候間、子共召連  
御屋敷除可申事、

九月廿五日

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

元禄三年十月十二日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九一・八三九―八四〇)

\*江戸下屋敷ニテ喧嘩

一於江戸御下屋敷、九月十七日昼、美松庄右衛門子庄五郎、大工喜平二喧嘩仕双方手ヲ負、喜平二儀同  
十八日之朝相果候付、庄五郎儀、於志水やしきニ御仕置被仰出由

一右兩人喧嘩之節何も出合、其上遠山伝左衛門并御下やしき御留主居、服部半兵衛双方様子承届披露之  
処、庄五郎親庄右衛門御横目中迄、以書付申上候ハ、喜平二狼藉成儀仕候、庄五郎事乱心者ニ出合申  
候、喧嘩之きたニも罷成かと存候、今一度両方御聞被下度と申出候付、伝左衛門・半兵衛聞届、尤  
其節何も出合喧嘩相究候上、庄右衛門申上様不届被 思召、庄五郎同罪可被 仰付と 思召候へ共、  
祖父より被 召仕候者之末故御免、身代被召放候由

美松庄右衛門へ申渡之事

一其方儀久々病氣ニ付、名代世悴庄五郎勤させ候処、喜平二と喧嘩仕、日中御やしき長や前ニて互手ヲ  
負、何も出合、其上遠山伝左衛門・服部半兵衛双方承届披露之処、追て其方儀目付共方迄書付差出、  
若喧嘩之きたニも罷成候哉、乱気者出合、右之通と申上候段、重々不届被 思召候、其方儀も庄五  
郎同前可被仰付と 思召候へ共、親祖父より被 召仕候末ニて有之二付、其儀ハ御免、只今被下置候  
身代被 召上候、自今御やしき近所へ不参候様可仕事

一庄五郎儀ハ相手喜平二相果申候付、於清水屋布御仕置被 仰付候事

一草履取之儀ハ其方手前へ引取可申事

庄五郎へ申渡候事

一其方儀喜平二と喧嘩仕喜平二相果候付、清水やしきニて御仕置被仰付候事

喜平二妻子へ申渡候事

一喜平治相手庄五郎儀、今晚仕置被仰付候間、子共召連御やしき除可申事

九月廿五日

刑罪 11

元禄六癸酉年 (藩法研究会編 二〇〇六：五三)

一二月五日

一 花卷御給人次郎右衛門子

伊藤与左衛門

旧臘四日内用ニ而黒沢尻江参帰候節、同所御与力奈須川

茂左衛門二男助惣、馬乗花卷より鬼柳江参候、十二ヶ村

ニ而行逢候之処、与左衛門歩行ニ而通候ニ、右助惣乗候

馬与左衛門肩江障候由二而、刀をぬき助惣を討おとし候節、つむりを被切候故、同所御役人とも出合、色々中策仕候得共、茂左衛門承引不仕、御僉議之上、御了簡次第被 仰付被下度と書付相出候付、花巻御役人野々村宇右衛門・三ヶ尻弥兵衛申付、僉議仕候得共不分明候付、双方口上書江戸江為差登遂披露候処、縦雜人成共折檻可仕と之与左衛門存念、始終無調法之仕方被 思召候付、双方出入御構不被成、自今以後為令見与左衛門成敗申付候様ニと被 仰付、三ヶ尻弥兵衛申付、去ル五日成敗申付、一助惣儀若輩者之儀ニ付、何之御構無之間、親茂左衛門被下旨被 仰出、宇右衛門・弥兵衛を以茂左衛門江申渡、

刑罪 12

元禄十丁丑（一六九七）年 （藩法研究会編 二〇〇六・五八）

一 閏二月四日

一

衣笠軍兵衛

軍兵衛子左門八、昨日乱心之由二而、召仕之女切殺走り出候を、軍兵衛ニ懸り居候加藤与一郎ニ申付、為討留候由申上遂披露候処、乱心者を切殺候段仕方悪敷 思召、急度閉門可仕由被 仰出申渡之、

刑罪 13

宝永五年 （藩法研究会編 二〇〇六・八五―八六）

一十月廿六日

一

七戸儀右衛門

召仕勘十郎と申者段々無調法有之、去ル十七日暇可遣と請人・人主儀右衛門呼候処、居合不申、請人上田堤守・孫七参候処、此節儀右衛門病氣ニ付、粹勘之丞玄関ニ而挨拶候之処、孫七事何角と悪言申、其上義右衛門台処江入とやかく悪言有之候付、勘之丞堪忍成兼、ミね打と存打候処、三ヶ所手を為負養生候得共、昨日相果候段申出候付、江戸江申上、其内勘之丞儀は逼塞申付候様御目付より申渡之、

一十一月晦日

一

七戸儀右衛門

其方召仕出入之儀ニ付、粹勘之丞人請孫七ニ手為負候段、



若氣之至不届 思召候、孫七相果候儀ニ候間、勘之丞儀  
逼塞申付可置旨江戸より被 仰越候条、可被得其意候、  
右之通江戸より申来、七戸儀右衛門病氣ニ付、親類永山忠  
右衛門・野辺地庄左衛門江御目付宅ニ而申渡之、

宝永六己丑年 二月十四日 (藩法研究会編 二〇〇六：八九)

一 儀右衛門子

七戸 勘之丞

右は召仕之請ニ立候上田堤守切候出入に付、逼塞被 仰  
付置候処御免、乍然むさと親類之外罷出間敷之由、松原  
茂右衛門親類ニ付招之、右同人申渡之、召仕勘十郎儀は、  
儀右衛門御預置候勘之丞ニ被仰渡候准、片付候様中渡、

『盛岡藩雜書』に同事例は次のように記されている

宝永五年十月廿六日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九五：三九九)

\*過失致死

一 一七戸儀右衛門召仕勘十郎と申者、段々不調法共仕候付、去ル十七日暇相出可申と、請人主儀右衛門  
宅へ呼候処、人主は居不申、請人上田堤守孫七参候処、此節儀右衛門病氣ニ付、世悴勘之丞玄関ニて  
挨拶候所、右孫七事何角悪言共申、其上儀右衛門台所へ入、とやく悪言共有之候付、勘之丞堪忍成  
兼、みね打と存打候所、三ヶ所手為負、色々養生候得共、昨日相果候段申出候付、右之委細江戸へ御  
便ニ申遣ス、其内勘之丞儀は逼塞申付候様ニと、御目付本堂源右衛門より永山忠右衛門招之、申渡ス

刑罪 14

宝永七年庚寅年 (藩法研究会編 二〇〇六：九七)

一 六月廿日

藤寺佐助召使

村 治

一 去ル八日之夜餌差於小路、鉋屋町万兵衛と申者狼藉之仕  
方、村治不得止事組臥候処、同道之御町之者、再三万  
兵衛酒狂之趣申候而詫仕候得共、殺害仕、致方過候ニ付、  
村治儀成敗可仕旨佐助江御目付申付、  
一 右出入ニ付、藤寺佐助手前遠慮仕罷有候処、御免之旨被  
仰出、

刑罪 15

正徳二壬辰(一七二二)年九月十日 (藩法研究会編 二〇〇六：三二二―三二二)

新六親

一

石川 門之丞

平吉伯父

西野兵右衛門

權左衛門子

衣笠 助之進

先達而宮古江御検見ニ新六・平吉被遣候処、九月八日  
之晩新六同所御代官衣笠權左衛門を切候処、權左衛門  
抜合、兩人共二三ヶ所宛手負、平吉も三ヶ所手負候由、  
下役共取押置、非番之御代官一方井九郎右衛門江申遣、  
九郎右衛門委細訴出、依之御目付兩人江御代官九郎  
右衛門差添罷越候様、尤御医者本道・外科兩人遣候様  
御目付江申渡、各今晚立遣ス、

一

右三人江

新六儀乱心、權左衛門江切懸、三人共二手負候由權左  
衛門・平吉口上書差出候、依之御代官・御目付為相  
改被遣候、御差図無之内右三人方より為介抱、銘々ハ不  
及申、親類ニ而も遣申間敷由御目付申渡、

一

衣笠權右衛門江

預御役所ニおゐて無筋者とも召集、十方な仕方不屈

二被 思召候、急度可被 仰付候得共、御用捨被成身

帯被 召上、

石川 新 六

西野 平 吉江

大切之御用義罷越、無筋者共相集、上を無恐無法之

仕方不屈千万被 思召候、急度可被 仰付候得共、御

用捨被遊追放被 仰付、御目付宅ニ而御町奉行立合申

渡之、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

正徳二年九月十日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九六…三七五、三七九)

\*宮古デ役人同志ノ刃傷

一宮古御代官衣笠權左衛門、同所へ為御検見西野平吉・石川新六被遣候所、去ル八日之晩新六、權左衛  
門ヲ切候処、權左衛門抜合、兩人共二三ヶ所宛負候由、平吉も三ヶ所手負候所下代共取押置、非番之  
御代官一方井九郎右衛門へ申遣候付、九郎右衛門登 城委細御目付所へ訴之、因是御目付小本与惣兵  
衛・勝又喜右衛門兩人へ御代官九郎右衛門指添罷越候様可申渡旨、尤御医者、本道・外科兩人可申付

旨御目付へ申渡、依之御代官・御歩行目付・御医者今晚相立遣ス

刑罪 16

正徳四年申午（一七一四）年四月廿九日（藩法研究会編 二〇〇六：三三三―三三四）

一 工藤 宇兵衛

津嶋弥五兵衛子

弥九郎

戸来 半 助

小笠原 治助

工藤宇兵衛処二津嶋弥五兵衛子弥九郎一所二居候処、昨夜七時弥九郎乱心仕、宇兵衛手三ヶ所、女房三ヶ所、戸来半助・小笠原治助并召仕式人、右六人二手を為負候由、女鹿源之丞・金田一七之丞訴出、為檢使御目付被遣之、

七月十八日

一 小笠原治助養父

清兵衛江被 仰渡

小笠原治助儀、実父工藤宇兵衛出入落着之内、其方江御預、遠慮被 仰付候間、引取候様被 仰付、清兵衛用事二而出入之義は御構無之由申渡之、

八月廿五日

一 小笠原治助江

津嶋弥九郎義、其方両親切候場江乍出合刀心も無之、早我々々敷儀も不仕、武功共二相はつれ候、依之御成敗可被 仰付候得共、武道無之もの故、諸人為覚悟繩下二而御追放被 仰付候、御城下三里四方、郡山より鬼柳迄御通筋罷有間敷者也、

但享保十四年十二月九日御所御免被成、

一 戸来半助江

先頃津嶋弥九郎義、大勢切殺候場江早速罷出、其身乍手負弥九郎捕鎮候段、神妙之仕方奇特二被 思召候、右之通被 仰出、於席申渡之、

一 工藤 続江

親宇兵衛落着候内、遠慮被 仰付置候得共、其方二無御構、遠慮并只今迄之御次役御免、相応之御番可被 仰付旨被 仰出、御目付を以申渡之、

一 工藤宇兵衛親類

上田市右衛門

志沢与五兵衛江

工藤宇兵衛宅江御町奉行・屋敷奉行・御目付被遣、宇  
兵衛江被 仰渡、右親類江申渡候趣

工藤 宇兵衛

身帯・家屋敷御取上被成候、尤家財之義は追而可被  
仰付候間、其内同名統江御預被成候旨右兩人江申渡之、  
但追而統江被下之、

一 小笠原清兵衛江

小笠原治助家屋敷并武道具之類、不残御取上被成候、  
其方家財は御構無之候、何方ニ而も勝手次第居可申旨  
御役人立合、書付を以申渡、

但清兵衛江三人扶持一生之内被下、

一 津嶋 弥九郎江

其方伯母其外大勢切殺、乱心之仕方を以切腹不被  
仰付、依之御仕置被 仰付者也、  
右之通、於高橋惣太郎宅御町奉行・御目付立合申渡之、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

正徳四年四月廿九日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九六：七一一―七一二)

\*乱心

一 工藤宇兵衛所ニ、津嶋弥五兵衛子弥九郎一所ニ居候処、昨夜七時不斗乱心仕、右兵衛手三ヶ所、女房  
三ヶ所、戸来半助・小笠原治助并召仕忒人、右六人ニ手を為負候由、依之女鹿源之丞・金田市七之丞  
罷出訴之候付、為検使御目付梅内市平差遣之

正徳四年八月

四日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九六：七六三)

\*乱心者へノ仕置

津嶋 弥九郎へ被 仰渡

其方伯母其外大勢切散、乱心之仕方を以切腹不被 仰付、依之御仕置被 仰付者也  
右之通被 仰付、於高橋惣太郎宅、御町奉行河嶋角右衛門・青木勘兵衛、御目付岡田清左衛門・岩  
間十郎左衛門、御物書駒嶺武兵衛、御歩行目付横沢文太夫・梅内市平相詰申渡之

刑罪 17

享保四己亥(一七一九)年 (藩法研究会編 二〇〇六：一一六)

一 二月晦日

一 松岡 庄 八

親庄九朗、去々年九月三日今渕清右衛門江打被殺候節、早速清右衛門所江相越、可承届候之処無其儀、仕方無調法二付、右庄八急度可度被 仰付候得共、若年故御用捨を以奥筋江追放被 仰付之、

一 今渕清右衛門

松岡庄九郎打殺候節、不詮議之仕方、其上上をあやつり候口上書之趣不届二思召、於桂逸角宅御役人立合、去ル廿一日切腹被 仰付之、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

享保四年二月晦日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九七… 六四七)

\*切腹

一 今渕清右衛門儀、松岡庄九郎打殺候節、不詮議之仕方、其上 上をあやつり候口上書之趣不届 思召、於桂逸角宅御町奉行中野忠右衛門、御目付葛西平右衛門・池田伊兵衛立合、去ル廿一日切腹被 仰付之、右之始末委細公事方留二有之

刑罪 18

享保七(一七二二)年 (藩法研究会編 二〇〇六… 一一八―一一九)

一 二月廿二日、簡五右衛門義、旧冬毛馬内於御藏於御役所相役

山辺定七口論及喧嘩、定七自害相果て候付、旧冬十二月廿

五日二井上甚八江御預被成候処、御裁許相濟、二月廿一日

之晚甚八宅二而五右衛門江左之通被 仰渡、

一 簡 五右衛門

其方儀、於役所物成皆納無之内可罷歸所存、同役山辺定

七同心無之口論及喧嘩、手を負なから剩刀心も無之、代

官引分置候処、定七自害、其方致方不届二思召候、依之

喧嘩双方御大法を以切腹被 仰付者也、

此節、右御物成頭井上甚八宅二而御役人立合申渡之、

一 享保八年十二月十七日、聖寿寺・東禪寺・ 村角安右衛門

法泉寺依願御預御免、身帯ハ御取上、

右は於毛馬内御役所、御藏奉行山辺定七・簡五右衛門出入二付、野田源五左衛門江御預被成、左之通被 仰渡之、

其方儀、毛馬内於役所藏奉行山辺定七・簡五右衛門口

論及喧嘩候節、早速懸付引分候得共、双方指替等迄吟

味可押置之処無其儀、定七自害不念之仕方 思召候付、

野田源左衛門江御預被 仰付者也、  
右は、野田源五左衛門宅ニ而昨日被 仰付、相詰候御役人  
右同断、安右衛門大小御徒目付相改、源五左衛門江相渡之、  
一同日

毛馬内御蔵番

一 三人

其方共儀、山辺定七・簡五右衛門口論及喧嘩、御代官村  
角安右衛門早速駈付双方引分、定七番二付置候所、物置  
江参候得共氣を付不申、定七自害相果候、由断之致方無  
調法ニ思召候、依之急度可被 仰付候得共、愚昧之者共  
故、御慈悲を以他郷追放被 仰付候、立帰候ハ、打放可  
申付者也、

右之通被 仰付、毛馬内御代官玉山庄左衛門江岩間奎兵  
衛・栃内与五左衛門より書状ニ而申遣之、

享保七壬寅（一七二二）年二月廿二日（藩法研究会編 二〇〇六：三二八―三二九）

一 簡 五右衛門

山辺 定 七

五右衛門儀、旧冬毛馬内於御蔵御役所、相役定七口論及  
喧嘩、定七自害相果候ニ付、旧冬十二月廿五日ニ井上甚八  
江五右衛門御預被 仰付、

簡 五右衛門

其方儀、於役所物成皆納無之内可罷帰所存、同役山辺定  
七同心無之、口論及喧嘩、手を負ながら剩刀心も無之代  
官引分置候処、定七自害、其方致方不屈ニ 思召候、依  
之喧嘩双方御大法を以切腹被 仰付者也、  
但此懸合御片付之次第、委御留ニ有、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

享保六年十二月（盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九八：二四〇）

\*毛馬内蔵奉行切腹

一毛馬内御代官所ニて、御蔵奉行簡五右衛門・山辺定七去ル十九日於御蔵与風口論仕、五右衛門を定七  
手を為負、翌廿日之朝定七切腹仕候由御代官村角安右衛門、同役玉山庄左衛門迄以飛脚申来候段、庄  
左衛門より御役人共迄訴之

廿一日（盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九八：二九四―二九五）

\*毛馬内御蔵ニテ喧嘩

一簡五右衛門義旧冬毛馬内於御蔵於御役所、相役定七口論及喧嘩、定七自害相果候二付、旧冬十二月廿五日二井上甚八へ御預被成候処、御裁許相濟二月廿一日之晚勘八宅にて五右衛門へ、左之通被 仰渡 簡五右衛門へ申渡

(ママ)

其方儀御役所物成皆納無之内可罷帰所存、同役山辺定七同心無之口論及喧嘩、手を□  
(ママ)

なから刺刀心も無之代官引□□定七自害、其方致方不届 思召候、依之喧嘩双方御大法を以切腹被 仰付者也

此節右御者頭井上勘八宅へ御目付岩間李兵衛・枋内与五左衛門、御勘定頭鬼柳三十郎、御徒目付式人、御物書一人相詰(後略)

### 刑罪 19

享保七壬寅年二月廿二日 (藩法研究会編 二〇〇六：一一九—一二〇)

一同日

一 滝沢利右衛門

右は去年九月三浦兵之丞と出入二付、御僉議之上頭大矢利兵衛江御預被成候処、左之通被 仰付、

其方儀、去年九月及夜更三浦兵之丞所江参、手を負候始末僉議候処、大酒仕参候故、手を負候儀も前後不覚旨申上候、旁奉公人ニ不似不埒、急度可申付候得共、酒狂之儀容赦を加、他領追放申付候、立帰候ハ、打放可申付者也、

右之通被 仰付、頭大矢利兵衛呼上、被 仰付書付相渡之、一同日

一 三浦 喜兵衛  
同 兵之丞

大矢利兵衛預御徒滝沢利右衛門儀、去年九月之夜、案内なく何者共不知与風其方宅江入候付、世悴兵之丞ぬきかけ手を為負、名をも聞届候敷、無左は組留可申儀、打留も不仕切かけニ仕取逃候儀、不始末成致方 思召候、依之嫡子ニは御立不被成候之間、左様相心得可申者也、

### 刑罪 20

享保七年 (藩法研究会編 二〇〇六：一二〇—一二二)

一六月廿五日、去月廿日八まんニ居候隠居微山、長屋ニ差置候船越村右衛門儀、微山方江参脇差抜かけ、微山深手負申

候、微山長屋借居候奥川不計と申浪人江も切懸為手負候、不計義、村右衛門を切留候旨聖壽寺より以使僧訴出、早速寺社御奉行・御目付検使ニ差遣候処、微山・不計共ニ深手ニ而相果候二付、見届死骸取仕廻候様五月廿日申渡之、一奥川不計儀、松平大和守様御家浪人にて、沖弥一右衛門從弟に付、先年御当地江罷越候節、一兩年も留置、扶助仕度段以書付申上候付、此書付共ニ江戸江為差登、弥一右衛門義右出入御僉議之内、手前遠慮仕候段申上、御役人僉議之書付之通申付候者共井口書、江戸江五月廿八日付ニ而相伺候処、今度被 仰出申来、

覚

一船越村右衛門、身帶御取上可被成旨被 仰出、母妻御構無之、星合善太夫・晴山喜右衛門江可申渡旨、一村右衛門子角弥儀、幼少ニ候得共、親村右衛門打果候節之仕方不宜候二付、遠慮仕可有之旨、一見前幸内義、遠慮申付候由尤ニ思召候、口書一通ニ而は御了簡難被成候間、御役人評定仕、為登候ハ、其節可被 仰出由、其内遠慮可仕候様被 仰出、

不計

一

むすめ

同人子

嘉太郎

沖弥一右衛門方江引取、御構無之旨、

微山召仕

一

源七

微山江村右衛門切懸候節、挟箱之棒を持出候得共、見失ひ又候哉長刀を持追懸候得共、見失ひ候由口書ニ相見得候、下々愚昧と乍申、主人手を負候上は相働、村右衛門を打留可申処、訳不立候付籠舎申付候様被 仰出、

同

一

八百之丞

若年二付御構無之、親共江御預被 仰出、

檀山弾正家来

一

刈屋 清六

清六儀、微山・不計三人ニ而、村右衛門を不行跡者ニ申成候を遺恨ニ致打果候段、村右衛門書置ニ相見得候得共、



微山・不計・村右衛門共ニ相果候得は、書置計ニ而は不明候間、上よりハ御構無之段被 仰出、

一 沖弥一右衛門

從弟奥川不計、先年御当地江罷越候節、一兩年も扶助仕度由御日付共迄訴出候之処、老衰故永々逗留為仕候義、追而御訴も不申上、此度之出入ニ而右之趣申上候段不念之仕方ニ 思召候付、遠慮可申付旨、

一 微山家屋敷は取上、家財ハ聖壽寺勝手次第可仕由、

右之通、六月十三日付ニ而江戸より申来、夫々江申渡之、

一 檜山弾正義、家来清六出入ニ付、遠慮可仕哉と申出、江戸

江伺候処、其儀ニ不及旨申来、

一 弾正家来、前書之通被 仰出候得共、召仕之儀ニ候間、知行所江差遣、蟄居申付置候旨六月廿二日以書付弾正申上、

江戸江申上之、

一 十月十七日

一 沖弥一右衛門

遠慮被 仰付置候処、今日御免、

一同廿七日

一 村右衛門粹

船越 角弥

遠慮被 仰付置候処、今日御免、

刑罪 21

享保十九年申寅（一七三四）年 『刑罪并御咎之類 二』 （藩法研究会編 二〇〇六：一三九）

一 六月十四日

菓種屋

女 房

右之者、別紙口書相見得申通、乱心仕候而友泉を切申手

二付、友泉相果候義御座候得は、乱心とハ乍申、人を切

殺申義御座候得は本心ニ罷成候内、又七江御預被差置、

快氣之節死罪可被 仰付哉、

一 古木 友泉

右友泉義は、又七女房死罪被 仰付候義御座候ハ、友

泉身帯御取上、友泉母妻ニ一生之内御助扶持可被 下置

候故、

右之通御役人共相伺、窺之通被 仰付、御役人共江申渡之、

古木友泉親類共江申渡

友泉儀、四月廿四日赤川薬種屋又七女房ニ被切疵ニ而  
相果候、不慮之乍事由断成致方有之候、依之身帯御取上  
被成候、併手廻不便思召、妻一生之内式人扶持被下之、

享保十九年申寅年（一七三四） 『刑罪 諸士 一』 （藩法研究会編 二〇〇六：三三八）  
六月十四日

赤川薬種屋

又七

女房

右之者、別紙口書ニ相見得申通、又七女房乱心候而  
古木友泉を切申候処、右疵ニ而相果候義御座候得は、  
乱心とハ乍申人を切殺申義御座候故、本心ニ罷成候内  
又七江御預被差置、快氣之節死罪可被 仰付哉、

御医師

一

古木 友泉

右友泉義は、又七女房死罪被 仰付候義御座候ハ、  
友泉身帯御取上、友泉母・妻二一生之内御助扶持可被  
下置候故、

右之通御役人共相伺、窺之通被 仰付、御役人共江申渡  
之、

古木友泉

一

親類共江

友泉儀、四月廿四日赤川薬種屋又七女房ニ被切疵ニ  
而相果候、不慮之乍事由断成致方有之候、依之身帯御  
取上被成候、併手廻不便 思召、妻一生之内式人扶持  
被下置旨被 仰出、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

享保十九年六月十四日 （盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 二〇〇一：六四五―六四六）

\*殺人

薬種屋

一

女房

右之者別紙口上書相見得申通、不斗乱心仕候て、友泉を切申手ニて友泉相果候義御座候得は、乱心と  
は乍申、人を切殺申義御座候得は、本心ニ罷成候内、又七へ御預被指置、快氣之節死罪可被仰付哉  
\*身帯召上

一

古木友泉

右友泉儀は又七女房死罪被 仰付候義御座候は、友泉身帯御取上、友泉母妻二一生之内御助扶持可被  
下置候故

右之通御役人共相伺、窺之通被 仰付、御役人共へ申渡之

\*死者ノ妻へ扶持

一

古木友泉

親類共へ申渡

友泉儀四月廿四日赤川菓種屋又七女房二被切候疵にて相果候、不慮之乍事、由断成致方有之候、依之  
身帯御取上被成候、併手廻不便 思召、妻一生之内式人扶持被下

六月

右之通被 仰付、友泉親類種市定七へ以御目付申渡之、右一巻公事方記之

刑罪 22

盛岡藩 『刑罪 諸士 一』

享保二十年（一七三五） 『刑罪并御咎之類 二』 （藩法研究会編 二〇〇六： 一四一—一四四）

〔傍書〕 「○真視公御実母」

一六月二日、浄智院様御中陰御番人帷子忠右衛門義、今  
已刻御番頭沢田一郎左衛門を刀二而切付、為手負候付、一  
郎左衛門は親類沢田源右衛門江相渡、其後御寺詰合御役人  
共立合遂僉議遂披露候処、忠右衛門儀、御物頭山田九郎左  
衛門宅二而右始末相尋候上、直々九郎左衛門江御預被 仰  
付、右宅江御町奉行久慈勘兵衛・御日付高屋五右衛門・御  
物書耆人・御徒目付耆人罷越、右始末相尋、九郎左衛門江  
御預之趣申渡之、此節御目付仲間不人数二付、五右衛門耆  
人被 仰付被遣之、忠右衛門江被 仰渡、左之通、

一

帷子忠右衛門

其方儀、今日於東禅寺沢田一郎左衛門江為手負、意趣有  
之候共、場所時節も違候処、仕方不届二付、山田九郎左  
衛門江御預被成者也、

一同三日

御徒頭

一

安村文太夫

御番人

氏家 善八

同

沢里十兵衛

同

岩井三次郎

右は、昨日於東禪寺沢田一郎左衛門江帷子忠右衛門手を  
為負候砌、詰之間乍居合不始末二付、御裁許之内、遠慮  
被 仰付、親類呼上御目付申渡之、

安村文太夫預御徒

一 福田次郎右衛門

同

坂本与左衛門

右同断、御帳付相勤居候者共遠慮被 仰付、御徒頭切田

覚兵衛江同人申渡之、

一 六月四日、沢田一郎左衛門儀、手疵養生不相叶今日落命二

付、御檢使被遣見届書、左之通、

一 四百石

沢田一郎左衛門

五十四歳

一 一郎左衛門手疵、下口唇よりおとかい江懸、差渡疵口壱寸

三分程、有之うて・かた先よりひちの折目迄、差渡疵口

八寸三分程、右は一太刀切先はつしに切候様相見得申候、

一 左之腕後之方、差渡疵口壱寸三分程、

一 後之方脇下より三寸下、差渡疵口四寸式分程、右一太刀

二而、是又切先はつしに切候様相見得申候、何も疵口縫

申候付深改不申候、

右之通、御檢使御目付奥寺常之助見届之、

一 右二付、一郎左衛門・帷子忠右衛門身帯家屋敷御取上被成、

御目付江中渡之、

一 七月廿三日、当六月二日於東禪寺 淨智院様御中陰之節、

御番人帷子忠右衛門乱心、御番頭沢田一郎左衛門ニ為手負、

一郎左衛門相果候二付、忠右衛門今日切腹被 仰付、為檢

使御町奉行久慈勘兵衛、御目付布施浅右衛門・奥寺常之助、

御徒目付・御物書、高野甚兵衛宅江相詰、

一 帷子忠右衛門

其方儀、当六月於東禪寺法事之砌、沢田一郎左衛門江意

趣有之由二而手を為負候処、快気成兼相果候、時節場所

弁も無之、其上御尋之節不始末之申方、乱心相聞得候、

依之切腹申付者也、

右被 仰渡書付、御物書熊原覚蔵誦之、

一右御役人布施浅右衛門宅江相越、左之人数江被 仰渡之趣  
申渡之、

忠右衛門親類

帷子 定七  
同 嘉七郎

帷子忠右衛門儀、当六月於東禪寺沢田一郎左衛門江手を  
為負候段、御時節所をも弁無之、其上御尋之節不始末成  
申方、乱心相聞得候、依之切腹被 仰付、身帯家屋敷御  
取上、家財は手廻江被下、御構無之候間、引取可申者也、

一 右同人

右同人

帷子忠右衛門儀、沢田市郎左衛門と出入之砌、致方不調  
法二付、御片付被 仰付候得共、御憐愍を以隠居何有江  
一生之内三人扶持方被下候、

一郎左衛門嫡子

一 沢田宇右衛門

親類

下斗米小四郎  
沢田源右衛門

其方親一郎左衛門義、当六月於東禪寺、帷子忠右衛門乱  
心仕、一郎左衛門手を負候節、市郎左衛門始末不調法二  
付、身帯家屋敷御取上被成、家財は御構無之候間、親類  
共江引取可申者也、

岩井三次郎

其方儀、当六月於東禪寺法事之節、相番帷子忠右衛門乱  
心之上、沢田一郎左衛門江手を為負候節、同席之者出入  
仕候義、取押不申其通見捨置候段、相番之儀重々油断之  
致方不調法二付、急度可被 仰付候得共、御慈悲御用捨  
を以半地御取上御免被成候間、向後心懸油断無之様可仕  
者也、

一 氏家 善八

右同断、

沢里十兵衛

右同断、

安村文太夫

其方儀、当六月於東禪寺法事有之砌、帷子忠右衛門乱心

仕、沢田一郎左衛門江手を為負候節、役所違と乍申、間近所二相詰罷有候上、同席同前之儀、取押も不仕見捨罷有候段、致方も可有之所二重々不調法二付、急度可被仰付候得共、畢竟役所違候故心得違と相聞得、御用捨を以御役御取上、身帯之内五拾石被 召上候、向後相慎可申者也、

御徒頭

一 切田 覚兵衛

安村文太夫預御徒福田次郎右衛門・坂本与左衛門義、当六月於東禪寺法事之砌、帷子忠右衛門乱心、沢田一郎左衛門江手を為負候節、同席同然之儀、取押不申其儘罷在有候段不調法二付、急度可被 仰付候得共、役所違候上、頭相詰罷有候付、指凶も可有之哉と旁心得違と相聞得候、御慈悲之御用捨を以番代差出、右之者共一生之内抱、猥に他出等不仕候様被 仰出候間、右之趣を以可被 仰渡候、

右之通、御目付布施浅右衛門より覚兵衛江申渡、

一 沢田宇左衛門

其方親一郎左衛門儀、帷子忠右衛門出入之節、仕方不宜候付、身帯家屋敷御取上被成候、然共祖父市郎左衛門勤功有之候付、別而其方江地方式百石、家屋敷共二此度被 下候間、左様可相心得候、  
右之通被 仰出、佐五右衛門宅江宇左衛門招之、御役人共相詰、佐五左衛門申渡之、

享保二十年乙卯（一七三五）年 （藩法研究会編 二〇〇六： 三三八―三四〇）  
六月二日

一 帷子忠右衛門

浄智院様御中陰、東禪寺二而御寺御番人帷子忠右衛門儀、今巳之刻御番頭沢田一郎左衛門を刀二而切付、為手負候二付、一郎左衛門は親類沢田源右衛門江相渡、其後御寺詰合御役人とも遂詮議候上、遂披露候処、忠右衛門儀、御物頭山田九郎左衛門宅二而右始末相尋候上、直々九郎左衛門江御預被 仰付、右宅江御町奉行・御目付其外罷越、

帷子忠右衛門江

其方儀、今日於東禪寺沢田一郎左衛門江為手負、意趣有之候共、場所時節も違候処、仕方不屈二付、山田九郎左衛門江御預被成者也、

六月三日

御徒頭

一

安村文太夫

御番人

氏家 善八

沢里十兵衛

岩井三次郎

右は昨日於東禪寺沢田一郎左衛門江帷子忠右衛門手を為負候砌、詰之間居合ながら不始末二付、御裁許之内遠慮被 仰付旨親類呼上、御目付を以申渡之、

御帳付

一

御徒式人

右同断被 仰付、頭江御目付を以申渡、

六月四日

一 四百石

沢田一郎左衛門

五十四歳

手疵養生不相叶、今日落命二付訴出、御檢使御目付被遣之、

一 四百石

沢田一郎左衛門

一 貳百石

帷子 忠右衛門

右身帯・家屋敷御取上被成、御目付江申渡、

七月廿三日

一

帷子忠右衛門江

其方儀、当六月於東禪寺法事之砌、沢田一郎左衛門江意趣有之由二而手を為負候処、快気成兼相果候、時節場所弁も無之、其上御尋之節不始末之申上方、乱心相聞得候、依之切腹申付者也、

但身帯・家屋敷御取上、家財は手廻江被下候、

右は御物頭高野甚兵衛江御預被置候二付、甚兵衛宅江御町奉行彦人・御目付兩人、其外手先之者共為相詰被 仰渡之、忠右衛門親類共江も被 仰渡、

一

帷子 定七

同 嘉七郎

帷子忠右衛門義、沢田一郎左衛門と出入之砌、致方無調法二付、御片付被 仰付候得共、御憐愍を以隠居何有江一生之内三人扶持方被下之旨被 仰出、

一 沢田宇右衛門

親類

下斗米小四郎

沢田源右衛門

其方親一郎左衛門儀、当六月東禪寺ニおゐて、帷子忠右衛門乱心仕、一郎左衛門手を負候節、一郎左衛門始末不調法二付、身帯・家屋敷御取上被成、家財は御構無之候間、親類共江引取可申者也、

一 岩井三次郎

其方儀、当六月於東禪寺法事之節、相番帷子忠右衛門乱心之上、沢田一郎左衛門江手を為負候節、同席之者出入仕候義取押不申、其通見捨罷在候之段、相番之儀重々油断之致方不調法二付、急度可被 仰付候得共、御慈悲御用捨を以半地御取上御免被成候間、向後心懸油断無之様可仕者也、

一 氏家 善八

被 仰渡右同断、半地御取上、

一 沢里十兵衛

被 仰渡右同断、半地御取上、

一 安村文太夫

其方儀、当六月於東禪寺法事有之砌、帷子忠右衛門乱心仕、沢田一郎左衛門江手を為負候節、役所違と乍申間近キ所ニ罷在候上、同席同前之儀、致方も可有之所ニ見捨罷在候儀、取押も不仕重々不調法二付、急度可被 仰付候得共、畢竟役所違候故心得違と相聞得、御用捨を以御徒頭御役御取上、身帯之内五拾石被 召上候、向後相慎可申者也、

御徒頭

一 切田覚兵衛

安村文太夫預御徒福田次郎右衛門・坂本与左衛門儀、当六月於東禪寺法事之砌、帷子忠右衛門乱心、沢田一郎左衛門江手を為負候節、同席同然之儀、取押不申其



俣罷在候段不調法二付、指図も可有之哉と旁心得  
違と相聞得候、御慈悲之御用捨を以番代差出、右之者  
共一生之内猥ニ他出等不仕候様被 仰出候間、右之趣  
を以可被申渡候、

右之人数、御目付宅何も立合申渡之、

一 沢田宇右衛門

其方親一郎左衛門儀、帷子忠右衛門出入之節、仕方不  
宜候ニ付、身帯・家屋敷御取上被成候、然共祖父一郎  
左衛門勤功有之候ニ付、別而其方江地方式百石・家屋  
敷共ニ此度被下置候間、左様可相心得候、

右之通被 仰出、新渡戸佐五右衛門宅江宇右衛門招之、  
御役人共相詰、佐五右衛門申渡、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている

享保二十年六月二日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 二〇〇一… 八八七―八八八)

\*傷害者御預

一 浄智院様御中陰御寺御番人帷子忠右衛門義、今巳刻御番頭沢田一郎左衛門を刀にて切付為手負候付、  
一郎左衛門は親類沢田源右衛門へ相渡、其後御寺詰合御役人共立合遂僉儀遂披露候処、忠右衛門義御  
物頭山田九郎左衛門宅にて右始末相尋候上、直々九郎左衛門へ御預被 仰付、右宅へ御町奉行久慈勘  
兵衛、御日付高屋五右衛門、御物書・御徒目付罷越、右始末相尋九郎左衛門へ御預之趣申渡之、此節  
御目付仲間不人数ニ付、五右衛門老人被 仰付被遣之、右委細之義御中陰御葬礼御留書記之、忠右衛  
門へ被 仰渡、左之通

帷子忠右衛門

其方義今日於東禅寺、沢田一郎左衛門へ為手負意趣有之候共場所時節も違候処仕方不届ニ付、山田  
九郎左衛門へ御預被成者也

右被 仰渡、御物書熊原覚蔵誦之、御預被 仰付

七月 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 二〇〇一… 九三九―九四〇)

\*乱ニツキ切腹

一 当六月二日於東禅寺、 浄智院様御中陰之節、御寺御番人帷子忠右衛門乱心御番頭沢田一郎左衛門ニ  
為手負、一郎左衛門相果候出入御片付、左之進

御町奉行

久瀬勘兵衛

御目付

布施浅右衛門

奥寺常之助

御目付所御物書

熊原覚蔵

御徒目付

工藤小左衛門

長沢市右衛門

右人数帷子忠右衛門今日切腹被 仰付候、為檢使高屋勘兵衛宅へ相詰

帷子忠右衛門へ申渡

其方義当六月於東禅寺法事之砌、沢田一郎左衛門へ意趣有之由にて手を為負候処、快氣成兼相果候、時節場所弁も無之、其上御尋之節不始末之申方乱心相聞得候、依之切腹申付者也

右被仰渡書付、御物書熊原覚蔵誦之、終て切腹(後略)

### 刑罪 23

享保二十年乙卯年(一七三五) (藩法研究会編 二〇〇六: 一四四―一四五)

一十二月十一日、三戸御代官黒川伴蔵義、於御役所出入之儀有之、為御僉議御目付滝沢八左衛門・切田覚兵衛、其外御徒目付被遣、被逐御僉議候処、伴蔵儀去ル朔日於御役屋乱心、定番小右衛門切殺候付、伴蔵三戸より此許江遣候道中、於福岡首縊相果候付、死骸は世忰弥藤太江為引取、為御檢使御目付奥寺常之助・坂牛孫左衛門井御徒目付被遣、見届書付、左之通、

一そりの上、わらいち免の内にて下帯をはつし首江廻、

下帯の先を足のへらへかけ踏そり相果、

右之通御檢使相濟候付、死骸為取仕廻候様、尤右二付伴蔵身帯御取上、家財は妻子ニ被下旨御目付江申波之、

一黒川伴蔵江道中附参候者共、左之通被 仰付、

三戸御与力

一 一戸 金 助

伴蔵江道中附参候処、伴蔵首縊相果候二付、御僉議之内

南半太夫江御預被 仰付、

同所御給人

一 釜淵 平 七

右同断に付、下田覚蔵江御預被 仰付、

伴蔵弟

一 沖十郎左衛門

右同断二付、檜山七左衛門江御預被 仰付、

御徒目付

一 本堂安右衛門

右同断二付、御徒頭村瀬又右衛門江御預被 仰付、

一十二月廿一日、前書有之通黒川伴藏儀二付、先達而御預等被 仰付置候者共、此度御片付左之通、

伴藏弟

一 沖十郎左衛門

三戸御給人

釜淵 平七

同所御与力

一戸 金助

共方共儀、黒川伴藏於三戸致乱心候に付、盛岡江被遣候節、乱心者故手錠迄被 仰付、附被遣候処、於道中首縊相果候段不存候之由、御尋之上申上候、数人附被遣候処由断之致方無調法二付、急度可被 仰付候得共、御用捨を以身帶之内半地御取上被成者也、

十二月

右之通被 仰渡、南半太夫・檜山七左衛門、下田覚藏於宅御役人共相詰申渡之、

村瀬又右衛門預御徒目付

一 本堂安右衛門

其方儀、黒川伴藏於三戸致乱心候付、盛岡江被遣候節、数人附被遣候間、指図等のため其方附被遣候処、於道中首縊相果候段不存由、御尋之上申上候、御役も相勤候者故、重附被遣候処由断之致方無調法二付、急度可被 仰付候得共、御用捨を以身帶御取上被成者也、

十二月

右被 仰渡書付、頭村瀬又右衛門江御目付相渡、

三戸御代官下役人

一 中嶋惣右衛門

安宅善右衛門

右は於役屋黒川伴藏乱心仕、常番小右衛門切殺候節、乍附添居早速取押可申儀左様も無之、致方不届二付、身帶之内半地御取上、隠居被 仰付、

三戸御足輕

一 作右衛門

其方儀、黒川伴藏於三戸乱心、御役屋定番小右衛門切

殺候節、同所ニ罷有候間、輕ものとは乍申取押も可仕義、却而逃隠重々不調法ニ付、急度被 仰付候得共、御用捨を以身帯被 召放、田名部江御追放被 仰付者也、

十二月

一三戸より黒川伴蔵此元江遣候節、道中附参候此許御足輕并三戸御足輕共、科料錢被 仰付之

一 御目付

滝沢八左衛門

桐田 覚兵衛

先頃三戸ニおめて黒川伴蔵乱心之様相聞得、右為御用其共被遣様子相尋、乱心相究候儀申上達 御聞、伴蔵義盛岡江弟十郎左衛門并御徒目付・三戸御給人・同所御与力附差遣申候処、於途中首縊仕段、右之内三戸御給人、其方共江為知として早速立帰為申知候処、右御用相蒙罷越候間、其方共内老人為見届可罷越儀、其儀無之、此方より罷帰候儀不被 仰付越候故、見届不参旨不念之致方思召候、向後相慎、ヶ様成間違之儀無之様相勤可申候、

十二月十一日 (藩法研究会編 二〇〇六・三四〇―三四二)

一 三戸御代官

黒川 伴蔵

右之者於御役所出入之儀有之、為御詮議御目付滝沢八左衛門・切田覚兵衛、其外御徒目付被遣、被遂御詮議候処、伴蔵義去ル朔日於御役屋乱心、定番小右衛門切殺候付、伴蔵三戸より爰許江遣候道中、於福岡首縊相果候ニ付、死骸は世倅弥藤太江為引取、為御檢使御目付兩人并御徒目付被遣為見届、書付左之通、

一そりの上わらいちめんの内にて、下帯をはつし、首

江廻、下帯の先を足之へらへ懸踏そり相果、

右之通御檢使相濟候ニ付、死骸為取仕合候之様、尤右ニ付伴蔵身帯御取上、家財ハ妻子江被下旨御目付江申渡之、

三戸御与力

一 一戸 金助

黒川伴蔵江附参ニ付、御詮議之内南半太夫江御預被

仰付、

同所御給人

一 釜淵 平七  
右同断二付、下田寛蔵江御預被 仰付、

伴蔵弟  
一 沖十郎左衛門  
右同断二付、樽山七左衛門江御預被 仰付、

御徒目付

一 本堂安右衛門

右同断二付、御徒頭村瀬又右衛門江御預被 仰付、

右之者共、黒川伴蔵江道中附参候処、伴蔵首縊相果候二  
付而也、

十二月廿一日

黒川伴蔵弟

一 沖十郎左衛門

三戸御給人

釜淵 平七

同所御与力

一戸 金助

其方儀、黒川伴蔵於三戸致乱心候二付、盛岡江被遣  
候節、乱心もの故手錠迄被 仰付附被遣候処、於道中  
首縊相果候段不存候由、御尋之上申上候、数人附被遣  
候処、由断之致方無調法二付、急度可被 仰付候得共、  
御用捨を以身帯之内半地御取上被成者也、  
右之者共、御預被置候宅々江御役人被遣申渡之、

村瀬又右衛門預御徒

一 本堂安右衛門

〔附箋〕

〔村瀬又右衛門預御徒

本堂安右衛門身帯御取上後召抱〕

其方儀、黒川伴蔵於三戸致乱心候付、盛岡江被遣候節、  
数人附被遣候処、於道中首縊相果候段不存候由、御尋  
之上申上候、御徒目付も相勤候之者故、重々附被遣候  
処、由断之致方無調法二付、急度可被 仰付候得共、  
御用捨を以身帯御取上被成者也、  
右被 仰渡書付、御徒頭村瀬又右衛門江御目付を以申渡  
之、

但安右衛門儀、後々御徒被 召抱、末々は組付御免被

成、

右之外三戸御代官下役式人・牛馬役御給人并三戸御足輕  
作右衛門と申者、御片付之次第御留書委、

御目付

一

滝沢八左衛門

桐田 覚兵衛

先頃三戸ニおゐて黒川伴蔵乱心之様相聞得、右為御用  
其方共被遣、段々様子相尋、乱心相究候儀申上達御聞、  
伴蔵儀、盛岡江弟十郎左衛門并御徒目付・三戸御給人  
・御与力附差遣申候処、於道中首縊仕候段、右之内三  
戸御給人、其方共江為知として早速立帰為申知候処、  
右御用相蒙罷越候間、其方共内一人、為見届可罷越儀  
其儀無之、此方より罷帰候様不被 仰付越候故、見届不  
参旨不念之致方 思召候、向後相慎、ケ様成間違無之  
様相勤可申旨被 仰出、

刑罪 24

元文二丁巳（一七三七）年（藩法研究会編 二〇〇六…一五〇）

一 閏十一月廿一日

御鷹匠

一

鈴木半右衛門

右は去月十一日、長町権三郎と出入之儀有之、去ル七日  
身帯被 召放、籠舎被 仰付置候処、兼而不行跡、其上  
今度出入無調法ニ付、打首被 仰付之、

刑罪 25

元文五庚申（一七四〇）年（藩法研究会編 二〇〇六…一五六―一六〇）

一九月十九日、当七月大宮権現祭礼之節、藪相撲有之、右場  
所ニ而出入有之、段々御僉議之上、右別当江左之通被 仰  
付、

向中野御代官所

一

大宮権現別当

当七月大宮権現祭礼之節、藪相撲相立申度段願申もの有  
之儀、寺社御奉行并所御代官江も不申出、人寄仕出入に  
およひ候、不調法ニ付遠慮被 仰付候間、相慎可申者也、  
一十月六日、当七月十七日向中野通御代官所、大宮権現祭礼

之節藪相撲有之、右場所二而出入之者共、段々御僉議之上御片付、左之通被 仰付、

中山平兵衛組御足輕

一

弥平治

甚右衛門

其方共儀、当七月大宮権現祭礼之節、藪相撲場江見物ニ罷越、仙北町伊之助と口論之上為手負、其上雜人共之打擲ニ逢、大小迄被押候段詮議之上致白状候、両腰をも帯候奉公人ニ不似、十方も無之臆病之仕方重疊不届ニ付、あほう払牛滝江追放申付候、若立帰候ハ、討捨可申者也、

月日

中山平兵衛組足輕

一

七郎右衛門

長三郎

伊八郎

吉右衛門

仁左衛門

其方共儀、当七月大宮祭礼之節、藪相撲場江見物ニ罷越、同組弥平治・甚右衛門、仙北町伊之助と口論之上、雜人共之打擲ニ逢候節、早速取鎮等も可致義、其場を遁れ、両腰をも帯候奉公人に不似腰拔之仕方重疊不届ニ付、身帯大小取上、 城下井鷹野場構追放申付者也、

月日

間之者太田治兵衛借屋

一

伊之助

其方儀、当七月大宮於藪相撲場、中山平兵衛組足輕弥平治・甚右衛門江棧敷錢之儀ニ付、慥ニ見留をも不仕儀申懸いたし、口論之上、数人之及出入候段僉議之上致白状候、両腰をも帯候奉公人江対、雜人之身分ニ而申懸悪言等仕候儀、重疊不調法ものニ付、討首申付者也、

月日

水主

一

安右衛門

其方儀、当七月大宮祭礼之節、於藪相撲場中山平兵衛組足輕弥平治・甚右衛門と仙北町伊之助、口論之上及出入候節、右場江立入取鎮等をも可仕義、無筋者共と一所ニ

相成、弥平治・勘右衛門大小為押、雜人共江差凶等無法成仕方、擬をも遺置候奉公人二不似不屈者二付、身帶召放 城下相構追放申付者也、

月日

左官棟梁

一

惣次郎

其方儀、当七月大宮祭礼之節、於藪相撲場中山平兵衛組弥平治・甚右衛門、仙北町伊之助と口論之上及出入候節、雜人とも弥平治・甚右衛門致打擲候所江立入、不法之仕方有之由僉議之上申出候、職人之身分二而、奉公人江対無筋者と一所二相成、理不尽之仕方不屈候、其上日頃行跡悪敷、職分之勤方も不宜ものに有之段相聞得候付、身帶召放、野田江追放申付候、若立帰候敷、其所二おゐて我儘成儀有之候ハ、討捨可申付者也、

月日

大宮村

一

覚兵衛

其方儀、当七月大宮祭礼之節、藪相撲取組候義別当江致取持、内々ニ而為相立候上、於其場中山平兵衛組足輕弥平治・甚右衛門、仙北町伊之助と致口論、数人及出入候砌、取鎮等も可仕儀、無筋もの共と一所二相成、存分ニ為致打擲候儀重畳無調法二付、持地家屋敷取上 城下井其所相構追放申付者也、

月日

仙北町

一

万平

其方儀、当七月大宮祭礼之節、於藪相撲場中山平兵衛組足輕弥平治・甚右衛門、仙北町伊之助と口論之上、数人及出入候砌、其場江立入、弥平治・甚右衛門致打擲候段僉議之上申出候、無筋儀立入無法之仕方不屈候、曾て日頃行跡も不宜者二有之段相聞得候付、 城下相構追放申付者也、

月日

八幡丁

一

長兵衛

仙北町



三之助

同丁

勘之丞

川原町

七兵衛

同丁

新六

其方共儀、当七月大宮祭礼之節、藪相撲取組候儀、内々  
二而申合相立候上、於其場中中山平兵衛組足輕弥平治・  
甚右衛門、仙北町伊之助と口論、数人及出入候砌、取鎮  
等も可仕義、及騒動為致存分二候儀至極無調法二付、急  
度可申付候得共、用捨を以無構差置候間、自今相慎可申  
候、向後不届之儀有之段相聞得候ハ、急度可申付者也、

月日

一

寺町

助三郎

其方儀、当七月大宮祭礼之節、中山平兵衛組足輕弥平  
治・甚右衛門、於藪相撲場口論之上及数人出入、石町団  
六右甚右衛門脇差押取相渡候処、直々持参預置候段御愈  
議之上申出候、無筋儀弁もなき致方不届二付、申付様も  
可有之候得共、用捨を以無構差置候、向後相慎可申者也、

月日

右之通、籠前二而御徒目付申渡之、

元文六辛酉年

一二月八日、御物頭中山平兵衛儀、去年七月大宮権現祭礼之  
節、勸進相撲場江組之者之内見物二罷越、雑人共と及出人、  
御裁許之上、右之者共御片付就被 仰付候、平兵衛義遠慮  
被 仰付置候処、此度御免被成候間、別紙書付之通申渡候  
様二と被 仰出候之間申渡、惣御物頭共江も平兵衛江被  
仰渡候趣申聞候様被 仰出旨御用状申来、平兵衛遠慮御免  
之旨、御目付を以親類鬼柳三右衛門江申渡、

一

中山平兵衛

其方組之者共之内、去年七月大宮権現祭礼之節、勸進相  
撲見物二罷越、雑人共と及出入、御裁許之上、右之者共  
ハ御片付被 仰付候、依之其方儀も遠慮被 仰付置候処、

此度御免被成候、兼而組之者支配之儀おろそかに有之付、右之通之出入も出来候儀と 思召候付、御役義御取上可被成候得共、御用捨を以直々組をも御預被成候間、向後慎相勤候様被 仰出、

正月

一

中山平兵衛

其方組足輕弥平治・甚右衛門・七郎右衛門・八三郎・伊八郎・吉右衛門・仁右衛門、当七月於大宮村権現祭礼之節、勸進相撲見物罷越、雑人共と及出入、此度裁許之上片付候儀申付、惣而足輕共不断之遣方多キ内ニも、所々警固堅目等之儀重々申付、諸人集候之処ハ、喧嘩口論出入等有之儀を防方相勤候事故、其身心懸之儀は猶以不心得、由断之儀無之様兼而精誠申合見物罷越、雑人と出入を結、両腰を帯候付、右場所上之威光を以雑人を軽しめ、疵を為負、場所をも穢し、其上雑人之手込ニ逢候段、奉公人ニ不似合不心得之仕方至極不調法候、若左様之場所江立入候共、忍ニ罷越候節は身分慎之心得可有之事ニ候之処、右之致方仕候義は、畢竟足輕共兼々不心得故之儀候、右不調法之者共始末咎之上、急度可申付候得共、其所は用捨を加、此度之出入一通之裁許を以、弥平治・甚右衛門儀はあほう弘ニ申付、同類五人之者共は 城下并鷹野場所相払候之様申付候、追而ケ様之心得無調法之致方仕もの於有之ハ、急度可申付候、此旨組之者共江申渡、向後不心得無之相勤候之様可申付事、

九月

右同様御目付を以申渡、平兵衛江右之通被 仰渡候段、惣御物頭江御目付申聞、

刑罪 26

宝曆十一辛巳年 (藩法研究会編 二〇〇六: 五〇二)  
一十二月十二日

花巻新町住居神職

稲田 数馬江

被 仰渡

其方義、当九月廿一日之夜三戸町於赤川菅原長門・金田一掃部兩人江切懸為手負候付、被遂御詮議候処、下

小路稻荷御祭礼之節、川村上総と申者聊之意趣有之候  
処、堪忍仕相勤居候所、御神事相濟、別当鈴木己代之  
進所江何も罷越酒等給候処、不斗不快罷成、有兩人江  
為手負候段申出候間、籠舎被 仰付置、猶又於御会所  
御尋被成候所、只今本心二相違無之、曾而上総江も何  
之意趣無之旨及白状候、御町をも騒し長門・掃部江為  
手負、至極無調法二付、急度御片付可被 仰付者候得  
共、右兩人疵も平愈、其上畢竟病氣不及是非義と相聞  
得候間、此所御憐愍を以籠舎御免、子共相兵衛江御預  
被成候条、向後万端相慎可申者也、

但明和五年六月十三日 心光院様三十三回御忌御法

事之節、聖寿寺依願御免、

神職

菅原 長門

花卷住居神職

金田一掃部

其方共義、当九月廿一日之夜稻田数馬致乱心、手負候  
付御尋被成候処、何之出入無之段申上候処、右数馬御  
片付之内、出違不申様被 仰付置候処、職分無御構出  
違御免被成候、

神職

川上 上総

其方義、当九月廿一日稻田数馬と申者致乱心、菅原長  
門・金田一掃部江為手負候付、被遂御詮議候処、稻荷  
御祭礼之節一所相勤候砌、聊之意趣存居候旨申口二付、  
御尋被成候処、何之出入かましき儀無之旨申上候得共、  
数馬御片付之内、出違不申様被 仰付、猶又数馬御尋  
被成候処、只今二至本心相成、何之意趣と申儀も無之  
旨申上候、依而職分無御構、出違御免被成候、  
右之通、寺社御奉行・御目付江申渡之、

刑罪 27

宝曆十四甲申年 (藩法研究会編 二〇〇六：五一九)

一四月七日

沼宮内浅右衛門組

一

喜太郎江

申渡

其方儀、去々年八月八幡丁芝居場警固引取之節、酒給酔腹痛仕、神子田新田小路組丁江立寄、同丁借屋太郎助と申者致過言候付、堪忍難成十手を以二打打、深手為負候付、被遂御僉議候処、過言難忍深手二相成候程理不尽二打擲候義、申分相立不申、喧嘩同然之致方、殊二御用向二而酒給酔、其上相手太郎助右疵二よつて打果候付、御大法之通於籠前討首被 仰付旨御老中被申渡者也、

月日

刑罪 28

宝曆十四甲申（一七六四）年（藩法研究会編 二〇〇六：四一〇—四一三）  
六月五日

御物頭

一 八木橋茂左衛門

右は鴨沢与右衛門儀於福岡致乱心、駒嶺忠蔵・下役一条新左衛門江為手負候段、御詮議之上申上候、依之右与右衛門御預被成旨被 仰出、内々為心得申渡候様二と懸御役人共立合為申渡、尤明後七日暮方、爰元江着之筈二付、直々茂左衛門宅江為御引附、其節御役人共相詰、与右衛門江被 仰波候以後、早速御渡可被成候間、其旨共二為心得、表立候儀は猶当日具二可申達段、是又茂左衛門内意為中渡置、

但与右衛門儀、此元江引附候節迄も狂氣二而、被

仰渡候趣承兼候程二候ハ、揚屋江被遣、為遂養生

候之様二可仕旨、茂左衛門江為心得為申渡置之、

六月六日

一 八木橋茂左衛門

今般御預人被 仰付候処、兼面無調法二付、勝手不如意仕罷有候上、知行所遠方二御座候間、急用相弁兼、内々差支迷惑仕候、依之御時節柄別而恐多申上様奉存候得共、私身帯之内現米五拾石御座候、夏御証文ハ被下置候、暮御証文共二被下置、御買上被成下度之旨、尤勤中被下置候式拾駄は、当御蔵正米二而被下置候間、是又此度御渡被成下度旨申上候処、夏御証文は御買上

被 仰付候、勤中被下候廿駄ハ拾駄御渡、右拾駄正米  
二而御渡可被成之処、此度御差支二付、御代物二而御  
渡被成旨被 仰出、御目付を以中渡之、

六月七日

御物頭

一 八木橋茂左衛門

右は先頃被 仰渡候通、鴨沢与有衛門弥今日御預被

仰付、尤今暮頃爰許江着二付、直々茂左衛門宅江引附  
候之様御目付江申渡之、

一 鴨沢与右衛門、今酉中刻茂左衛門江引附候段御役人共申  
出之、

一 鴨沢与右衛門江

被 仰渡

其方儀、福岡御代官勤番二而罷有候処、駒嶺忠藏御役  
屋江呼上、対談相済罷帰候節、脇差を以切付、下役一  
条新左衛門江も為手負候付、被遂御詮議候処、乱心之  
旨申上、仍而八木橋茂左衛門江御預被成者也、

右之通被 仰渡、御目付中渡、畢而与右衛門請取候  
様茂左衛門江御日付を以申渡之、

但右二付、与右衛門親類共恐入差扣之儀願出候処、

追而御沙汰迄不及共儀之旨御目付を以中渡之、六

月廿六日親類差扣二不及之旨被 仰出、

六月廿七日

一 鴨沢与右衛門江

被 仰渡

其方儀、去月廿八日駒嶺忠藏江以脇差切付、深手二而  
相果、下役一条新左衛門江も手を為負、乱心之致方二  
付、切腹被 仰付者也、

右之通、御町奉行・御物頭・御目付立合申渡之、尤

与右衛門介錯相济候付、見届候段茂左衛門江御目付

申達之候処、茂左衛門より右介錯之者江御見届相济候

[傍書]

段「○申渡」、為取仕廻候也、

一 与右衛門死骸被下度之旨、茂左衛門迄与右衛門親類とも

願出候旨申達候間、願之通被下置之旨茂左衛門江申渡、  
右死骸宗旨寺龍谷寺江葬申度旨申出候付、葬候様可申渡  
之段御町奉行江申渡之、報恩寺印形切手を以為相断也、

鴨沢与右衛門

一 親類共  
被 仰渡

鴨沢与右衛門儀、去月廿八日福岡御代官所におゐて駒  
嶺忠蔵江脇差を以切付、深手二而相果、下役一条新左  
衛門江も手を為負、乱心之致方二付、切腹被 仰付候、  
仍身帯・家屋敷御取上被成、家財八手廻江被下、御構  
無之候之間引取可申者也、

駒嶺忠蔵

一 親類共江

其方共親類駒嶺忠蔵儀、去月廿八日於福岡御代官所、  
鴨沢与右衛門勤番之節、御用有之相扣二付、御役屋江  
罷越、帰之節脇差を以被切懸、深手二手相果、与右衛  
門乱心と乍申、対談之内模様相知可申候間、心得可有  
之処不覚之致方二付、身帯・家屋敷御取上被成者也、

右之通被 仰出、懸御役人共江申渡、

但駒嶺忠蔵嫡子江御助扶持被下、且後々二至身帯

二被成下也、

宝曆十四甲申年 (藩法研究会編 二〇〇六：五二〇)

一六月五日

御物頭

一 八木橋茂左衛門

右は鴨沢与右衛門義於福岡致乱心、駒ヶ嶺忠蔵下役一  
条新左衛門江為手負候段、御詮議之上申上候、依之右  
与右衛門御預被成旨被 仰出、内々為心得申渡置候様  
二と懸御役人共立合為申渡、尤明後七日暮方爰元江着  
之筈付、直々茂左衛門宅江為御引附、其節御役人共相  
詰、与右衛門江被 仰付候已後、早速御渡可成候之間、  
其旨共為相心得、表立候義は猶当日具二可申達段、是  
又茂左衛門内意為申渡之置、

但与右衛門義、此元江引附候節迄も狂氣二而、被

仰渡之趣承兼候程二候ハ、揚屋江被遣、為遂養生候

様二可仕旨、茂左衛門江為心得為申渡置之、

一六月六日

一 八木橋茂左衛門

今般御預人被 仰付候処、兼而無調法二付、勝手不如意仕罷有候上、知行所遠方二御座候間、急用相弁兼内々迷惑仕候、依之御時節柄恐多申上様奉存候得共、私身帯之内現米五拾石御座候、夏御証文は被下置候、暮御証文共二被下置、御買上被成下度旨、尤勤中被下置候式拾駄は当御藏正米二而被下置候間、是又此度御渡被成下度旨申上候処、夏御証文は御買上被 仰付候、勤中被下候式拾駄は拾駄御渡、右拾駄正米二而御渡可被成候処、此節御差支二付、御代物二而御渡被成旨被 仰付、御日付を以申渡之、

一六月七日

御物頭

一 八木橋茂左衛門

右は先頃被 仰渡候通、鴨沢与右衛門弥今日御預被 仰付、尤今暮頃爰元江着二付、直々茂左衛門宅江引附候様御目付江申渡之、

一 鴨沢与右衛門、今酉中刻茂左衛門宅江引附候段御役人共申出候、

一 鴨沢与右衛門江  
被 仰渡

其方義、福岡御代官所勤番二而罷有候処、駒嶺忠藏御役屋江呼上対談相済罷帰候節、以脇指切付下役一条新左衛門江も手為負候付、被遂御詮議候処、乱心之旨申上、仍而八木橋茂左衛門江御預被成者也、  
右之通被 仰渡、御目付申渡、畢而右与右衛門請取候様茂左衛門江御目付を以申渡之、  
一 右二付、与右衛門親類共恐入差扣之義願上候処、追而御沙汰有之迄不及其義旨被 仰出、御目付を以申渡之、  
但六月廿六日親類不及差拍旨被 仰出、

一六月廿七日

一 鴨沢与右衛門江  
申渡

其方義、去月廿八日駒嶺忠藏江脇指を以切付、深手二而相果、下役一条新左衛門江も手為負、乱心之致方

二付、切腹被 仰付者也、

右之通、御町奉行・御物頭・御目付立合申渡、尤与右衛門介錯相濟候付、見届候段茂左衛門江御目付申達候処、茂左衛門より右介錯之者江御見届相濟候段申渡、為取仕廻候也、

一与右衛門死骸被下置度旨、茂左衛門迄与右衛門親類共願出候旨申達候間、願之通被下置旨茂左衛門江申渡、右死骸宗旨寺龍谷寺江葬申度旨申出候付、葬候様可申渡段御町奉行江申渡之、報恩寺江印形切手を以為相断也、

鴨沢与右衛門

親類共江

被 仰渡

鴨沢与右衛門義、去月廿八日福岡於御代官所駒嶺忠蔵江脇指を以切付、深手二而相果、下役一条新左衛門江も手を為負、乱心之致方二付、切腹被 仰付候、仍身帯・家屋敷御取上、家財は手廻江被下、御構無之様引取可申者也、

駒嶺忠蔵

親類共江

被 仰渡

其方共親類駒峯忠蔵義、去月廿八日於福岡御代官鴨沢与右衛門勤番之節、御用有之相扣候二付、役屋江罷越、帰之節脇差を以被切懸、深手二而相果、与右衛門乱心と乍申、対談之内模様も相知可申候間、心得可有之処不覚之致方二付、身帯・家屋敷御取上被成者也、

右之通被 仰出、懸御役人江申渡之、

一駒嶺忠蔵婦子江御助扶持被下、身帯之部二記之、(後略)

刑罪 29

宝曆十四年七月十六日

(藩法研究会編 二〇〇六：四二二)

御物頭

一

中山平九郎

組御同心去秋より御下屋敷詰罷有候之処、去月廿二日安左衛門と申者乱心仕、小頭勘次郎江切懸候処、早速捕押御訴申上、籠舎被 仰付旨此度江戸同役共より申遣、恐入差扣奉願候之処、追而御沙汰迄不及其儀之旨御目



付を以申渡之、

八月十九日

御物頭

一 中山平九郎

右組安左衛門と申者、於江戸無調法有之、御下被成候  
処、組法ニ成敗仕度候之間、被下置度段平九郎申上候、

御上ニ而御仕置可申付旨江戸表より被 仰付義故、不  
被下置旨可申達事、

右之通申達候様被 仰付、御目付江申渡之、

九月二日

御物頭

一 中山平九郎

右組御同心小頭勘次郎儀、於江戸同組御同心安左衛門  
致乱心被切懸、無間も相果候、然処勘次郎深手ニ而、  
安左衛門組伏居候由、早速相果候程ニ而取押候儀奇特  
成者ニ候間、勘次郎子共弟之内、御同心御奉公可相勤  
程之者、吟味之上直々跡組召抱可申候、

但右之節、御同心共安左衛門を取押候もの共江御ほ  
うひ御代物等被下置候儀、其外居合候者共江之被  
仰付候御次第、略之、

宝曆十四年 (藩法研究会編 二〇〇六：五二二)

一七月十六日

御者頭

一 中山平九郎

組御同心去秋より御下屋敷詰罷有候処、去月廿二日安  
左衛門と申者乱心仕、小頭勘次郎江切懸候処、早速取  
押御訴中上、籠舎被 仰付候之旨、此度江戸同役共より  
申遣、恐入差扣奉願上候処、追而御沙汰有之迄不及其  
義旨被 仰出、御目付江申渡之、

(中略)

一十月十七日

中山平九郎組元御同心

一 安左衛門江

申渡

其方義、江戸勤番罷有候処、当六月廿二日暮頃意趣有

之旨申候得共、酒狂之上乱心仕、同組小頭勘次郎ニ為  
手負相果候付、御大法之通於籠前打首被 仰付旨御老  
中被申渡者也、

右之通御片付、於籠前御徒目付申渡之、

## 第二部 『盛岡藩雜書』より抽出した事例 「\*」で表題を表記

### 雜書 1

寛永廿一年四月廿七日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六… 一五)

\*砂子沢村百姓喧嘩人

一大萱生長左衛門百姓砂子沢村彦市・同村孫市、郡山市婦ニ喧嘩、彦市於孫市歟伐殺候由、

(双丸)

長左衛門内孫十郎儀俄弥五左衛門を以て披露、則喧嘩羽方ニ申付

### 雜書 2

正保二(一六四五)年一月十三日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六… 七八)

\*北閉伊乙部村肝煎子喧嘩

一北閉伊之内乙部村肝煎勘介子ぬい監物子助九郎、旧冬廿九日晚歳暮之礼ニ廻、其上縫殿・助九郎言葉論  
仕出、助九郎が縫殿を一刀切、当八日ニ縫殿相果候ニ付、助九郎も腹を伐死候由、今日之日付ニて  
小本助兵衛以状今日言上

### 雜書 3

正保二年五月(閏) (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六… 九八)

\*伝法寺村女房殺害者成敗

一伝法寺村上関口小十郎、女房を伐殺候ニ付て、於郡山成敗申付野田宮内義カ十郎以書付申上候

### 雜書 4

正保二年九月 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六… 一二二)

\*喧嘩成敗

一名久井村ニて喧嘩仕喜八今月十九日ニ成敗仕由、妻鹿源助丞披露(他事件については後略)

### 雜書 5

正保三年三月廿日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六… 一五二)

\*高家村百姓ノ喧嘩切殺

一四戸甚尉百姓きび助民部、於高家村今月十六日ニ喧嘩仕、きび助を民部が切殺申ニ付て、  
今日小向四郎兵衛以安田五兵衛披露之、双方御法度候間、民部をも成敗仕様にと申渡候処ニ、明廿一

日ニ民部も切腹仕由、重て四郎兵衛以五兵衛披露之

雑書6

正保四年十月二日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六…一三九)

\*妻殺シ同心切腹

一宮長三右衛門同心之内、大槌より出候八兵衛、昨夕夫婦いさかい仕、女房をあやまり候由、三右衛門望月長兵衛を以披露ス、三拾人之半被吟味、余ニ申分も無之候ハ、八兵衛ニ腹為切候様と申渡ス

雑書7

慶安元年四月四日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六…二八一)

\*喧嘩ニヨリ切腹

一新御鷹部屋餌作小屋にて、太田惣次郎・一戸重右衛門少之言分にて双方手負之由、奥瀬小左衛門披露之、則時五左衛門申上ル、二人切腹可申付候旨被 仰付

雑書8

慶安元年七月十七日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六…三〇〇—三〇一)

\*八戸廿八日町にて同心喧嘩

一於八戸廿八日町喧嘩仕野田内匠同心之五郎兵衛、此助仕吉右衛門・勘十郎・作助・与吉・久左衛門、右六人今日於盛岡殺生場梟首札立、検者茂市三太夫・望月長兵衛被遣、五郎兵衛相手之弥二郎と五郎兵衛子之久作は於八戸可致討謬(戮カ)之由、野田内匠・工藤主善・鷹巢太郎左衛門・豊川宮内申付候、此左右

雑書9

慶安元年七月廿八日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六…三〇三)

\*花輪ニテ喧嘩

一鹿角花輪にて去ル廿日ニ喧嘩仕相果谷地田町四五右衛門・玉内村与七郎、此二人家財闕所之日記四通、今日勘解由左衛門状を添上ル、人馬ハ御台所御馬方衆へ渡ル

雑書10

慶安二年四月廿一日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六…三四七)

\*喧嘩者成敗

一三月十三日町帰二道中にて喧嘩仕ル見前村源助・左京・甚右衛門、此三人今日成敗、検者田代治兵衛、三人之家闕所仕罷上ル様ニと御代官衆へ被仰付候

雑書11

慶安三年五月十日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六…四三六)

\*喧嘩ノ上殺人

(肴力)

一盛岡紺屋風呂屋嘉兵衛と同所あら町与十郎、同町助五郎所にて昨九日斉宮にて口論仕出、右嘉兵衛を  
与十郎風呂屋嘉兵衛家にて切殺候由にて、右与十郎籠舎申付置申旨、田代治兵衛・望月長兵衛披露二  
付、重て様子穿さく可申付由申渡

雑書 12

慶安三年十一月十六日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六… 四八八)

\*馬買家臣口論手負

一朝尾数馬方より御馬買衆へ使者之由にて下候土屋仁兵衛・弥左衛門、新馬町宿左平次所二

(生)

て口論仕出、双方手負候由、田代治兵衛披露之、則時松本伯専為養性遣ス、仁兵衛手ハ浅手、弥左衛  
門深手にて仕て、弥養性可仕由申渡

雑書 13

慶安四年七月九日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六… 五三六)

\*紺屋町門番口論

一紺屋町門番之市十郎と舟越与七郎同心孫四郎口論二付て、同町十兵衛・善太郎・宗助、此三人過代金  
老両宛出候様ニと、田代治兵衛ニ申渡候、孫四郎八百日の籠舎申付御扶持放候事、市十郎八百日之籠  
舎にて免候事

雑書 14

慶安四年十月廿三日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八六… 五六五)

\*切腹

一江戸にて口論仕候小組一条覚丞、於東頭寺切腹、御目付上崎治左衛門、御歩行菊池伊右衛

(祇)

門、於儀陀寺切腹、御目付美濃部作左衛門

雑書 15

寛文十一年六月廿九日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九… 四五―四六)

\*江戸浅草ニテ藩士抜刀

一悪津平太夫・根子市兵衛、於江戸石丁二丁目徳右衛門弟長兵衛を同心浅草之観音へ参、夫ヨリ吉原へ  
参、観音ノ後たんほにて、右長兵衛ヲ平太夫切り申所、長兵衛逃候へは、市兵衛刀を貫追懸候所、長  
兵衛声を立逃候を、近所之者とも承合申候付て、右平太夫・市兵衛欠落申候由、因茲長兵衛兄徳右衛  
門公儀御町奉行衆へ訴状指上申二付て、殿様へ御町奉行衆より御穿鑿可被成由にて、徳右衛門指上候  
訴状、并長兵衛口書徳右衛門共二御町同心兩人御付被遣候付て、平太夫・市兵衛長屋御改、平太夫若

党式人、岡本孫左衛門二御預、其外市兵衛、平太夫中間四人は、籠舎被仰付候間、平太夫親兄弟、市兵衛親兄弟預に可仕由、去ル廿一日付之御飛脚ニ申来ニ付、八戸弥六郎所へ奥瀬治太夫、桜庭兵助寄合、御横目三上多兵衛、御町奉行高屋四郎左衛門、川嶋寛右衛門呼寄、右之段々申付ル、平兵衛同弟平九郎呼寄、平兵衛二二三上多兵衛申渡候へ、於江戸同名平太夫、呉服屋長兵衛觀音之後にて切懸仕付、其もの、御公儀御町奉行衆へ訴状指上候、就夫 殿様へ御僉議可被成由被仰遣候へ共、平太夫も市兵衛も欠落仕候間、御公儀之儀ニ候間、如何様ニ御僉議可被仰付も難斗思召候条、先平兵衛儀は中野伊織方へ御預被成候間、横田又右衛門同道仕相渡し可申由申渡、同弟平九郎儀は黒沢伝兵衛ニ御預被成候由申渡、則座伝兵衛ニ相渡候、市兵衛親源左衛門ハ於花巻中村門右衛門ニ御預、同子与吉ハ奥寺孫右衛門ニ預候由、御城代申上ル、於江戸市兵衛伯父八郎左衛門も、長谷川又左衛門ニ御預被成候由申来候付、花巻二居申候源左衛門兄弟名兵衛・豊右衛門も預ニ可仕由、御城代へ六月廿九日ニ申遣、名兵衛ハ須々孫治助ニ預ル、豊右衛門ハ長坂一郎左衛門ニ預候由、花巻御城代より申来

寛文十一年七月廿五日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九： 五一)

\*若党御免

一 悪津平太夫召仕若党式人・小者四人、御免被成御下シ、今日至申ノ下刻下着、内若党弥平次、三戸之内斗内三雲勘兵衛百姓治部子金治部・口入藤七・同半五郎・平太夫預同心作兵衛子、親ハ江戸ニ罷在由、此者当番平太夫ニ被雇上候ニ付、請金無是由、小者八藏、金田市平兵衛百姓六郎子、平兵衛知行ノ者ニ候付、請人主無、同小者八助、一戸町彦三郎子請人平兵衛・知行肝煎長右衛門・人主彦三郎、右弥平次・八藏・八助、此二人ハ盛岡宿無之

(ママ)

候、併平兵衛本百久作、只今鍛冶町ニ罷有候間、先落着候宿ニ仕度由申ニ付、久作呼申渡、平太夫小者四人ノ内太郎八と申者、是も当所ニ宿無之ニ付、半五郎祖父甚右衛門所ニ半五郎一所二居、長二郎卜申小者一人ハ、花巻ノ者ニ御座候付、直々罷有由、式人之若党申事  
一 根子市兵衛小者式人御下被成内、さうり取左助ハ路金無之、仙台ニ残居候付、平太夫若党左助親ニ為申聞候へハ、追付迎ニ可参由申事、同小者長吉・市兵衛知行所へ直々参候由、右之者盛岡迄参候分、川嶋角右衛門ニて宿を呼、右之通自然御留被成候儀も可在之候間、其内弥宿可仕候、乍然氣遣仕儀ニて無之、角右衛門所ニて申付之

寛文十三年六月廿日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九： 三二七)

\*譜代ノ家臣御預御免

一 根子源左衛門・同弟名兵衛・八郎左衛門・豊右衛門御預御免、松岡八左衛門・高橋惣左衛門を以被仰渡趣、市兵衛於江戸無作法仕欠落候、就夫、親類共御預候は市兵衛可罷出かと思召候処ニ左様ニ無之候付て、同名名兵衛行・八郎右衛門兩人寛文十二年九月十九日より

(市)

翌年四月中と日限御定、一兵衛尋ニ被遣候へ共尋逢不申罷帰上ハ親兄弟内御成敗可被仰付候得共、御普代之者之義ニ候へハふびんニ思召、其上子共ニ無作法仕様ニハ存義ニハ無之と思召、命御たすけ御

預をも御免被成候、乍此上市兵衛有所をも承、此方へ呼返御成敗被仰付候ハ、如右之、被召出儀も可有候間、難有存何方ニ罷有候共左様ニ心懸ケ弥可仕候、

(辺)

併花巻・郡山・盛岡・雫石・大迫・沼宮内・一戸・福岡・三戸・五戸・七戸・野部地、此通ニハ居申間敷候、御免被成候所ハ兩閉伊中・遠野中・賀沢内・浄法寺・鹿角・田名部、右之所ニ勝手次第何方ニ成共居候様ニとの御意ニ候間、左様ニ心得候様ニと源左衛門ニハ北九兵衛方へ松岡八左衛門・高橋惣左衛門参候て申渡、豊右衛門ニハ内堀織部方へ右兩人参候て申渡ス

一名兵衛・八郎左衛門儀ハ市兵衛尋ニ参候へ共行逢不申、当五月罷帰候、江戸より被仰越候ハ花巻親類共方へ越置候様ニと被仰遣付花巻ニ罷有候、就夫、四月金左衛門へ右之趣何も昨日老中申渡之

#### 雑書 16

寛文十二年二月廿二日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：一二七)

\*口論ニテ四人死亡

一於八戸、去ル十九日之晩、竹林治兵衛所へ夜嘶ニ平山小兵衛・奥谷弥五左衛門・安達源五兵衛参候処、口論仕、治兵衛・弥五左衛門・源五兵衛ニ小兵衛深手負セ、則弥五左衛門・源五兵衛相果、小兵衛も手を負、其夜自害仕候、治兵衛ハ翌日切腹仕候旨、今日八戸御留守居より申来ル

#### 雑書 17

寛文十二年六月十一日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：一九二、一九八―一九九)

\*八幡宮別当弟等双六ノ上デロ論殺傷

(抹消)

一「」申上候ハ、去六日之晩八幡御宮御番所ニて左近と申神主、坂本と申衆徒、別当弟助五郎、別当家来日沢八郎兵衛、右四人ニて双六打候所、口論仕出し助五郎坂本を切、其上左近を切、左近ハ翌日七日ニ相果、坂本ハ薄手ニ候由、其場より助五郎・八郎兵衛欠落候由、妻子ハ居候旨書付を以申上、則所々境々へ右之もの参懸候ハ、捕候様にと申遣、委細書付有、取次高橋惣左衛門右之書付ハ公事帳預候、遠藤喜蔵・山口新平ニ渡置、右之一儀ニ付、八幡ノ衆徒藤本・楊林書付ヲ上ル、右式通共ニ右同人ニ渡、右妻子ハ預、家内ハ改置可申由、別当方へ高橋惣左衛門を以申渡之、別当へ之被仰渡委細追て切紙ニても可被遣由

十六日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：一九八―一九九)

\*過日双六ノ上デノ喧嘩ノ処分

一先達去ル十一日訴状以申上候、今度其方弟助五郎儀、八幡宮ニて双六之上喧嘩仕出候段、兼て不作法故、由断沙汰之限思召候、内々急度可被仰付儀候得共、若年其上頃日別当被抑付事ニ候へハ、此度ハ御赦免被成候間難有存、以来嗜前別当仕置来候例を用堅申付嗜可申候、親次郎左衛門事追放可被仰付候ても、其方不便可存と思召、是又追放御赦免被成候間、其方弟ニ添置候、其方家尤御宮へ出入不仕

方事八幡仕置等二一切構不申、弟所ニ逼塞仕可罷有候、助五郎・八郎兵衛をハ随分尋出可申候、若忍候ても立帰候を言上不仕致隠密、脇より於聞候ハ、急度可被仰付候、助五郎妻子ハ別当預可申候、八郎兵衛妻子家内諸道具ハ改五人組預置候様ニと、今日於御城別当三位坂牛六左衛門、此外喧嘩仕候日之当番楊林へ、衣笠助之進・高屋四郎左衛門・高橋惣左衛門申渡之

一助五郎相手ニ成候、左近子ニハ左近跡目無相違被仰付候間、前々之通神主任可申候、助五郎罷有候ハ、喧嘩双方ニて助五郎をも成敗申付跡目御立被成間敷候へ共、助五郎ハ欠落仕候へハ成敗も不被成、別当不仕置も御免被成候へハ、左近子迷惑ニ可存ニ付、右之通跡目不被仰付筈之処を、無相違跡目被仰付候間、返候別当ニ無野心神主をも仕可申由、此段坂

(ママ)

牛六左衛門八幡へ参、左近子ニ可申渡由、尤坂本ニハ養生仕致本復候ハ、如例之神主可仕由、別当三位坂牛六左衛門・楊林ニ助之進・惣左衛門・四郎左衛門申渡之

#### 雑書 18

寛文十二年八月七日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：一三三)

\*江戸ニテ口論ノ同心扶持召上ノコト

一北川三右衛門預同心弥平次と申者、於江戸中間ニて口論仕候科ニ付、御扶持被召上、此由高橋惣左衛門・三上多兵衛申渡、則小頭と右之弥平次ニ右兩人申渡之

#### 雑書 19

寛文十三年 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：三二四)

\*口論ノ上殺害

(姓)

一二月廿八日三戸寛福寺へ川守田村御蔵新田百性喜右衛門弟助十郎・廿八日町進六寺祝ニ参候所口論仕、右進六所へ喜右衛門・助十郎押込申候所ニ、進六倅藤次郎出合、右式人之者

(即)

則時切殺候由、御代官藤田多左衛門・金田一太郎兵衛・織笠齊宮申上候、藤次郎ハ太刀先ニ候へ共、進六本人ニ候間進六成敗可仕候、藤次郎ハ親ニ切懸り申者切殺候、とても他人之助太刀とハ各別之事ニ候間、徒党ニハ無之候条進六成敗可被申付也、御代官へ今日切紙ニて申遣ス

#### 雑書 20

延宝三年閏四月廿二日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：五九三)

\*飲酒ノ上ニテ殺人

一福岡御代官所之内、中村之助五郎、扇子田之左衛門五郎酒ニたべ酔、介五郎宿へ左衛門五郎同道ニ参、酒之上ニて左衛門五郎を右之助五郎わり木ニて打殺、右之助五郎則時腹切相

(喧)

果候段、相役中村作右衛門より申参候ニ付、佐々木三郎兵衛披露、治太夫当番、依之嘸嘩双方之儀ニ

候間、不及是非旨申渡、但かねて意趣など二候て、右之通相果候哉、以来之為

(組)

として双方五人与より書付を取、相済可申由、三郎兵衛ニ申渡之

#### 雑書 21

延宝三年五月 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：五九八)

\*小者三人飲酒ノ上刃傷ニオヨビ一人死亡

一今日八つ時分大清水馬場盛宅屋敷之前にて、鶏冠井勘右衛門預御小者と五郎・清三郎・長八三人、御城へ小遣番罷上候所ニ、御城へハ不参、水主町勘七後家所三人共参、酒ニ給酔、宿へ帰道々にて、与五郎・清三郎何角と口論仕、与五郎腹立清三郎を切候ハんと脇指貫候

(お欠力)

得ハ、長八飛懸とりさへ候とて、与五郎脇指にて長八股之上を突死申ニ付、与五郎も人を謬候へハ、菟角のかれ無之と腹切候得共、息ハ通候由、尤長八は則時相果候旨、与五郎相手清三郎ハ繩を懸指置候由、鶏冠井勘右衛門披露之

一右与五郎相果候由、勘右衛門披露、清三郎儀喧嘩双方可申付候へ共、岩鷲御神事前故、籠舎申付置、御神事済候ハ、成敗申付筈

#### 雑書 22

延宝三年八月四日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：六四五―六四六)

\*氣違者刃傷ニ及ビ自害

一昨晚四ツ過毛馬内九平次方家頼、晴山安左衛門相煩候付て、浅石六平ニ見舞くれ候様ニと、安左衛門方より申遣候付て、則時六平、安左衛門所へ参候、安左衛門氣違候と相見へ、六平ヲ切殺、其身も手を負、其上ちかい仕相果候、右之様子九平次在江戸ニ付て、近所二人も居合不申故、切あい申時分も、誰も知不申、今朝見付申由、毛馬内三右衛門披露、六平事御勘定方ニ候付て、御勘定頭江刺家兵左衛門・田鍍太郎左衛門へ申断、則兵左衛門・太郎左衛門参、兩人相果候様子見届申上候付て、兩人相果申上ハ、重て御尋可被成様も無之候間、双方取仕廻申様ニと御勘定頭三右衛門へ申渡ス

#### 雑書 23

延宝三年九月十九日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：六六七)

\*喧嘩ノ者ニ切腹ノ命

一於江戸ニ当月七日達會部茂右衛門・小山田喜内喧嘩仕、喜内深手ニて則時相果、茂右衛門ニハ切腹被仰付、委細出入ハ不申来、同日付之飛脚十九日ニ来着

廿四日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九：六六八)

\*喧嘩ノ者家屋敷召放タル

一達會部茂右衛門家屋敷上候付、今日大萱生長左衛門・野田弥右衛門遣請取



雑書 24

延宝四年五月廿二日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九八九…七六三―七六四)

\*御歩行日論ニツキ御切米扶持召上

一伯州様奥様へ被御付置候御歩行松岡七郎左衛門・工藤勘允口論仕候由、七郎左衛門儀今日御下シ被成、則時御切米御扶持取上可申由申参候付、其段上田半左衛門ニ申添、尤盛岡廻花巻筋ニ置間敷由申渡之

雑書 25

延宝五年一月十七日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇…九)

\*口論ノ者処分

(姓)

一旧冬花巻追鳥被仰付候節、四戸金左衛門同心老人と、桜庭四郎左衛門百生三七と申者口論仕候付、御詮議之上同心ハ御扶持被召上、右三七ハ御成敗被仰付候、右之通四戸金左衛門ニ申渡ス、委ハ公事帳ニ書留

雑書 26

延宝五年閏十二月四日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇…一三〇)

\*寄合の席ニテ刃傷、関係者処分

(宿)

一先月廿二日之夜、金田一久左衛門居候町やとへ、鴨沢金右衛門・穴沢喜右衛門寄合咄申処

(絵書)

(屋根葺)

へ、えかき庄次郎も参、それよりやねふき棟梁長五郎儀も見舞ニ参、右五人寄合咄居候内ニ、庄次郎を長五郎脇指ニてつき申候、それゆへ今朝庄次郎儀相果候付、今日右之趣遂披露候処、長五郎儀ハ成敗申付、久左衛門・喜右衛門・金右衛門は不届もの寄申段、無調法ニ思召閉門被仰付、則右三人ハ会所へよひよせ本堂李兵衛・高屋四郎左衛門申渡、長五郎ハ則時赤沢兵右衛門檢者ニ遣、成敗申付

雑書 27

延宝六年八月廿四日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇…一二五)

\*鹿角ニテ喧嘩両成敗

一鹿角万屋村源五郎所へ、秋田領ヨリ御当領へ参候金堀善四郎卜申者、源五郎所へ参、源五郎数ヶ所伐申候、善四郎モ手負候ニ付、色々僉議之上喧嘩ニ究、右兩人共ニ成敗可申付由、此外親吉右衛門儀右出入之節助太刀仕候ニ付、五人与ニ預置候共是亦僉議之上、親之儀ニ候得ハ預ケ免候様ニ、右之通今日毛馬内御代官へ申遣

二十六日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇…一二六)

\*喧嘩人ノ親成敗

一鹿角万屋村源五郎親吉左衛門、喧嘩之場ニ居合助太刀仕候得共、親之事ニ候間科免候様ニ卜申遣候所ニ、毛馬内御代官方吉左衛門義兼テ不届者、其上一人者、宿不仕様ニ当春モカタク申付候所ニ、代官

方下知ヲモ用不申、御公儀ヲモ相背候間御境目ト申、向後ノタメニ候間急度申付度由申ニ付、右之吉左衛門成敗仕様ニト申渡之

雑書 28

延宝七年十二月廿八日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇：四〇一)

\*喧嘩ノ上殺害

一川井運助・種子甚五右衛門御代官所川口村才三郎、当廿三日之晩、同村平三郎所ニテ、助六子助五郎と口論仕候ヲ、居合候者共取さへ置候所ニ、才三郎宿へ帰候時分割木ニテ助六耳ノ上ヲ才三郎打候て、同廿六日之晩助六相果候由、御代官共申上候付、喧嘩之儀ニ候間、才三郎事成敗仕、助六死骸も為取仕廻可申候、右宿仕候平三郎事ハ五人組ニ預置候様ニト申遣之

雑書 29

延宝八年四月廿四日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇：四七四)

\*津軽新蔵ヲ成敗

一田名部谷地町七右衛門所ニ居候津軽新蔵ト申者成敗申付

是ハ同所左治右衛門所ニ居候閉伊之内、猿沢坂本村助二郎と新蔵四月八日之晩喧嘩仕、助二郎ヲ新蔵切殺候ニ付、新蔵并右宿仕候者共ノ口書、御代官栃内与兵衛指上、浪岡与

(儀)

(緞)

三右衛門右之趣老中へ披露仕ニ付、老中相談ノ上如此申付ル、但新蔵義元来ハ閉伊くわか崎宇右衛門子、母ハ三戸ノ者也、宇右衛門十一年以前ニ津軽へ妻子引連参候所ニ、新蔵方々舟子ニ成、上方へも参候由、延宝六年七月大畑湊へ参檜山杣子ニ成渡世仕、右七右衛門所ニ同七年六月十七日より宿ヲ借、七右衛門ニ奉公分ニテ居候由、宇右衛門夫婦

(今に)

ハ御国を出候以後相果、新蔵弟庄兵衛と申者、此外女ノ兄弟式人尔今津軽ニ有之由、右助次郎義ハ四、五年中左治右衛門所ニ居、夫より大畑ニ四、五年居、又去年より左治右衛門所へ参候由、左治右衛門口書ニ有、右ノ品委細口書一通有之、但新蔵儀田名部ニテ成敗候様ニと、七左衛門・兵助より以書状ニテ今日申遣ス

雑書 30

延宝八年六月廿六日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇：四九六)

\*喧嘩

一郡山土橋舟渡守久三郎・長二郎、岩清水村肝煎勘十郎喧嘩之口書三通、栃内与次右衛門、岩館五郎右衛門兩人ニテ上、則披露申候へハ来月ニ成候て、双方様子御尋可被成候間、其内手負長二郎死不申様ニ勞リ、尤相手勘十郎ニも繩をかけ、五人組ニ預置候様ニと則時両御代官へ山田源右衛門申渡ス、委細ハ口書ニ有

延宝八年閏八月十二日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇：五二五)

\*肝入成敗ノ処、公方・法皇他界ニツキ料金

一夏中、舟越助五郎・枋内与次右衛門御代官所郡山岩清水村肝煎勘十郎、同所土橋渡し守久三郎・長次郎出入、段々様子相尋候所、勘十郎儀舟場へ参、舟守久三郎とやく申早速渡し不申候て御用滞候ハ、直々御代官へ参、其様子ヲ可申所、左様ニ無之口論致候儀、勘十郎仕様不届二候、又長二郎かいヲ持参勘十郎ヲ打候由、此打返しハ棒ニても相応ニ打返しをも可仕所、脇指ニて長二郎を切申事、旁以不届之至候、此ニケ条ニて勘十郎御成敗可被仰付候得共、公方様御他界、法皇様崩御被遊時節二候へハ、命御免被成候て、料金五両為出、籠舎御免之段老中相談之上、右之趣舟越助五郎ニ宮田瀬兵衛申渡之一岩館五郎右衛門・上関作之丞御代官所郡山土橋渡し守久三郎、岩清水村肝煎勘十郎出入段々様子相尋候所、勘十郎御用候て舟場へ参由二候へ共、即時舟渡し不申遅々仕、其上勘十郎と口論致候儀不届二候、勘十郎儀御成敗も被仰付候ハ、同罪可被仰付候へ共、右之時節故、命御免郡山領追放申付、同所長二郎儀ハ久三郎口論仕取あい候所へ参、打候とも申うたれ候共申、長二郎直ヲ二候ハ、被切申儀ニも無之候、其所へ参懸り被切申段被切損二候間、此段申渡し所ニハ御かまい無之候間、何方ニ成共居可申由、岩館五郎右衛門ニ瀬兵衛申渡之 右口相尋候委細別て公事帳ニ有

雑書 31

延宝八年七月十八日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九〇：五〇四)

\*黒沢尻市日ニテ喧嘩

(姓)

一二ヶ村甚右衛門百性北鬼柳村清九郎、仙台領相去足軽半三郎と申者、七月九日黒沢尻市日、

(托)

同町新助所ニテ喧嘩仕候旨趣、兩人共ところてん草調、新助所ニ託置候、銘々之を取違口論仕、半三郎を清九郎打擲、半三郎脇指ぬき候を折合候者共扱相済候処、半三郎帰候道ニ清九郎待請、半三郎を四ヶ所切候ニ付、又所之者共見合押分ヶ候得ハ、其後相去より足軽三人参打果シ可申由申ニ付、御代官松尾又左衛門・志賀小左衛門・野々村宇右衛門へ申聞候ニ付、宇右衛門申付候ハ、此方之者手も不負候得ハ、何とぞ御代官も不存分、内々ニテ

(託)

(託)

わひ仕相済可申候ハ、侘仕様ニと致指図候得ハ、清九郎祖父助九郎と申者わひニ仕、同村主水・長助・同町源左衛門・茂右衛門、右四人使ニテ、助九郎より樽仕色々侘候得ハ、無相違堪忍足軽とも戻候由、宇右衛門披露仕候事

雑書 32

天和四年二月十七日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九一：一九三)

\*五戸川原町ノ口論者処分

一五戸川原町門兵衛と申者之借屋四郎左衛門と申者、同町三之尉と分もなき口論仕、三之尉を打殺可申と両度押込候付、近所之者とも居合四郎左衛門ニ縄懸木村又助ニ為知候、就夫又助遂詮議候所、四郎左衛門氣違同前、其上兼て所之者とも二にくまれ申候、右之者口相尋候刻、又助ニ向色々悪口申不道

者之ゆへ、所追放可申候得共、立帰徒を可仕儀と見届候由口上書并書状にて申越候、遂披露候所徒者と見届候上ハ、成敗申付候様ニと被仰出、其段又助所へ申遣之、四郎左衛門子も無之、女房五十計ニても有之由、それハ親類にても有之候は、少成共身ノ代為出、金子にて上候様ニと是又申遣之

雑書 33

貞享二年十二月五日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九一…四三三)

\*夫婦喧嘩ニヨリ妻殺

十一月廿八日之夜五つ半時、紺屋町安田玄心借屋大工久七と申者、茸手町作右衛門所へ夜細工ニ参、罷帰候へハ、女房火を消シ臥居申二付、我等ハか様ニ骨を折候ニ、其方ハはや臥居火をも消候と申候へハ、女房申候ハ薪無之ニ付臥候由申候、夫を一言宛も申相、女房

(脅)

申候ハ、左様ニ候は如何様ニも埒明候様ニと申二付、其夜酒も被下候故、おとしニ可仕と

(咽)

(叫)

小刀をつき懸申候へハ、女房おきあかり申節のとへ立申候、一声さけひ申二付、拙者もと

(動転)

うてん仕、女房ニ取付見申候へハ、あたり所悪相果申候ニ付、不及是非拙者も自害可仕と存候内、二人ノ子とも泣さけひ申二付、隣より又兵衛・甚五左衛門と申者走り参、何とて左様之義仕候と申候へ共、か様ニ仕上ハ不及是非と申候て、縄懸り申候、依之女房親清兵衛夫婦申上候ハ、久七拙者娘を突ころし申候間、御成敗可被仰付と奉存候、左様被成下候ても相果申候娘、立帰申儀ニも無御座候間、命御助被下度と度々申上、其上口上書指上申

(恩)

二付、久七命御助被成、依之久七義、舅願ニて命助申候間、此上拙者も命之をんニ出家ニ罷成、なきものゝ菩提をも弔可申と申上候、二人之孫ともハ久七兄久五郎手前へ引取、清兵衛志ニも候間随分養育可仕と、親久兵衛申候付、右願之通久七御助被成、久七口上書・清兵衛訴状公事箱へ入置

雑書 34

貞享四年四月廿三日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九一…四九二)

\*福岡ノ市ニテ刃傷

一法明院領石切所村、観音別当惣右衛門と申者、去十九日福岡市へ参候所、御与力小笠原善九郎も市へ罷出居候ヲ、何之意趣も無之候を、別当惣右衛門脇指拔、善九郎左ノうてを少切申候付、則時抜合惣右衛門を切可申と仕所へ、五日町孫四郎と申者参懸、其者惣て気違ものニ御座候と申二付、切不申扣申候所ニ、相内三郎助参、右之惣右衛門ニ縄懸、検断預置申候由、御代官へ為知候付、惣右衛門五人組、尤法明院知行肝煎二様子相尋候所ニ、十

(ふと)

(忍)

ヶ年己来乱気ものニ罷成候故、何方へも出し不申処ニ、与風宿をしのひ出、ヶ様之不調法仕候由申段承届、御代官佐々木三郎兵衛書状を以申上之、因茲右之惣右衛門気違相究候者之義ニ候へハ、成敗被

成儀無之候、以来何方へも出し不申預置候様、惣右衛門五人組ニ手形為仕預置候様ニと、一昨日福岡へ、御目付高橋四郎左衛門より申遣之

雑書 35

元禄三年九月九日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九一・八二九―八三〇)

\*花巻ノ肝入、仙台ノ者ニ疵ヲ負ワセル一件

(亘)(釣師)

一仙台領日理つるし村甚右衛門子久三郎、田名部へ通候由ニて、七月九日之晚花巻一日市肝煎弥藏所宿

(組)

取候処、弥藏乱心ニ成、久三郎寝り候処、三、四所疵為負候付、弥藏并子弥介籠舎、妻子ハ五人与ニ

(癒)

預置、久三郎事ハ外科江刺ケ通悦遣し、内薬ハ花巻町医辺見友悦療治申付候処、疵段々平愈仕候間、右父子籠舎御免被下度と、病中口上書相出候、今度すきと平愈仕ニ付田名部へ成とも、本所へ成共勝手次第可参由申付、右父子ハ弥藏乱心之上御座候へハ、不及是非候間籠舎相免、弥藏其子弥助御預被成候

(伊勢)(抜)

右久三郎事先年より、田名部佐井浦谷地次郎右衛門手代ニ成罷有候て、四年以前いせへぬけ参ニ罷出候処ニ、つるし村忠右衛門所へより候へハ、被留候て延引、去年伊勢参仕候由、当七月田名部へ心さし罷通候処、右之仕合由候也

雑書 36

元禄六年二月十八日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九二・一五八―一五九)

\*殺人一件

一上田通御代官所之内、東中野沢田村小十郎名子ニ居候喜藏と申者を、小十郎召仕喜藏従弟長五郎討殺申候付、遂詮議落着候付申渡之

一喜藏事、日頃氣之そろい不申者ニて、傍輩共親類中ニも我か儘計申、人ニうとまれ申ものニ候由、然所此度小三郎・小十郎所ニて弔仕候ニ、喜藏儀寺之相伴ニ出し不申候を無念存、我か儘仕、討殺候、就夫村中百姓共不殘四拾三人、并喜藏親類共拾壱人連判ニて訴状相出、若此度小三郎・小十郎・長五郎、三人之内迷惑ニも被仰付候ハ、親類共之内人身代りニ御立被下度と、身ニかへ申出候付、喜藏儀日来不届者と相聞得、然共人殺仕事候間、長五郎急度可申付候得共、喜藏親類共迄右之通願候付相免候、向後侍其外刀差候者ニ、慮外をも不仕慎候様ニと急度可申渡旨、御代官照井七郎兵衛・舟越伊助ニ御町奉行高橋惣左衛門・枋内与兵衛、御目付黒沢喜兵衛申渡之、委細ハ訴状并公事帳有

雑書 37

元禄六年十一月廿三日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九二・二九二)

\*喧嘩の者成敗

(ママ)

一三戸御給人一戸五右衛門百姓久太郎・太郎左衛門同道にて、十一月廿七日五戸市帰、浅水村於山中喧嘩仕、久太郎儀、太郎左衛門ニ被打殺候由、太郎左衛門籠舎申付置候旨、御代官工藤長助・四戸治左衛門廿一日付にて申越、喧嘩之儀ニ候故、太郎左衛門御精進日を除、成敗仕候様ニと申遣、但喧嘩故妻子・家財ニハ御構無之由申越ス

雑書 38

元禄七年十二月十日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九二 四四八)

\*殺人者成敗

一郡山北上川本舟場船久作、大巻村勘右衛門、右式人之者、佐比内村喜平次と船中にて口論之上、喜平次を打殺候付、段々遂詮議勘右衛門・久作白状之上成敗ニ依申付候、申渡覚

(議)

一佐比内村喜平次十一月十五日之暮頃に、郡山本舟場にて被打殺候付、遂詮儀候処、舟守久作白状之趣、喜平次をかいを以、初手ニ打候由候得は、喧嘩之本人と相聞候事

(次)

一大巻村勘右衛門儀、右久作打候かいを取、喜平二を打そのかいにて相果候由、久作致白状

(儀)

候、因茲久作儀ハ喧嘩之本人たる間成敗申付、勘右衛門義ハかいにて喜平次を打殺、其上

(カ) (次)

手前喜平二をうち不申と証人に立、手形も相出候重科之ものに付、成敗申付、家内闕所申付

(議)

一同所肝煎治兵衛儀、右喧嘩之已後場所へも出悉詮儀仕、代官へも可申出処、其上専久作打

(議)

殺不申由、勘右衛門証人ニ相立候時分手形など仕候節、不穿儀品々不調法有之付、成敗可申付候得共、用捨科金五両出させ、尤きもいり役別人に可申付事

右之通、御町奉行高橋惣左衛門・枋内与兵衛、御目付西海枝八郎右衛門并御代官佐藤勘太夫・岩泉惣右衛門立合申渡之、右式人之者共、首ハ於大巻獄門に懸ル、委細公事留書ニ在之

雑書 39

元禄十一年十二月五日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九三 一四九)

\*口論ノ上殺人ニ及ビシ者成敗

一去二日之晩大迫上町長之助・藤兵衛と申者金子出入二付、口論之上にて藤兵衛ヲ切殺候由、同所御代官披露之、依之喧嘩双方ニ可申付旨、為検使御歩行目付釜沢孫七被遣候、則去四日御代官立合御成敗被 仰付孫七罷帰今日披露之、委細公事帳ニ記

雑書 40

元禄十一年十二月十日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編

一九九三… 一五〇)

\*殺人ニ及ビシ者成敗

郡山南日誌

一 与助

元禄十一年十一月十八日之晚同村喜右衛門召仕助五郎殺害仕候付、御詮儀之上白状、今日

(財)

御成敗被 仰付、妻子ハ御助被成候間、身代金何程成共差上候様、尤家材ハ入札ニ仕代金差上候様郡山御代官へ申渡、与助申口ニ久六と申者と兩人ニて切殺候由申出候、御僉儀之上申掛ニ相極御赦免被成本所へ帰、委細公事留書有

雑書 41

元禄十二年五月九日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編

一九九三… 一三七)

\*五戸ノ百姓、酒ノ上デ口論、傷害

一五戸之内、七百と申所、御蔵入百姓兵五郎、同所木村一郎右衛門百姓孫次郎、右二人去三日八戸へ市遣ニ參帰候節、八戸町近所荒屋と申所にて、口論之上、兵五郎を孫次郎脇差ニて、膝のふし切付、道連之者共、八戸町宿へ為告知、彼地御代官築田平次・中里太左衛門方より、兵五郎療治等被申付之由、早速五戸御代官より、右兵五郎引取、様子相尋候得は、兼て之意趣も無之、酒ニ給酔候上、右之通御座候由、乍然孫次郎儀、八戸御町ならし旁不届ものニ付、籠舎申付置候由、上山半右衛門・八木橋茂左衛門より以書状申上、八戸御役人へハ、五戸御代官より礼状遣候由ニ付、老中より付届ニ不及、御目付高屋四郎左衛門披露之

雑書 42

元禄十五年四月十六日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編

一九九三… 八二三)

\*口論ニヨリ殺人

一五戸御代官所之内北市川御新田百姓彦作と申者、上市川村御蔵入百姓右京助不図去月廿五

(坑)

(突)

日口論仕、右京助を彦作小刀ニてふへの脇つき申候付、早速彦作ニ縄を掛差置、右京助儀養生仕候得共相果申由、依之彦作懸合申付以書付米橋茂左衛門より申来、人をあやまり候者故彦作儀成敗仕候様ニと御目付本堂源右衛門申遣、去ル十日成敗申付候由茂右衛門申上

雑書 43

宝永四年七月十九日

(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編

一九九五… 一二七)

\*喧嘩ノ上切腹ノ者処置

一上飯岡村御百姓与十郎・弥七郎と申者、去ル十七日ではりと申所にて、酒酔喧嘩致候付て、右兩人兄弟共并所之者共取さくはい候得共不用、式人共ニ切腹相果候付て、五人組肝煎共見届御代官迄申出候

付、右死骸御代官見分之上書付にて申出候付て、御目付江刺専右衛門

(ママ)

遂兪議候之处、何之出入りも無之候得共、酒之上右之思宜故勝手次第死骸取仕廻候様ニ申渡之

雑書 44

宝永七年六月五日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九五… 八六六)

\*喧嘩ノ百姓成敗

一福岡御代官所之内沢里十兵衛領百姓、先達て喧嘩仕ニ付、うし・さると申者兩人御成敗被仰付、為檢使縦御歩行目付柄内与兵衛預御歩行一条勘太夫遣ス

雑書 45

宝永七年十一月十七日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九五… 九五五―九五六)

\*酒乱ノ上ニテ殺害 屋移リノ祝

一沢内御代官所之内白木村弥助と申者、細内藤左衛門と申者の方へ、去月廿五日之夜屋うつり祝ニ罷越候処ニ、落合と申所ニ居申六兵衛と申もの参候て、酒乱之上ニテ六兵衛ヲ弥助突殺シ申由、因是双方御仕置被 仰付候哉と、馬場三之丞・設楽六郎左衛門より御目付所迄申遣候付、来ル廿五日成敗申付候様可申遣旨、御目付源左衛門へ申渡

雑書 46

正徳四年二月十一日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九六… 六六一)

\*口論ノ者成敗

一田名部御代官所之内 大畑東町孫惣、同所新町左衛門次郎と、当正月元日及口論、孫惣ニ

(惣)

左衛門次郎被打候故、左衛門次郎小舅九郎兵衛と申者、孫惣を打返シ致候付、孫三、九郎兵衛を突殺申ニ付、御代官宮手茂兵衛口書三通差出、詮儀之上孫惣御成敗、左衛門次郎ハ他領追放可申付旨、以書状御代官へ申遣之

田名部大畑東町

孫惣へ申渡

其方儀去ル正月、東町三四郎宿にて、左衛門次郎と口論之上、九郎兵衛を殺害致候、依之打首申付者也

左衛門次郎へ申渡

其方儀東町孫惣と出入、九郎兵衛へ為其方孫惣打返候節、取鎮不申候付、九郎兵衛、孫三ニ被切殺候、此段不届被 思召、因茲他領追放申付者也

二月十三日



雑書 47

享保五年二月廿五日 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九六… 九〇五)

\* 大迫通小山田村ノ者斬罪

一大迫町助市儀、小山田村万十郎と口論仕、右助市二万十郎手を為負候故、万十郎自害果候付、御大法を以斬罪被 仰付、為檢使御歩行目付百岡権四郎彼地差遣、明後廿七日御置被 仰付

雑書 48

享保八年十月 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九八… 六九七)

\* 打首獄門

安俵駒板村

一 藤九郎

当八月六日之夜、一日市町嘉八と申者を安俵之内槻木村にて博奕之上にて口論仕、嘉八を殺害仕候段、僉儀之上相知重科者二付、花巻御町引さらし打首ノ申付、三日獄門被 仰付  
右之通被 仰付、御郡代へ以書状申遣、委細公事雑書二記

雑書 49

享保十三年四月 (盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九九… 六四四)

\* 乱心ニテ舅殺害

一毛馬内御代官所万谷村、桜庭兵助百性三八賀養子九八と申もの、去ル七日苗代之こやし取

(九)

ニ泊山ニ参候処、与風立帰、親ニ頼候舅三八と申者七十三歳ニ罷成候をとひくしにて頭を打込早速殺害申候を、近所之もの共聞付走寄、九八をからめ縄を懸ケ置御代官へ訴出候付、沢田八左衛門・富田守右衛門遂詮議候処、一切本気無之乱心と相見得候由、依之五人組并右之もの共妻子へ相尋候口書、

(重)

桜庭兵助家来末書手形相添御代官より訴出候付、畢竟乱心之者之事ニ候故、十罪ながら御用捨を以打首被 仰付之旨御役人共へ申渡、左二記

万谷村三八賀養子

九八へ申渡

其方義、親舅三八を殺害仕候事、畢竟乱心之上殺害仕候、十罪たりといへとも、御用捨を以打首被 仰付者也

月日

右具ニ公事方記之

### 第三部 『加賀藩史料』より抽出した事例

加賀1

寛文四年八月 (前田育徳会編 (一九三二)一九八〇…七八)

\*是歳 馬廻組の土田邊彌五作、阿部九郎右衛門等を斬りて自殺す。

〔政隣記〕

一、今年御馬廻組阿部九郎右衛門・田邊彌五作喧嘩。九郎右衛門並同人方に有之牢人共に、於小幡宮内に切殺す。田邊者追而切腹。

加賀2

寛文四年八月 (前田育徳会編 (一九三二)一九八〇…七八―七九)

\*是歳 定番馬廻組吉田又右衛門の子勘右衛門、浪士服部入也を斬りて切腹を命ぜらる。

〔袖裏雑記〕

一、定番馬廻組吉田又右衛門せがれ勘右衛門、牢人服部入也申分有之、吟味之処、勘右衛門申分、今月四日之夜、野町大蓮寺方に医者養設・猿屋六右衛門三人咄有之、亥の刻過に酒を給、事之外酔罷帰候処、黒坂吉左衛門屋敷之邊ニ而、入也に行逢申候。給酔候故にて候哉、入也とがめ申に付、一刀きり候而はづし候。其後之義は前後少も不覚由。此段最前熊谷久右衛門・富田内蔵充吟味之節は、きり申段不覚由候、相違仕候。入也同道仕候本多安房家来坂津久七申分は、其夜又右衛門方ニ而勘右衛門に逢申所に、勘右衛門申には、今夜之道尾酒に給酔、始終十方無之候間、如何様其頼候由申候。其以後又右衛門も右之趣頼候。久七義右兩人共終に知人ニ而無之、其夜始而逢候由申候。此段久右衛門等へ、又右衛門申聞候と相違故、又右衛門へ尋候処に、久七口上之通相違無之事。大蓮寺等召寄、勘右衛門酒に給酔候躰尋候処、常に被下程たべ申候、少は酔申躰に候へども、無正躰様には無御座由、何も書付申候。勘右衛門申分前後難承分、其趣言上之処、勘右衛門義青山将監に御預、畢竟切腹被仰付候。

加賀3

延宝五(一六七七)年四月七日 (前田育徳会編 (一九三二)一九八〇…五二―五三)

\*馬廻組柴田柄漏に切腹を命じ、その子孫之丞を刎首に處す。

〔絶家録〕

一、千石御馬廻芝田柄漏之助、延宝五年四月七日切腹被仰付。

〔五公譜略〕

延宝五年四月御馬廻柴田柄漏せがれ孫之丞、衆道事により、柄漏宅にて銀屋長右衛門を殺害す。其首尾悪敷に依而、柄漏は織田小八郎江御預、四月七日切腹。孫之丞は奥野右兵衛へ御預、右同日に刎首。

加賀4

延宝五年八月二日 (前田育徳会編 (一九三二)一九八〇…五四九―五五〇)

\*津田内記家来下田文丞、多羅尾左内の子左門を殺したるを以て斬刑に定めらる。

〔袖裏雜記〕

多羅尾左内せがれ左門相手、津田内記家来下田文丞手前、於公事場吟味之趣、左門手数之様子二而は、加担人可有之様に候へども、文丞口上加担人無之旨申候上は、拷問等可被仰付外無御座候。然共兼而意趣等有之義も無御座、辻喧嘩同事に候へば、拷問には及間敷敷。躍場へ可罷越と存罷出候由。躍は御法度に候へども、先頃之吟味一通りにて落着可被仰付哉之趣、八月二日因幡等より伺紙面に、表書之趣一々承届候、如紙面辻喧嘩同事之躰候間、早速殺害尤存候。元より躍場へ可罷出様子に候へども、左門相果有之所者、躍場と程隔候間、其穿鑿までには不及事存候。彌替存寄無之候は、右之通可被申渡候旨等、御裏書に付、乍恐御尤奉存候。私式替存寄無御座候。如例公事場於籠屋、早速刎首申付候様、公事場音奉行召寄可申渡旨、同日御請。

加賀5

延宝八年 (前田育徳会編 (一九三二) 一九八〇… 六〇五—六〇六)

\*八月。後藤理兵衛の若党武田金左衛門、江戸及び京より追放を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

一、後藤理兵衛若党武田金左衛門、町人長兵衛に切懸手負せ、傍輩木村源右衛門へも切懸為手負、小者三右衛門へも為手負、乱氣之躰故縮いたし、右手負候者疵平癒に付、請人為致手形、金左衛門義江戸・京追払可申旨申渡有之趣、八月七日・閏八月十一日理兵衛紙面之留中に有之。

加賀6

天和元(一六八一)年 (前田育徳会編 (一九三二) 一九八〇… 六四一—六四二)

\*五月廿六日。曩に御長柄小者庄左衛門・茂左衛門二人争鬪せしを以て扶持を召放たる。

〔袖裏雜記〕

御長柄小者茂左衛門・庄左衛門当座口論仕、茂左衛門脇指をも指不申罷在候所を、庄左衛門二ヶ所切申候。前々ヶ様之者落著の例覚無御座候故、割場御奉行江申渡承届候處、先年足輕之内喧嘩仕候趣落著覚書出候付上之申候。兩人共御國へ被遣、茂左衛門は被放御扶持、庄左衛門義は耳敷鼻をそぎ、御國追放可被仰付哉、但御國追放迄可被仰付哉と五月廿六日伺之趣、耳鼻之事聞江不申候。茂左衛門は無夫甲斐、庄左衛門に手付不申候條、一向兩人共に殺害敷、又は兩人共に追放可然候。兩様之内にては、其方存寄之通追放可然候。併足輕さへ放扶持申迄とみえ候條、兩人共に放扶持にても苦間敷候。とかく兩人輕重は有之間敷事かと存候と御加筆に付、乍恐御尤奉存候。右兩人久々籠舎申付置候間、旁放御扶持候様可申渡哉と伺、一段尤候、右之通可被申渡候と御加筆。

加賀7

天和元年 (前田育徳会編 (一九三二) 一九八〇… 六四七—六四八)

\*七月。酒狂によりて傍輩を伐りたる御長柄小者久五郎を追放に處す。

〔袖裏雜記〕

京都御屋敷に相詰候御長柄小者久五郎義、酒給酔、傍輩久右衛門を切候故、久右衛門久五郎脇指をもぎ取申候。洒狂之義に候へば、意恨無御座旨久右衛門申由に御座候。無十方仕形に候間、久五郎義御国追放可被仰付哉、但可被放御扶持哉と七月日伺。不輕義候間、追放可然候と御加筆。

加賀8

天和三年 (前田育徳会編 〔一九三一〕一九八〇…七二九)

\*九月十七日。岡嶋六丞乱心して人を傷け次いで永御預に處せらる。

〔袖裏雜記〕

一、岡嶋六丞乱心いたし、齋藤左太郎江切懸け、六丞者乱心故死刑一等御免、御知行被召放、左太郎は無御貪着、不慮之あやまちに付養生油断不仕様被仰出之趣共、此帳面に委敷候得共、其首尾全くは不相見。

〔袖裏雜記〕

岡嶋六丞内作事奉行ニ而、九月十七日御上屋敷におゐて、同役定番御馬廻組齋藤左太郎を切らんとする時、左太郎義六丞頃日乱心之躰を聞及、不拔合組候而脇指を奪取候。其節左太郎面に疵付候處へ、御歩青山甚六郎出合、六丞之脇指を奪取候也。六丞は二百石也。一門松平治部・岡嶋兵右衛門に永く御預也。六丞は岡嶋五兵衛次男也。

加賀9

貞享元(一六八四)年 (前田育徳会編 〔一九三一〕一九八〇…七六八)

\*七月十七日。定番御馬廻組河北次郎八浪人藤本伝七と争ひ共に死す。

〔参議公年表〕

七月十七日河北次郎八三の一四十五、定馬廻組、実小左衛門子、伯父彌左衛門養子となる、実兄十郎兵衛と一處居住与、牢人藤本伝七喧嘩、伝七は当座に死す。次郎八深手を負、御僉議の上、伝七仕形不届に付、次郎八義無御構、養生可仕旨有命と云へども、翌日死す。

加賀10

貞享三年 (前田育徳会編 〔一九三一〕一九八〇…八二二—八二三)

\*二月十二日。江戸本郷邸に於いて改田助左衛門、同僚神子田孫七郎を傷つく。

〔参議公年表〕

二月十二日江戸於御上屋敷、改田助左衛門平左衛門喜勝子新番与神子田孫七郎寛鏡五兵衛政次子新番喧嘩。此謂は去極月比より互に存違有之、意趣の様に二人不和の處、仲間中致挨拶、互に成誓戒令和睦の處、当四日御番割の義に付、寛鏡過言も有之様に助左衛門聞請、存念難晴存罷在。然今夜仲間中山宗朴御茶室方へ咄に參に付、罷越仲間敷哉と、神子田方より改田方へ使を以て申遣す處、依氣滞参間敷旨及返答。依之乍見廻、孫七郎義助左衛門方へ罷越、気分如何有之哉と相

尋るの處、挨拶もなく当四日の意越覚申哉と脇差抜申處を、寛鏡意趣は不覚と脇差を押申候へば、助左衛門家来も兎角の義不存、一處に脇指を押申處に、側に有之刀を左の手にて抜放し、逆手に寛鏡を突候へば、寛鏡片腹を雖突、深手にて無之、其内小屋向一色伴六郎定政瀬兵衛長定一男新番方へ、助左衛門家来為告知、定政も駆付助左衛門刀を操取、其刻手之内少疵付候。神子田と改田小屋向故、互の縮も大橋長兵衛直成大小將横目・小泉勘十郎御持弓足輕頭御横目兼之江申談、三輪六佐宗共割場奉行方へ申遣、足輕二・三人づゝ、両小屋前に夜中差置、小屋出入の者吟味之。

(前田育徳会編 〔一九三二〕一九八〇：八二四―八二五)

\*二月十四日。改田助左衛門自害し、十九日に至りて絶命す。

〔参議公年表〕

二月十四日未明改田助左衛門自害す。指添有之加藤源右衛門眠申内自害仕に付、其儘抱留、家来に脇指為取申由。御横目中罷越声を掛候へ共、正気慥に難相見言語不相調、田中友松疵療治仕、難治の由申。即刻達御聴、大橋長兵衛直成・塩川安左衛門安貞各御大小將横目被遣見届、書置等無之哉と、諸道具已下相改候へ共無之、父平左衛門喜勝方への一封有之。津田伊織盛昭新番頭請取之。

〔政隣記〕

二月十九日、於江戸新番御歩改田助左衛門改田平左衛門喜勝子乱心。去る十二日助左衛門方江同組神子田孫七寛鏡神子田五兵衛正次子見廻候處、助左衛門脇刺二而孫七を切懸、孫七曾而意趣を就不覚、乱心かと辞を懸て押候所、又刀を抜て孫七之膺下を突、又押候處同組一色伴六罷越刀を奪取。右之首尾に付、与力加藤儀左衛門助左衛門に指添有之。十四日儀左衛門少眠候内、助左衛門致自殺候所押之、十六日助左衛門儀一門共江御預、御扶持被召放。孫七・儀左衛門は無御構、助左衛門今十九日死す。且十六日被仰出之趣。

改田助左衛門及其節自害仕候儀、乱心無紛に付、段々無十方仕形候得共、被成御容免、一門共江御預、御切米・御扶持方破召放候。神子田孫七儀、助左衛門乱心之上は御構無之候間、如元可相勤候。

加賀 11

元禄四年 (前田育徳会編 〔一九三二〕一九八〇：一三七―一三八)

\*六月十一日。馬廻組の士脇田勘兵衛同勤山本又九郎を傷つく。

〔政隣記〕

六月十一日昼於七十間御長屋御番所に、御番人御馬廻組二百五十石脇田勘兵衛、剃刀を以て相番御馬廻組二百石山本又九郎守周が右之頬を切候に付、有合所之相番高田善右衛門種重五百石也・二百石加古右門祐順押分、則組頭山崎源五左衛門由礼・津田宇右衛門正重江及案内、即刻源五左衛門御番所江来、其外御馬廻頭・御横目中不殘参出、勘兵衛・又九郎並善右衛門・右門・五百石津田庄太夫成信・二百五十石浅野源助宣義・進藤伝左衛門口上之趣承届。于時金谷御廣式江外之御用二而前田佐渡並月番奥村因幡被出候故、参出之頭中・御横目中より御廣式江迄

申達、源五左衛門・宇右衛門・藤田平兵衛安勝・高田源左衛門種重、御横目井上久太郎・恒川七兵衛・塩川安左衛門御廣式江罷越、右之趣佐渡・因幡江相達、又九郎は宅江婦し、養生之儀山本治太夫定番御馬廻組三百石、江申談、勘兵衛は組頭宇右衛門宅江引取、十一・二日指置、十三日に

又九郎大伯父也。

至り一門中江可預旨月番江申渡、宇右衛門宅より一門一色宇右衛門方江引取、十二日勘兵衛手前口上残候分爲承届、宇右衛門宅江源五左衛門・七兵衛・安左衛門罷越承届、因幡江達之。十三日源五左衛門並七兵衛・安左衛門儀、宇右衛門宅に赴き、勘兵衛並同人息久兵衛一門中江御預之由夫々申渡。其人々は勘兵衛兄脇田小左衛門・同弟脇田知右衛門・同妹髻脇田彦兵衛・同姪髻平松友丞・同いとこ一色宇右衛門せがれ敷馬・同断中村爾三右衛門・同断一色瀬兵衛せがれ覺右衛門。但宇右衛門・瀬兵衛病氣故せがれ共江申渡、則勘兵衛と前記之通一色宇右衛門方江引取之、久兵衛を脇田小左衛門方江引取之。

一、七月廿八日脇田勘兵衛知行没牧、一類中遠慮被仰付。向後乱心躰と及見間に者、類中其通に仕置、自然事令出家候ば、類中を急度可被仰付候。兼而令相談鹿抹無之様に可仕旨被仰渡。但十二月廿八日一類中遠慮御免許。

加賀12

元禄四年 (前田育徳会編 (一九三二) 一九八〇…一四四—一四五)

\*閏八月三日。江戸駒込邸に於いて御馬大豆焼小者人を傷つけて自殺す。

〔参議公年表〕

間八月三日江戸。御中屋敷在住御歩行御馬飼料裁許毛利勘太夫御貸小屋に於て、御馬大豆焼小者長兵衛、勘太夫下人丹内に六ヶ所疵を負せ、其身自害相果。然るに丹内声を立申に付、勘太夫未だ朝卯剋故臥雖有之其儘罷出、隣小屋御徒横目山下十郎左衛門も、右之声を承り掛合、兩人同事に見届るの處、右の首尾に依て即刻御横目中村為兵衛方へ及案内、則為兵衛見届、丹内口上聞之の處に、長兵衛意趣且而覺無之旨申之。其以後篠原刑部長忠御徒頭千石・紳戸内右衛門割場奉行二百石罷越見分仕、年寄中へ相達。検使の義何の被仰出も無之、死骸難納、刑部伊豫時成へ相尋の處、今朝内右衛門見届紙面、先達而入御覽の處、丹内手疵相改、籠舎申付吟味可仕旨被仰出の間、野村与三兵衛へ申渡事済候。其上中村為兵衛並御歩行横目中也見届の上、重而檢使可申渡了簡無之、穿鑿の義被仰渡の間、与三兵衛方より死骸引候様に可申渡旨、時成指図にて其通也。跡々は、右の首尾にても追付検使被仰渡云々。

加賀13

元禄十二年 (前田育徳会編 (一九三二) 一九八〇…四六一—四六三)

\*九月十七日。家中小塚伴七、山本三郎兵衛と金澤紺屋坂に鬪諍して共に死す。

〔政隣記〕

九月廿七日金城於紺屋坂下、定番御馬廻小塚伴七与、組外山本次太夫養子実は中川半右衛門子山本三郎兵衛及鬪諍、伴七いとこ御射手石黒半八不斗此處江行懸り助太刀、三郎兵衛を切

殺、伴七は宅江退其夜死す。或人云三郎兵衛娘を伴七に嫁す。然に伴七が継母悪心を以て、伴七妻父三郎兵衛與人倫非道之趣ありと伴七に告るに依て、則其妻を離別す。因之不得已及鬪諍与云々。三郎兵衛疵十一ヶ所、伴七疵二ヶ所也。御横目村田爾三郎・大久保伝太夫、御大小将横目笠間又六郎・別所善左衛門、段々彼場江罷越候處、三郎兵衛死骸同人伯父定番御歩中川義左衛門方へ引取度旨に付、有賀甚六郎御月番備前殿江伺候之處、可為共通由に付引取之。則各伴七宅江罷越、喧嘩之首尾を承届。

附、伴七は領百石、同人即夜就相果、翌廿四日村田爾三郎・関屋八半罷越見届之。

加賀14

宝永五年 (前田育徳会編 (一九三三) 一九八〇…七八六―七九四)

\* 四月朔日。杉本九十郎困碁に助言したる者と争ひて之を斬り、後廿九日切腹を命ぜらる。  
〔政隣記〕

四月朔日於金澤、御歩杉本三丞せがれ九十郎十六歳、火矢方御細工人小川七丞せがれ太郎三郎十三歳与鬪論し、太郎三郎刃殺す。困碁之助言より起れり。三丞頭青地爾四郎宅江九十郎を被預、同九日人持組竹田宇右衛門宅江改而御預、同廿九日於竹田宅切腹被仰付。檢使御歩頭青地爾四郎・村半蔵、御横目熊谷半助・伊藤兵太夫。

〔政隣記〕

四月朔日。本書にも如有粗記、今日杉本九十郎喧嘩等之首尾、父松本三丞就在江戸、在金澤青地爾四郎・室新助より三丞江告遣し候書面、要文寫左之通。

一、四月朔日杉本近所紺屋方ニ而、小川七丞せがれ太郎三郎一座ニ而、紺屋之者と碁を打。于時太郎三郎助言す。無用といへども不聞。終に九十郎三番負る。其上ニ而互に口論、座を立時跡より太郎三郎儀、やるまじと詞を懸るゆゑ、九十郎立帰、太郎三郎を切倒す。太郎三郎も抜むとせしが、一月の疵重くして不叶。然處九十郎舎弟与兵衛聞付候て、其場へ来りて九十郎の脇指に取付人を呼故、大勢寄集り、九十郎を宅江引取。其時黄昏也。九十郎母早速其場江来て、相手の様子を見届る。人々感稱之。扱倉知□□・大地彦右衛門方江及案内候處、兩人急ぎ来りて組頭青地爾四郎江案内す。青地一騎駈ニ而来り、九十郎に様子を問。九十郎靜に委細を告、其上ニ而弟与三兵衛取付候故、相手仕留不申と云。与三兵衛口上も同事也。其夜月番前田近江守江、青地罷越首尾達之。父三丞・一類も無之、其上相手も近所に有之、幼少者之儀無心許候間、九十郎儀明日私宅江引取置度旨も申達候處、被聞届候に付、翌二日晚迎之者指遣候處、大形とたんに太郎三郎死す。依之最早埒明候得共、頭宅ニ而生害と有之而者罪科人之跡に成候條、此上者御預被成候而も御断可中上候と近江守江青地申達置候故、二・三日九十郎宅に有之。其間は昼夜小頭並青地家人数多附之。然るに同月四日越後屋敷ニ而老中列座、杉本三丞せがれ九十郎儀、落着迄頭爾四郎に御預候間、縮仕差置可申旨、覺書を以被仰渡。于時青地曰、此儀先達而近江守殿江御断申上置候。御歩組に是迄喧嘩無之候。不義之事故頭江御預之先例は御座候。若比例を以御預被成候哉。組外に筋有之御預被成候哉。此段承候而御請可仕と申演候處、各返答なし。良有て本多房州曰、先例を以御預ニ而は無之候。

一類も無之者故、新格を以御手前江御預と被申に付、青地、左候得者奉畏候、九十郎手前無御心許に付御預との事に候得者、組之者之儀願ても預度事に候。右仰渡に候得者、御紙面に者縮り仕候様にと有之候得共、左様之儀にも不及、了簡次第に仕差置可中旨申所、其通りとの事也。四日は終目雨天、徒然を慰め、青地より九十郎方江菓子を送る。小頭中共に賞翫之處江、右之趣申来。同日七時頃迎之者来り、大小を為指、常之通二而同道可仕旨、小頭中江迄申来、人々感稱之。九十郎儀宅を出候時母江向、久々御介抱恭候由をいふ。母答に、今一度之首尾でかし候様にといふ。扱九十郎青地宅江来り、大小を家来に渡す。其儘と雖被申候強て預之。聊か常に替躰なく笑談す。五日庭亭にて慰め候處、菓子・料理等快く食す。惣而青地家来江九十郎物語之躰、潔さ事共筆紙に盡し難し。但今少之命などといふ事は曾て不申、人は萬年生ても無替事物などいふ。扱相手之事を誉め、日頃は雜言杯申者にては無之處、不計互に詞を荒したりと言、諸事大石主税に不劣様子共也。或日庭江出毛虫を殺す。青地家来見て、御手かぶれ可申といふ時、今二・三日の手に候得ば不苦といふ。又生類を殺し候者報ひ可申と言へば、報ひも二・三日之事也、来世は勝手次第とて、死は聊も心に不掛躰也。青地念頭に諸事心を付候儀、是又親切也。九日は必定切腹と各存之條、青地にも其用意有。其夜月も能く、餘波之月見を御亭にて仕度候間、何ぞ御振廻被下候様にと所望す。青地よく被申しとて、品々酒肴を調へ月見有之。且同日昼、切腹之事小頭中江伝授被致候様にと、青地申談に付、則腹の切様杯申談候處江、青地出、お袋別れ之時、今一段之所宜様にとの事忘れられ間敷と申入候處、両手を突委聞之、小頭江向ひ、其段は仰迄もなく、成程心得居候由申演。青地初め何茂涙を落せり。

一、九十郎儀竹田宇右衛門江御預之儀、同月十日被仰渡有之。青地いつ迄も預り置候へ共、軽き者人持組江御預は急度せし事、九十郎今度之仕形、歴々にしても不辱事故、如此急度破仰付儀、一つ者若き者の進みにも可成と、竹田江引渡了簡に決断、其夜五つ時に竹田江引取之。于時九十郎、昨九日青地家来をそと側江招き、脇指鞘の納め様は如何と尋ぬ。是はつひに切腹之事聞見なき故也。ケ様之事迄前方に心付、感稱之。家来具に教候得共、最早よく合点したりとて、又高笑物語せり。

一、今度目出度時節ゆゑ、相窺、御祝儀事之日に不指合との事。然れど頭は外御用も有之、扱こ竹田江御預也。

一、九十郎母、始終九十郎に對し涙を不落、目は泣はらしたり。又弟与三兵衛其節之様子、且尋る人々江之挨拶、理発成事共、今年十一歳也。何も非常人と感稱之。九十郎事國中一統に惜之。一、竹田江御預之砌、精進日相尋候處、精進日無之候間、御貪着有間敷といふ。重而家来強而尋候得者、廿日頃迄之日をいふに付、一ヶ月之精進日可承と言へば、廿日以後者不入事也、若入候事あらば、其砌に至り可申と答候由。

一、同月十八日御年寄衆連印を以て、相手小川太郎三郎相果候に付、九十郎切腹被仰付由被申渡。則竹田・青地共々に申渡候處、紳妙之御請申述。青地香を持参、只今送り候物無之、明日最後之砌、衣裳にも留め候様にとて渡候處、取て戴き、とかく之儀不申涙を催す。今度此度之事出来つひに落涙なし。此節青地深志を感じる故也。扱其香膏にも留、翌朝も自身焼之。



一、同夜竹田洒希を調へ、酒をも進て慰候様に被申候處、仰なく共申入候て酒も被下、被附置候人々江も進め中度奉存候處に、添とて其身も餘程給酔ひ、夜半過少体息可然と附居候者申候得者、今夜計の餘波成りとて、七時迄笑談し、夫よう快く熟睡也。

但右睡前、父母江之状並弟江之状も調候。右之香を割り、守と一集に封じ、惣包者宛處弟与三兵衛に調之。右守者竹田家来江渡し、是迄身を不離候へ共、最早不用之物也、川江流し候様にと申候へ共、とかく母儀江破送可然と人々申に付、右之通認之。其夜青地江之礼、小頭中江迄申述置、竹田家来江は不申置。ケ様之事迄心を付、殊勝成儀共。其外小頭中並竹田・青地之家来江も、夫々に礼を述、ケ様之趣も抜たる處無之。

一、翌廿九日六半時起出、行水等用意す。四時為檢使青地爾四郎・村半藏、御横目熊谷半助・伊藤半太夫、並に御歩横目豊原彌三兵衛・山森佐野右衛門、竹田宅江至る。上之間に青地・村熊谷・伊藤、側に竹田宇右衛門、下座之方引退竹田源助、縁類に御歩横目豊原・山森相詰。于時次之問江九十郎、白き袷・浅黄上下着用、竹田家来同道して出る。其躰健か成事、年齢よりは長も延たる様に見ゆ。青地年寄中之紙面を披き申渡候處、段々結構に被仰付難有奉存由御請也。熊谷は今般無残所首尾与挨拶、則九十郎一礼す。青地本座江復す。同道之家来江九十郎何やらん小音に申述、家来軽く諾し立申處、青地右家来を呼て、只今九十郎何と申候哉可申聞と尋ぬ。家来の曰、軽き者に候處、しつらひ等段々結構添旨且那江之礼也といふ。夫より直に縁を下る。其構上面之庭上三間餘、向に六尺に九尺の假屋、白縁の畳・布の袷蒲団敷之、白幕引之。着座之所の置飾、三方に水茶碗に十分盛之、短刀を添へ置。縁類假屋之間兩方に給人三人宛、袴を着し伺候す。假屋兩方に中小将兩人宛、介錯並介副は布上下着用す。廊下より假屋迄三・四間之所、薄縁敷之。九十郎其道筋を出、右三方江向ひ着座之時、青地彌四郎縁類江出、九十郎心静にと申。于時九十郎檢使江向ひ急度一礼し、介錯江も時宜有之、三方之水両手ニ而取て、三口少も不飜飲之候て、肩衣を外し後ろ江投げ、肌を脱ぎ、脇指を取て戴き、青地着座之方を見て打笑ひ、脇指を腹に突立、押付、切て右之脇まで切廻す。夫迄莞爾、ゝとして顔色少も不変。兼而者突立候者、其儘首を討べしと竹田も破申付置候處、九十郎其心を得るにや、急度仰のき居候ゆゑ、介錯も猶豫す。とくと引廻し終りて首を請る時打之。介錯小將組徳田理左衛門も無残所首尾、左之方後の角より打之。介副人則験しを揚て、見

門という者也。

届之旨承り、其儘幕を下す。幼少にて紳妙などいふはおろか、千萬之中にも有難き人傑、伝聞之者男となく女となく、涙を不落はなし。死骸は一類勝田助七引取之。青地書付を以て、熊谷同道、越後屋敷江出演述。年寄中等各落涙。近江守殿感稱之餘り、今一篇可申述由所望に付、再び演述す。誠に古今未曾有と云々。

一、右切腹之事、十八日竹田江申来り候節、則九十郎江被申聞。其朝に至り申聞候物に候得共、其方之事故先達而申聞候段演述之處、結構成被仰聞添由相答ふ。其後此ケ條前文之趣と相違な

がら本書之儘に記之。

青地も為暇乞被參、竹田留守に付、家来を以九十郎を呼出し対面之處、其進退とも言語に不及、尤之事共なり。

一、前夜にも青地被参、九十郎を別席江招き、何にても申置儀、両親江伝詞も無之候哉。拙者儀に候得者いさゝか無隔意申聞候様にと、色々申候得共、何之中置儀も、両親江申度儀も無之由相答ふ。

一、九十郎生害之後、母之愁傷飲食を絶し、餘所目も難堪躰也。青地より粥を調味して相送り、其餘懇情至極を盡せり。

右青地・室両氏直筆之紙面より要文を抜書す。

一、杉本九十郎等書附左之通。

私儀隣家紺屋伊兵衛宅江平生罷越候故、今七半時伊兵衛方江罷越、伊兵衛家来勘助と申若与碁打罷在候處、小川七之佑せがれ太郎三郎有合、再三助言仕候に付、無用に仕候様に度々申聞候上、互に少々雑言申合、暮頃に碁打仕廻、私罷帰候時分、太郎三郎逃し申間敷旨言葉を懸申に付、脇指を抜切付申候處、私弟与三兵衛有合さへ申候内、伊兵衛杯取付きわけ、私宅江同道仕罷越申候。右之首尾故切留不申候。隣家之儀故、常々之通脇指迄二而罷越申候。此外宿意聊無御座候、以上。

戊子四月朔日

杉本九十郎 判

青地彌四郎殿

私支配杉本三之丞せがれ九十郎儀、町奉行支配小川七之佑せがれ太郎三郎与口論仕、太郎三郎江疵付候に付、同役共申談様子承届、九十郎紙面一通上之申候、以上。

戊子四月朔日

青地彌四郎 判

御年寄衆等不殘殿

一、杉本九十郎今年十六歳、小川太郎三郎は十三歳也。

加賀15

宝永六年 (前田育徳会編 (一九三三) 一九八〇… 八三一—八三八)

\*二月十八日。前田利昌切腹を命ぜらる。

〔政隣記〕

同月十八日夜に入、大御日付横田備中守殿、御日付伊勢平八郎殿・牧野博蔵殿、石川主殿頭殿宅江被参、被渡御書立。

前田采女儀、去十六日於東叡山令殺害織田監物候。雖乱心、監物相果候故令切腹若也。

二月十八日

右に付書院に蒲團を敷切腹、石川殿家臣介錯。于時年廿八、号兵源院殿。

同夜亥刻本多爾兵衛殿本郷御邸江御越、御申聞候者、今日暮方御月番小笠原佐渡守殿江被相招、則参出候庭、飛驒守殿其外御一門衆江可申達旨二而、書付被相渡候由二而御持参、如左。

申渡候覺

去る十六日於東叡山織田監物令殺害、乱心といへ共監物相果候に付、切腹被仰付者也。

丑二月十八日

右に付相公様奉始御一門中、忌之外遠慮無之様被仰出候段、佐渡守殿被申間候由、爾兵衛殿御演述有之。

一、監物殿遺領は御息左京殿江無相違被下之、采女殿遺知者飛驒守様江被返下候旨、四月十一日於御城被仰渡。但一萬石也。

一、采女殿邸茅町・坂橋之二邸は、新規に拝領之屋敷に候間、可被指上候。併緩々仕廻可被上旨、同月廿日御月番被仰渡。

〔利昌公織田監物御殺害之始終雜記〕

一、同十八日本刻大日付横田備中殿・御日付牧野樽裁殿切紙来る。

前田采女儀に付御用之儀有之候間、追付其元江罷越候。為御案内如此候、以上。

二月十八日

伊勢平三郎

牧野 博藏

横田備中守

#### 石川主殿頭殿

一、同刻御徒日付紳戸十太夫石川様へ被罷越、名川澤右衛門に逢内意之趣申聞、大形采女殿切腹可被仰付との儀に付、諸事承り合候。御徒日付野田甚五兵衛・紳戸十太夫・伊藤左衛門、御使衆岡田喜助・永井太兵衛・藤井儀左衛門・鈴木吉助、御小人目付金指又市・鴨卜久敷・日向彦市・三橋爾市・江林角太夫・川田新六・細淵左吉。

一、同日未刻横田備中守殿・伊崎平八郎殿・牧野博藏殿御出、主殿頭様御出向、御書院江御同道御対談、御菓子出る。御料理可被出との儀に候得共、何茂御断之由。

一、申刻御切腹、御書院庭に畳敷補理に候へ共、大日付被仰候は、浅野内匠切腹之場、為大名は鹿抹に思召候由。右之通に候へば、書院の縁側不残毛氈敷、御切腹昼六畳敷、其上紫のふとん・毛氈・白布段々敷、采女様へ上意之趣不濟内は、其場白張屏風にてみえずやうにかこひ置。

一、酉刻前小崎長右衛門、采女様御前江出、只今大目付方御出、上意之趣可被仰渡との事に御座候、御召物等被召替、御支度被遊候様にと申上る。早速御装束被召替、御肌に浅黄無垢、御上着花色こくもち、浅黄小もん御上下、右被召替、御手水濟候而、御書院溜りの間杉戸ぎわ迄、石川様御番人、

石川藤右衛門・半田又右衛門。

麻上下、無刀

岡田小太夫・浪口時右衛門。

右之者共左右に奉付罷出。杉戸の内より御徒日付請取申、御床の間にて采女様御平伏、上意之趣横田備中守殿被仰渡。伝蔵殿・平八郎殿御書院床の間上之敷居際に列居、主殿頭様御床之下に御座候。何茂帯劔。

其方儀、於東叡山織田監物を殺害、雖以狂、監物相果候に付切腹被仰付候。

右被仰渡、御最期御急ぎ候得与御挨拶有之与、其儘御目付左右に退去、右番人四人江相渡也。

御右之方石川藤右衛門・岡田小太夫、御左之方半田又右衛門・浪口時右衛門、御左右之御袖に

手を添、御切腹場迄御供申、御直り被遊候と御左右に退去。采女様御前に三方合口刀を据ゑ、長尾九太夫持参。則合口を御取上げ、少御頂、御左之脇に御突立、四・五寸程御切腹被遊候与其儘御介錯す。御歳二十五歳。御介錯人御徒目付二十歳野田宮五兵衛。御切腹被遊候而御屏風引廻す、淵田安左衛門・浅井定右衛門。松井益太夫・安田勝右衛門・本多部助・鈴木藤助、右四人羽織袴、御死骸江毛氈懸る。役人御顔之御血をぬぐひ、其儘御敷物につゝみ、御棺に入御首つぎ、右持筒之者仕る。

一、松平飛騨守様より御死骸請取に参る迄何茂相詰。

一、同夜亥刻過飛騨守様御留守居菅谷平太夫罷越、石川様御留守居名川澤右衛門罷出候處、平太夫申聞候者、使者二而は無御座候。采女儀切腹被仰付候段、御家来中より家来のものへ被仰知被下候條、御難題之儀奉存候。采女死骸家来之者へ御渡し可被申様頼存候与、平太夫・澤右衛門へ申間。依之采女様家来少々召連参り候、不苦候はゞ御座敷へ入申度奉存候と申候に付、早々御通被成候様にと澤右衛門挨拶いたし、采女様御家老木村九左衛門、御用人志村平左衛門・中川七左衛門・渡邊善太夫、大目付深町惣左衛門、御留守居安達新五、右之人々石川様年寄中へ一礼、畢而御書院へ通り、御切腹場にて何茂落涕、御棺御乗物に奉入、書院の庭南長屋の前通り、西の門より御出。道筋所々役人高挑灯建之。

一、御法名真源院殿雄鋒紹機大居士、御寺下谷廣徳寺。廿四日御初七日に付、石川様より御代香山崎儀兵衛、御香奠白銀三枚御備。

一、采女様御器量御面躰、さながら采女とも申べきうつくしき御顔躰、御力は餘程御座候。一とせ芝泉岳寺江初而被為入、四十六人の墓所など御覽被遊、御帰之上、内匠殿はいらざる切だてをめされて、大勢の家来を損じたり。止事を不得事あらば、ほて腹を五寸程突と勝利にてあるとの御意。果して監物殿をほて腹を御ゑぐり、うんというて立ぎまに前へたふれ、突口はさほどの事にもなく、口より夥敷血出、又上り前へうけて胴を切、前の乳の下迄少かゝりしと也。爰に岡田爾市郎走り来るを、監物家来と思召、きつさきはづれに御切付被遊。

一、采女様奥様と申はなく、御部屋様一人御座候。是も去御方様之御息女様の由。廣徳寺御墓所へ御髪をおろし御参詣のよし、御墓所番の若共見候旨。流石の御方様とみえ、其後何の御さしたも聞不申候。成程御歴々の御方と申事也。

一、采女様明き御屋敷、当分飛騨守様御預り。依縮り御番人中御目付田中十左衛門、添役笠間助市・竹内源兵衛、足軽十三人、御小人十八人、右之者共御屋形之内御廣式長局源兵衛・助市附添度々見廻、御屋敷之内御長屋々々足軽・小人見廻り、拍子木渡し置何角相図を定度。一、廿一日采女様御屋敷、内藤図書殿御拜領被仰付候に付、公儀表へ御屋敷御渡し。依而縮役人替々引取。内藤殿は是迄小川町にいられ候由。

### 狂歌

おたどのはけんもちながら手もさゝで采女の君の盃にあふ。

あいたおた首をまへ田におごされてけんもつかひはなかりけるかな。

一、元禄年中には御中屋敷に慈眼院様・采女様御両方様御殿有。采女様は元禄十四・五年の比御屋敷御拜領、御普請出来御移被遊。其時より御中屋敷に有之人々左之通。△此印慈眼院様附。

飛驒守様衆には出淵十郎右衛門・出淵新五兵衛・出淵伴右衛門・小森惣次郎・瀧安之丞・大宮佐左衛門・左分喜六郎・小林半平・御徒丹羽甚五右衛門・同諷持田五右衛門・狂言関理三郎・大藪清水新五郎・笹戸山長兵衛・△林平兵衛・△竹内彦右衛門・竹内清八・竹内源兵衛・△會田介三郎・△會田源太夫・△會田莊五郎・御年寄杉谷六郎兵衛・横田四郎太夫・横山三平・市橋猪左衛門・逢坂忠左衛門・吉山半六・△多鹿甚六・△多鹿左次兵衛。采女様衆には稻垣清左衛門・渡邊善太夫・岡田爾市郎・志村半左衛門・中村彦三・山崎清右衛門・関宇右衛門・岡田権六・永井爾左衛門・三宅爾五郎・水野伝七・山田勘太夫・吉田貞右衛門・吉野政右衛門・近藤平兵衛・小川爾五郎・△木村藤四郎・小倉勘太夫・深町惣左衛門。後靈台院様衆浦野五右衛門・中山儀右衛門・小澤十右衛門。

一、十五疋立之御厩有、井戸七ツ有。

一、七疋之御厩有、是は采女様御厩也。

一、采女様御拝領之御屋敷は、根元は二萬石那須遠江守殿屋敷也。

一、其時分は、今の御中屋敷辻番は向際の道具屋之所、辻番の脇に稻荷の宮有、後に御露地へ引るゝ也。

一、今根津惣門より甲府様御屋敷也。則御門有。只今も左右に残り公儀衆有之事、皆右御附なり。

宝永六年 (前田育徳会編 〔一九三三〕一九八〇… 八四八―八四九)

四月十二日。前田利昌の遺領を大聖寺侯前田利直に還附せらる。

〔徳川実紀〕

四月十二日、前田采女利昌が為に害せられし大和國柳本領主織田監物秀親が遺領一萬石を、弟左京成純に給ふ。この秀親はもとの信濃守秀一が子にて、延寶元年五月初見し、貞享四年九月十七日家つぎ、ことし二月十六日東叡山御法會の時利昌発狂して、ゆゑなく殺害に及びしなり。利昌が封地一萬石は、宗家松平飛驒守利直にかへし付らる。

加賀 16

宝永六年 (前田育徳会編 〔一九三三〕一九八〇… 八四四)

\*三月七日。江戸駒込邸に於いて足軽と長柄小者と相争鬪す。

〔前田家雜録〕

一、同年三月七日駒込御屋敷御廣式足軽南部藤八と御長柄小者武右衛門喧嘩、御中屋敷馬場の角二而の事也。双方数ヶ所手負、御吟味之處に、藤八に遺恨ある故、泊番より帰るを、武右衛門途中に待請て切合也。双方御小屋之傍輩共に御預け、致養生處、兩人共に疵半癒。其後爾御吟味、遺恨は公儀江少掛りたる事有故、武右衛門は御追放、南部は被放御扶持也。

加賀 17

享保十三年 (前田育徳会編 〔一九三三〕一九八〇… 六〇七―六〇九)

\*五月五日。江守角右衛門、多田善太夫と争闘して之を殺害す。

〔政隣記〕

五月五日申刻過、定番御馬廻御番頭江守角右衛門宅に而、組外多田善太夫与致喧嘩、善太夫は即死、角右衛門は少々手疵に付、致自害候處仕損、翌六日落命。

但、前々より喧嘩には檢使無之候得共、如何之首尾に候哉と被仰出に付、為檢使御大小将横目大河原八郎左衛門・中村与左衛門罷越、角右衛門落命後、長瀬五郎右衛門・与左衛門為見届罷越候。善太夫死骸は、寺西九兵衛方江引取。

〔政隣記〕

前條五月五日江守角右衛門・多田善太夫喧嘩之趣意、善太夫甥幼少代判す。角右衛門先祖に而用事有之、善太夫を呼寄紙面遣候處来る。暫対談之内及刀争、委細不知。角右衛門家来口上之趣は、呼に遣候紙面直筆、内文言不存、多田参暫対談之趣不承候。其内音高く候故罷越候處、唐紙建有之に付親合候處、切合候故早速隣家助丞方江罷越及案内候由云々。追而江守家来兩人、於公事場御吟味之上禁牢。

〔浚新秘策〕

一、戊申五月六日、江守角右衛門享保九年定番御番頭被仰付相勤候へども、常々病氣不都合之儀多有之、去年十一月青地藏人定番頭被仰付候砌、一家及内談、御役儀御断申上、御免除被成、其後は年寄中月番支配に罷成。知行高六百石。組外四組支配之内多田善太夫儀、用事之旨にて手紙を以呼に遣候。善太夫夕飯後罷越、少々及問答候處切付候。互に切結候所、善太夫脇刺のは、きも落、目釘抜候に付、次之間に有之候刀を取候所、右之手深手にて刀難持候敷、組合候體にて式台・座敷二間を始悉血に成、畢竟料理之間にて角右衛門上に成、善太夫首を半程切掛、側へ家来罷出候へば能仕廻申候旨申候而、奥へ入致自害候得共、仕損息絶不申候。善太夫は六日夜五時頃相果、角右衛門は翌七日七時頃相果申候。組外番之内、河野半丞・馬場三左衛門・庄田武兵衛・細井藤太夫四人罷在遂見聞候。外四人堀次郎八・大橋又兵衛・奥村半兵衛・岡田太郎右衛門江は、何方よりも案内無之、不承に付不罷越候。喧嘩にて打果し、善太夫其夜息絶申候旨、四人連判之書付指上候。喧嘩と有之に付、御横目中罷越候得共、不及檢使罷帰候。角右衛門実兄原田又太夫会所奉行也。同姓にて隣家に罷在、即小舅江守助丞御普請奉行也。姉婿伊崎所左衛門定番御番頭也。遂見聞、喧嘩之旨にて忌引等書付出之候。六日夜御横目大河原八郎左衛門・齋藤忠太夫兩人、為檢使従御前被遣、委細見届致言上候。翌七日角右衛門息絶候旨達御聴候所、重而為檢使御横目長瀬五郎右衛門・中村与左衛門兩人、是以従御前被遣候事。

加賀18

享保十三年

(前田育徳会編

〔一九三三〕

一九八〇

六二六―六三〇)

\*八月朔日。今枝民部の家士多和田彌四郎、黒田次郎左衛門を殺害す。

〔浚新秘策〕

一、八朔五時頃今枝民部家老黒田次郎左衛門二百石を同役多和田庄右衛門子彌四郎と申者刃殺仕事。庄左衛門六十歳余、百八十石。彌四郎二十三歳、民部近習。八朔卯刻彌四郎罷出候。次郎左衛門は六半時罷出、常家老共詰申席江罷越居申候所、彌四郎参り呼立候に付、次郎左衛門奥の方へ二間計致誘引参候へば、常々申達候趣は御失念有之間敷と存候。乍然只今まで且而何之挨拶も無之候。覚悟可有之旨申候而、

脇刺抜かけ候。次郎左衛門も一旦抜合候所、如何存候哉遁出、台所の方へ參候。追懸參候處に、二階へ之梯子有之候、其陰へ隠れ候。此所に而少々切合候よし。彌四郎父庄左衛門も其處に相見え候付、次郎左衛門又かけ出、最前之所へ罷越、中敷居に躓き倒申所を切懸、二刀めに右之腕を打落し申候旨。とゞめを指申時分申聞候は、其方寛可有之候。全く自分之遺恨は無之候。民部様御為を悪敷仕候様年来之事に候。夫故御為と存如此に候旨申述、とゞめ指候而自殺可仕と仕候所を、父庄左衛門指寄自殺を留置候。民部は食事之内にて、何事に候哉と罷出候所、右之為体に付脇刺抜持、彌四郎不屈之仕形に候、次郎左衛門江は何之意趣にケ様に仕候哉とて、脇指之むねを以二・三度打被申候。彌四郎儀脇刺を打捨、謹而申候は、御手打にも被遊候ば本望之儀に御座候。次郎左衛門は私の遺恨は無御座候。内々申上置候趣も御座候。御為と存殺害仕候。御吟味之上如何様とも御法之通被仰付可被下候。委細は書置に相見え申旨にて一封指出候。庄左衛門儀、彌四郎自殺を留置時、手疵を得申敷、指を半切申候。

一、彌四郎は先其分に仕、給人田丸彦左衛門宅へ被預候。父庄左衛門儀如何之首尾に候哉、是又給人阿岸惣次郎宅へ被預候。彌四郎此儀存立候は、七月廿一・二日之頃より之儀に候所、其節をば因果忌中に罷成、八朔忌明に付罷出申候由。

一、八朔出仕日に付、五時より諸頭登城、年寄中も五半時頃迄に着々登城有之候。民部は登城無之、血に穢候故遠慮に存登城不仕旨、紙面を以断有之由。民部宅へ參会相談之人は、前田伊織・宮崎長太夫・小堀佐兵衛也。

一、彌四郎父庄左衛門、助太刀仕旨之風説有之候。其趣不分明。但庄左衛門手に指に疵附あるも、所々に有之に付、前田修理被相尋候所、庄左衛門申候は、せがれ彌四郎儀次郎左衛門を追懸申時分、助可仕与存抜申時分、自身疵附申かと覚申候旨申候。依之助太刀も仕事と詮議にも及申候。乍然八朔其辺に在合申者其吟味之口上書に、庄左衛門其場にて脇刺抜候を見申旨相調候者は一人も無之候。此儀不審晴不申一事に候。密に承合候所、其砌民部被罷出、彌四郎儀不屈之至とて、脇指のみねにて一・二度も打被申、手打之様に相見え候故、庄左衛門是は勿体なき儀に奉存候。私共に可被仰付とて脇指を抑へ申時、民部脇刺にて指を切申候。此儀を申頭候へば不宜候故、能と助太刀も仕候様申罷仕候。

一、庄左衛門儀、次郎左衛門へ意趣有之、彌四郎与申談右之仕合に候哉と吟味有之候所、成ほど彌四郎同然にかねがね存依罷仕候。彌四郎右之通に不仕候はゞ、私手に掛可申心底に御座候旨申罷在候。依之被預候由。

一、右之趣を以彌四郎へも吟味有之候所、彌四郎申候は、一向庄左衛門は不申談候。庄左衛門へ申聞候儀も且而無御座候。其証拠には懷中に庄左衛門宛所之書置仕置候。私死後に此趣承知仕候為に調置申候。是に而御察可被下候旨申候。

一、家老三人之内次郎左衛門相果、庄左衛門は被預候。今一人多和田藤左衛門と申者、是も庄左衛門同姓に候へども、続き遠く罷成候故、無遠慮用事相勤申候。

一、次郎左衛門儀、父又右衛門共に、平生家中一同に憎み申者に候。便安にて並々より様子宜敷相見、父子共民部ことの外氣に入、懇意に被召使、居宅も過分之居なし建而贈候由。八朔右之趣に取結候節、与力以下数十人有合候者共、一人もたすけ申者、又はさへわけ可申と心附候者も無之候。折節如何之儀に候哉、家内霧の込入申様におぐらく罷成、見付不申者も数多有之由。

一、子息（筆者注… 民部子息）主水一卷落着間もなき事に付、主水へ対しケ様之首尾も仕出し候かと疑敷候所、主水一卷には預不申。元来家中納得不仕此者故に、民部も人口に入被申儀居多有之由にて、彌四郎存立候由。

一、二日に民部登場、同列之中にて、彌四郎儀其身申所は一往聞え申様成所も有之候へども、畢竟分も無之事共に候旨被申候。其様子彌四郎は乱心之体に被申候様子之由。

一、六日迄は彌四郎殺害又は切腹之沙汰も無之候。六日に前田伊織へ見廻承申者申聞候は、庄左衛門父子不届至極之趣に伊織・長太夫も被存候由に付、右之趣共は表裏之様子に候間、其心得可仕旨申聞候。

右は世上之風説にて、目撃も仕候様に申者有之候付、信用仕者多有之候事。

〔浚新秘策〕

一、民部頭は奥村内記也。彌四郎父子之仕形、庄左衛門を殺害仕候首尾闇打同事にて、喧嘩之沙汰には及間敷ほどの内記存寄、殊に庄左衛門儀、其身乍相預せがれ彌四郎所之様に仕成候為体、別而不届に候故、本人同罪たるべき事也とおもわくに候。乍然民部存寄有之、庄左衛門は一等罪軽く申付度所存に候由段々達御聴、常十二日迄に訳立、十三日に落着申付候事如左。

一、多和田庄左衛門は一生活さくみへ入禁錮。

一、多和田彌四郎儀切腹申付候。庄左衛門次男有之、最も民部召使候處此度扶持放申候。

一、黒田次郎左衛門子ども有之候へども、跡目断絶申渡。

以上

八月以来民部重病不起之病にて、十二月十六日病死、七十四歳。

加賀 19

享保十四年

（前田育徳会編

〔一九三三〕

一九八〇

六九五—六九七）

\*十二月廿七日。馬廻組堀彌三左衛門、人持組三田村監物と争ひて之を傷つく。

〔浚新秘策〕

一、享保十四年極月廿七日三田村監物宅江監物は預玄院夫人の弟、公家の外舅にて其秩四千石也。御馬廻堀彌三左衛門罷越、旧怨有之旨申立、打果可申旨紙面にも相調罷越候。監物三ヶ所手疵を蒙り候。怨之覚無之に付相手に不罷成候旨にて、彌三左衛門は家老・用人等数輩手込に仕、大小をも被支取、専乱心之為体に仕置候而、隣家には先前田中務へ案内に及、被罷越候。其外案内にて罷越候衆中は、旧縁に付本多安房守殿・同主水・寺西市正、其外預玄院様附足輕頭小幡平三、并関屋佐左衛門・戸田与一郎等罷越候。組頭村井主善殿は病中に付、正月之御用番奥村内記殿へ案内有之候而被罷越候。彌三左衛門頭は黒坂吉左衛門に付、是へ案内は関屋佐左衛門より夜四時頃申達候。吉左衛門相頭戸田鞠負へは、黒坂より申達罷越候。御横目は小寺市郎右衛門・津田五左衛門罷出申候。世上風説には喧嘩之沙汰に不及、彌三左衛門乱心之体に申慣し、真偽難決存候に付、頭吉左衛門へ承合候所、見聞之趣并存寄之品具に申聞、証拠明白成事共にて、乱心之体にて聊無之趣、則左に記之候彌三左衛門は監物妻兄にて、其腹に嫡子も有之、新助と申候所、去年六歳にて病死、女子も有之候。彌三左衛門知行三百石、父は平丞と申候。

一、吉左衛門へ案内は、関屋佐左衛門紙面にて、御組之内急切之品有之候、得御意可申筋候間、早々



三田村監物宅へ迄御出可被成旨、夜四時頃申来候に付、尤其儘拵候内に、組方御用相勤候もの逸足を出し監物宅へ罷越、佐左衛門を式台へ呼出し、如何様之急用に候哉有増承度候。様子次第相頭戸田鞆負申談、兩人にて承可申候、又は一人にても、兎角様子承度旨申遣候。其内彼宅門前へ迄罷越候所、内より右使者罷出、監物手疵蒙被申候趣を申候に付、即刻鞆負へ案内仕候。鞆負被罷出候而、可申談彌三左衛門へ逢申候。其時迄彌三左衛門をば取りに仕置、六・七人も打寄、足に兩人手に兩人、腹之上に乗かゝり居申者も有之、尾籠千万之体に付、先いづれも家来中支不可申候旨申聞、不殘立退け申候。彌三左衛門大小は勿論無之、鼻紙袋・印籠等之品までも一色も其辺には相見え不申。暫しづめ置、口上承届申候處、口状にて申述候趣紙面に相調、書は箱へ入之、上をふくさに包、先刻可打果と打掛候時迄慥に懷中に有之、大勢とりこに仕候後如何罷成候哉不存候。家来中へ相尋候様申候。監物家来共は左様之儀も無之旨申候。扱口上之趣は、監物へ対し遺恨一朝一夕之儀にて無御座候。但只今存立候は、去年嫡子新助病死之後は、内所へ対し疎略之仕形多有之候。妾に男子出生之後は、別而様子も違不宜候。是一つ。今年何月何日三歳之女子宮参之節、姪之儀に候へば拙宅江可被立寄之所、何之節目も無之閑屋佐左衛門宅へ立寄申候。是二つ。近年勝手困窮に及難渋仕候節、無之心之儀申入候得共、一向頓着無之候。是三つ。且又年来人を慢り、過言緩怠之儀多有之候。是四つ。此等を以堪忍難仕候に付、今日は決して打果申所存に付、右之趣紙面に調致懷中候。監物承り、一々其申開き有之。其節家老・御用人多詰掛有之、中々存分可成体に無之に付、左様に申開きも有之上は、堪忍仕可罷帰之旨申述致退出候。使者之間迄監物も送被申候。玄閑江迄罷出、用人江申聞、内所へ罷越妹に達申度用事有之旨申、立帰内所へ参り申体に仕成、居間へかけ入候所、監物は火燵にあたり臥有之候。刀を抜掛候所、火燵之台へ切付、肩先へ僅当申候。其内にはや後よりいだけ申候。一の刀にて切かけ候へば、監物之指三少々切れ、切先股に当り、此疵少々重き方に候。家来共大勢にて組留、大小も被支取、其座を退け申候。監物は脇指抜合候へども、はやく家来共引退申候。其上一円覚も無之儀、切殺候ては相手にも仕様に相見え可申と存、抜ながら切掛不申候と被申候旨、又は右之料簡故態と脇刺をも不拔合旨被申候とも、両説に承申候。内記殿御申渡候は、委細之首尾言上之上御下知も可有之候。其間は彌三左衛門儀自宅江引取、兄弟堀萬兵衛御小將土肥庄左衛門組・堀嘉忠次組外大橋又兵衛組。指添可罷在候旨に付、其段吉左衛門・鞆負申渡候。大小を相尋候所、何方へ参候哉相知不申候。時刻言外移り候に付、先丸腰にて式台へ迄誘引仕罷在、佐左衛門を以大小被相渡候様に申達候所、良久敷候て佐左衛門指出相渡候に付、則萬兵衛・嘉忠次へ相渡、彌三左衛門為指可申とも、又は駕籠之内入置可申とも、其段料簡次第之様と申含候。彌三左衛門せがれ藤馬十七・八歳に罷成旨、此門前へ迄詰掛有之候。内記殿指図旨にて相返し申候。彌三左衛門供之若党は、家来を召連能越有之候。各退出は夜明頃に罷成候。御次江一番に及御案内候者、小幡平三申上候。泊番表御小將番頭閑屋長太夫被遣、監物手疵之様子無御心元思召候條、見分仕可罷越旨被仰付候。長太夫罷越候處、内記殿いまだ御仕合に候。長太夫手疵様子無心元思召被遣候御使之儀に御座候。首尾之儀は夫々御役人中承可申儀に御座候。私可承儀とは不存旨申述罷帰候。

〔政隣記〕

十二月廿七日夜、人持組三田村監物方江、小舅御馬廻組定檢地奉行堀彌三左衛門儀、監物宅に而及口

論、監物少々手を負候得共、双方共存命。右に付監物宅江本多安房守・奥村内記、御横目小寺市郎右衛門・津田五左衛門罷越、且御表小將・御番頭関屋長太夫泊番に候處、監物方江以前心易参候由に而、見分に被遣之候。彌三左衛門頭黒坂吉左衛門・戸田鞠負も罷越、彌三左衛門儀宅江相返、右両頭・御横目同夜罷出言上仕候。彌三左衛門には、堀嘉忠次・堀萬兵衛御番を引指添、久々仕之。右監物、彌三左衛門縁者之處、利欲之事に付及口論候由也。家来大勢出合彌三左衛門を致手籠置。前記二十七日夜一件に付、彌三左衛門者弟萬兵衛に御預置、監物者指扣被仰付。

元文元年 (前田育徳会編 [一九三三] 一九八〇… 九四八—九四九)

六月十八日。三田村監物・堀彌三左衛門先に相争ひたるを以て知行を召放さる。

〔大野木克寛日記〕

六月十八日今日三田村監物儀、村井主善長堅之宅江召寄、安房守列座。御横目樋口次右衛門罷出。監物儀先年堀彌三左衛門と出入之首尾不埒に付引籠罷有候。依之御知行四千石被召放、卅人扶持被下置候。急度逼塞可罷有旨被仰出。其趣主善演述之、監物退出と云々。同日堀彌三左衛門儀、組頭伊藤彦兵衛宅江召寄、相頭并御横目列座。彌三左衛門儀先年三田村監物と出入之首尾に付引籠罷有候。依之御知行三百五十石被召放、十五人扶持被下置候。急度逼塞可罷有旨被仰出之趣、彦兵衛申渡之。御請之躰尤之様子に候由也。右兩人江被仰渡之趣、色々取沙汰有之候へ共不知、追而可記乎。

十九日、今日三田村監物せがれ新次郎被為召、新知三千石内千石与力知被下置、人持に御加被遊旨、月番土佐守申渡之。

同日、堀彌三左衛門せがれ藤馬被為召、新知二百石被下置、御馬廻組に御加被遊旨、土佐守申渡之。

加賀 20

寛延二(一七四九)年 (前田育徳会編 [一九三四] 一九八〇… 五九六—五九七)

八月廿二日。小松に於いて城番三田村左京の用人水島太郎左衛門、給人野口助太夫と鬭諍す。

〔政隣記〕

八月廿二日、小松御城番三田村左京在小松之處、用人水嶋太郎左衛門と給人野口助太夫口論致喧嘩候處、太郎左衛門深手負ひ養子伴七を呼び候處、伴七出合助太夫を切殺候。其時太郎左衛門申候は、深手に而以之外致難儀候、迎も助り不申候條致介錯候様にと申に付、其儘太郎左衛門之首を切申候。依之小松御馬廻より兩人檢使も有之候。然處左京より右伴七助命願之處、早速致殺害候様、今廿二日月番對馬守殿宅に而被仰渡。翌廿三日左京頭村井主善殿宅に而、安房守殿立合、御横目兩人出席、今般左京取嘔願之趣茂不宜に付、急度指扣被仰付、為代小松江者點先前田権佐被遣。但十一月十五日左京指扣御免許。